

港小学校長寿命化改良工事

機械設備工事

図面リスト 校舎棟

図面番号	図面名	縮尺 (A1)	縮尺 (A3)	図面番号	図面名	縮尺 (A1)	縮尺 (A3)	図面番号	図面名	縮尺 (A1)	縮尺 (A3)
特M-01	機械設備工事特記仕様書 1/8										
特M-02	機械設備工事特記仕様書 2/8	NS	NS	M-26	給排水衛生設備 校舎棟 3階平面図 (改修前・後)	1/200	1/400	M-59	空気調和設備 換気機器表 1 (改修後)	NS	NS
特M-03	機械設備工事特記仕様書 3/8	NS	NS	M-27	給排水衛生設備 校舎棟 4階平面図 (改修前・後)	1/200	1/400	M-60	空気調和設備 換気機器表 2 (改修後)	NS	NS
特M-04	機械設備工事特記仕様書 4/8	NS	NS	M-28	給排水衛生設備 校舎棟 R階・P H階平面図 (改修前・後)	1/200	1/400	M-61	空気調和設備 換気計算表 (改修後)	NS	NS
特M-05	機械設備工事特記仕様書 5/8	NS	NS	M-29	給排水衛生設備 校舎棟 1階平面詳細図 1 (改修前)	1/50	1/100	M-62	空気調和設備 校舎棟 1階配管平面図 (改修前・後)	1/200	1/400
特M-06	機械設備工事特記仕様書 6/8	NS	NS	M-30	給排水衛生設備 校舎棟 1階平面詳細図 1 (改修後)	1/50	1/100	M-63	空気調和設備 校舎棟 2階配管平面図 (改修前・後)	1/200	1/400
特M-07	機械設備工事特記仕様書 7/8	NS	NS	M-31	給排水衛生設備 校舎棟 1階平面詳細図 2 (改修前)	1/50	1/100	M-64	空気調和設備 校舎棟 3階配管平面図 (改修前・後)	1/200	1/400
特M-08	機械設備工事特記仕様書 8/8	NS	NS	M-32	給排水衛生設備 校舎棟 1階平面詳細図 2 (改修後)	1/50	1/100	M-65	空気調和設備 校舎棟 4階配管平面図 (改修前・後)	1/200	1/400
		NS	NS	M-33	給排水衛生設備 校舎棟 2階平面詳細図 1 (改修前)	1/50	1/100	M-66	空気調和設備 校舎棟 R階・P H階配管平面図 (改修前・後)	1/200	1/400
M-01	凡例表 (校舎棟)			M-34	給排水衛生設備 校舎棟 2階平面詳細図 1 (改修後)	1/50	1/100	M-67	空気調和設備 校舎棟 室外機置場配管平面詳細図 (改修前・後)	1/50	1/100
M-02	配置図 (1) (改修前)	NS	NS	M-35	給排水衛生設備 校舎棟 2階平面詳細図 2 (改修前)	1/50	1/100	M-68	空気調和設備 校舎棟 室外機置場配線平面詳細図 (改修前・後)	1/50	1/100
M-03	配置図 (2) (改修後)	1/300	1/600	M-36	給排水衛生設備 校舎棟 2階平面詳細図 2 (改修後)	1/50	1/100	M-69	空気調和設備 校舎棟 1階ダクト平面図 (改修前・後)	1/200	1/400
M-04	配置図 (3) (改修後)	1/300	1/600	M-37	給排水衛生設備 校舎棟 3階平面詳細図 1 (改修前)	1/50	1/100	M-70	空気調和設備 校舎棟 2階ダクト平面図 (改修前・後)	1/200	1/400
M-05	給排水衛生設備 機器表 (改修前)	NS	NS	M-38	給排水衛生設備 校舎棟 3階平面詳細図 1 (改修後)	1/50	1/100	M-71	空気調和設備 校舎棟 3階ダクト平面図 (改修前・後)	1/200	1/400
M-06	給排水衛生設備 機器表 (改修後)	NS	NS	M-39	給排水衛生設備 校舎棟 3階平面詳細図 2 (改修前)	1/50	1/100	M-72	空気調和設備 校舎棟 4階ダクト平面図 (改修前・後)	1/200	1/400
M-07	給排水衛生設備 器具表 1 (改修前)	NS	NS	M-40	給排水衛生設備 校舎棟 3階平面詳細図 2 (改修後)	1/50	1/100	M-73	空気調和設備 屋内運動場北倉庫平面図 (改修前・後)	1/50	1/100
M-08	給排水衛生設備 器具表 2 (改修前)	NS	NS	M-41	給排水衛生設備 校舎棟 4階平面詳細図 1 (改修前)	1/50	1/100	M-74	空気調和設備 便所倉庫棟 平面図 (改修後)	1/50	1/100
M-09	給排水衛生設備 器具表 1 (改修後)	NS	NS	M-42	給排水衛生設備 校舎棟 4階平面詳細図 1 (改修後)	1/50	1/100	M-75	空気調和設備 倉庫 (用務員室)・倉庫 (農機具庫) 平面図 (改修前)	1/50	1/100
M-10	給排水衛生設備 器具表 2 (改修後)	NS	NS	M-43	給排水衛生設備 校舎棟 4階平面詳細図 2 (改修前)	1/50	1/100	M-76	仮設計画 給排水衛生設備 校舎棟 屋外配管図	1/150	1/300
M-11	給排水衛生設備 樹リスト (改修前・後)	NS	NS	M-44	給排水衛生設備 校舎棟 4階平面詳細図 2 (改修後)	1/50	1/100	M-77	仮設計画 給排水衛生設備 校舎棟 R階平面詳細図	1/50	1/100
M-12	給排水衛生設備 受水槽詳細図 (改修後)	1/30	1/60	M-45	給排水衛生設備 校舎棟 R階平面詳細図 1 (改修前)	1/50	1/100	M-78	仮設計画 空気調和設備 校舎棟 2階平面図	1/100	1/200
M-13	給排水衛生設備 系統図 (改修前・後)	NS	NS	M-46	給排水衛生設備 校舎棟 R階平面詳細図 1 (改修後)	1/50	1/100	M-79	切廻し計画 調理室 1階平面図 (改修前)	1/50	1/100
M-14	給排水衛生設備 アイソメ図・消火設備計算書 (改修後)	NS	NS	M-47	給排水衛生設備 校舎棟 R階平面詳細図 2 (改修前)	1/50	1/100	M-80	切廻し計画 調理室 1階平面図 (改修後)	1/50	1/100
M-15	給排水衛生設備 屋外配管図 1 (改修前)	1/150	1/300	M-48	給排水衛生設備 校舎棟 R階平面詳細図 2 (改修後)	1/50	1/100	M-81	プロット 北側立面図 (改修前・後)	1/150	1/300
M-16	給排水衛生設備 屋外配管図 1 (改修後)	1/150	1/300	M-49	給排水衛生設備 校舎棟 P H階平面詳細図 (改修前・後)	1/50	1/100	M-82	プロット 東側・西側立面図 (改修前・後)	1/150	1/300
M-17	給排水衛生設備 屋外配管図 2 (改修前)	1/150	1/300	M-50	給排水衛生設備 校舎棟 室外機置場平面詳細図 (改修前・後)	1/50	1/100	M-83	プロット 南側立面図 (改修前・後)	1/150	1/300
M-18	給排水衛生設備 屋外配管図 2 (改修後)	1/150	1/300	M-51	給排水衛生設備 屋内運動場棟 平面図 (改修前)	1/100	1/200				
M-19	給排水衛生設備 屋外配管図 3 (改修前)	1/150	1/300	M-52	給排水衛生設備 屋内運動場棟 平面図 (改修後)	1/100	1/200				
M-20	給排水衛生設備 屋外配管図 3 (改修後)	1/150	1/300	M-53	給排水衛生設備 屋内運動場北倉庫平面図 (改修前・後)	1/50	1/100				
M-21	給排水衛生設備 屋外配管図 4 (改修前)	1/150	1/300	M-54	給排水衛生設備 便所倉庫棟 平面図 (改修後)	1/50	1/100				
M-22	給排水衛生設備 屋外配管図 4 (改修後)	1/150	1/300	M-55	給排水衛生設備 倉庫 (用務員室)・倉庫 (油庫)・倉庫 (農機具庫)・屋外トイレ 平面図 (改修前)	1/50	1/100				
M-23	給排水衛生設備 受水槽廻り詳細図 (改修前・後)	1/50	1/100	M-56	空気調和設備 空調機器表 (改修前)	NS	NS				
M-24	給排水衛生設備 校舎棟 1階平面図 (改修前・後)	1/200	1/400	M-57	空気調和設備 空調機器表 (改修後)	NS	NS				
M-25	給排水衛生設備 校舎棟 2階平面図 (改修前・後)	1/200	1/400	M-58	空気調和設備 換気機器表 (改修前)	NS	NS				

図面リスト2 給食棟

[illegible]

機 械 設 備 工 事 特 記 仕 様 書																																								
章 項 目		特 記 事 項				備 考		章 項 目		特 記 事 項				備 考																										
第1章 一般事項	1.1.1 適用	1. この特記事項以外は下記に準拠する。但し、本工事に関係しない事項は適用しない。 1) 高浜市工事請負契約約款 2) 工事請負契約書 3) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和4年版） 4) “ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（令和4年版） 5) “ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和4年版） 6) “ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（令和4年版） 7) “ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版） 8) “ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和4年版） 9) “ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版） 10) “ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和4年版） 11) “ 建築物解体工事共通仕様書（令和4年版） 12) 関係法令及び諸工事基準 13) 愛知県建築工事品質管理要領				【改修1.1.1】		第2章 工事関係図書	1.2.1 実施工程表	○ 有（ 2 年 9ヶ月 ） ※ 無				第3章 工事関係図書	3.1.1 環境への配慮	* 愛知県環境物品等調達方針（https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/000009402.htmlを参照。）別記2(25)に掲げられた一般資材、建設機械等の選定に当たっては、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、品目ごとの判断の基準を満足するものを使用するものとする。				第4章 機器及び材料	4.1.1 環境への配慮	* 「愛知県環境物品等調達方針」（https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/000009402.htmlを参照。）別記2(25)に掲げられた一般資材、建設機械等の選定に当たっては、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、品目ごとの判断の基準を満足するものを使用するものとする。				第5章 材料の品質等	5.1.1 材料の品質等	1. 機器類の能力容量は原則として表示された数値以上とする。（ただし、電容量は参考とする。） 2. 使用する機器及び材料等は、全て石綿を含まないものとする。 3. 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足しかつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努めるものとする。												
	1.1.2 用語の定義	* 公共建築工事標準仕様書 1. 1. 2 「書面」の用語の意義を次に読み替えるものとする。 「書面」とは、発行年月日が記載され、記名された文書をいう。なお、記名においては、氏名を併記せず、氏又は名を記すだけでもよいものとする。 * 工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手続等を遅滞なく行う。				【改修1.1.3】			1.2.2 電気保安技術者	* 主任技術者、監理技術者、特別監理技術者及び特別監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）の設置及びその他制度の運用については、「監理技術者制度適用マニュアル」（令和2年9月30日付国土建策175号国土交通省不動産・建設経済局建設業課発通知）によるものとする。					第6章 発生材の処理等	6.1.1 発生材の処理等	* 発生材指定 ※ 発生者希望 ※ 発生者希望 ※ その他（建築工事における選定2日制工事試行要領 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html） * 非施工場所以能停止とされる場合の代替措置 ※ 図示による * 天井内機器等の改修にともなう天井解体の条件 ※ 図示による * 発生材のうち、発生者に引渡しを要するもの（ ） ※ 図示による * 引き渡しを要するものは、監督職員の指定する場所へ整理し、施設管理者へ引き渡す。 * 引き渡しを要しないものはすべて場外に搬出し、下記建設副産物の項及び関係法令等に従い適正に処理する。 * 本工事で発生する産業廃棄物のうち愛知県内の最終処分場へ搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適正に取り扱うこと。 * 石綿含有建材は、大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること。 * 特別管理産業廃棄物の種類、処理方法（ ） ※ 図示による * 現場において再利用を図るもの（ ） ※ 図示による * 工事に伴い発生する指定副産物のうち、次のものは再資源化施設へ搬出する。 ※ コンクリート塊 ※ アスファルトコンクリート塊 ※ 建設発生木材 ※ 昭和47年以前の建築物：ポリサルファイド（テオコール）系コーキング ※ 平成元年前の製造機器：蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、変圧器（絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のもの）は対象外 上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。 * PCB含有物以外で引渡を要するもの（ ） * PCBを使用している機器材料は、適切な容器に収めた上で引渡しを要する。撤去した機器のメーカー名・型番・製造年月日を記載したリストを作成して発注者へ提出する。				第7章 建設副産物	7.1.1 建設副産物	1. 発生材については、「産業物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）その他関係法令の規定を遵守し「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」（以下「リサイクルガイドライン」という。）に基づき、適正に処理する。 2. 事前に建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）に登録及び必要事項を入力し、COBRISより出力される、「リサイクルガイドライン」に定める計画書（①、②）を監督職員に提出する。 ① 再生資源利用計画書（実施書）（様式1） ② 再生資源利用促進計画書（実施書）（様式2） 3. 工事完了時に「リサイクルガイドライン」に定める実施書（①、②）の内容をCOBRISに登録及び工事登録証明書を作成し、監督職員に提出する。 4. 建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。 5. 産業廃棄物処理法（以下「コンクリート」という。）に基づき、監督職員に提出する、マニフェスト集計表は任意書であり、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、産業物の内訳（1又はn3）、マニフェストの照合・確認日（電子マニフェストの場合は、引渡し年月日、マニフェスト番号（連絡番号）、車両ナンバー、産業物の内訳、運搬・処分・最終処分場の終了日）が記載され、発注者の記名があるものとする。また、紙マニフェストの場合は伝票を整理して保管し、必要に応じて検査員等に提示する。 * 「リサイクルガイドライン」 別表3に従い、分別収集を行う。				第8章 機器及び材料	8.1.1 環境への配慮	* 「愛知県環境物品等調達方針」（https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/000009402.htmlを参照。）別記2(25)に掲げられた一般資材、建設機械等の選定に当たっては、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、品目ごとの判断の基準を満足するものを使用するものとする。				第9章 材料の品質等	9.1.1 材料の品質等	1. 機器類の能力容量は原則として表示された数値以上とする。（ただし、電容量は参考とする。） 2. 使用する機器及び材料等は、全て石綿を含まないものとする。 3. 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足しかつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努めるものとする。					
	1.1.3 官公署その他への届出手続等	* 請負代金額が500万円以上の工事は、（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）の工事実績情報サービス（CORIS）に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を（JACICの様式「登録のための確認のお願い」に従って）受けた上、行う。（受注時、変更時、竣工時）また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。				【改修1.1.4】			1.2.3 発生材の処理等	* 発生材指定 ※ 発生者希望 ※ 発生者希望 ※ その他（建築工事における選定2日制工事試行要領 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html） * 非施工場所以能停止とされる場合の代替措置 ※ 図示による * 天井内機器等の改修にともなう天井解体の条件 ※ 図示による * 発生材のうち、発生者に引渡しを要するもの（ ） ※ 図示による * 引き渡しを要するものは、監督職員の指定する場所へ整理し、施設管理者へ引き渡す。 * 引き渡しを要しないものはすべて場外に搬出し、下記建設副産物の項及び関係法令等に従い適正に処理する。 * 本工事で発生する産業廃棄物のうち愛知県内の最終処分場へ搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適正に取り扱うこと。 * 石綿含有建材は、大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること。 * 特別管理産業廃棄物の種類、処理方法（ ） ※ 図示による * 現場において再利用を図るもの（ ） ※ 図示による * 工事に伴い発生する指定副産物のうち、次のものは再資源化施設へ搬出する。 ※ コンクリート塊 ※ アスファルトコンクリート塊 ※ 建設発生木材 ※ 昭和47年以前の建築物：ポリサルファイド（テオコール）系コーキング ※ 平成元年前の製造機器：蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、変圧器（絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のもの）は対象外 上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。 * PCB含有物以外で引渡を要するもの（ ） * PCBを使用している機器材料は、適切な容器に収めた上で引渡しを要する。撤去した機器のメーカー名・型番・製造年月日を記載したリストを作成して発注者へ提出する。						第10章 建設副産物	10.1.1 建設副産物	1. 発生材については、「産業物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）その他関係法令の規定を遵守し「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」（以下「リサイクルガイドライン」という。）に基づき、適正に処理する。 2. 事前に建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）に登録及び必要事項を入力し、COBRISより出力される、「リサイクルガイドライン」に定める計画書（①、②）を監督職員に提出する。 ① 再生資源利用計画書（実施書）（様式1） ② 再生資源利用促進計画書（実施書）（様式2） 3. 工事完了時に「リサイクルガイドライン」に定める実施書（①、②）の内容をCOBRISに登録及び工事登録証明書を作成し、監督職員に提出する。 4. 建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。 5. 産業廃棄物処理法（以下「コンクリート」という。）に基づき、監督職員に提出する、マニフェスト集計表は任意書であり、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、産業物の内訳（1又はn3）、マニフェストの照合・確認日（電子マニフェストの場合は、引渡し年月日、マニフェスト番号（連絡番号）、車両ナンバー、産業物の内訳、運搬・処分・最終処分場の終了日）が記載され、発注者の記名があるものとする。また、紙マニフェストの場合は伝票を整理して保管し、必要に応じて検査員等に提示する。 * 「リサイクルガイドライン」 別表3に従い、分別収集を行う。				第11章 建設副産物	11.1.1 建設副産物	1. 発生材については、「産業物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）その他関係法令の規定を遵守し「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」（以下「リサイクルガイドライン」という。）に基づき、適正に処理する。 2. 事前に建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）に登録及び必要事項を入力し、COBRISより出力される、「リサイクルガイドライン」に定める計画書（①、②）を監督職員に提出する。 ① 再生資源利用計画書（実施書）（様式1） ② 再生資源利用促進計画書（実施書）（様式2） 3. 工事完了時に「リサイクルガイドライン」に定める実施書（①、②）の内容をCOBRISに登録及び工事登録証明書を作成し、監督職員に提出する。 4. 建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。 5. 産業廃棄物処理法（以下「コンクリート」という。）に基づき、監督職員に提出する、マニフェスト集計表は任意書であり、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、産業物の内訳（1又はn3）、マニフェストの照合・確認日（電子マニフェストの場合は、引渡し年月日、マニフェスト番号（連絡番号）、車両ナンバー、産業物の内訳、運搬・処分・最終処分場の終了日）が記載され、発注者の記名があるものとする。また、紙マニフェストの場合は伝票を整理して保管し、必要に応じて検査員等に提示する。 * 「リサイクルガイドライン」 別表3に従い、分別収集を行う。																
	1.1.4 工事実績情報システムへの登録	* 請負代金額が500万円以上の工事は、（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）の工事実績情報サービス（CORIS）に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を（JACICの様式「登録のための確認のお願い」に従って）受けた上、行う。（受注時、変更時、竣工時）また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。				【改修1.1.7】			1.2.4 発生材の処理等	* 発生材指定 ※ 発生者希望 ※ 発生者希望 ※ その他（建築工事における選定2日制工事試行要領 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html） * 非施工場所以能停止とされる場合の代替措置 ※ 図示による * 天井内機器等の改修にともなう天井解体の条件 ※ 図示による * 発生材のうち、発生者に引渡しを要するもの（ ） ※ 図示による * 引き渡しを要するものは、監督職員の指定する場所へ整理し、施設管理者へ引き渡す。 * 引き渡しを要しないものはすべて場外に搬出し、下記建設副産物の項及び関係法令等に従い適正に処理する。 * 本工事で発生する産業廃棄物のうち愛知県内の最終処分場へ搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適正に取り扱うこと。 * 石綿含有建材は、大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること。 * 特別管理産業廃棄物の種類、処理方法（ ） ※ 図示による * 現場において再利用を図るもの（ ） ※ 図示による * 工事に伴い発生する指定副産物のうち、次のものは再資源化施設へ搬出する。 ※ コンクリート塊 ※ アスファルトコンクリート塊 ※ 建設発生木材 ※ 昭和47年以前の建築物：ポリサルファイド（テオコール）系コーキング ※ 平成元年前の製造機器：蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、変圧器（絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のもの）は対象外 上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。 * PCB含有物以外で引渡を要するもの（ ） * PCBを使用している機器材料は、適切な容器に収めた上で引渡しを要する。撤去した機器のメーカー名・型番・製造年月日を記載したリストを作成して発注者へ提出する。							第12章 建設副産物	12.1.1 建設副産物	1. 発生材については、「産業物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）その他関係法令の規定を遵守し「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」（以下「リサイクルガイドライン」という。）に基づき、適正に処理する。 2. 事前に建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）に登録及び必要事項を入力し、COBRISより出力される、「リサイクルガイドライン」に定める計画書（①、②）を監督職員に提出する。 ① 再生資源利用計画書（実施書）（様式1） ② 再生資源利用促進計画書（実施書）（様式2） 3. 工事完了時に「リサイクルガイドライン」に定める実施書（①、②）の内容をCOBRISに登録及び工事登録証明書を作成し、監督職員に提出する。 4. 建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。 5. 産業廃棄物処理法（以下「コンクリート」という。）に基づき、監督職員に提出する、マニフェスト集計表は任意書であり、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、産業物の内訳（1又はn3）、マニフェストの照合・確認日（電子マニフェストの場合は、引渡し年月日、マニフェスト番号（連絡番号）、車両ナンバー、産業物の内訳、運搬・処分・最終処分場の終了日）が記載され、発注者の記名があるものとする。また、紙マニフェストの場合は伝票を整理して保管し、必要に応じて検査員等に提示する。 * 「リサイクルガイドライン」 別表3に従い、分別収集を行う。																					
	1.1.7 関連工事等の調整	* 請負代金額が500万円以上の工事は、（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）の工事実績情報サービス（CORIS）に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を（JACICの様式「登録のための確認のお願い」に従って）受けた上、行う。（受注時、変更時、竣工時）また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。				【改修1.1.7】			1.2.5 発生材の処理等	* 発生材指定 ※ 発生者希望 ※ 発生者希望 ※ その他（建築工事における選定2日制工事試行要領 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html） * 非施工場所以能停止とされる場合の代替措置 ※ 図示による * 天井内機器等の改修にともなう天井解体の条件 ※ 図示による * 発生材のうち、発生者に引渡しを要するもの（ ） ※ 図示による * 引き渡しを要するものは、監督職員の指定する場所へ整理し、施設管理者へ引き渡す。 * 引き渡しを要しないものはすべて場外に搬出し、下記建設副産物の項及び関係法令等に従い適正に処理する。 * 本工事で発生する産業廃棄物のうち愛知県内の最終処分場へ搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適正に取り扱うこと。 * 石綿含有建材は、大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること。 * 特別管理産業廃棄物の種類、処理方法（ ） ※ 図示による * 現場において再利用を図るもの（ ） ※ 図示による * 工事に伴い発生する指定副産物のうち、次のものは再資源化施設へ搬出する。 ※ コンクリート塊 ※ アスファルトコンクリート塊 ※ 建設発生木材 ※ 昭和47年以前の建築物：ポリサルファイド（テオコール）系コーキング ※ 平成元年前の製造機器：蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、変圧器（絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のもの）は対象外 上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。 * PCB含有物以外で引渡を要するもの（ ） * PCBを使用している機器材料は、適切な容器に収めた上で引渡しを要する。撤去した機器のメーカー名・型番・製造年月日を記載したリストを作成して発注者へ提出する。								第13章 建設副産物	13.1.1 建設副産物				1. 発生材については、「産業物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）その他関係法令の規定を遵守し「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」（以下「リサイクルガイドライン」という。）に基づき、適正に処理する。 2. 事前に建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）に登録及び必要事項を入力し、COBRISより出力される、「リサイクルガイドライン」に定める計画書（①、②）を監督職員に提出する。 ① 再生資源利用計画書（実施書）（様式1） ② 再生資源利用促進計画書（実施書）（様式2） 3. 工事完了時に「リサイクルガイドライン」に定める実施書（①、②）の内容をCOBRISに登録及び工事登録証明書を作成し、監督職員に提出する。 4. 建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。 5. 産業廃棄物処理法（以下「コンクリート」という。）に基づき、監督職員に提出する、マニフェスト集計表は任意書であり、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、産業物の内訳（1又はn3）、マニフェストの照合・確認日（電子マニフェストの場合は、引渡し年月日、マニフェスト番号（連絡番号）、車両ナンバー、産業物の内訳、運搬・処分・最終処分場の終了日）が記載され、発注者の記名があるものとする。また、紙マニフェストの場合は伝票を整理して保管し、必要に応じて検査員等に提示する。 * 「リサイクルガイドライン」 別表3に従い、分別収集を行う。																	
		* 請負代金額が500万円以上の工事は、（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）の工事実績情報サービス（CORIS）に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を（JACICの様式「登録のための確認のお願い」に従って）受けた上、行う。（受注時、変更時、竣工時）また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。				【改修1.1.7】			1.2.6 発生材の処理等	* 発生材指定 ※ 発生者希望 ※ 発生者希望 ※ その他（建築工事における選定2日制工事試行要領 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html） * 非施工場所以能停止とされる場合の代替措置 ※ 図示による * 天井内機器等の改修にともなう天井解体の条件 ※ 図示による * 発生材のうち、発生者に引渡しを要するもの（ ） ※ 図示による * 引き渡しを要するものは、監督職員の指定する場所へ整理し、施設管理者へ引き渡す。 * 引き渡しを要しないものはすべて場外に搬出し、下記建設副産物の項及び関係法令等に従い適正に処理する。 * 本工事で発生する産業廃棄物のうち愛知県内の最終処分場へ搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適正に取り扱うこと。 * 石綿含有建材は、大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること。 * 特別管理産業廃棄物の種類、処理方法（ ） ※ 図示による * 現場において再利用を図るもの（ ） ※ 図示による * 工事に伴い発生する指定副産物のうち、次のものは再資源化施設へ搬出する。 ※ コンクリート塊 ※ アスファルトコンクリート塊 ※ 建設発生木材 ※ 昭和47年以前の建築物：ポリサルファイド（テオコール）系コーキング ※ 平成元年前の製造機器：蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、変圧器（絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のもの）は対象外 上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。 * PCB含有物以外で引渡を要するもの（ ） * PCBを使用している機器材料は、適切な容器に収めた上で引渡しを要する。撤去した機器のメーカー名・型番・製造年月日を記載したリストを作成して発注者へ提出する。									第14章 建設副産物				14.1.1 建設副産物	1. 発生材については、「産業物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）その他関係法令の規定を遵守し「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」（以下「リサイクルガイドライン」という。）に基づき、適正に処理する。 2. 事前に建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）に登録及び必要事項を入力し、COBRISより出力される、「リサイクルガイドライン」に定める計画書（①、②）を監督職員に提出する。 ① 再生資源利用計画書（実施書）（様式1） ② 再生資源利用促進計画書（実施書）（様式2） 3. 工事完了時に「リサイクルガイドライン」に定める実施書（①、②）の内容をCOBRISに登録及び工事登録証明書を作成し、監督職員に提出する。 4. 建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。 5. 産業廃棄物処理法（以下「コンクリート」という。）に基づき、監督職員に提出する、マニフェスト集計表は任意書であり、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、産業物の内訳（1又はn3）、マニフェストの照合・確認日（電子マニフェストの場合は、引渡し年月日、マニフェスト番号（連絡番号）、車両ナンバー、産業物の内訳、運搬・処分・最終処分場の終了日）が記載され、発注者の記名があるものとする。また、紙マニフェストの場合は伝票を整理して保管し、必要に応じて検査員等に提示する。 * 「リサイクルガイドライン」 別表3に従い、分別収集を行う。																
		* 請負代金額が500万円以上の工事は、（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）の工事実績情報サービス（CORIS）に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を（JACICの様式「登録のための確認のお願い」に従って）受けた上、行う。（受注時、変更時、竣工時）また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。				【改修1.1.7】			1.2.7 発生材の処理等	* 発生材指定 ※ 発生者希望 ※ 発生者希望 ※ その他（建築工事における選定2日制工事試行要領 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html） * 非施工場所以能停止とされる場合の代替措置 ※ 図示による * 天井内機器等の改修にともなう天井解体の条件 ※ 図示による * 発生材のうち、発生者に引渡しを要するもの（ ） ※ 図示による * 引き渡しを要するものは、監督職員の指定する場所へ整理し、施設管理者へ引き渡す。 * 引き渡しを要しないものはすべて場外に搬出し、下記建設副産物の項及び関係法令等に従い適正に処理する。 * 本工事で発生する産業廃棄物のうち愛知県内の最終処分場へ搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適正に取り扱うこと。 * 石綿含有建材は、大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること。 * 特別管理産業廃棄物の種類、処理方法（ ） ※ 図示による * 現場において再利用を図るもの（ ） ※ 図示による * 工事に伴い発生する指定副産物のうち、次のものは再資源化施設へ搬出する。 ※ コンクリート塊 ※ アスファルトコンクリート塊 ※ 建設発生木材 ※ 昭和47年以前の建築物：ポリサルファイド（テオコール）系コーキング ※ 平成元年前の製造機器：蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、変圧器（絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のもの）は対象外 上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。 * PCB含有物以外で引渡を要するもの（ ） * PCBを使用している機器材料は、適切な容器に収めた上で引渡しを要する。撤去した機器のメーカー名・型番・製造年月日を記載したリストを作成して発注者へ提出する。													第15章 建設副産物	15.1.1 建設副産物	1. 発生材については、「産業物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）その他関係法令の規定を遵守し「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」（以下「リサイクルガイドライン」という。）に基づき、適正に処理する。 2. 事前に建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）に登録及び必要事項を入力し、COBRISより出力される、「リサイクルガイドライン」に定める計画書（①、②）を監督職員に提出する。 ① 再生資源利用計画書（実施書）（様式1） ② 再生資源利用促進計画書（実施書）（様式2） 3. 工事完了時に「リサイクルガイドライン」に定める実施書（①、②）の内容をCOBRISに登録及び工事登録証明書を作成し、監督職員に提出する。 4. 建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。 5. 産業廃棄物処理法（以下「コンクリート」という。）に基づき、監督職員に提出する、マニフェスト集計表は任意書であり、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、産業物の内訳（1又はn3）、マニフェストの照合・確認日（電子マニフェストの場合は、引渡し年月日、マニフェスト番号（連絡番号）、車両ナンバー、産業物の内訳、運搬・処分・最終処分場の終了日）が記載され、発注者の記名があるものとする。また、紙マニフェストの場合は伝票を整理して保管し、必要に応じて検査員等に提示する。 * 「リサイクルガイドライン」 別表3に従い、分別収集を行う。															
		* 請負代金額が500万円以上の工事は、（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）の工事実績情報サービス（CORIS）に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を（JACICの様式「登録のための確認のお願い」に従って）受けた上、行う。（受注時、変更時、竣工時）また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。				【改修1.1.7】			1.2.8 発生材の処理等	* 発生材指定 ※ 発生者希望 ※ 発生者希望 ※ その他（建築工事における選定2日制工事試行要領 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html） * 非施工場所以能停止とされる場合の代替措置 ※ 図示による * 天井内機器等の改修にともなう天井解体の条件 ※ 図示による * 発生材のうち、発生者に引渡しを要するもの（ ） ※ 図示による * 引き渡しを要するものは、監督職員の指定する場所へ整理し、施設管理者へ引き渡す。 * 引き渡しを要しないものはすべて場外に搬出し、下記建設副産物の項及び関係法令等に従い適正に処理する。 * 本工事で発生する産業廃棄物のうち愛知県内の最終処分場へ搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適正に取り扱うこと。 * 石綿含有建材は、大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること。 * 特別管理産業廃棄物の種類、処理方法（ ） ※ 図示による * 現場において再利用を図るもの（ ） ※ 図示による * 工事に伴い発生する指定副産物のうち、次のものは再資源化施設へ搬出する。 ※ コンクリート塊 ※ アスファルトコンクリート塊 ※ 建設発生木材 ※ 昭和47年以前の建築物：ポリサルファイド（テオコール）系コーキング ※ 平成元年前の製造機器：蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、変圧器（絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のもの）は対象外 上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。 * PCB含有物以外で引渡を要するもの（ ） * PCBを使用している機器材料は、適切な容器に収めた上で引渡しを要する。撤去した機器のメーカー名・型番・製造年月日を記載したリストを作成して発注者へ提出する。														第16章 建設副産物	16.1.1 建設副産物			1. 発生材については、「産業物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）その他関係法令の規定を遵守し「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」（以下「リサイクルガイドライン」という。）に基づき、適正に処理する。 2. 事前に建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）に登録及び必要事項を入力し、COBRISより出力される、「リサイクルガイドライン」に定める計画書（①、②）を監督職員に提出する。 ① 再生資源利用計画書（実施書）（様式1） ② 再生資源利用促進計画書（実施書）（様式2） 3. 工事完了時に「リサイクルガイドライン」に定める実施書（①、②）の内容をCOBRISに登録及び工事登録証明書を作成し、監督職員に提出する。 4. 建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。 5. 産業廃棄物処理法（以下「コンクリート」という。）に基づき、監督職員に提出する、マニフェスト集計表は任意書であり、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、産業物の内訳（1又はn3）、マニフェストの照合・確認日（電子マニフェストの場合は、引渡し年月日、マニフェスト番号（連絡番号）、車両ナンバー、産業物の内訳、運搬・処分・最終処分場の終了日）が記載され、発注者の記名があるものとする。また、紙マニフェストの場合は伝票を整理して保管し、必要に応じて検査員等に提示する。 * 「リサイクルガイドライン」 別表3に従い、分別収集を行う。												
		* 請負代金額が500万円以上の工事は、（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）の工事実績情報サービス（CORIS）に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を（JACICの様式「登録のための確認のお願い」に従って）受けた上、行う。（受注時、変更時、竣工時）また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。				【改修1.1.7】			1.2.9 発生材の処理等	* 発生材指定 ※ 発生者希望 ※ 発生者希望 ※ その他（建築工事における選定2日制工事試行要領 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html） * 非施工場所以能停止とされる場合の代替措置 ※ 図示による * 天井内機器等の改修にともなう天井解体の条件 ※ 図示による * 発生材のうち、発生者に引渡しを要するもの（ ） ※ 図示による * 引き渡しを要するものは、監督職員の指定する場所へ整理し、施設管理者へ引き渡す。 * 引き渡しを要しないものはすべて場外に搬出し、下記建設副産物の項及び関係法令等に従い適正に処理する。 * 本工事で発生する産業廃棄物のうち愛知県内の最終処分場へ搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適正に取り扱うこと。 * 石綿含有建材は、大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること。 * 特別管理産業廃棄物の種類、処理方法（ ） ※ 図示による * 現場において再利用を図るもの（ ） ※ 図示による * 工事に伴い発生する指定副産物のうち、次のものは再資源化施設へ搬出する。 ※ コンクリート塊 ※ アスファルトコンクリート塊 ※ 建設発生木材 ※ 昭和47年以前の建築物：ポリサルファイド（テオコール）系コーキング ※ 平成元年前の製造機器：蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、変圧器（絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のもの）は対象外 上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。 * PCB含有物以外で引渡を要するもの（ ） * PCBを使用している機器材料は、適切な容器に収めた上で引渡しを要する。撤去した機器のメーカー名・型番・製造年月日を記載したリストを作成して発注者へ提出する。															第17章 建設副産物			17.1.1 建設副産物	1. 発生材については、「産業物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）その他関係法令の規定を遵守し「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」（以下「リサイクルガイドライン」という。）に基づき、適正に処理する。 2. 事前に建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）に登録及び必要事項を入力し、COBRISより出力される、「リサイクルガイドライン」に定める計画書（①、②）を監督職員に提出する。 ① 再生資源利用計画書（実施書）（様式1） ② 再生資源利用促進計画書（実施書）（様式2） 3. 工事完了時に「リサイクルガイドライン」に定める実施書（①、②）の内容をCOBRISに登録及び工事登録証明書を作成し、監督職員に提出する。 4. 建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。 5. 産業廃棄物処理法（以下「コンクリート」という。）に基づき、監督職員に提出する、マニフェスト集計表は任意書であり、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、産業物の内訳（1又はn3）、マニフェストの照合・確認日（電子マニフェストの場合は、引渡し年月日、マニフェスト番号（連絡番号）、車両ナンバー、産業物の内訳、運搬・処分・最終処分場の終了日）が記載され、発注者の記名があるものとする。また、紙マニフェストの場合は伝票を整理して保管し、必要に応じて検査員等に提示する。 * 「リサイクルガイドライン」 別表3に従い、分別収集を行う。											
		* 請負代金額が500万円以上の工事は、（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）の工事実績情報サービス（CORIS）に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を（JACICの様式「登録のための確認のお願い」に従って）受けた上、行う。（受注時、変更時、竣工時）また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。				【改修1.1.7】			1.2.10 発生材の処理等	* 発生材指定 ※ 発生者希望 ※ 発生者希望 ※ その他（建築工事における選定2日制工事試行要領 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html） * 非施工場所以能停止とされる場合の代替措置 ※ 図示による * 天井内機器等の改修にともなう天井解体の条件 ※ 図示による * 発生材のうち、発生者に引渡しを要するもの（ ） ※ 図示による * 引き渡しを要するものは、監督職員の指定する場所へ整理し、施設管理者へ引き渡す。 * 引き渡しを要しないものはすべて場外に搬出し、下記建設副産物の項及び関係法令等に従い適正に処理する。 * 本工事で発生する産業廃棄物のうち愛知県内の最終処分場へ搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適正に取り扱うこと。 * 石綿含有建材は、大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること。 * 特別管理産業廃棄物の種類、処理方法（ ） ※ 図示による * 現場において再利用を図るもの（ ） ※ 図示による * 工事に伴い発生する指定副産物のうち、次のものは再資源化施設へ搬出する。 ※ コンクリート塊 ※ アスファルトコンクリート塊 ※ 建設発生木材 ※ 昭和47年以前の建築物：ポリサルファイド（テオコール）系コーキング ※ 平成元年前の製造機器：蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、変圧器（絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のもの）は対象外 上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。 * PCB含有物以外で引渡を要するもの（ ） * PCBを使用している機器材料は、適切な容器に収めた上で引渡しを要する。撤去した機器のメーカー名・型番・製造年月日を記載したリストを作成して発注者へ提出する。																		第18章 建設副産物	18.1.1 建設副産物	1. 発生材については、「産業物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）その他関係法令の規定を遵守し「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」（以下「リサイクルガイドライン」という。）に基づき、適正に処理する。 2. 事前に建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）に登録及び必要事項を入力し、COBRISより出力される、「リサイクルガイドライン」に定める計画書（①、②）を監督職員に提出する。 ① 再生資源利用計画書（実施書）（様式1） ② 再生資源利用促進計画書（実施書）（様式2） 3. 工事完了時に「リサイクルガイドライン」に定める実施書（①、②）の内容をCOBRISに登録及び工事登録証明書を作成し、監督職員に提出する。 4. 建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は										

章	項	目	特 記 事 項	備 考	章	項	目	特 記 事 項	備 考														
第1編	【改修】1.4.3	再生資源の利用の 報告 再使用品	1) 愛知県あいくる材事先利用方針第3回のA⑦⑧及びA⑦⑧の認定資材を優先的に使用する。 2) 指定材一覧 <table><tr><th>施 工 場 所</th><th>品 目</th><th>規 格</th><th>再生原料等の指定</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>・指定しない ・指定しない</td></tr></table> あいくる材の指定があるものについて、上記一覧以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。 3) 指定材以外の使用に努める品目は、次のとおりとする。 ・再生加熱アスファルト混合物 ・再生路盤材 ・PC製品 ・舗装用ブロック ※（ ） 4) 工事完了時にあいくる材の使用実績をリサイクルガイドライン様式8「あいくる材使用状況報告書」及び様式9「あいくる材使用実績集約表」を電子データで監督職員に提出する。 ※再使用する機材の取外し前に確認する状態及び性能・機能 ※図示による ・（ ） ※取外し後、特別な清掃を行う機材及びその方法 ※図示による ・（ ） ※標準仕様書、図面等により指定された機材等以外で試験の必要な機材 （ ） ※ ・ 適用する ※ 適用しない <table><tr><th>適用機種</th><th>作業範囲</th><th>作業内容</th><th>資格（技能検定における選択作業）</th></tr><tr><td></td><td>機械設備工事の配管</td><td>配管工事の施工</td><td>1級配管技能士（建築配管作業）</td></tr></table> ※見本施工 ・実施しない ・実施する（ ） ※化学物質の濃度 ・測定する ※測定しない 測定時期（ ） 対象物質 ※ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、ステレン ・パラジクロロベンゼン （ ） 測定方法 ※パンプ型採取法 ・文科科学省「学校環境衛生の基準」による ・（ ） 測定する室/測定箇所数 （ ） （ ） （ ） （ ） （ ） ※中間技術検査 ・行わない ・行う（実施回数： 、実施時期： ） ※工事完了前に次の図書を作成し監督職員に提出する。 1) 完成原因（施工図を除く） 1部 2) 完成図（施工図を除く）及び契約図のA3版2つ折り製本（合本作成） 2部 3) 契約図の2つ折り製本 1部 4) 完成図（施工図を除く）の2つ折り製本 1部 5) 施工図の2つ折り製本 1部 6) 保全に関する資料 1部 7) その他必要書類 1部 8) 契約図、完成図（施工図除く）のPDFファイル（公共建築課PDFファイル作成ガイドラインによる） CD-RまたはDVD-R 2部 ※完成図の種類 ※1.7.2(7)による（改修は1.8.3(7)） ・（ ） ・（ ） ※原図作成方法 ※CAD作成し紙出力 紙の種類 ※PPC用「リフア」紙と和紙 同等品 ・「フロッピー」ディスク ・（ ） ※原図 ※設計原図と同じ ・（ ） 提出部数 ※原図：2部 ・（ ） ※CADデータ ※提出する ・「愛知県電子納品運用ガイドライン」に基づく ※監督職員との協議による ・（ ） ※提出しない CAD図面の作成にあたっては国土交通省「建築CAD図面作成要項（案）」に基づいて作成する。 ※模写図作成方法 ※1.7.1完成時の提出図面2）に代える ・（ ） ※養生範囲 ※図示による ・（ ） ※既存部分の養生方法 ※ビニールシート、合板等により適切に行う ・図示による ・（ ） ※固定された備品、机、ロッカー等の移動 ※図示による ・（ ） ※機材搬入搬出通路の養生 ※ビニールシート、合板等により適切に行う ・図示による ・（ ） ※撤去前に内容物の回収を要する機器、配管 ※図示による ・（ ） ※石綿撤去の方法・安全対策等 ※図示による ・（ ） ※機器撤去跡の孔及び壁色等の補修並びに床補修等 ※図示による ・（ ） ※撤去後の開口部（床、壁、天井等）の補修方法、仕上げの仕様 ※図示による ・（ ）	施 工 場 所	品 目	規 格	再生原料等の指定				・指定しない ・指定しない	適用機種	作業範囲	作業内容	資格（技能検定における選択作業）		機械設備工事の配管	配管工事の施工	1級配管技能士（建築配管作業）	いくる材事先利用方針、その他提出書類の様式等は次の愛知県建設企画課HPから入手することができます。 https://www.pref.aichi.jp/site/aic/	【改修1.4.6】 【改修1.6.2】 【改修1.6.5】 【改修1.6.9】 【改修1.7.2】 【改修1.8.2】 【改修1.8.3】 【改修1.8.4】 【改修1.8.3】 【改修3.1.1】	【改修1.4.6】 【改修1.6.2】 【改修1.6.5】 【改修1.6.9】 【改修1.7.2】 【改修1.8.2】 【改修1.8.3】 【改修1.8.4】 【改修1.8.3】 【改修3.1.1】	【改修1.4.6】 【改修1.6.2】 【改修1.6.5】 【改修1.6.9】 【改修1.7.2】 【改修1.8.2】 【改修1.8.3】 【改修1.8.4】 【改修1.8.3】 【改修3.1.1】
			施 工 場 所	品 目	規 格	再生原料等の指定																	
						・指定しない ・指定しない																	
			適用機種	作業範囲	作業内容	資格（技能検定における選択作業）																	
				機械設備工事の配管	配管工事の施工	1級配管技能士（建築配管作業）																	
			1.4.6	機材の検査に伴う試験																			
			5節	施 工																			
			1.5.2	技能士																			
			1.5.4	施工の検査等																			
			1.5.8	化学物質の濃度測定																			
第2編	【改修】3章	養 生	※仮設の方法は施設及び監督職員と協議する。 ※建物引き渡しまでの電気、水道、ガス等の料金（基本料金、電気主任技術者委託料を含む）は、協議の上、各工事受注者が負担する。 ※現場代理人においては、受注者との直接的な雇用関係、主任技術者（監理技術者）、専門技術者においては、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係があること。 ※契約款第10条に規定する現場代理人、主任技術者（監理技術者）の通知は、所定の様式（現場代理人等通知書）により、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。また建設業法に基づく監理技術者補佐、専門技術者を定めたときも同様とする。 ※受注者は、主任技術者について建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき他の工事と兼務させる場合や監理技術者について同施行令第28条及び第29条の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置することにより他の工事と兼務させる場合にあっては、所定の様式により業務届を作成の上、新たに契約した工事については工事請負契約締結後5日以内に、現に施工中の工事については原則業務期間の始期より前に、監督職員を通じて発注者に提出すること。 ※監理技術者の兼任要件等については、「建設業第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置要件について」のとおりとする。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/tokureikanrigijutusha.html （参照）	【改修1.4.6】 【改修1.6.2】 【改修1.6.5】 【改修1.6.9】 【改修1.7.2】 【改修1.8.2】 【改修1.8.3】 【改修1.8.4】 【改修1.8.3】 【改修3.1.1】	【改修1.4.6】 【改修1.6.2】 【改修1.6.5】 【改修1.6.9】 【改修1.7.2】 【改修1.8.2】 【改修1.8.3】 【改修1.8.4】 【改修1.8.3】 【改修3.1.1】	【改修1.4.6】 【改修1.6.2】 【改修1.6.5】 【改修1.6.9】 【改修1.7.2】 【改修1.8.2】 【改修1.8.3】 【改修1.8.4】 【改修1.8.3】 【改修3.1.1】	【改修1.4.6】 【改修1.6.2】 【改修1.6.5】 【改修1.6.9】 【改修1.7.2】 【改修1.8.2】 【改修1.8.3】 【改修1.8.4】 【改修1.8.3】 【改修3.1.1】																
			【改修】4章	撤 去																			
			【改修】4.2.4	撤去跡補修等																			
			その他																				
			※仮 設																				
			※光熱水費																				
			※現場代理人等																				
			【改修】5章	撤 去																			
			【改修】5.2.4	撤去跡補修等																			
			その他																				
第3編	【改修】5章	撤 去	※仮設の方法は施設及び監督職員と協議する。 ※建物引き渡しまでの電気、水道、ガス等の料金（基本料金、電気主任技術者委託料を含む）は、協議の上、各工事受注者が負担する。 ※現場代理人においては、受注者との直接的な雇用関係、主任技術者（監理技術者）、専門技術者においては、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係があること。 ※契約款第10条に規定する現場代理人、主任技術者（監理技術者）の通知は、所定の様式（現場代理人等通知書）により、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。また建設業法に基づく監理技術者補佐、専門技術者を定めたときも同様とする。 ※受注者は、主任技術者について建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき他の工事と兼務させる場合や監理技術者について同施行令第28条及び第29条の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置することにより他の工事と兼務させる場合にあっては、所定の様式により業務届を作成の上、新たに契約した工事については工事請負契約締結後5日以内に、現に施工中の工事については原則業務期間の始期より前に、監督職員を通じて発注者に提出すること。 ※監理技術者の兼任要件等については、「建設業第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置要件について」のとおりとする。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/tokureikanrigijutusha.html （参照）	【改修1.4.6】 【改修1.6.2】 【改修1.6.5】 【改修1.6.9】 【改修1.7.2】 【改修1.8.2】 【改修1.8.3】 【改修1.8.4】 【改修1.8.3】 【改修3.1.1】	【改修1.4.6】 【改修1.6.2】 【改修1.6.5】 【改修1.6.9】 【改修1.7.2】 【改修1.8.2】 【改修1.8.3】 【改修1.8.4】 【改修1.8.3】 【改修3.1.1】	【改修1.4.6】 【改修1.6.2】 【改修1.6.5】 【改修1.6.9】 【改修1.7.2】 【改修1.8.2】 【改修1.8.3】 【改修1.8.4】 【改修1.8.3】 【改修3.1.1】	【改修1.4.6】 【改修1.6.2】 【改修1.6.5】 【改修1.6.9】 【改修1.7.2】 【改修1.8.2】 【改修1.8.3】 【改修1.8.4】 【改修1.8.3】 【改修3.1.1】																
			【改修】5章	撤 去																			
			【改修】5.2.4	撤去跡補修等																			
			その他																				
			※仮 設																				
			※光熱水費																				
			※現場代理人等																				
			【改修】5章	撤 去																			
			【改修】5.2.4	撤去跡補修等																			
			その他																				
第4編	【改修】5章	撤 去	※仮設の方法は施設及び監督職員と協議する。 ※建物引き渡しまでの電気、水道、ガス等の料金（基本料金、電気主任技術者委託料を含む）は、協議の上、各工事受注者が負担する。 ※現場代理人においては、受注者との直接的な雇用関係、主任技術者（監理技術者）、専門技術者においては、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係があること。 ※契約款第10条に規定する現場代理人、主任技術者（監理技術者）の通知は、所定の様式（現場代理人等通知書）により、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。また建設業法に基づく監理技術者補佐、専門技術者を定めたときも同様とする。 ※受注者は、主任技術者について建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき他の工事と兼務させる場合や監理技術者について同施行令第28条及び第29条の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置することにより他の工事と兼務させる場合にあっては、所定の様式により業務届を作成の上、新たに契約した工事については工事請負契約締結後5日以内に、現に施工中の工事については原則業務期間の始期より前に、監督職員を通じて発注者に提出すること。 ※監理技術者の兼任要件等については、「建設業第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置要件について」のとおりとする。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/tokureikanrigijutusha.html （参照）	【改修1.4.6】 【改修1.6.2】 【改修1.6.5】 【改修1.6.9】 【改修1.7.2】 【改修1.8.2】 【改修1.8.3】 【改修1.8.4】 【改修1.8.3】 【改修3.1.1】	【改修1.4.6】 【改修1.6.2】 【改修1.6.5】 【改修1.6.9】 【改修1.7.2】 【改修1.8.2】 【改修1.8.3】 【改修1.8.4】 【改修1.8.3】 【改修3.1.1】	【改修1.4.6】 【改修1.6.2】 【改修1.6.5】 【改修1.6.9】 【改修1.7.2】 【改修1.8.2】 【改修1.8.3】 【改修1.8.4】 【改修1.8.3】 【改修3.1.1】	【改修1.4.6】 【改修1.6.2】 【改修1.6.5】 【改修1.6.9】 【改修1.7.2】 【改修1.8.2】 【改修1.8.3】 【改修1.8.4】 【改修1.8.3】 【改修3.1.1】																
			【改修】5章	撤 去																			
			【改修】5.2.4	撤去跡補修等																			
			その他																				
			※仮 設																				
			※光熱水費																				
			※現場代理人等																				
			【改修】5章	撤 去																			
			【改修】5.2.4	撤去跡補修等																			
			その他																				
第5編	【改修】5章	撤 去	※仮設の方法は施設及び監督職員と協議する。 ※建物引き渡しまでの電気、水道、ガス等の料金（基本料金、電気主任技術者委託料を含む）は、協議の上、各工事受注者が負担する。 ※現場代理人においては、受注者との直接的な雇用関係、主任技術者（監理技術者）、専門技術者においては、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係があること。 ※契約款第10条に規定する現場代理人、主任技術者（監理技術者）の通知は、所定の様式（現場代理人等通知書）により、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。また建設業法に基づく監理技術者補佐、専門技術者を定めたときも同様とする。 ※受注者は、主任技術者について建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき他の工事と兼務させる場合や監理技術者について同施行令第28条及び第29条の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置することにより他の工事と兼務させる場合にあっては、所定の様式により業務届を作成の上、新たに契約した工事については工事請負契約締結後5日以内に、現に施工中の工事については原則業務期間の始期より前に、監督職員を通じて発注者に提出すること。 ※監理技術者の兼任要件等については、「建設業第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置要件について」のとおりとする。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/tokureikanrigijutusha.html （参照）	【改修1.4.6】 【改修1.6.2】 【改修1.6.5】 【改修1.6.9】 【改修1.7.2】 【改修1.8.2】 【改修1.8.3】 【改修1.8.4】 【改修1.8.3】 【改修3.1.1】	【改修1.4.6】 【改修1.6.2】 【改修1.6.5】 【改修1.6.9】 【改修1.7.2】 【改修1.8.2】 【改修1.8.3】 【改修1.8.4】 【改修1.8.3】 【改修3.1.1】	【改修1.4.6】 【改修1.6.2】 【改修1.6.5】 【改修1.6.9】 【改修1.7.2】 【改修1.8.2】 【改修1.8.3】 【改修1.8.4】 【改修1.8.3】 【改修3.1.1】	【改修1.4.6】 【改修1.6.2】 【改修1.6.5】 【改修1.6.9】 【改修1.7.2】 【改修1.8.2】 【改修1.8.3】 【改修1.8.4】 【改修1.8.3】 【改修3.1.1】																
			【改修】5章	撤 去																			
			【改修】5.2.4	撤去跡補修等																			
			その他																				
			※仮 設																				
			※光熱水費																				
			※現場代理人等																				
			【改修】5章	撤 去																			
			【改修】5.2.4	撤去跡補修等																			
			その他																				

章	項目	特記事項	備考	章	項目	特記事項	備考																										
4節	配管施工の一般事項			2節	選択品	・ パソコン ・ プリンター ・ FAX ・ 複写機																											
	2.4.1 一般事項	・ 建築物導入部配管で不動沈下のおそれのある場合（排水、通気配管 除く）の施工方法 ・ 図示による ※標準図（建築物導入部の変位吸収配管要領（一））による	【改修2.2.1】		2節	受注者事務所等（設ける場合）	※ 構内（従業員宿舍除く） ・ 構外	1,200以上 工事名 ○○センター機械設備工事 工 期 ○○年○○月○○日まで 発注者 愛知県高浜市役所 工事監理者 ○○建設設計事務所 工事施工者 ○○設備株式会社 建設現場標識（例）																									
	2.4.2 冷温水、ブライン及び冷却水配管	・ 給水、給湯、冷温水、冷却水配管の絶縁継手の設置箇所及び仕様 ・ 7/21(1)と冷温水管の接続部 ・ 流量調整弁を設置 ・ 定流量弁を設置 ・ 図示による	【改修2.2.1】 【改修2.2.2】 【改修2.2.2】 【改修2.2.8】			2節	受注者事務所等（設ける場合）		※ 構内（従業員宿舍除く） ・ 構外	1,200以上 工事名 ○○センター機械設備工事 工 期 ○○年○○月○○日まで 発注者 愛知県高浜市役所 工事監理者 ○○建設設計事務所 工事施工者 ○○設備株式会社 建設現場標識（例）																							
	2.4.8 排水及び通気配管	・ 空調機用トラップの形式 ※図示による	・ ()				2節		材料置場		※ 構内	1,200以上 工事名 ○○センター機械設備工事 工 期 ○○年○○月○○日まで 発注者 愛知県高浜市役所 工事監理者 ○○建設設計事務所 工事施工者 ○○設備株式会社 建設現場標識（例）																					
	【改修】2.2.11 既設配管の再生を行う場合の留意事項	・ 既設配管の再生手法 ※図示による	・ ()						2節		その他仮設物		※ 構内（従業員宿舍除く） ・ 構外	1,200以上 工事名 ○○センター機械設備工事 工 期 ○○年○○月○○日まで 発注者 愛知県高浜市役所 工事監理者 ○○建設設計事務所 工事施工者 ○○設備株式会社 建設現場標識（例）																			
	5節	管の接合											2節		建設工事名称板	・ 設ける ※ 設けない ・ 他工事と共同設置	1,200以上 工事名 ○○センター機械設備工事 工 期 ○○年○○月○○日まで 発注者 愛知県高浜市役所 工事監理者 ○○建設設計事務所 工事施工者 ○○設備株式会社 建設現場標識（例）																
		2.5.7 ステンレス鋼管	・ 継手の種類 ○ (拡管式継手)								・ 図示による				2節	建設現場標識		※ 設ける (他工事と共同設置を可とする) ・ 設けない	1,200以上 工事名 ○○センター機械設備工事 工 期 ○○年○○月○○日まで 発注者 愛知県高浜市役所 工事監理者 ○○建設設計事務所 工事施工者 ○○設備株式会社 建設現場標識（例）														
		2.5.9 ビニル管	・ 給水管の接合方法 ※接着接合								・ ゴム輪接合 ・ 図示による					2節		仮設間仕切り種別		・ A種 ・ B種 ※C種	1,200以上 工事名 ○○センター機械設備工事 工 期 ○○年○○月○○日まで 発注者 愛知県高浜市役所 工事監理者 ○○建設設計事務所 工事施工者 ○○設備株式会社 建設現場標識（例）												
		2.5.10 ポリエチレン管	・ 管の接合方法 ・ 電気融着接合								・ メカニカル接合 ・ 図示による							2節		A種、B種の場合の塗装等仕上げ		・ 有 ※無	1,200以上 工事名 ○○センター機械設備工事 工 期 ○○年○○月○○日まで 発注者 愛知県高浜市役所 工事監理者 ○○建設設計事務所 工事施工者 ○○設備株式会社 建設現場標識（例）										
		2.5.11 架橋ポリエチレン管	・ 管の接合方法 ・ 電気融着接合								・ メカニカル接合 ・ 図示による									2節		建設発生土の有無 ○ 有 ・ 無 ○ 構外搬出（関係法令に従い適切に処理） （搬出先名称（所在地）： ） （片道運搬距離(km)： ） （片道運搬時間(時間)： ） （搬出先条件（土質試験、その他建設発生土の発生抑制や適正処分に必要な情報）： ） ・ 場内敷き均し 建設発生土を構外へ搬出する場合は、搬出先等の承諾を得たうえで、搬出先及び処分状況（高さ、勾配等）がわかる写真並びに運搬を証明する書類等を監督職員に提出する。		【改修 表1.2.3】	【改修 表1.2.3】								
2.5.12 ポリブテン管		・ 管の接合方法 ・ 熱融着接合	・ 電気融着接合 ・ メカニカル接合 ・ 図示による	2節							建設発生土の有無 ○ 有 ・ 無 ○ 構外搬出（関係法令に従い適切に処理） （搬出先名称（所在地）： ） （片道運搬距離(km)： ） （片道運搬時間(時間)： ） （搬出先条件（土質試験、その他建設発生土の発生抑制や適正処分に必要な情報）： ） ・ 場内敷き均し 建設発生土を構外へ搬出する場合は、搬出先等の承諾を得たうえで、搬出先及び処分状況（高さ、勾配等）がわかる写真並びに運搬を証明する書類等を監督職員に提出する。															【改修 表1.2.3】	【改修 表1.2.3】						
2.5.14 耐火二層管		・ 伸縮継手の設置箇所 ○ 図示による	・ ()		2節			建設発生土の有無 ○ 有 ・ 無 ○ 構外搬出（関係法令に従い適切に処理） （搬出先名称（所在地）： ） （片道運搬距離(km)： ） （片道運搬時間(時間)： ） （搬出先条件（土質試験、その他建設発生土の発生抑制や適正処分に必要な情報）： ） ・ 場内敷き均し 建設発生土を構外へ搬出する場合は、搬出先等の承諾を得たうえで、搬出先及び処分状況（高さ、勾配等）がわかる写真並びに運搬を証明する書類等を監督職員に提出する。																				【改修 表1.2.3】	【改修 表1.2.3】				
2.5.15 溶接接合		・ 溶接部の検査 非破壊検査 ・ 行わない ・ 行う（検査種類： ） ・ 図示による ・ 放射線透過検査の判定基準 採取率 ※表2.2.16による（改修は表2.2.2） ・ () ・ 図示による ・ 鋼管とステンレス鋼管、鋼管と鋼管の接合要領 ※標準図（異種管の接合要領）による ・ 図示による	【改修2.3.7】 【改修2.3.10】 【改修2.3.10】 【改修2.3.11】 【改修2.3.11】 【改修2.3.12】 【改修2.3.13】 【改修2.3.15】 【改修2.3.16】 【改修2.3.16】 【改修2.3.17】			2節				設計基準強度 ・ () ・ 15cm ・ 18cm ・ 図示による ・ () ・ 図示による																				【改修7.3.1】			
6節		勾配、吊り及び支持										2節																			設計基準強度 ・ () ・ 15cm ・ 18cm ・ 図示による ・ () ・ 図示による	【改修7.3.1】	
2.6.3 吊り及び支持		・ 表2.2.20（改修は表2.2.6）の形鋼掘れ止め支持不要箇所のうち特記により必要とする場合 必要箇所、分類、支持間隔 ※図示による	・ ()				2節		設計基準強度 ・ () ・ 15cm ・ 18cm ・ 図示による ・ () ・ 図示による					【改修7.3.1】																			
7節	埋設配管												2節				設計基準強度 ・ () ・ 15cm ・ 18cm ・ 図示による ・ () ・ 図示による																【改修7.3.1】
	2.7.1 一般事項	・ 埋設給水管の分岐、曲り部等の衝撃防護措置 ※図示による	・ ()												2節				設計基準強度 ・ () ・ 15cm ・ 18cm ・ 図示による ・ () ・ 図示による														
	【改修】5節 埋設配管															2節					設計基準強度 ・ () ・ 15cm ・ 18cm ・ 図示による ・ () ・ 図示による												
	2.5.1 一般事項	・ 管埋設部分の舗装等のはつり及び復旧工事 施工範囲 舗装仕様 ※図示による	・ () ・ ()															2節					設計基準強度 ・ () ・ 15cm ・ 18cm ・ 図示による ・ () ・ 図示による										
	【改修】7節 試験	2.7.1 一般試験	・ 地盤対策 ※図示による																	・ ()		2節		設計基準強度 ・ () ・ 15cm ・ 18cm ・ 図示による ・ () ・ 図示による	【改修7.3.1】								
			・ 植栽・芝生・舗装・石貼・タイル等の移植及び撤去、復旧及び再利用用品 ※図示による	・ ()							2節									設計基準強度 ・ () ・ 15cm ・ 18cm ・ 図示による ・ () ・ 図示による						【改修7.3.1】							
			・ 既設配管との接続部等、既設配管を含む部分の試験方法及び試験圧力 ※図示による	・ ()	2節			設計基準強度 ・ () ・ 15cm ・ 18cm ・ 図示による ・ () ・ 図示による																			【改修7.3.1】						
			・ システム全体の試験 ・ 行う ・ 行わない	・ ()		2節				設計基準強度 ・ () ・ 15cm ・ 18cm ・ 図示による ・ () ・ 図示による																		【改修7.3.1】					
			【改修】8節 撤去																										2節	設計基準強度 ・ () ・ 15cm ・ 18cm ・ 図示による ・ () ・ 図示による	【改修7.3.1】		
			2.8.2 既設配管の撤去	・ 既設配管の撤去範囲 ※図示による			・ ()		2節			設計基準強度 ・ () ・ 15cm ・ 18cm ・ 図示による ・ () ・ 図示による		【改修7.3.1】																			
3章			保温、塗装及び防錆工事	1節 保温工事			3.1.4 空気調和設備工事の保温						・ 空気調和設備工事の保温の種類 共同溝の保温種別 ・ () ・ 図示による 暗渠内の空調用のドレン管の保温 ・ 行う ・ 行わない ・ 図示による 保温化継ケース（冷媒管の保温外装） ・ 使用する ○使用しない ○（ステンレスワグ） ・ 図示による 外装材の種類（冷媒管に断熱材被覆配管を使用した場合） ・ 図示による 暗渠内のダクトの保温 ・ 行う ・ 行わない ・ 図示による 厨房用排気用ダクトの保温 ○ 行う ・ 行わない ・ 図示による 表2.3.2 注11 (7)～(7)のうち保温を行うもの ・ () ○ 図示による 表2.3.2 注12 (7)～(8)のうち保温を行うもの ・ () ・ 図示による 表2.3.2 注13 (7)～(2)のうち保温を行うもの ・ () ○ 図示による ・ 管及び機器の保温施工種別 表2.3.3 注8 冷媒管の保温化継ケースの材質 ・ () ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注10 施工種別aにおけるa2の適用 ※ A1 (ｼｰﾄﾀｲﾌﾟ) ・ A2 (ｼﾞｬｯｸﾀｲﾌﾟ) ・ 図示による 表2.3.3 注																				

[illegible]

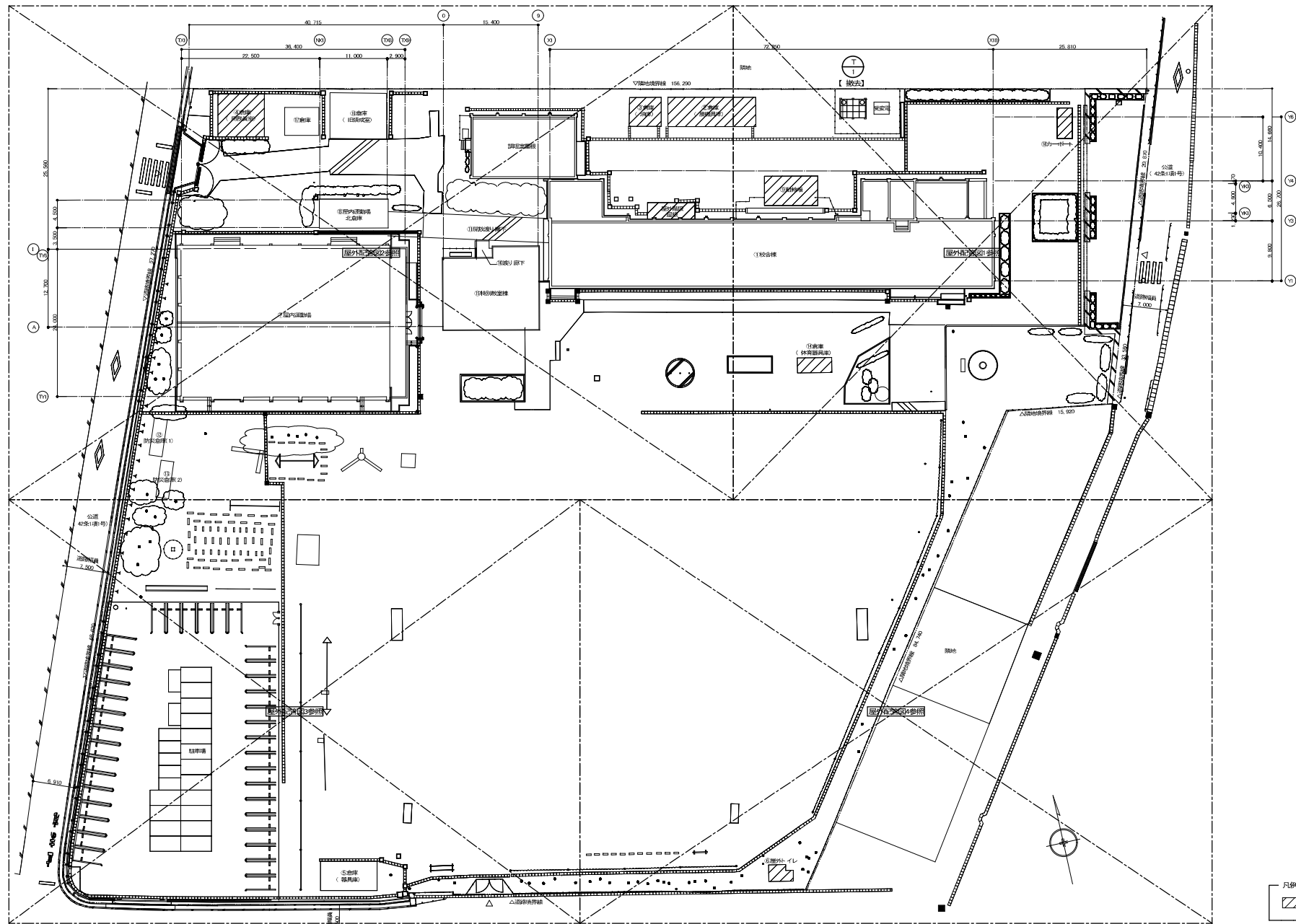
章	項目	特記事項	備考	
第5編	1.1.4 浴室ユニット	配管材、ケーシング〔化粧前板、甲板仕様〕 ※図示による ・ () 洗面器の種類 ※図示による ・ () 給湯管 ・ 要 ・ 不要 ・ 図示による 配管材、ケーシング〔化粧前板、甲板仕様〕 ※図示による ・ () 汚物流しの種類、※付スト―器具洗浄用水栓及び給湯方式 ※図示による 配管材、ケーシング〔化粧前板、甲板仕様〕 ※図示による ・ () 掃除流しユニット ※図示による 手洗器ユニット ※図示による その他のユニット 仕様 車椅子対応ユニット ※図示による	1.1.4 給湯用膨張補給水タンク * 本体の材質 ・ 鋼板（※ハ樹脂ワグ） ・ SUS304 ・ 図示による * 付属品 鋼製はしご ・ 要 ・ 不要 ・ 図示による * 乾燥方法 ※加熱硬化 ・ () ・ 図示による 1.1.5 複合浴室ユニット * 第3編1.13.5による場合 本体の材質 ・ 鋼板（※ハ樹脂ワグ） ・ SUS304 ○図示による * 第5編1.4.2.5による場合 付属品 鋼製はしご ・ 要 ・ 不要 ○図示による タンク外部の保温 ・ 施す ・ 施さない ○図示による 電極棒の切替等によりタンクの容量制御を行う場合の気相部の水位レベル 電極棒の切替等によりタンクの容量制御を行う場合の気相部の水位レベル 給水栓用配管の接続口 ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による * 材質 ・ ステン鋼板製ハ材ワグ	
		壁、天井、床の仕様 ※図示による ・ () 水栓 給水・給湯管の要否 ※図示による ・ 要 ・ 不要 ・ () 浴槽 大きさ ※図示による ・ () 高断熱性能 ・ 要 ・ 不要 ・ 図示による 浴槽ふた ・ 要 ・ 不要 照明の種類 ※図示による ・ () 付属品の仕様〔建具、鏡、排水トラフ、おけ掛け〕 ※図示による 壁、天井、床の仕様 ※図示による ・ () 水栓 給水・給湯管の要否 ※図示による ・ 要 ・ 不要 ・ () 浴槽 大きさ ※図示による ・ () 衛生陶器 種類及び仕様 ※図示による ・ () 照明の種類 ※図示による ・ () 付属品の仕様 ※図示による		1.4.5 給湯用密閉形隔膜式膨張消火用充水タンク * 付属品 溶解栓 ・ 要 ・ 不要 ・ 図示による * 第3編1.13.5による場合 本体の材質 ・ 鋼板（※ハ樹脂ワグ） ・ SUS304 ○図示による 付属品 鋼製はしご ・ 要 ・ 不要 ○図示による タンク外部の保温 ・ 施す ・ 施さない ○図示による 電極棒の切替等によりタンクの容量制御を行う場合の気相部の水位レベル 電極棒の切替等によりタンクの容量制御を行う場合の気相部の水位レベル 給水栓用配管の接続口 ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による
		1.1.7 自動水栓 * 電源種別 ・ AC電源 ・ 乾電池 ・ 自己発電 ○ 図示による * 手動スイッチ ・ 有 ・ 無 ○ 図示による * 操作方式 ・ 電気開閉式（ ・ センサー式 ・ タッチスイッチ式） ・ 手動式 ○ 図示による * 大きさ ・ () ※ 図示による * 大きさ ・ () ※ 図示による 1.1.10 化粧棚 * 型式 ・ 手洗器一体型 ・ 手洗器分離型 ○ 図示による * 自動供給式 ・ 適用する ・ 適用しない ○ 図示による * 温水洗浄機能 洗浄用水加温方式 ・ 貯湯方式 ○ 図示による * 付加機能 ・ 温風乾燥機能 ・ 振音装置 ・ リモコン（電源種別 ・ AC電源 ・ 乾電池 ・ 自己発電） ○ 図示による		5節 消火機器 1.5.3 連結送水管 * 送水口 ・ 呼称65の青銅製 ・ 呼称65のステン製 ・ 図示による 型式 ・ 壁埋込型 ・ スタド型 ・ 図示による * 放水口 呼称 ・ 50 ・ 60 ・ 図示による 材質 ・ 青銅製 ・ ステン製物製 ・ 図示による * 屋外消火栓開閉弁 材質〔地上式〕 ・ 鋼鉄製（要部青銅製） ・ ステン製物製 ・ 図示による * 屋外消火栓箱 材質 ※ 鋼板（厚さ1.6mm以上） ・ ステン鋼板（厚さ1.5mm以上） ・ 図示による 形状 ※ 自立形片流れ屋根付き ・ () ・ 図示による
		【改修】節 機器・器具 【1.1.2】 試験 2節 ポンプ 1.2.1 揚水用ポンプ（横形） * 電動機 200V・400V三相誘導発電機の始動方式 ※第2編 表2.1.5による ・ () * 付属品 フート弁 呼び径 ・ () ※ 図示による * 付属品 フート弁 呼び径 ・ () ※ 図示による 1.2.2 揚水用ポンプ（立形） * 制御方式 ・ 吐出し圧力一定制御 ・ 末端圧力推定制御 ○図示による * 運転方式 ・ () ※ 図示による * 24時間強制ロ―ション機能 ・ 有 ・ 無 ○ 図示による * 付属品 フート弁 呼び径 ・ () ※ 図示による * 逆流防止装置 設置位置 ※ 吸込側 ・ () ・ 図示による 1.2.3 小形給水ポンプユニット * ケーシングの材質 ・ 図示による ・ JIS G 4305（冷間圧延ステン鋼板及び鋼管）のSUS304 ※ JIS G 5501（わずら鋼鉄品）F2000以上 ※ JIS G 5121（ステン鋼鉄品）のSCS13 * 付属品 揚水管の材質 ・ () ・ 図示による 制御ケーブルの長さ ・ () ・ 図示による 水中ケーブルの長さ ・ () ・ 図示による 1.2.7 汚水、雑排水及び汚物用水中モータポンプ * ケーシングの材質 ・ () ・ 1.2.7(3)の金属製 ・ 合成樹脂製 ・ 図示による * 羽根車の材質 ・ () ・ 1.2.7(4)の金属製 ・ 合成樹脂製 ・ 図示による * 水中形三相誘導電動機 ・ 油封式 ・ 乾式 ・ 図示による * 汚物用水中モータポンプ 電動機の極数 ・ 4極 ・ 6極 ・ 図示による * 着脱装置 ・ () ・ 図示による * 付属品 ストレーナ ・ 要 ・ 不要 ・ 図示による 水中ケーブル長さ ・ () ・ 図示による		1.5.5 スプリンクラー * 閉鎖型スプリンクラーヘッド 種類 ・ () ・ 図示による * スプリンクラー用送水口 ・ 呼称65の青銅製 ・ 呼称65のステン製 ・ 図示による 型式 ・ 壁埋込型 ・ スタド型 ・ 図示による 1.5.8 泡消火 * 泡消火薬剤 ※ 水成膜泡消火薬剤 ・ 合成界面活性剤泡消火薬剤 ・ 図示による * 感知用ヘッド 形式 ・ 図示による ・ () * 散水ヘッド 形式 ・ 開放型散水ヘッド ・ 閉鎖型スプリンクラーヘッド ・ 図示による * 送水口 ・ 呼称65の青銅製 ・ 呼称65のステン製 ・ 図示による 型式 ・ 壁埋込型 ・ スタド型 1の送水区域の散水ヘッド数が4以下のもの ※単口形 ・ () ・ 図示による
		給排水衛生機器 1.6.1 一般事項 * 熱調理器で固定金具等で床等に固定するもの ・ 図示による ・ () * 安全装置の各機材への適用で表5.1.7の△印を適用する機材 ・ () ・ 図示による * 流しの下部 ※ すのこ ・ 戸棚 ・ 図示による * 流しトラップ ※ 合成樹脂製 ・ () ・ 図示による * 作業台（調理台、脇台、盛付台等）の下部 ※ すのこ ・ 引出し ・ 戸棚 ・ 図示による 棚 段数 ・ () ・ 図示による 1.6.5 熱調理器 * ガスブローシング 丸五徳型の甲板 ※熱鉄製厚さ10mm以上 ※ステン鋼板製厚さ2.0mm以上 ・ ステン鋼板製厚さ1.2mm以上 ・ 図示による * すのこ 設ける（ ・ ステン鋼板製 ・ ステン鋼管製） ・ 設けない ・ 図示による * 電気ブローシング すのこ 設ける（ ・ ステン鋼板製 ・ ステン鋼管製） ・ 設けない ・ 図示による * 揚物器（フライ） 加熱方式 ・ ガス式 ・ 電気式 ・ 図示による * 炊飯器 加熱方式 ・ ガス式 ・ 電気式 ・ 図示による * 焼物器 形式 ・ オープン形 ・ 開放形 ・ 図示による 加熱方式 ・ ガス式 ・ 電気式 ・ 図示による * 煮炊釜 加熱方式 ・ ガス式 ・ 電気式 ・ 図示による * 食器洗浄機 加熱方式 ・ ガス式 ・ 電気式 ・ 図示による		6節 厨房機器 1.6.1 一般事項 * 熱調理器で固定金具等で床等に固定するもの ・ 図示による ・ () * 安全装置の各機材への適用で表5.1.7の△印を適用する機材 ・ () ・ 図示による * 流しの下部 ※ すのこ ・ 戸棚 ・ 図示による * 流しトラップ ※ 合成樹脂製 ・ () ・ 図示による * 作業台（調理台、脇台、盛付台等）の下部 ※ すのこ ・ 引出し ・ 戸棚 ・ 図示による 棚 段数 ・ () ・ 図示による 1.6.5 熱調理器 * ガスブローシング 丸五徳型の甲板 ※熱鉄製厚さ10mm以上 ※ステン鋼板製厚さ2.0mm以上 ・ ステン鋼板製厚さ1.2mm以上 ・ 図示による * すのこ 設ける（ ・ ステン鋼板製 ・ ステン鋼管製） ・ 設けない ・ 図示による * 電気ブローシング すのこ 設ける（ ・ ステン鋼板製 ・ ステン鋼管製） ・ 設けない ・ 図示による * 揚物器（フライ） 加熱方式 ・ ガス式 ・ 電気式 ・ 図示による * 炊飯器 加熱方式 ・ ガス式 ・ 電気式 ・ 図示による * 焼物器 形式 ・ オープン形 ・ 開放形 ・ 図示による 加熱方式 ・ ガス式 ・ 電気式 ・ 図示による * 煮炊釜 加熱方式 ・ ガス式 ・ 電気式 ・ 図示による * 食器洗浄機 加熱方式 ・ ガス式 ・ 電気式 ・ 図示による
		排水金具 1.7.6 排水金具 * 排水栓 ・ ステン製 ・ 黄銅製 ・ () 1.7.7 通気金具 * 通気金具 防錆処理〔見掛けり部がわずら鋼鉄製の場合〕 ※亜鉛溶融めっき ・ () ○ 図示による 1.7.8 グリース阻集器 * 本体材質 ※ステン鋼板製 ・ 強化プラスチック製（FRP） ○図示による		7節 排水金具 1.7.6 排水金具 * 排水栓 ・ ステン製 ・ 黄銅製 ・ () 1.7.7 通気金具 * 通気金具 防錆処理〔見掛けり部がわずら鋼鉄製の場合〕 ※亜鉛溶融めっき ・ () ○ 図示による 1.7.8 グリース阻集器 * 本体材質 ※ステン鋼板製 ・ 強化プラスチック製（FRP） ○図示による
		雨水利用機器 1.9.1 雨水電動遮断弁 * 遮断弁の種類 ・ ナイフ仕切弁 ・ 偏心式プラグ弁 ・ バタフライ弁 ・ 図示による * 遮断弁の開閉状態の遠方表示用接点、端子等 ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による * 本体の目幅 有効開閉 ※5mm ・ () mm ・ 図示による 1.9.2 網かご形スクリン（床置形） * 本体の材質 ・ () ・ 1.2.7(3)の金属製 ・ 合成樹脂製 ・ 図示による * 羽根車の材質 ・ () ・ 1.2.7(4)の金属製 ・ 合成樹脂製 ・ 図示による * 水中形三相誘導電動機 ・ 油封式 ・ 乾式 ・ 図示による * 着脱装置 ・ () ・ 図示による * 付属品 ストレーナ ・ 要 ・ 不要 ・ 図示による 水中ケーブル長さ ・ () ・ 図示による ※図示による 1.9.4 薬液注入装置 * 仕様 ※図示による ・ ()		9節 雨水利用機器 1.9.1 雨水電動遮断弁 * 遮断弁の種類 ・ ナイフ仕切弁 ・ 偏心式プラグ弁 ・ バタフライ弁 ・ 図示による * 遮断弁の開閉状態の遠方表示用接点、端子等 ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による * 本体の目幅 有効開閉 ※5mm ・ () mm ・ 図示による 1.9.2 網かご形スクリン（床置形） * 本体の材質 ・ () ・ 1.2.7(3)の金属製 ・ 合成樹脂製 ・ 図示による * 羽根車の材質 ・ () ・ 1.2.7(4)の金属製 ・ 合成樹脂製 ・ 図示による * 水中形三相誘導電動機 ・ 油封式 ・ 乾式 ・ 図示による * 着脱装置 ・ () ・ 図示による * 付属品 ストレーナ ・ 要 ・ 不要 ・ 図示による 水中ケーブル長さ ・ () ・ 図示による ※図示による 1.9.4 薬液注入装置 * 仕様 ※図示による ・ ()
		2章 施工 2節 給排水衛生機器 2.2.1 一般事項 * 基礎 ・ 標準基礎（大きさ ※図示による ・ () ） ・ 防振基礎 ○ 図示による * 機器の固定 設計用震度 ※ 2.2.1(5) (7) (4)〔改修は2.2.1(4) (7) (4)〕による ・ () ・ 図示による * 揚水用ポンプ（横形）及び小形給水ポンプユニット 防振材 ○図示による ・ () 振動絶縁効率 ※80%以上 ・ () * 消火ポンプユニット 防振材 ○図示による ・ () 振動絶縁効率 ※80%以上 ・ () 2.2.3 温水発生機等 * ユーティライゼーション装置 排ガス管、排ガスダクトの保温材の厚さ ・ () mm ・ 図示による		2章 施工 2節 給排水衛生機器 2.2.1 一般事項 * 基礎 ・ 標準基礎（大きさ ※図示による ・ () ） ・ 防振基礎 ○ 図示による * 機器の固定 設計用震度 ※ 2.2.1(5) (7) (4)〔改修は2.2.1(4) (7) (4)〕による ・ () ・ 図示による * 揚水用ポンプ（横形）及び小形給水ポンプユニット 防振材 ○図示による ・ () 振動絶縁効率 ※80%以上 ・ () * 消火ポンプユニット 防振材 ○図示による ・ () 振動絶縁効率 ※80%以上 ・ () 2.2.3 温水発生機等 * ユーティライゼーション装置 排ガス管、排ガスダクトの保温材の厚さ ・ () mm ・ 図示による
		港小学校長寿化改良工事 機械設備工事特記仕様書 6/8 愛知県高浜市役所		図面番号 特M-06

章	項目	特記事項	備考	章	項目	特記事項	備考	
2.2.4	タンク	＊ガス湯沸器、潜熱回収型給湯器、貯湯式電気温水器、ヒートポンプ給湯機 基礎の形式 ・標準基礎（大きさ ※図示による） ・（ ） ・防振基礎 機器の固定 設計用震度 ※ 2.2.1(5) (7) (i)による ・（ ） ・図示による ＊FRP製、銅板製及びスリット鋼板製の 基礎の形式 ・標準基礎（大きさ ※図示による） ・（ ） ・防振基礎 機器の固定 設計用震度 ※ 2.2.1(5) (7) (i)による ・（ ） ・図示による	【改修2.2.4】	2.1.6(3.1.1) 制御盤 2.1.11(3.1.1) 消泡装置 2.1.14(3.1.1) 消毒装置	＊一括故障表示用無電圧接点及び端子 ・設ける ・図示による ＊形式 ・ノズル式 ・消泡剤式 ・図示による ＊消毒装置 ※塩素剤を使用するもの（ ・固定塩素剤消毒装置 ・次亜塩素酸ソーダ消毒装置） ・（ ） ・図示による	2.1.27(3.1.1) マンホール 2.1.30(3.1.1) 配 管	【表8.2.1】 【表8.2.2】	
	2.2.6 厨房機器 【改修】2.2.7 機器・器具の再使用	＊床又は壁に固定する機器 ・図示による ・（ ） ＊再使用する機材の取外し前に確認する状態及び性能・機能 ※図示による ・（ ） ＊取外し後、特別な清掃を行う機材及びその方法 ※図示による ・（ ）	【改修2.2.6】		＊マンホールの施設 ・有 ・無 ・図示による ＊合成樹脂製等マンホール ・設ける ・設けない ・図示による ＊管材 ・図示による ・（ ） ＊弁類 ・図示による ・（ ）			
	1章 一般事項 1節 総 則 1.1.1 一般事項	＊都市ガス設備 都市ガス供給会社による責任施工とする。但し検査結果報告書等の提出を行うものとする。 ＊液化石油ガス設備 施工は、液化石油ガス設備士が行うものとする。	【改修1.1.1】		＊土工 土留等 ・行う（詳細は図示による） ・行わない ・図示による ＊基礎等の厚さ ※表8.3.1による ・（ ） ・図示による			
第6編	2.1.1 管及び継手 2.1.3 ガス漏れ警報器 2.1.4 ガス漏れ警報設備 2.1.7 ガスメーター 2.1.8 配管用雑材料	＊管材 ※図示による ・（ ） ＊外部出力端子 ・有 ・無 ○図示による ＊検知器 外部出力端子 ・有 ・無 ○図示による ＊計量方式 ・実測式 ・バルブ式 ○図示による ＊スリーブの仕様 ※ 第2編 2.2.27(2)による ・（ ） ・図示による	【表6.2.1】	2章2節 施 工 2.2.1 施 工 3章2節 施 工 3.2.1 施 工	＊電源盤及び制御盤 機械室なしの場合の設置場所 ・昇降路内 ・乗場 ※図示による 高調波対策 ・適用する ※図示による 動力計測電力量計 ・設ける ・設けない ※図示による 制御装置の機能 ・図示による ・（ ）	2.2.2(3.2.2) か ご (4.1.1)	【改修2.2.1】 【表9.2.2】	
	2.2.3 配 管	＊地中埋設機の設置箇所 ※図示による ・（ ） ＊吊り及び支持 第2編 表2.2.20（改修は表2.2.6）の形鋼振れ止め支持不要箇所のうち特記により必要とする場合 必要箇所、分類、支持間隔 ・図示による ・（ ）	【改修2.2.3】 【改修2.2.3】					＊かご床 かご床の材質及び敷居の材質（乗用、寝台用及び人荷用） ・図示による ・（ ） かご床敷物（乗用、寝台用及び人荷用） ・図示による ・（ ） かご床敷物（乗用、寝台用及び人荷用） ・図示による ・（ ） ＊かご室 側板の材質 ・（ ） ・図示による かご室内設備 ・各階案内表示板 ・館内放送用拡音機 ・着脱式壁保護材 ・図示による 付加仕様 ・かご内専用操作盤 ・かご内手すり ・かご内鏡 ・かご内専用インジケータ ・バリアフリー（設置場所： ※かご内側面及び背面 ・かご内正面の壁） ・視覚障害者用装置（点字銘板、自動放送装置） ・図示による
	2.2.4 塗 装	＊塗料種別 合成樹脂塗合ベイト塗りの塗料 ※JIS K 5516 1種 ・（ ） ・図示による 7メカメイト塗りの塗料 ※JIS K 5492 ・（ ） ・図示による	【表6.3.1】					＊かごの戸 材質 先行階への登録呼び出し機能 ・要 ・不要 ・図示による ＊かご操作盤 ・（ ） ・図示による ＊三方弁 材質 ・（ ） ・図示による ＊乗場の戸 材質 ・図示による ＊乗場ボタン 専用乗場ボタン（付加仕様） ・設ける ・設けない ・図示による ＊インジケータ ホールランタン ・設ける ・設けない ・図示による 昇降方向音声装置 ・設ける
ガ ス 設 備	3.1.1 管及び継手 3.1.3 充填容器その他 3.1.4 配管用雑材料	＊管材 ※図示による ・（ ） ＊ガス漏れ警報器 外部出力端子 ・有 ・無 ・図示による ＊スリーブの仕様 ※ 第2編 2.2.27(2)による ・（ ） ・図示による	【表6.3.1】	【改修】7編2章 一般油圧EV 【2.2.6】 耐震措置 2.2.6(3.2.6) 耐震措置 (4.1.1)	＊非常着床用出入口 仕様 ・図示による ・（ ） ＊機械室あり 非常止め装置（釣合おもり側） ・設置する ・設置しない ・図示による ＊機械室なし 非常止め装置（釣合おもり側） ・設置する ・設置しない ・図示による	2.2.5(3.2.5) 安全装置 (4.1.1)	【改修2.2.5】 【改修2.2.5】	
	2.2.2 施 工 3.2.2 管の接合 3.2.3 配 管 3.2.4 塗 装	＊鋼管の接合溶接部の非破壊検査 ・行う ・行わない ・図示による ＊検査の種類及び採取率 ・図示による ・（ ） ＊地中埋設機の設置箇所 ※ 図示による ・（ ） ＊塗料種別 合成樹脂塗合ベイト塗りの塗料 ※JIS K 5516 1種 ・（ ） ・図示による 7メカメイト塗りの塗料 ※JIS K 5492 ・（ ） ・図示による	【改修2.3.2】					＊耐震措置 ※第9編第2章第2節2.2.6による ・図示による ・（ ） ＊設計用震度 耐震安全性の分類 ・耐震クラスA 14 ・耐震クラスS 14 免震構造及び制震構造の建築物の場合 ・（ ） ・図示による 設計用鉛直震度 免震構造建築物の場合 ・（ ） ・図示による
	【改修】4節 撤 去 【2.4.2】 既存設備の撤去	＊既設配管等の撤去範囲 ※図示による ・（ ）						＊地震感知器 加速度の設定方式、設定値 免震構造、制震構造の建築物 ・（ ） ・図示による ＊適用する運転 ・地震時管制運転 ・火災時管制運転 ・非常用発電時管制運転（自家発時） ・停電時放出運転 ・浸水時管制運転 ・ビット冠水時管制運転 ・緊急地震速報連動運転 ・図示による
第7編	1.2.1 事前調査	＊事前調査 掘水井 ・既設井分布調査 ・法的規制調査 ・地表探査 ・周辺環境調査 地中熱交換井 既設井分布調査 ・法的規制調査 ・地質情報の収集、整理 ・周辺環境調査 ・代表井による熱交換効率の把握（方法： ）		2.2.3(3.2.3) 乗 場 (4.1.1)	＊非常着床用出入口 仕様 ・図示による ・（ ） ＊機械室あり 非常止め装置（釣合おもり側） ・設置する ・設置しない ・図示による ＊機械室なし 非常止め装置（釣合おもり側） ・設置する ・設置しない ・図示による	2.2.5(3.2.5) 安全装置 (4.1.1) 【改修】7編2章 一般油圧EV 【2.2.6】 耐震措置 2.2.6(3.2.6) 耐震措置 (4.1.1)	【改修2.2.5】 【改修2.2.5】	
	2.1.1 掘さく	＊工法 ・パーカッション式 ・ロータリー式 ・ダウンザホールハンマ式 ・回転振動式 ・図示による ＊孔口保護管の深度 ・（ ） ・図示による ＊仮設ケーシング ・使用する ・使用しない ・（ ） ＊ケーシング挿入の安全確認 ・行う（ 傾斜測定 ・ガイド管の降下試験 ） ・行わない ＊測定方法 ※連続測定 ・スポット測定（深度1mごと） ＊管材 ※配管用炭素鋼管（JIS G 3452）の黒管 ・配管用ステンレス鋼管（JIS G 3459）						＊耐震措置 ※第9編第2章第2節2.2.6による ・図示による ・（ ） ＊設計用震度 耐震安全性の分類 ・耐震クラスA 14 ・耐震クラスS 14 免震構造及び制震構造の建築物の場合 ・（ ） ・図示による 設計用鉛直震度 免震構造建築物の場合 ・（ ） ・図示による
	2.1.2 電気検査 2.1.3 ケーシング	＊測定方法 ※連続測定 ・スポット測定（深度1mごと） ＊管材 ※配管用炭素鋼管（JIS G 3452）の黒管 ・配管用ステンレス鋼管（JIS G 3459）						＊地震感知器 加速度の設定方式、設定値 免震構造、制震構造の建築物 ・（ ） ・図示による ＊適用する運転 ・地震時管制運転 ・火災時管制運転 ・非常用発電時管制運転（自家発時） ・停電時放出運転 ・浸水時管制運転 ・ビット冠水時管制運転 ・緊急地震速報連動運転 ・図示による
さ く 井 設 備	2.1.1 掘さく	＊工法 ・パーカッション式 ・ロータリー式 ・ダウンザホールハンマ式 ・回転振動式 ・図示による ＊孔口保護管の深度 ・（ ） ・図示による ＊仮設ケーシング ・使用する ・使用しない ・（ ） ＊ケーシング挿入の安全確認 ・行う（ 傾斜測定 ・ガイド管の降下試験 ） ・行わない ＊測定方法 ※連続測定 ・スポット測定（深度1mごと） ＊管材 ※配管用炭素鋼管（JIS G 3452）の黒管 ・配管用ステンレス鋼管（JIS G 3459）		2.2.3(3.2.3) 乗 場 (4.1.1)	＊非常着床用出入口 仕様 ・図示による ・（ ） ＊機械室あり 非常止め装置（釣合おもり側） ・設置する ・設置しない ・図示による ＊機械室なし 非常止め装置（釣合おもり側） ・設置する ・設置しない ・図示による	2.2.5(3.2.5) 安全装置 (4.1.1) 【改修】7編2章 一般油圧EV 【2.2.6】 耐震措置 2.2.6(3.2.6) 耐震措置 (4.1.1)	【改修2.2.5】 【改修2.2.5】	
	2.1.2 電気検査 2.1.3 ケーシング	＊測定方法 ※連続測定 ・スポット測定（深度1mごと） ＊管材 ※配管用炭素鋼管（JIS G 3452）の黒管 ・配管用ステンレス鋼管（JIS G 3459）						＊耐震措置 ※第9編第2章第2節2.2.6による ・図示による ・（ ） ＊設計用震度 耐震安全性の分類 ・耐震クラスA 14 ・耐震クラスS 14 免震構造及び制震構造の建築物の場合 ・（ ） ・図示による 設計用鉛直震度 免震構造建築物の場合 ・（ ） ・図示による
	2.1.2 電気検査 2.1.3 ケーシング	＊測定方法 ※連続測定 ・スポット測定（深度1mごと） ＊管材 ※配管用炭素鋼管（JIS G 3452）の黒管 ・配管用ステンレス鋼管（JIS G 3459）						＊地震感知器 加速度の設定方式、設定値 免震構造、制震構造の建築物 ・（ ） ・図示による ＊適用する運転 ・地震時管制運転 ・火災時管制運転 ・非常用発電時管制運転（自家発時） ・停電時放出運転 ・浸水時管制運転 ・ビット冠水時管制運転 ・緊急地震速報連動運転 ・図示による
工 事	3.1.1 掘さく	＊工法 ・回転振動式 ・ロータリー式 ・ダウンザホールハンマ式 ・回転振動式 ・図示による		2.2.3(3.2.3) 乗 場 (4.1.1)	＊非常着床用出入口 仕様 ・図示による ・（ ） ＊機械室あり 非常止め装置（釣合おもり側） ・設置する ・設置しない ・図示による ＊機械室なし 非常止め装置（釣合おもり側） ・設置する ・設置しない ・図示による	2.2.5(3.2.5) 安全装置 (4.1.1) 【改修】7編2章 一般油圧EV 【2.2.6】 耐震措置 2.2.6(3.2.6) 耐震措置 (4.1.1)	【改修2.2.5】 【改修2.2.5】	
	2.1.1 掘さく	＊工法 ・パーカッション式 ・ロータリー式 ・ダウンザホールハンマ式 ・回転振動式 ・図示による ＊孔口保護管の深度 ・（ ） ・図示による ＊仮設ケーシング ・使用する ・使用しない ・（ ） ＊ケーシング挿入の安全確認 ・行う（ 傾斜測定 ・ガイド管の降下試験 ） ・行わない ＊測定方法 ※連続測定 ・スポット測定（深度1mごと） ＊管材 ※配管用炭素鋼管（JIS G 3452）の黒管 ・配管用ステンレス鋼管（JIS G 3459）						＊耐震措置 ※第9編第2章第2節2.2.6による ・図示による ・（ ） ＊設計用震度 耐震安全性の分類 ・耐震クラスA 14 ・耐震クラスS 14 免震構造及び制震構造の建築物の場合 ・（ ） ・図示による 設計用鉛直震度 免震構造建築物の場合 ・（ ） ・図示による
	2.1.2 電気検査 2.1.3 ケーシング	＊測定方法 ※連続測定 ・スポット測定（深度1mごと） ＊管材 ※配管用炭素鋼管（JIS G 3452）の黒管 ・配管用ステンレス鋼管（JIS G 3459）						＊地震感知器 加速度の設定方式、設定値 免震構造、制震構造の建築物 ・（ ） ・図示による ＊適用する運転 ・地震時管制運転 ・火災時管制運転 ・非常用発電時管制運転（自家発時） ・停電時放出運転 ・浸水時管制運転 ・ビット冠水時管制運転 ・緊急地震速報連動運転 ・図示による
第8編	1.1.1 一般事項	＊処理種別 ・小規模合併処理 ・合併処理 ・図示による 方式 ・（ ） ・図示による 型式 ・ユニット型 ・現場施工型 ・図示による	【表8.1.1】	2.2.3(3.2.3) 乗 場 (4.1.1)	＊非常着床用出入口 仕様 ・図示による ・（ ） ＊機械室あり 非常止め装置（釣合おもり側） ・設置する ・設置しない ・図示による ＊機械室なし 非常止め装置（釣合おもり側） ・設置する ・設置しない ・図示による	2.2.5(3.2.5) 安全装置 (4.1.1) 【改修】7編2章 一般油圧EV 【2.2.6】 耐震措置 2.2.6(3.2.6) 耐震措置 (4.1.1)	【改修2.2.5】 【改修2.2.5】	
	1.1.2 施工範囲	＊現場施工型 送風機室 ・図示による ・（ ） ・無 防護さく ・図示による ・（ ） ・無 コンクリート躯体工事 ・図示による ・（ ） ・無 ＊ユニット型 ・土工事 ・地業工事 ・コンクリート工事 ・左官工事 ・図示による						＊耐震措置 ※第9編第2章第2節2.2.6による ・図示による ・（ ） ＊設計用震度 耐震安全性の分類 ・耐震クラスA 14 ・耐震クラスS 14 免震構造及び制震構造の建築物の場合 ・（ ） ・図示による 設計用鉛直震度 免震構造建築物の場合 ・（ ） ・図示による
	2.1.1 掘さく	＊工法 ・パーカッション式 ・ロータリー式 ・ダウンザホールハンマ式 ・回転振動式 ・図示による ＊孔口保護管の深度 ・（ ） ・図示による ＊仮設ケーシング ・使用する ・使用しない ・（ ） ＊ケーシング挿入の安全確認 ・行う（ 傾斜測定 ・ガイド管の降下試験 ） ・行わない ＊測定方法 ※連続測定 ・スポット測定（深度1mごと） ＊管材 ※配管用炭素鋼管（JIS G 3452）の黒管 ・配管用ステンレス鋼管（JIS G 3459）						＊耐震措置 ※第9編第2章第2節2.2.6による ・図示による ・（ ） ＊設計用震度 耐震安全性の分類 ・耐震クラスA 14 ・耐震クラスS 14 免震構造及び制震構造の建築物の場合 ・（ ） ・図示による 設計用鉛直震度 免震構造建築物の場合 ・（ ） ・図示による
さ く 井 設 備	2.1.1 掘さく	＊工法 ・パーカッション式 ・ロータリー式 ・ダウンザホールハンマ式 ・回転振動式 ・図示による ＊孔口保護管の深度 ・（ ） ・図示による ＊仮設ケーシング ・使用する ・使用しない ・（ ） ＊ケーシング挿入の安全確認 ・行う（ 傾斜測定 ・ガイド管の降下試験 ） ・行わない ＊測定方法 ※連続測定 ・スポット測定（深度1mごと） ＊管材 ※配管用炭素鋼管（JIS G 3452）の黒管 ・配管用ステンレス鋼管（JIS G 3459）		2.2.3(3.2.3) 乗 場 (4.1.1)	＊非常着床用出入口 仕様 ・図示による ・（ ） ＊機械室あり 非常止め装置（釣合おもり側） ・設置する ・設置しない ・図示による ＊機械室なし 非常止め装置（釣合おもり側） ・設置する ・設置しない ・図示による	2.2.5(3.2.5) 安全装置 (4.1.1) 【改修】7編2章 一般油圧EV 【2.2.6】 耐震措置 2.2.6(3.2.6) 耐震措置 (4.1.1)	【改修2.2.5】 【改修2.2.5】	
	2.1.2 電気検査 2.1.3 ケーシング	＊測定方法 ※連続測定 ・スポット測定（深度1mごと） ＊管材 ※配管用炭素鋼管（JIS G 3452）の黒管 ・配管用ステンレス鋼管（JIS G 3459）						＊耐震措置 ※第9編第2章第2節2.2.6による ・図示による ・（ ） ＊設計用震度 耐震安全性の分類 ・耐震クラスA 14 ・耐震クラスS 14 免震構造及び制震構造の建築物の場合 ・（ ） ・図示による 設計用鉛直震度 免震構造建築物の場合 ・（ ） ・図示による
	2.1.2 電気検査 2.1.3 ケーシング	＊測定方法 ※連続測定 ・スポット測定（深度1mごと） ＊管材 ※配管用炭素鋼管（JIS G 3452）の黒管 ・配管用ステンレス鋼管（JIS G 3459）						＊地震感知器 加速度の設定方式、設定値 免震構造、制震構造の建築物 ・（ ） ・図示による ＊適用する運転 ・地震時管制運転 ・火災時管制運転 ・非常用発電時管制運転（自家発時） ・停電時放出運転 ・浸水時管制運転 ・ビット冠水時管制運転 ・緊急地震速報連動運転 ・図示による
工 事	3.1.1 掘さく	＊工法 ・回転振動式 ・ロータリー式 ・ダウンザホールハンマ式 ・回転振動式 ・図示による		2.2.3(3.2.3) 乗 場 (4.1.1)	＊非常着床用出入口 仕様 ・図示による ・（ ） ＊機械室あり 非常止め装置（釣合おもり側） ・設置する ・設置しない ・図示による ＊機械室なし 非常止め装置（釣合おもり側） ・設置する ・設置しない ・図示による	2.2.5(3.2.5) 安全装置 (4.1.1) 【改修】7編2章 一般油圧EV 【2.2.6】 耐震措置 2.2.6(3.2.6) 耐震措置 (4.1.1)	【改修2.2.5】 【改修2.2.5】	
	2.1.1 掘さく	＊工法 ・パーカッション式 ・ロータリー式 ・ダウンザホールハンマ式 ・回転振動式 ・図示による ＊孔口保護管の深度 ・（ ） ・図示による ＊仮設ケーシング ・使用する ・使用しない ・（ ） ＊ケーシング挿入の安全確認 ・行う（ 傾斜測定 ・ガイド管の降下試験 ） ・行わない ＊測定方法 ※連続測定 ・スポット測定（深度1mごと） ＊管材 ※配管用炭素鋼管（JIS G 3452）の黒管 ・配管用ステンレス鋼管（JIS G 3459）						＊耐震措置 ※第9編第2章第2節2.2.6による ・図示による ・（ ） ＊設計用震度 耐震安全性の分類 ・耐震クラスA 14 ・耐震クラスS 14 免震構造及び制震構造の建築物の場合 ・（ ） ・図示による 設計用鉛直震度 免震構造建築物の場合 ・（ ） ・図示による
	2.1.2 電気検査 2.1.3 ケーシング	＊測定方法 ※連続測定 ・スポット測定（深度1mごと） ＊管材 ※配管用炭素鋼管（JIS G 3452）の黒管 ・配管用ステンレス鋼管（JIS G 3459）						＊地震感知器 加速度の設定方式、設定値 免震構造、制震構造の建築物 ・（ ） ・図示による ＊適用する運転 ・地震時管制運転 ・火災時管制運転 ・非常用発電時管制運転（自家発時） ・停電時放出運転 ・浸水時管制運転 ・ビット冠水時管制運転 ・緊急地震速報連動運転 ・図示による
第8編	1.1.1 一般事項	＊処理種別 ・小規模合併処理 ・合併処理 ・図示による 方式 ・（ ） ・図示による 型式 ・ユニット型 ・現場施工型 ・図示による	【表8.1.1】	2.2.3(3.2.3) 乗 場 (4.1.1)	＊非常着床用出入口 仕様 ・図示による ・（ ） ＊機械室あり 非常止め装置（釣合おもり側） ・設置する ・設置しない ・図示による ＊機械室なし 非常止め装置（釣合おもり側） ・設置する ・設置しない ・図示による	2.2.5(3.2.5) 安全装置 (4.1.1) 【改修】7編2章 一般油圧EV 【2.2.6】 耐震措置 2.2.6(3.2.6) 耐震措置 (4.1.1)	【改修2.2.5】 【改修2.2.5】	
	1.1.2 施工範囲	＊現場施工型 送風機室 ・図示による ・（ ） ・無 防護さく ・図示による ・（ ） ・無 コンクリート躯体工事 ・図示による ・（ ） ・無 ＊ユニット型 ・土工事 ・地業工事 ・コンクリート工事 ・左官工事 ・図示による						＊耐震措置 ※第9編第2章第2節2.2.6による ・図示による ・（ ） ＊設計用震度 耐震安全性の分類 ・耐震クラスA 14 ・耐震クラスS 14 免震構造及び制震構造の建築物の場合 ・（ ） ・図示による 設計用鉛直震度 免震構造建築物の場合 ・（ ） ・図示による
	2.1.1 掘さく	＊工法 ・パーカッション式 ・ロータリー式 ・ダウンザホールハンマ式 ・回転振動式 ・図示による ＊孔口保護管の深度 ・（ ） ・図示による ＊仮設ケーシング ・使用する ・使用しない ・（ ） ＊ケーシング挿入の安全確認 ・行う（ 傾斜測定 ・ガイド管の降下試験 ） ・行わない ＊測定方法 ※連続測定 ・スポット測定（深度1mごと） ＊管材 ※配管用炭素鋼管（JIS G 3452）の黒管 ・配管用ステンレス鋼管（JIS G 3459）						＊耐震措置 ※第9編第2章第2節2.2.6による ・図示による ・（ ） ＊設計用震度 耐震安全性の分類 ・耐震クラスA 14 ・耐震クラスS 14 免震構造及び制震構造の建築物の場合 ・（ ） ・図示による 設計用鉛直震度 免震構造建築物の場合 ・（ ） ・図示による
さ く 井 設 備	2.1.1 掘さく	＊工法 ・パーカッション式 ・ロータリー式 ・ダウンザホールハンマ式 ・回転振動式 ・図示による ＊孔口保護管の深度 ・（ ） ・図示による ＊仮設ケーシング ・使用する ・使用しない ・（ ） ＊ケーシング挿入の安全確認 ・行う（ 傾斜測定 ・ガイド管の降下試験 ） ・行わない ＊測定方法 ※連続測定 ・スポット測定（深度1mごと） ＊管材 ※配管用炭素鋼管（JIS G 3452）の黒管 ・配管用ステンレス鋼管（JIS G 3459）		2.2.3(3.2.3) 乗 場 (4.1.1)	＊非常着床用出入口 仕様 ・図示による ・（ ） ＊機械室あり 非常止め装置（釣合おもり側） ・設置する ・設置しない ・図示による ＊機械室なし 非常止め装置（釣合おもり側） ・設置する ・設置しない ・図示による	2.2.5(3.2.5) 安全装置 (4.1.1) 【改修】7編2章 一般油圧EV 【2.2.6】 耐震措置 2.2.6(3.2.6) 耐震措置 (4.1.1)	【改修2.2.5】 【改修2.2.5】	
	2.1.2 電気検査 2.1.3 ケーシング	＊測定方法 ※連続測定 ・スポット測定（深度1mごと） ＊管材 ※配管用炭素鋼管（JIS G 3452）の黒管 ・配管用ステンレス鋼管（JIS G 3459）						＊耐震措置 ※第9編第2章第2節2.2.6による ・図示による ・（ ） ＊設計用震度 耐震安全性の分類 ・耐震クラスA 14 ・耐震クラスS 14 免震構造及び制震構造の建築物の場合 ・（ ） ・図示による 設計用鉛直震度 免震構造建築物の場合 ・（ ） ・図示による
	2.1.2 電気検査 2.1.3 ケーシング	＊測定方法 ※連続測定 ・スポット測定（深度1mごと） ＊管材 ※配管用炭素鋼管（JIS G 3452）の黒管 ・配管用ステンレス鋼管（JIS G 3459）						＊地震感知器 加速度の設定方式、設定値 免震構造、制震構造の建築物 ・（ ） ・図示による ＊適用する運転 ・地震時管制運転 ・火災時管制運転 ・非常用発電時管制運転（自家発時） ・停電時放出運転 ・浸水時管制運転 ・ビット冠水時管制運転 ・緊急地震速報連動運転 ・図示による
工 事	3.1.1 掘さく	＊工法 ・回転振動式 ・ロータリー式 ・ダウンザホールハンマ式 ・回転振動式 ・図示による		2.2.3(3.2.3) 乗 場 (4.1.1)	＊非常着床用出入口 仕様 ・図示による ・（ ） ＊機械室あり 非常止め装置（釣合おもり側） ・設置する ・設置しない ・図示による ＊機械室なし 非常止め装置（釣合おもり側） ・設置する ・設置しない ・図示による	2.2.5(3.2.5) 安全装置 (4.1.1) 【改修】7編2章 一般油圧EV 【2.2.6】 耐震措置 2.2.6(3.2.6) 耐震措置 (4.1.1)	【改修2.2.5】 【改修2.2.5】	
	2.1.1 掘さく	＊工法 ・パーカッション式 ・ロータリー式 ・ダウンザホールハンマ式 ・回転振動式 ・図示による ＊孔口保護管の深度 ・（ ） ・図示による ＊仮設ケーシング ・使用する ・使用しない ・（ ） ＊ケーシング挿入の安全確認 ・行う（ 傾斜測定 ・ガイド管の降下試験 ） ・行わない ＊測定方法 ※連続測定 ・スポット測定（深度1mごと） ＊管材 ※配管用炭素鋼管（JIS G 3452）の黒管 ・配管用ステンレス鋼管（JIS G 3459）						＊耐震措置 ※第9編第2章第2節2.2.6による ・図示による ・（ ） ＊設計用震度 耐震安全性の分類 ・耐震クラスA 14 ・耐震クラスS 14 免震構造及び制震構造の建築物の場合 ・（ ） ・図示による 設計用鉛直震度 免震構造建築物の場合 ・（ ） ・図示による
	2.1.2 電気検査 2.1.3 ケーシング	＊測定方法 ※連続測定 ・スポット測定（深度1mごと） ＊管材 ※配管用炭素鋼管（JIS G 3452）の黒管 ・配管用ステンレス鋼管（JIS G 3459）						＊地震感知器 加速度の設定方式、設定値 免震構造、制震構造の建築物 ・（ ） ・図示による ＊適用する運転 ・地震時管制運転 ・火災時管制運転 ・非常用発電時管制運転（自家発時） ・停電時放出運転

章	項 目	特 記 事 項	備 考
6.2.8	運転操作方式		
	安全装置	・エスカレーターと接する部分の安全措置	・保護板
	【改修】7編1章 一般事項		・ 図示による
	【2節】 仮設工事等		
【1.2.1】	一般事項		
	【3節】 撤去工事		
	【1.3.2】 既設機器の撤去	・ 図示による	
【1.3.3】	既設機器の撤去	・ 図示による	
10	2章 二段方式機械式駐車装置		
	2節 機材及び施工		
	2.2.4 運転操作盤	・ 図示による	
	2.2.6 安全装置	・ 図示による	
2.2.8	塗装及び防錆	・ 図示による	
第 11 編	2章 医療ガス設備工事		
	1節 機材		
	2.1.1 医療ガス供給装置	・ 図示による	
		・ 図示による	
2.1.2	圧縮空気供給装置	・ 図示による	
	吸引装置	・ 図示による	
	アウトレット	・ 図示による	
	区域別遮断弁	・ 図示による	
2.1.4	機材の検査に伴う試験		
	2節 施工		
	2.2.1 機器の据付け及び取付	・ 図示による	
		・ 図示による	
2.2.2	配管の施工	・ 図示による	
		・ 図示による	
		・ 図示による	
		・ 図示による	
3節 既存配管設備の変更	2.3.1 一般事項	・ 図示による	
		・ 図示による	
		・ 図示による	
		・ 図示による	
4節 検査・試験	2.4.2 検査・試験の順序	・ 図示による	
	2.4.3 検査・試験の時期と内容	・ 図示による	
		・ 図示による	
		・ 図示による	
第 12 編	* 本仕様書、図面、標準仕様書及び標準図に記載されたものは「官庁施設の総合耐震計画基準 解説」による。		
第 13 編	* 局所震度法による建築設備機器（水槽類を除く）の設計用標準水平震度（KS）		
第 14 編	* 局所震度法による水槽類の設計用標準水平震度（KS）		
第 15 編	* 重要機器		
第 16 編	* 重要機器		
第 17 編	* 重要機器		
第 18 編	* 重要機器		
第 19 編	* 重要機器		
第 20 編	* 重要機器		
第 21 編	* 重要機器		
第 22 編	* 重要機器		
第 23 編	* 重要機器		
第 24 編	* 重要機器		
第 25 編	* 重要機器		
第 26 編	* 重要機器		
第 27 編	* 重要機器		
第 28 編	* 重要機器		
第 29 編	* 重要機器		
第 30 編	* 重要機器		
第 31 編	* 重要機器		
第 32 編	* 重要機器		
第 33 編	* 重要機器		
第 34 編	* 重要機器		
第 35 編	* 重要機器		
第 36 編	* 重要機器		
第 37 編	* 重要機器		
第 38 編	* 重要機器		
第 39 編	* 重要機器		
第 40 編	* 重要機器		
第 41 編	* 重要機器		
第 42 編	* 重要機器		
第 43 編	* 重要機器		
第 44 編	* 重要機器		
第 45 編	* 重要機器		
第 46 編	* 重要機器		
第 47 編	* 重要機器		
第 48 編	* 重要機器		
第 49 編	* 重要機器		
第 50 編	* 重要機器		
第 51 編	* 重要機器		
第 52 編	* 重要機器		
第 53 編	* 重要機器		
第 54 編	* 重要機器		
第 55 編	* 重要機器		
第 56 編	* 重要機器		
第 57 編	* 重要機器		
第 58 編	* 重要機器		
第 59 編	* 重要機器		
第 60 編	* 重要機器		
第 61 編	* 重要機器		
第 62 編	* 重要機器		
第 63 編	* 重要機器		
第 64 編	* 重要機器		
第 65 編	* 重要機器		
第 66 編	* 重要機器		
第 67 編	* 重要機器		
第 68 編	* 重要機器		
第 69 編	* 重要機器		
第 70 編	* 重要機器		
第 71 編	* 重要機器		
第 72 編	* 重要機器		
第 73 編	* 重要機器		
第 74 編	* 重要機器		
第 75 編	* 重要機器		
第 76 編	* 重要機器		
第 77 編	* 重要機器		
第 78 編	* 重要機器		
第 79 編	* 重要機器		
第 80 編	* 重要機器		
第 81 編	* 重要機器		
第 82 編	* 重要機器		
第 83 編	* 重要機器		
第 84 編	* 重要機器		
第 85 編	* 重要機器		
第 86 編	* 重要機器		
第 87 編	* 重要機器		
第 88 編	* 重要機器		
第 89 編	* 重要機器		
第 90 編	* 重要機器		
第 91 編	* 重要機器		
第 92 編	* 重要機器		
第 93 編	* 重要機器		
第 94 編	* 重要機器		
第 95 編	* 重要機器		
第 96 編	* 重要機器		
第 97 編	* 重要機器		
第 98 編	* 重要機器		
第 99 編	* 重要機器		
第 100 編	* 重要機器		
第 101 編	* 重要機器		
第 102 編	* 重要機器		
第 103 編	* 重要機器		
第 104 編	* 重要機器		
第 105 編	* 重要機器		
第 106 編	* 重要機器		
第 107 編	* 重要機器		
第 108 編	* 重要機器		
第 109 編	* 重要機器		
第 110 編	* 重要機器		
第 111 編	* 重要機器		
第 112 編	* 重要機器		
第 113 編	* 重要機器		
第 114 編	* 重要機器		
第 115 編	* 重要機器		
第 116 編	* 重要機器		
第 117 編	* 重要機器		
第 118 編	* 重要機器		
第 119 編	* 重要機器		
第 120 編	* 重要機器		
第 121 編	* 重要機器		
第 122 編	* 重要機器		

凡例(撤去)					
区分	記号	名称		適用	備考
空調	—— R ——	冷媒管	屋内・屋外	冷媒用断熱材被覆銅管	
	—— D ——	ドレン管	屋内 屋内露出・化粧ケース内 屋外 地中	硬質塩化ビニル管 (VP) 結露防止層付硬質塩化ビニル管 (AC ¹ レ) 配管用炭素鋼鋼管 (SGP白) 硬質塩化ビニル管 (VP)	
	—— C —— —— CR ——	冷却水管	屋内	配管用炭素鋼鋼管 (SGP白)	
	—— EA —— —— OA —— —— SA —— —— RA ——	ダクト	矩形ダクト外 丸ダクト外	シートボルト工法 (共振防シ工法) スライダダクト	
	衛生	—— — —— —— ● ——	屋内給水管 排水管	屋内 屋外 地中	水道用硬質塩化ビニル(コウキン)鋼管 (VB) 水道用硬質塩化ビニル(コウキン)鋼管 (VB) 水道用硬質塩化ビニル(コウキン)鋼管 (VD)
—— — —— —— ● ——		屋外給水管 排水管	屋外 地中	水道用硬質塩化ビニル(コウキン)鋼管 (VB) 水道用硬質塩化ビニル(コウキン)鋼管 (VD)	
—— — ——		雑排水管	屋内 地中	配管用炭素鋼鋼管 (SGP白) 配管用炭素鋼鋼管 (SGP白)	
—— — —— —— — —— —— — ——		汚水管	屋内 屋内・器具・接続部 地中	排水用種融管 鉛管 排水用種融管	
—— - - - - ——		通気管	屋内 地中	配管用炭素鋼鋼管 (SGP白) 配管用炭素鋼鋼管 (SGP白)	
—— — ——		屋外排水管	地中(小口径樹皮区間) 地中(エクソナ樹皮区間)	硬質塩化ビニル管 (VU) 遠心力絞付エクソナ管	
—— I —— —— II ——		給湯管	屋内	水道用耐熱性硬質塩化ビニル(コウキン)鋼管	
—— X ——		消火管	屋内 屋外 地中	配管用炭素鋼鋼管 (SGP白) 配管用炭素鋼鋼管 (SGP白) 消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管 (VS)	
—— G1 —— (一般) —— G2 —— (空調)		都市ガス管	屋内 屋外 地中	配管用炭素鋼鋼管 (SGP白) 硬質塩化ビニル外面被覆鋼管 ガス用ガスシフトパイプ	
注記					
1. 既設配管材料は参考とする。					

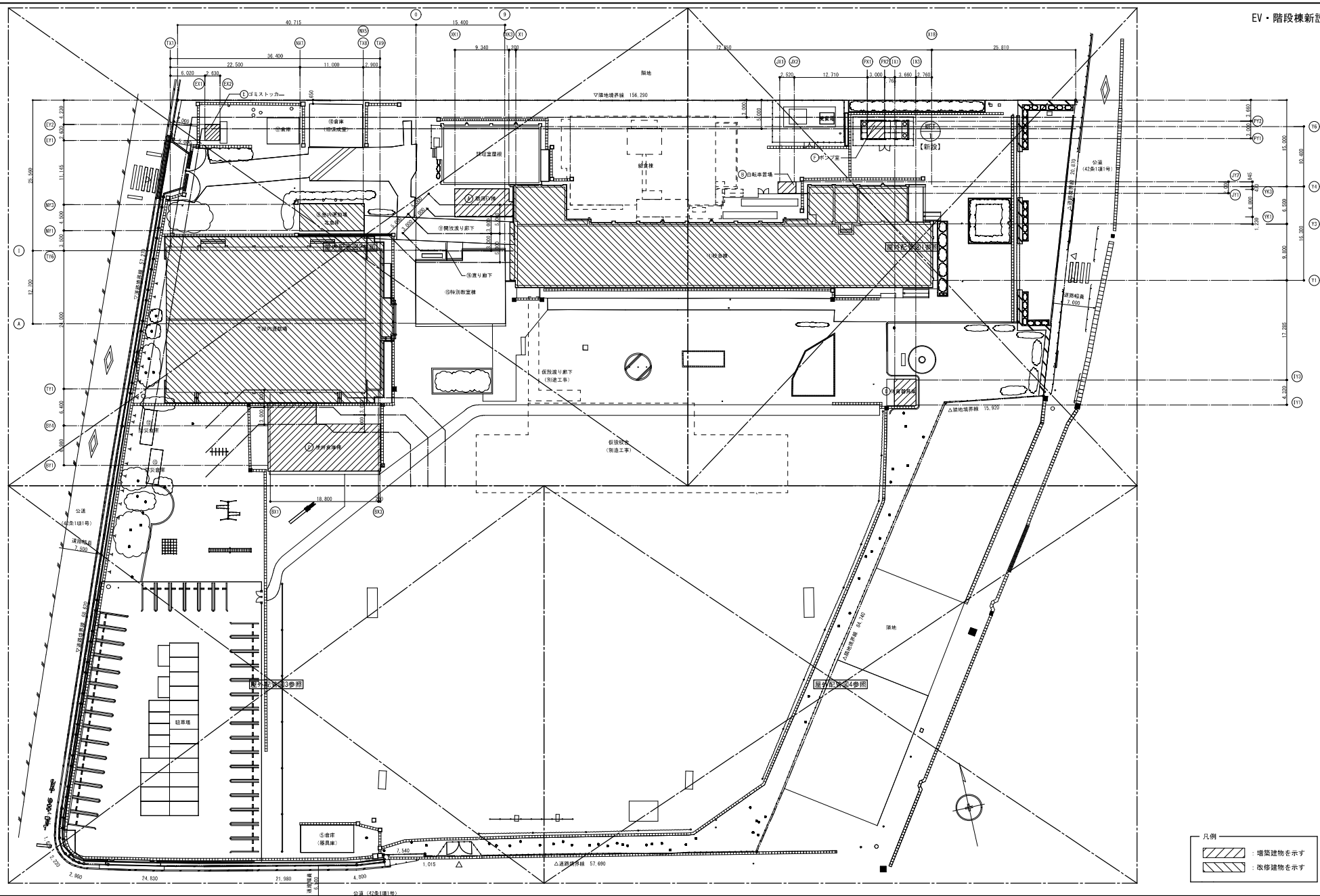
凡例(新設)					
区分	記号	名称		適用	備考
空調	—— R ——	冷媒管	屋内・屋外	冷媒用断熱材被覆銅管	
	—— D ——	ドレン管	屋内 屋内露出・化粧ケース内 屋外 地中	硬質塩化ビニル管 (VP) 結露防止層付硬質塩化ビニル管 (AC ¹ レ) 配管用炭素鋼鋼管 (SGP白) 硬質塩化ビニル管 (VP)	
	—— EA —— —— OA —— —— SA —— —— RA ——	ダクト	矩形ダクト外 丸ダクト外	コナボルト工法 共振防シ工法 スライダダクト外	火気排気ダクトの板厚は 火災予防条例準則による 火気排気ダクトは75℃耐燃シ 工法とする
	—— — ——	屋内給水管	屋内 屋外 地中	水道用硬質塩化ビニル(コウキン)鋼管 (VB) 水道用硬質塩化ビニル(コウキン)鋼管 (VB) 水道用硬質塩化ビニル(コウキン)鋼管 (VD)	
衛生	—— — ——	屋外給水管	屋外 地中 〃	水道用硬質塩化ビニル(コウキン)鋼管 (VB) 水道用硬質塩化ビニル(コウキン)鋼管 (VD) 水道配水管 [※] リフレク管	40A以下 50A以上
	—— — ——	雑排水管	屋内 屋外・流しの床・上部分 屋外 屋外・1階多目的便所系統 地中 屋外・居室内露出 ¹⁾	排水・通気用耐火二層管 (VP) 硬質塩化ビニル管 (VP) 配管用炭素鋼鋼管 (SGP白) 硬質塩化ビニル管 (VP) 硬質塩化ビニル管 (VP) 防音型耐火二層管 (VP)	
	—— — ——	汚水管	屋内 屋外・1階多目的便所系統 地中	排水・通気用耐火二層管 (VP) 硬質塩化ビニル管 (VP) 硬質塩化ビニル管 (VP)	
	—— - - - - ——	通気管	屋内 屋外	排水・通気用耐火二層管 (VP) 配管用炭素鋼鋼管 (SGP白)	
	—— — ——	屋外排水管	地中 屋外・屋外露出・水廻りの オーバーフロー及び排水管	硬質塩化ビニル管 (VU) 配管用炭素鋼鋼管 (SGP白)	
	—— I ——	給湯管	屋内	一般配管用スチール鋼管	
	—— X ——	消火管	屋内 屋外 地中	配管用炭素鋼鋼管 (SGP白) 配管用炭素鋼鋼管 (SGP白) 消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管 (VS)	
	—— G1 —— (一般) —— G2 —— (空調)	都市ガス管	屋内 屋外 地中	配管用炭素鋼鋼管 (SGP白) 硬質塩化ビニル外面被覆鋼管 ガス用 [※] リフレク [※] イ [※]	
	注記 1. 保温の仕様は特記仕様書及び標準仕様書による。 2. 耐火二層管の伸縮継手は下記位置を基本とし適宜設置する。 ・立管：各階1箇所であく37°に近い位置。 ・横配管：立管との分岐部又はその近傍となる位置。 壁や梁等の貫通部、器具分岐等の固定端間は、4m以下に1箇所となる位置。				



愛知県 高浜市役所

工事名 港小学校長寿命化改良工事
図面名称 配置図(1) (改修前)

縮尺 図面番号
A1 : 1/300 M-02



愛知県 高浜市役所

工事名

港小学校長寿命化改良工事

縮尺

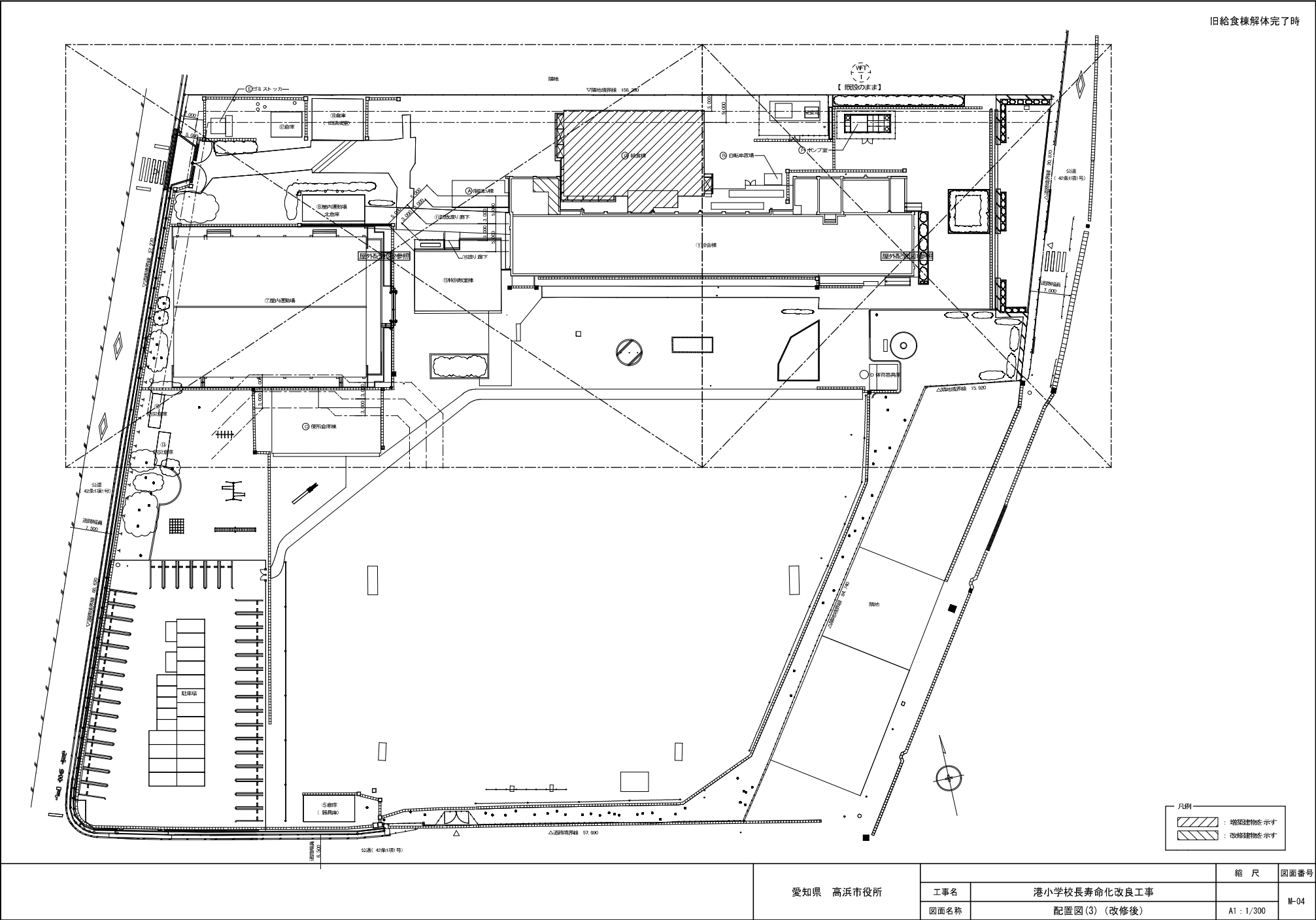
図面番号

図面名称

配置図(2) (改修後)

A1: 1/300

M-03



＜改修前＞衛生機器表

記 号	名 称	仕 様	電 源		台 数	設 置 場 所	備 考
			φ	V			
T-1	受水槽 【撤去】	FRP製ハ 14リッ 寸法 : 4000W X 3000D X 2000H 容量 : 20m3	-	-	1	屋外	既設基礎撤去：建築工事 電梯配線撤去：電気工事
T-2	高置水槽 【撤去】	FRP製ハ 14リッ 寸法 : 2000W X 2000D X 2000H 容量 : 7m3	-	-	1	校舎棟 1階	既設基礎：既設のまま 電梯配線撤去：電気工事
T-4	オイルタンク 【撤去】	鋼板製 寸法 : 800W X 800D X 750H (480L) 架台 : 800W X 800D X 500H	-	-	1	倉庫(油庫)	既設基礎撤去：建築工事 廃油回収：木工事
P-1	揚水ポンプ 【撤去】	片吸込渦巻ポンプ 65φ X 510L/min X 22m X 3.7kW	3	200	1	校舎棟 1階ポンプ室	既設基礎：既設のまま
P-2	揚水ポンプ 【撤去】	片吸込渦巻ポンプ 65φ X 510L/min X 22m X 3.7kW	3	200	1	校舎棟 1階ポンプ室	既設基礎：既設のまま
P-3	消火ポンプ 【撤去】	多段ターボポンプ 50φ X 300L/min X 55m X 5.5kW	3	200	1	校舎棟 1階ポンプ室	既設基礎：既設のまま
GR-1	ガス給湯器 【撤去】	屋内壁掛型 元止式 給湯能力 : 5号			1	校舎棟 1階保健室	
GR-2	ガス給湯器 【撤去】	屋内壁掛型 元止式 給湯能力 : 5号			1	校舎棟 2階給湯室	
GR-3	ガス給湯器 【撤去】	屋内壁掛型 元止式 給湯能力 : 5号			1	校舎棟 4階理科準備室	
GR-4	ガス給湯器 【撤去】	屋外壁掛型 給湯専用 給湯能力 : 16号 自立架台	1	100	1	校舎棟 3階室外機置場 (家庭科室系統)	既設基礎：既設のまま
GR-5	ガス給湯器 【撤去】	屋外壁掛型 元止式 給湯能力 : 5号			1	倉庫(事務員室)	
HD-1	屋内消火栓 【撤去】	1号消火栓(埋込型) 火報・ベル種並び 表示灯は壁付 寸法 : 750W X 200D X 1400H 内部構成品 : 閉閉弁、/X 8、4-X (15mX2本)	-	-	8 (2) (2) (2)	【校舎棟】 校舎棟 1階廊下 校舎棟 2階廊下 校舎棟 3階廊下 校舎棟 4階廊下	消火栓置りコンクリートはつり 本工事
					2	【屋内運動場棟】 屋内運動場棟 1階	

[illegible]

注記
1. 機器撤去に伴う電源工事は電気工事とする。

	愛知県 高浜市役所			縮 尺	図面番号
		工事名	港小学校校長寿命化改良工事		M-05
		図面名称	給排水衛生設備 機器表（改修前）	A1 : N. S	

<改修後>衛生機番表

記 号	名 称	仕 様	電 源		台 数	設 置 場 所	備 考
			φ	V			
WFT-1	受水槽兼消火水槽 【新設】	ｽﾁﾝﾚｽ製ﾊﾞﾚｯﾄﾝｼﾝｸﾞ 二構式・ｶﾞｽﾝｸﾞ室付	-	-	1	屋外	基礎：建築工事
		寸法 : 8000W(4000+3000+1000) X 3000D X 2500H					電極配線：本工事
		容量 : 有効21.0m3以上(飲用) 有効5.2m3以上(消火)					緊急遮断分断器：電気工事
		耐震 : 1.5G					
		緊急遮断弁 : 100A 緊急遮断弁制御盤(1-100V)					
		平架台 : 溶融亜鉛ﾌﾛｯﾄﾞ					
		防波管、電極座、内外ﾌﾗｯﾌﾟ、通気口、他標準付属品一式					
FT-1	消火用補給水槽 【新設】	ｽﾁﾝﾚｽ製	-	-	1	校舎棟 4階	基礎：既設利用
		容量 : 有効0.5m3					据付用鉄材：本工事
		耐震 : 2.0G					警報遠方表示：電気工事
		架台300H(溶融亜鉛ﾌﾛｯﾄﾞ)、通気口、電極口、他標準付属品一式					
WP-1	給水ｶﾞｽﾝｸﾞ 【新設】	推定末端圧力一定型(1NV) 3台ﾎｰﾁｰｼﾝｸﾞ2台並列交互運転ﾌﾗｲﾝｸﾞ 耐塩害仕様	3	200	1	屋外 受水槽ｶﾞｽﾝｸﾞ室	基礎：建築工事
		80φ X 50φ X 460L/min X 45m X 3.7kW X 2					警報遠方表示：電気工事
		制御盤、防振架台、GV、CV、他標準付属品一式					
FP-1	屋内消火栓ｶﾞｽﾝｸﾞ 【新設】	消防認定品ﾏｰｯﾄﾞｲﾝｸﾞ 流込仕様 耐塩害仕様	3	200	1	屋外 受水槽ｶﾞｽﾝｸﾞ室	基礎：建築工事
		50φ X 40φ X 300L/min X 55m X 7.5kW					警報遠方表示：電気工事
		制御盤、流量ﾌﾛｯﾄﾞ装置、GV、CV、他標準付属品一式					
GHW-1	ｶﾞｽ給湯器 【新設】	屋外壁掛型 給湯専用(高効率仕様)	1	100	1	校舎棟 1階保健室(屋外)	
		出湯能力 : 34.9 kW					
		給湯能力 : 20号					
		ｶﾞｽ消費量 : 36.7 kW(都市ｶﾞｽ)					
		消費電力 : 42W					
		湯水重量 : 26kg					
		固定方法 : M6X30(あと施工ﾌｧｰﾅｰ)又は0.3kW/本以上のもの 2本以上					
		台所ﾄﾚｯﾁﾝｸﾞ、ｹﾂｺﾂﾌｧｰﾌﾞ(10m)、配管ｶﾊﾞｰ、他標準付属品一式					
		給湯配管の保温仕様は下記とする					
		材質 : ｸﾞﾗｽﾌｧｰﾌﾞ					
GHW-2	ｶﾞｽ給湯器 【新設】	屋外壁掛型 給湯専用(高効率仕様)	1	100	1	校舎棟 4階家庭科室(屋外)	
		出湯能力 : 87.2 kW					
		給湯能力 : 50号					
		ｶﾞｽ消費量 : 91.9kW(都市ｶﾞｽ)					
		消費電力 : 72W					
		湯水重量 : 55kg					
		固定方法 : M6X30(あと施工ﾌｧｰﾅｰ)又は0.5kW/本以上のもの 2本以上					
		台所ﾄﾚｯﾁﾝｸﾞ、ｹﾂｺﾂﾌｧｰﾌﾞ(10m)、配管ｶﾊﾞｰ、他標準付属品一式					
		給湯配管の保温仕様は下記とする					
		材質 : ｸﾞﾗｽﾌｧｰﾌﾞ					

記 号	名 称	仕 様	電 源		台 数	設 置 場 所	備 考
			φ	V			
EHW-1	電気温水器 【新設】	飲用・洗い物用 据置型(先止式)	1	100	1	校舎棟 2階給湯室	
		貯湯量 : 12L					
		消費電力 : 1.1kW					
		加熱能力 : 1.1kW					
		湯水重量 : 23kg					
		固定方法 : M10X40(あと施工ﾌｧｰﾅｰ)又は3.6kW/本以上のもの 3本以上					
		ﾀｰﾐﾅﾙﾌﾞﾛｯｸ、排水ﾜｯﾊﾞｰ、固定金具、他標準付属品一式					
HW-1	屋内消火栓 【新設】	据置作性1号消火栓(埋込型) 火報・ﾊﾞﾙﾌﾞ並び	-	-	8	【校舎棟】	消火栓廻りｺﾝｸﾚｰﾄはつり：本工事
		寸法(参考) : 750W X 200D X 1400H			(2)	校舎棟 1階廊下	
		内部構成部品 : 開閉弁、噴霧ﾌﾞﾛｯｸ、ﾎｰｽ、他標準付属品一式			(2)	校舎棟 2階廊下	
					(2)	校舎棟 4階廊下	
						【屋内運動場棟】	
					2	屋内運動場棟 1階	
-	ﾌｧｰﾅｰ弁 【新設】	屋内消火栓用ﾌｧｰﾅｰ弁	-	-	1	校舎棟 4階	

注記
1. ｶﾞｽ給湯器の定格加熱能力及び定格消費電力は、JIS S 2109の定格条件及び試験方法による。
2. 電気給湯器の定格加熱能力及び定格消費電力は、JIS C 9219の定格条件及び試験方法による。

<改修前>衛生器具表1

器具名称	撤去区分	仕様	合 計	校舎棟																												備 考															
				1階								2階								3階								4階																			
				M W C (東)	W C (東)	M W C (西)	W C (西)	廊下 (東)	廊下 (西)	前室 (和室)	保健室	配膳室	M W C (職員・東)	W W C (職員・東)	M W C (西)	W C (西)	廊下 (東)	廊下 (西)	給湯室	校長室	配膳室	職員室	M C (東)	W C (東)	M W C (西)	W C (西)	廊下 (東)	廊下 (西)	家庭科室	配膳室	M W C (東)		W W C (東)	M W C (西)	W C (西)	廊下 (東)	廊下 (西)	理科準備室	理科室	図工室	図工準備室	配膳室					
和風大便器	撤去	FV(手動)、紙巻器	32	1	2	1	2					2	3	1	2							2	4	1	2				2	4	1	2															
洋風大便器(児童用・普通便座)	撤去	床置き便器、普通便座、FV(手動)、紙巻器	12			1	2							1	2									1	2						1	2															
洋風大便器(児童用・普通便座)	撤去	床置き便器、普通便座、D-タンク、紙巻器	2	1	1																																										
小便器	撤去	壁掛型、FV(自動洗浄)	16			4								4										4							4															電源：AC100V	
小便器	撤去	床置き型、FV(手動)	14	4								2											4							4																	
洗面器	撤去	壁掛型、立水栓(ノド・B)	7						2	1									1	1								1											1								
洗面器	撤去	壁掛型、立水栓(ノド・B)、水石けん入れ	4								2	2																																			
はめ込み洗面器	撤去	パブリック式、自動水栓	16			2	2							2	2									2	2						2	2														電源：AC100V	
洗面カウンター	撤去	建築工事	8			1	1							1	1									1	1						1	1															
掃除用流し	撤去	横水栓	8			1	1							1	1									1	1						1	1															
横水栓(水)	撤去	壁付、パナール	30	2	2		1	1	1						1	1	1					2	2		1	1			2	2		1	1	5		3											
立水栓	撤去	台付、パナール	3																																		1	2									
混合水栓	撤去	台付、パナール	6																								6																				
自動水栓	取外し(再利用)	壁付、機能部一体型	40					5	5					5	5										5	5					5	5														電源：乾電池	
化粧鏡	撤去		81	2	2	2	2	6	6			2	2	2	2	6	6			1		2	2	2	2	6	6		2	2	2	2	6	6													
ペーパーホルダー	撤去	壁掛	1							1																																					
大便器用手すり	撤去	L型	8			1	1							1	1									1	1						1	1															
小便器用手すり	撤去	小便器用	4			1								1										1								1															
洗面化粧台	既設のまま	立水栓(ノド・B)、化粧鏡	1															1																													
ミキサー	撤去	建築工事	7						1									1									5																				
洗面用流し台(ステンレス)	撤去	建築工事	6	1	1																	1	1						1	1																	
ステンレス流し台	撤去	建築工事	13					1	1					1	1										1	1					1	1	2	1	1	1											
ステンレス地流し	撤去	建築工事	8					1	1					1	1									1	1						1	1															
実験台	撤去	建築工事	7																															7													

愛知県 高浜市役所

工事名
図面名称

港小学校長寿命化改良工事
給排水衛生設備 器具表 1 (改修前)

縮 尺
図面番号
M-07

<改修前>衛生器具表2

器具名称	撤去区分	仕様	合 計	屋外 トイレ	倉庫 （用務員室）				屋内運動場 北倉庫		屋外												備 考	
				屋外 トイレ	D K	W C	洗面	浴室	男子 便所	女子 便所	マン ホール トイレ 廻り	児童 口2廻り	校舎南の池 廻り	倉庫（体育 器具倉庫） 廻り	職員玄関 廻り	倉庫（旧 成室） 廻り	正門 廻り	屋内運動場 敷外流し	グラ ウンド					
和風大便器	撤去	ロケウ 紙巻器	2	1		1																		
和風大便器	撤去	FV 手動、紙巻器	5						2	3														
小便器	撤去	床置型 FV 手動	6	2					4															
洗面器	撤去	壁掛型 立水栓 バルブ	4	1				1		1	1													
横水栓	撤去	壁付 バルブ	1	1																				
混合水栓	撤去	壁付 バルブ	1			1																		
シャワー栓	撤去	壁付	1					1																
化粧鏡	撤去		3					1		1	1													
ウォーター	撤去	床置型	1												1							電源 AC100V		
水栓柱	撤去	FF型 900H	2												1		1							
横水栓	既設のまま	壁付 レバー	5								5													
横水栓	撤去	壁付 レバー	8												4				4					
散水栓	撤去	バルブ	10									1	1	1	1	1	2		3					
散水栓ボックス	撤去	鋳鉄製	7									1				1	2		3					
散水栓ボックス	撤去	エグジット製	1												1									
エグジット流し	既設のまま		1								1													
エグジット流し	撤去	建築工事	3	1											1			1						
ミニキャブ	撤去	建築工事	1			1																		
浴槽	撤去	建築工事	1					1																

愛知県 高浜市役所

工事名 港小学校長寿命化改良工事
 図面名称 給排水衛生設備 器具表 2（改修前）

縮 尺
 図面番号 M-08
 A1 : N. S

<改修後>衛生器具表1

器具名称	仕様	参考型番		合 計	校舎棟																												備 考
					1階								2階					3階				4階											
		TOTO	LIXIL		MWC (東)	WWC (東)	WWC (西)	多目的トイレ	廊下 (東)	廊下 (西)	保健室	MWC (職員・東)	WWC (職員・東)	WWC (西)	廊下 (東)	廊下 (西)	給湯室	MWC (東)	WWC (東)	MWC (西)	廊下 (東)	廊下 (西)	MWC (東)	WWC (東)	MWC (西)	廊下 (東)	廊下 (西)	理科室	理和準備室	図工準備室	家庭科準備室		
洋風大便器(児童用・暖房便座・蓋なし)	床置(床排水)、連続洗浄タイプ、掃除口付、暖房便座(蓋なし)、棚付二連紙巻器	CF5498BK、TCF116V6、YH702	BC-P110SMA、DO-PA150QH、CF-18ALP-C、CF-63HST	42	2	4	2	4			2	4					2	4	2	4			2	4	2	4						電源：AC100V(52W)	
洋風大便器(職員用・温水洗浄便座(暖音装置なし)・蓋あり)	床置(床排水)、連続洗浄タイプ、掃除口付、温水洗浄便座(蓋あり・本体付2連)、便器洗浄タイプ(発電タイプ)棚付二連紙巻器	CF5498BK、TCF6623、TCA347A、YH702	BC-P110SMA、DO-PA150QH、GW-KB31、CMA-277、CF-63HST	5							2	3																				電源：AC100V(311W)	
パブリックトイレ(車いす使用者用・オストメイト・ライン付)	大便器(床置、ワンタッチ、壁排水)、洗面器(自動水栓、水石けん)、手洗器(自動水栓)、背もたれ、はね上げ手すり、L型手すり、紙巻器(大便器・汚物流し)、汚物流し(壁排水、電気温水器)	UADAZ01R1C1ADN2W	PTWC-6C101RIA1AMNW	1				1																								電源：AC100V(0.6W+0.6W)	
温水洗浄便座(車いす使用者用・蓋なし)	パブリック仕様、開閉式、発電タイプ、便器洗浄タイプ(発電タイプ)	TCF5840AUPN	GW-PC12-OK-UR-TU	1				1																								電源：AC100V(1260W)	
小便器	壁掛、掃除口付、低タイプ、FV(自動洗浄)	UF5900JCS	U-A51AP	30	4		4				2		4				4		4			4		4								電源：AC100V(24W)	
掃除用流し	パブリック付、5Lタイプ、ワンタッチ式横水栓、横水栓、床排水	SK22A、TK22、T23AEQ20C、T375SEP	S-202A、LF-7KEZ-19、SF-20SAF-P	12	1		1	1				1	1	1			1		1	1		1		1	1								
自動水栓	壁付(洗面用流し台(建築工事)の仕様に合わせる)	TENA13A		31	2	2	2	2			1	2	2	2			2	2	2	2		2	2	2	2							電源：AC100V(0.6W)	
横水栓	壁付、パブリック	T200SNR13C	LF-7R-13	8					1	1					1	1					1	1					1	1					
自在水栓	壁付、パブリック	T131AUN13C	LF-16SPF-13	20																								6	1	12	1		
混合水栓(浄水器機能付)	台付、シングルレバー、パブリックタイプ	TKS0530BJ	JF-AJ461SYX(JW)	3							1					1															1		
洗濯機用水栓	壁付、緊急止水	TW11R	LF-NJ50K0A	2							1																				1		
化粧鏡	350X400	YM3545A	KF-3545	79	2	2	2	2	6	6		1	2	2	2	6	6		2	2	2	6	6		2	2	2	2	6	6			
化粧鏡(車いす使用者用)	600X900	YM6090A	KF-6090	1					1																								
大便秘器用手すり	L型、700X700、樹脂被覆タイプ	T112QL10	KF-920AE/70012J	16	1	1	1	1			1	1	1	1			1	1	1	1		1	1	1	1								
小便秘器用手すり	600X550、樹脂被覆タイプ	T112QU22	KF-701AEJ	8	1		1				1		1				1		1			1		1									
洗濯機パン	640X640	PWP640NZW	PF-6464AC	2							1																				1		
洗濯排水トラップ	横引トラップ	PJ2008NM	TP-52	2						1																					1		
シャワーユニット	1200X800、シャワー水栓、排水トラップ ※詳細は別図参照	JSV0612UTW3CK	SPB-0812LBEL-C+HX3	1							1																						
自動水栓【既設再取付】	壁付、機能部一体型	TEL200SA(既設)		40					5	5					5	5					5	5				5	5					電源：乾電池	
ミニキッチン	建築工事(排水トラップ 共)			2							1					1																	
洗面用流し台	建築工事(シャワー、シンク、排水トラップ 共)			16	1	1	1	1				1	1	1	1			1	1	1	1			1	1	1	1						
流し台	建築工事(シャワー、シンク、排水トラップ 共)			9																								2	1	4	1		1
流し台(地流し付)	建築工事(シャワー、シンク、排水トラップ 共)			8					1	1					1	1					1	1				1	1						
実験台	建築工事(化学排水水栓、排水トラップ 共)			8																								7	1				
調理台	建築工事(混合水栓、排水トラップ 共)			10																											10		

愛知県 高浜市役所

工事名

港小学校長寿命化改良工事

縮 尺

図面番号

図面名称

給排水衛生設備 器具表 1 (改修後)

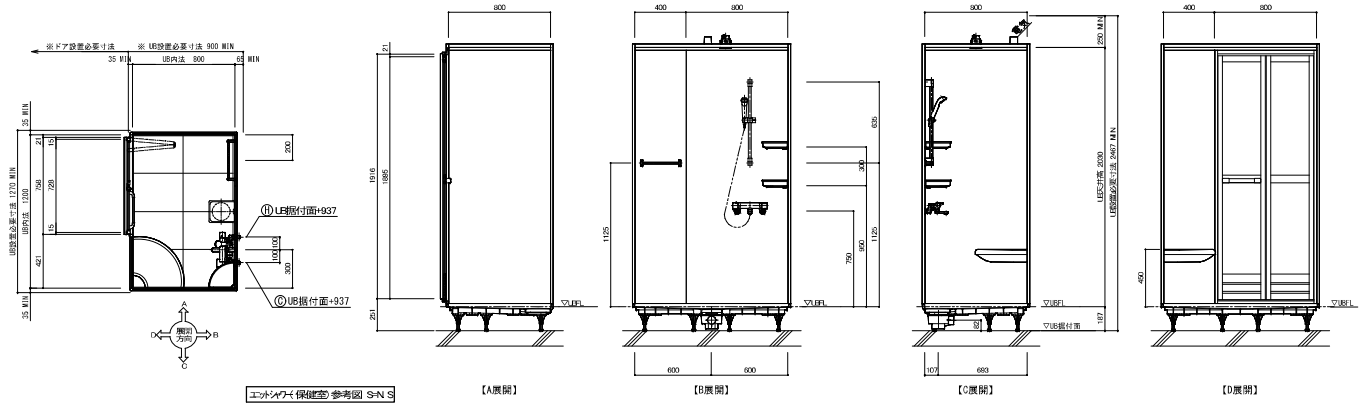
A1 : N.S.

M-09

＜改修後＞衛生器具表2

器具名称	仕様	参考仕番		合計	使用倉庫棟				屋外							備考		
		TOTO	LIXIL		室内男子使用	室内用男子目的使用	室内用女子使用	屋外男子使用	屋外女子目的使用	屋外多目的使用	受水槽張り	男湯口1・屋外流し	体育器具庫	職員玄関張り	更衣室（同僚更衣） ゴミストッカー		更衣室倉庫棟	男湯口2張り
洋風大便器（一般用・暖房便座・蓋なし）	床置（床排水）、連続洗浄タイプ、掃除口付、暖房便座（蓋なし）、棚付二連紙巻器	QF5498BK、TCF116V6、YH70Z	BC-P1103MA、DQ-PA150GH、CF=18ALP-C、CF=E3HST	9	2	4		1	2									電源：AC100V(52W)
洋風大便器（車いす使用・温水洗浄便座・蓋なし）	床置（床排水）、U型ラック、掃除口付、温水洗浄便座（蓋なし）、発電/エコ、便器洗浄スリッパ付（発電）、棚付二連紙巻器	CSS97BGS、SHS97BAR、TGF5840AUPN、YH70Z	BO-P2OSUM、DT-PA25OU、GW-PA11FLUD-NECK、CF=63HST	2				1		1								電源：AC100V(1260W)
汚物流し（20㎡以下標準仕様）	電気温水器付、水石けん入れ	UA581RDB2N	PTOM-B21OW、PTOM-ESCR	1				1										電源：AC100V(600W)
小便器	壁掛、掃除口付、低カブ、FV（自動洗浄）	UF5900JCS	U-AS1AP	6	4			2										電源：AC100V(24W)
洗面器	壁掛、ハイバック、自動水栓（AC100V）、水石けん供給給付、壁排水	LSA125AA	L-A95IAZE	2				1		1								電源：AC100V(0.6W)
手洗器	壁掛、自動水栓（AC100V）、壁排水	LSE90AAPR	AHL-33(P)-NSNE、AM-320CV1	2				1		1								電源：AC100V(0.6W)
巾着シンク	壁掛、大型、立水栓（レバー式）、壁排水	SK510D、T136AUN13GR、TK40PI	S-531ANC、LF=14SAP-13-PK、LF=30PAL	2	1			1										
自動水栓	壁付（洗面用流水台（建築工事）の仕様に合わせること）	TENA13A		7	2	3		1	1									電源：AC100V(0.6W)
鏡水栓	壁付、ハンドル	T200GMR13C	LF=TR-13	14							1							
散水栓		I28BH13	LF=13-13-CV	9							1	1			1	2	1	1
水栓柱	FRP製、900H			9							1	1			1	2	1	1
化粧鏡	350X400	YM354SA	KF=354S	7	2	3		1	1									
化粧鏡（車いす使用者用）	600X900	YMG090A	KF=6090	2				1		1								
大便器用手すり	L型、800X800、樹脂被覆タイプ	T112QL11	KF=920AE7OD12J	6	1	1	1	1	1	1								
可動式手すり	700L、樹脂被覆タイプ	T112HK7R	KF=471EH70J	2				1		1								
小便器用手すり	600X550、樹脂被覆タイプ	T112QU22	KF=701AEJ	2	1			1										
臂もたれ	フォーム塗装仕上げ、ワイドタイプ	ENC385GS	KFG=271TI1U2	2				1		1								
洗面用流水台	建築工事（キッチン、シンク、バセット、排水トラップ 共）			5	1	2		1	1									
コンクリート流し	建築工事			3								2	1					

品名・仕様	名称	付帯・寸法	色・柄
天井ハネ	化粧鋼板複層ハネ (抗菌防汚) 仕様・F60式 点検口φ400 (錠り点検口・落下防止用付錠り 石蓋)・2枚組入り	870円	
壁ハネ	H200	3500円	3500円
床ハネ	FRP 1900床 (藍色)	470円 (1000円)	
ト7板	7627670円処理	7600円	
ド7ハネ	折戸・ド7板・複層構造 面材 塩化ビクリン板 W=800 有効開口幅 671mm	7600円 面材 半透明	
シャワー栓	TB0V343301錠 壁付ササカトナリ金具 (2ヶ所) 7ヶ所	1222 635	
シャワー・ノー シャワーヘッド	シャワーヘッド ネスL=1600	7600円	シャワー・ノー シャワーヘッド ネスL=1600
照明	電通内蔵型LED付ケラ 消費電力18W 電球色 VPL1 6ヶ×2ヶ×1ヶ 3ヶ付	7600円	
3ヶ付LED付ケラ	3ヶ付LED付ケラ WJ301相当品	7600円	
換気フタ	ABS樹脂 接続部径φ99	7600円	
給排水用 (シャワー用)	青銅製飾物 接続口 Rc1/2		
給排水用 (シャワー用)	青銅製飾物 接続口 Rc1/2		
排水トラフ	ABS樹脂 排水深25mm 接続口 VP50式 消費電力18W 電球色 VPL1 6ヶ×2ヶ×1ヶ 3ヶ付	7600円	
排水トラフ	ABS樹脂 排水深25mm 接続口 VP50式 消費電力18W 電球色 VPL1 6ヶ×2ヶ×1ヶ 3ヶ付	7600円	
収納庫	コート収納棚2段	右留置 (SR)	
扉受け	ABS製 ユーザー付タイプ	4700円	



改修前

改修後

樹12(撤去)										
記号	区分	系統	樹名	仕様			管底高 (参考)	勾配	蓋	備考
				形状	排水管径	樹径				
1-1	既設のまま	校舎	コナト樹	SC-3	-	-	560	1.0%	マオ-ル	
1-4	既設のまま	校舎	コナト樹	SC-3	-	-	770	1.0%	マオ-ル	
1-5	撤去	校舎	コナト樹	SC-3	-	-	850	1.0%	マオ-ル	
1-6	撤去	校舎	コナト樹	SC-3	-	-	900	1.0%	マオ-ル	
1-7	撤去	校舎	コナト樹	SC-3	-	-	950	1.0%	マオ-ル	
1-8	撤去	校舎	コナト樹	SC-3	-	-	1000	1.0%	マオ-ル	
1-9	撤去	校舎	コナト樹	SC-4	-	-	1100	1.0%	マオ-ル	
1-10	既設のまま	校舎	コナト樹	SC-4	-	-	1200	1.0%	マオ-ル	B-1に接続
1-14	既設のまま	校舎	コナト樹	SC-3	-	-	800	1.0%	マオ-ル	
1-15	既設のまま	校舎	コナト樹	SC-3	-	-	950	1.0%	マオ-ル	
1-20	既設のまま	校舎	コナト樹	SC-1	-	-	400	1.0%	マオ-ル	
1-21	既設のまま	校舎	コナト樹	SC-1	-	-	450	1.0%	マオ-ル	1-8に接続
1-22	撤去	校舎	コナト樹	SC-1	-	-	400	1.0%	マオ-ル	1-9に接続
2-1	既設のまま	マオ-ル	小口径樹(コナト)	45L	150	-	200	1610	1.0%	錆蝕製蓋
2-2	既設のまま	マオ-ル	小口径樹(コナト)	45L	150	-	200	1650	1.0%	錆蝕製蓋
A-10	既設のまま	旧ア-ル	小口径樹(コナト)	ST	150	-	200	1240	1.0%	塩ビ蓋
B-1	既設のまま	主管	小口径樹(コナト)	ST	150	-	200	1560	1.0%	塩ビ蓋
C-1	撤去	屋外トイレ	小口径樹(コナト)	90L	100	-	200	340	1.0%	塩ビ蓋
C-2	撤去	屋外トイレ	小口径樹(コナト)	90Y	100	-	200	490	1.0%	塩ビ蓋
C-3	撤去	屋外トイレ	小口径樹(コナト)	45L	100	-	200	460	1.0%	塩ビ蓋
C-4	撤去	屋外トイレ	小口径樹(コナト)	45L	100	-	200	530	1.0%	塩ビ蓋
C-5	撤去	屋外トイレ	小口径樹(コナト)	ST	100	-	200	580	1.0%	塩ビ蓋
C-6	撤去	屋外トイレ	小口径樹(コナト)	ST	100	-	200	760	1.5%	塩ビ蓋
C-7	撤去	屋外トイレ	小口径樹(コナト)	ST	100	-	200	930	1.5%	塩ビ蓋
C-8	撤去	屋外トイレ	小口径樹(コナト)	ST	100	-	200	1110	1.5%	塩ビ蓋
C-9	撤去	屋外トイレ	小口径樹(コナト)	45L	100	-	200	1290	1.5%	塩ビ蓋
C-10	撤去	屋外トイレ	小口径樹(コナト)	ST	100	-	200	1460	1.5%	塩ビ蓋
C-11	撤去	屋外トイレ	小口径樹(コナト)	ST	100	-	200	1790	1.5%	塩ビ蓋
M1-3	既設のまま	主管	1号マオ-ル	-	-	-	-	2060	1.5%	マオ-ル
D-1	撤去	用務員室	コナト樹	SC-1	-	-	-	300	1.0%	マオ-ル
D-2	既設のまま	用務員室	コナト樹	SC-1	-	-	-	340	1.0%	マオ-ル
D-3	撤去	用務員室	コナト樹	SC-1	-	-	-	300	1.0%	マオ-ル
E-1	撤去	屋内運動場トイレ	コナト樹	SC-1	-	-	-	450	1.0%	マオ-ル
E-2	撤去	屋内運動場トイレ	コナト樹	SC-2	-	-	-	470	1.0%	マオ-ル
E-3	撤去	屋内運動場トイレ	コナト樹	SC-2	-	-	-	480	1.0%	マオ-ル
1-1に接続										
注記										
1. 管底高は参考とする。										

樹12(新設)											
記号	区分	系統	樹名	仕様			管底高(参考)	勾配	蓋	備考	
				形状	排水管径	樹径					
N1-1	新設	校舎	小口径樹(コナト)	90L	150	-	200	460	1.0%	塩ビ蓋	既設1-21より流入
N1-2	新設	校舎	小口径樹(コナト)	ST	150	-	200	490	1.0%	塩ビ蓋	
N1-3	新設	校舎	小口径樹(コナト)	90L	150	-	200	510	1.0%	塩ビ蓋	
N1-4	新設	校舎	小口径樹(コナト)	90L	150	-	200	570	1.0%	T-25	
N1-5	新設	校舎	小口径樹(コナト)	90L	200	-	300	590	1.0%	T-25	
N1-6	新設	校舎	小口径樹(コナト)	90Y	200	-	300	650	1.0%	T-25	
N1-7	新設	校舎	小口径樹(コナト)	DR	200	-	300	700・840	1.0%	T-25	
N1-8	新設	校舎	小口径樹(コナト)	90Y	200	-	300	850	1.0%	塩ビ蓋	既設1-4より流入
N1-9	新設	校舎	小口径樹(コナト)	90L	200	-	300	880	1.0%	塩ビ蓋	
N1-10	新設	校舎	小口径樹(コナト)	ST	200	-	300	970	1.0%	塩ビ蓋	
N1-11	新設	校舎	小口径樹(コナト)	ST	200	-	300	1070	1.0%	塩ビ蓋	
N1-12	新設	校舎	小口径樹(コナト)	90L	200	-	300	1190	1.0%	塩ビ蓋	
N1-13	新設	校舎	小口径樹(コナト)	90Y	200	-	300	1220	1.0%	T-25	
N1-14	新設	校舎	小口径樹(コナト)	DR	200	-	300	1300・1550	1.0%	T-25	既設B-11に接続
N1-15	新設	校舎	小口径樹(コナト)	90L	100	-	200	400	1.0%	T-25	
N1-16	新設	校舎	小口径樹(コナト)	90L	100	-	200	450	1.0%	T-25	
N1-17	新設	校舎	小口径樹(コナト)	DR	100	-	200	510・1160	1.0%	T-25	既設1-10に接続
N1-18	新設	校舎	小口径樹(コナト)	90L	100	-	200	400	1.0%	T-25	
N1-19	新設	校舎	小口径樹(コナト)	90Y	100	-	200	410	1.0%	T-25	
N1-20	新設	校舎	小口径樹(コナト)	90L	100	-	200	420	1.0%	T-25	
N1-21	新設	校舎	小口径樹(コナト)	DR	100	-	200	440・920	1.0%	T-25	
N1-22	新設	校舎	小口径樹(コナト)	ST	100	-	200	930	1.0%	T-25	既設1-15に接続
N2-1	新設	校舎	小口径樹(コナト)	90Y	150	-	300	1740	1.0%	塩ビ蓋	既設2-2より流入
N2-2	新設	校舎	小口径樹(コナト)	90Y	150	-	300	1790	1.0%	塩ビ蓋	
N2-3	新設	校舎	小口径樹(コナト)	90Y	150	-	300	1840	1.0%	塩ビ蓋	
N2-4	新設	校舎	小口径樹(コナト)	DR	100	-	300	500・1730	1.0%	塩ビ蓋	N2-1に接続
N2-5	新設	校舎	小口径樹(コナト)	DR	100	-	300	500・1780	1.0%	塩ビ蓋	N2-2に接続
N2-6	新設	校舎	小口径樹(コナト)	DR	100	-	300	500・1830	1.0%	塩ビ蓋	N2-3に接続
NF-1	新設	便所倉庫	小口径樹(コナト)	90L	100	-	200	500	1.0%	塩ビ蓋	
NF-2	新設	便所倉庫	小口径樹(コナト)	45Y	100	-	200	510	1.0%	塩ビ蓋	
NF-3	新設	便所倉庫	小口径樹(コナト)	45Y	100	-	200	530	1.0%	塩ビ蓋	
NF-4	新設	便所倉庫	小口径樹(コナト)	45Y	100	-	200	540	1.0%	塩ビ蓋	
NF-5	新設	便所倉庫	小口径樹(コナト)	45Y	100	-	200	570	1.0%	塩ビ蓋	
NF-6	新設	便所倉庫	小口径樹(コナト)	45Y	100	-	200	580	1.0%	塩ビ蓋	
NF-7	新設	便所倉庫	小口径樹(コナト)	ST	100	-	200	650	1.0%	塩ビ蓋	
NF-8	新設	便所倉庫	小口径樹(コナト)	90L	100	-	200	740	1.0%	塩ビ蓋	
NF-9	新設	便所倉庫	小口径樹(コナト)	ST	100	-	200	790	1.0%	塩ビ蓋	
NF-10	新設	便所倉庫	小口径樹(コナト)	DR	100	-	200	840・1230	1.0%	塩ビ蓋	既設A-10に接続
NF-11	新設	便所倉庫	小口径樹(コナト)	90L	100	-	200	890	1.0%	塩ビ蓋	
NF-12	新設	便所倉庫	小口径樹(コナト)	90L	100	-	200	940	1.0%	塩ビ蓋	
NF-13	新設	便所倉庫	小口径樹(コナト)	90L	100	-	200	990	1.0%	塩ビ蓋	
NG-1	新設	仮設校舎	小口径樹(コナト)	ST	100	-	200	400	1.0%	塩ビ蓋	
NG-2	新設	仮設校舎	小口径樹(コナト)	90L	100	-	200	450	1.0%	塩ビ蓋	
NG-3	新設	仮設校舎	小口径樹(コナト)	90Y	100	-	200	540・1040	1.0%	塩ビ蓋	
NG-4	新設	仮設校舎	小口径樹(コナト)	90Y	200	-	300	1790	1.0%	塩ビ蓋	
注記 1. 管底高は参考とする。 2. 管底高は現場打合せにて最終決定とする。 3. 根切り深さ1500㎜を超える部分は土留め工事(軽量鋼矢板など)を行うこと。											

愛知県 高浜市役所

工事名

港小学校長寿命化改良工事

図面名称

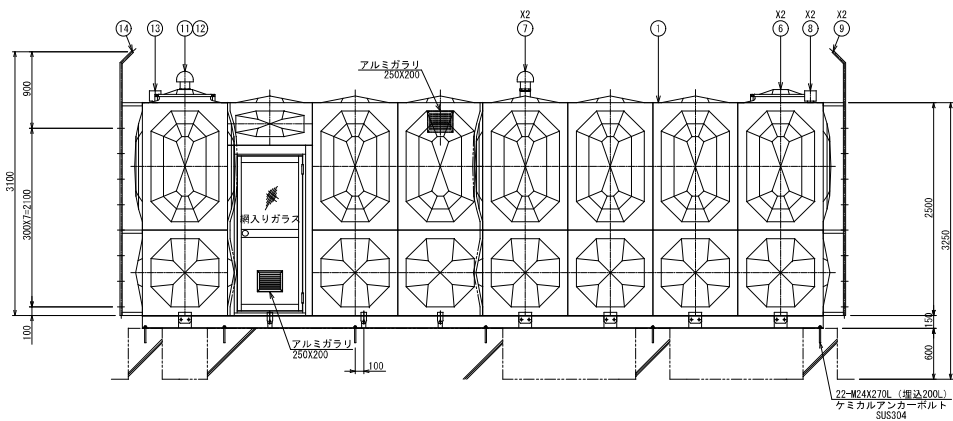
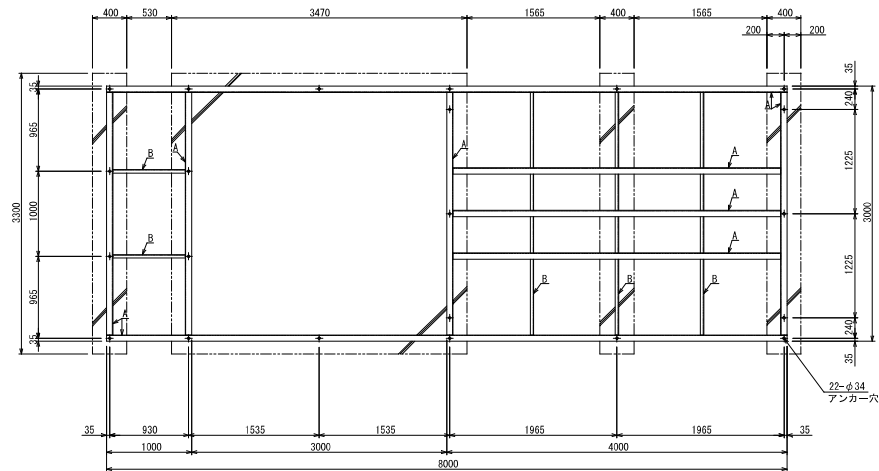
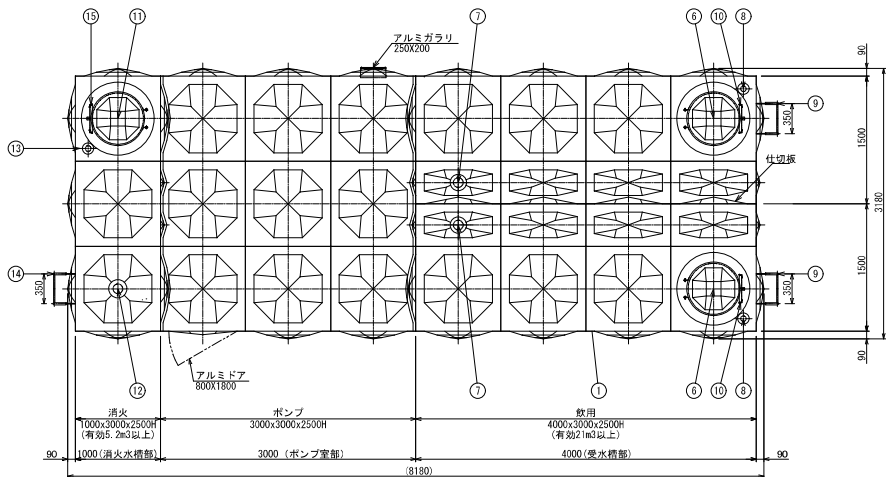
給排水衛生設備 樹リスト(改修前・後)

縮 尺

図面番号

M-11

A1 : N.S.



屋外設置

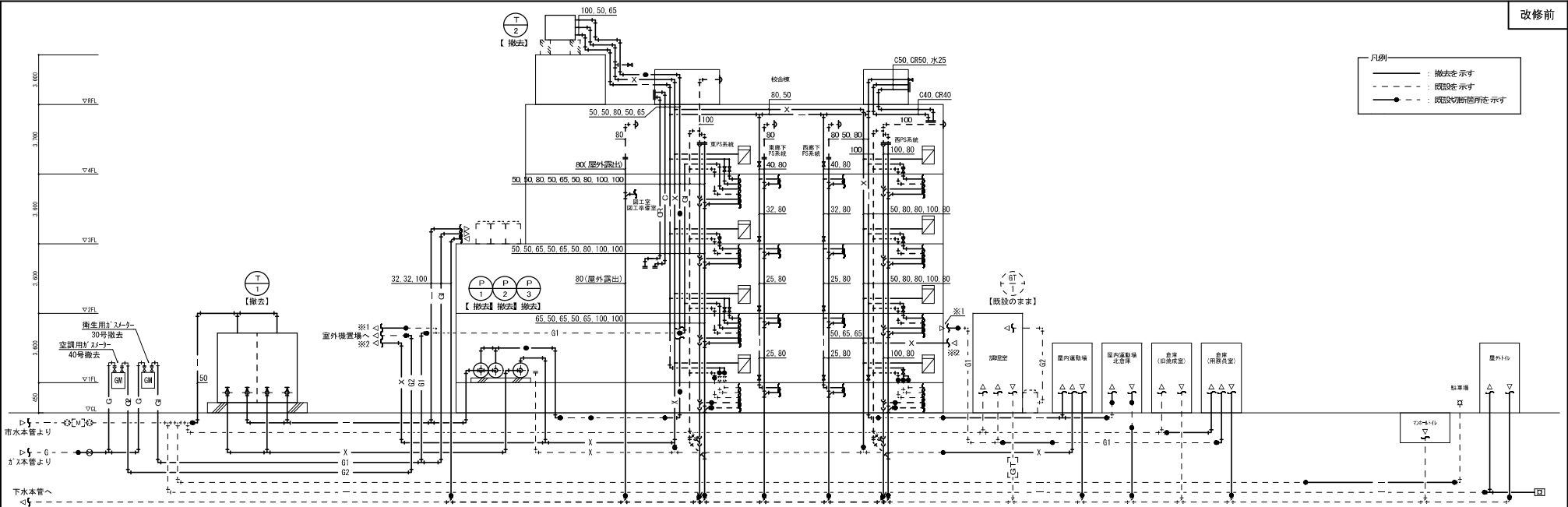
SUS329J4Lの範囲内で液面調整してください

溶接組立形ステンレス [®] 水タンク仕様				※横水栓の取付位置については協議による。			
設計水平震度	K _h = 1.5	16	横水栓		2	F13	
		15	内はしご	SUS329J4L	330X300	1	L30X30
寸 法	3000 (1500+1500) X 8000 (消火1000+P3000+給水4000) X 2500	14	外はしご	STKM	350X300	1	φ25.4-RB16
		13	電極取付用座	SUS316	50A	1	内外ソケット
本体	受水槽	12	通 気 口	ABS	100A	1	防虫網付
		11	マニホールド	SUS329J4L	φ600	1	施錠式二重蓋(樹脂)
		10	内はしご	SUS329J4L	330X300	2	L30X30
		9	外はしご	STKM	350X300	2	φ25.4-RB16
本体	消火水槽	8	電極取付用座	SUS316	50A	2	内外ソケット
		7	通 気 口	ABS	100A	2	防虫網付
		6	マニホールド	SUS329J4L	φ600	2	施錠式二重蓋(樹脂)
		5	排 水 口	SUS304			現場打合せにより規格品とする
仕 上	ステンレス溶接部は酸洗い不動態化処理 SS部は溶融亜鉛メッキ	4	溢 水 口	SUS316			現場打合せにより規格品とする
		3	給 水 口	SUS304			現場打合せにより規格品とする
保 温	発泡ポリスチレン30mm(※ソケット室内仕切面のみ)	2	補 水 口	SUS316			現場打合せにより規格品とする
		1	本 体	SUS			内外ソケット
付 属 品	通気、電極用パイプ、マニホールド等	品番	名 称	材 質	寸 法	個数	備 考
		重量	本体	2300 kg	受台(架台)	920 kg	

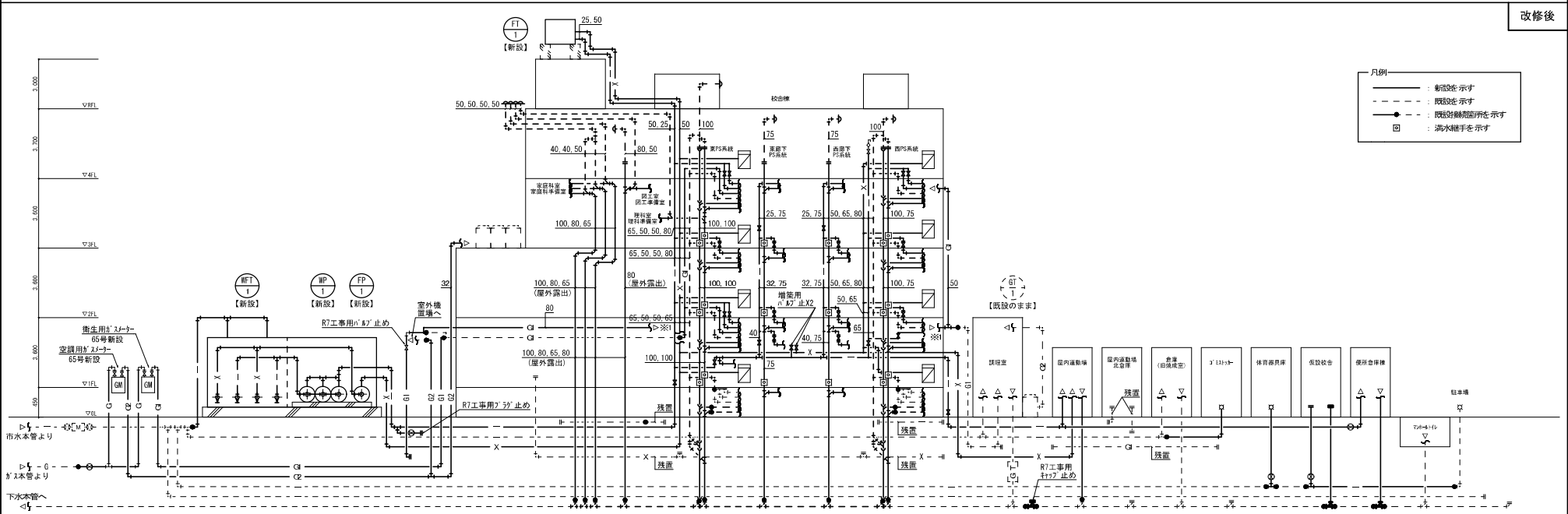
愛知県 高浜市役所

工事名 港小学校長寿命化改良工事
図面名称 給排水衛生設備 受水槽詳細図 (改修後)

縮 尺 図面番号
A1 : 1/30 M-12

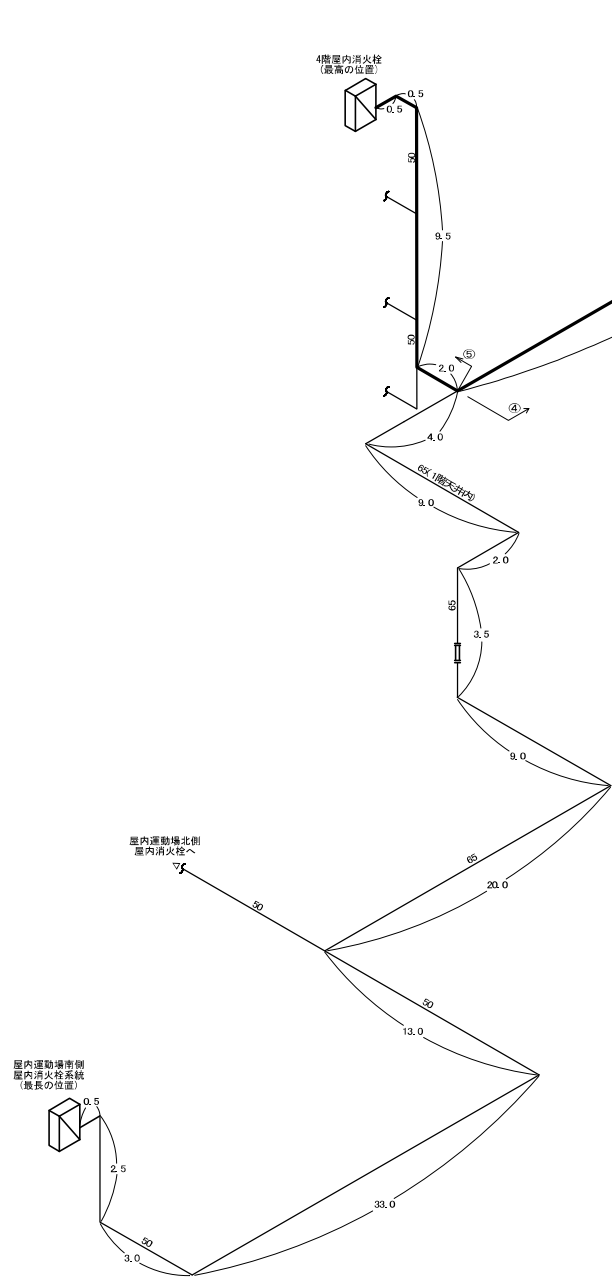


改修前

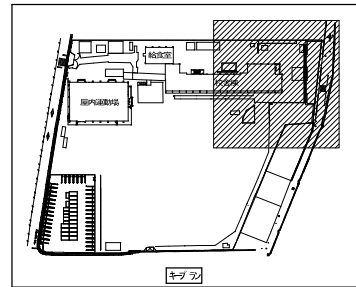
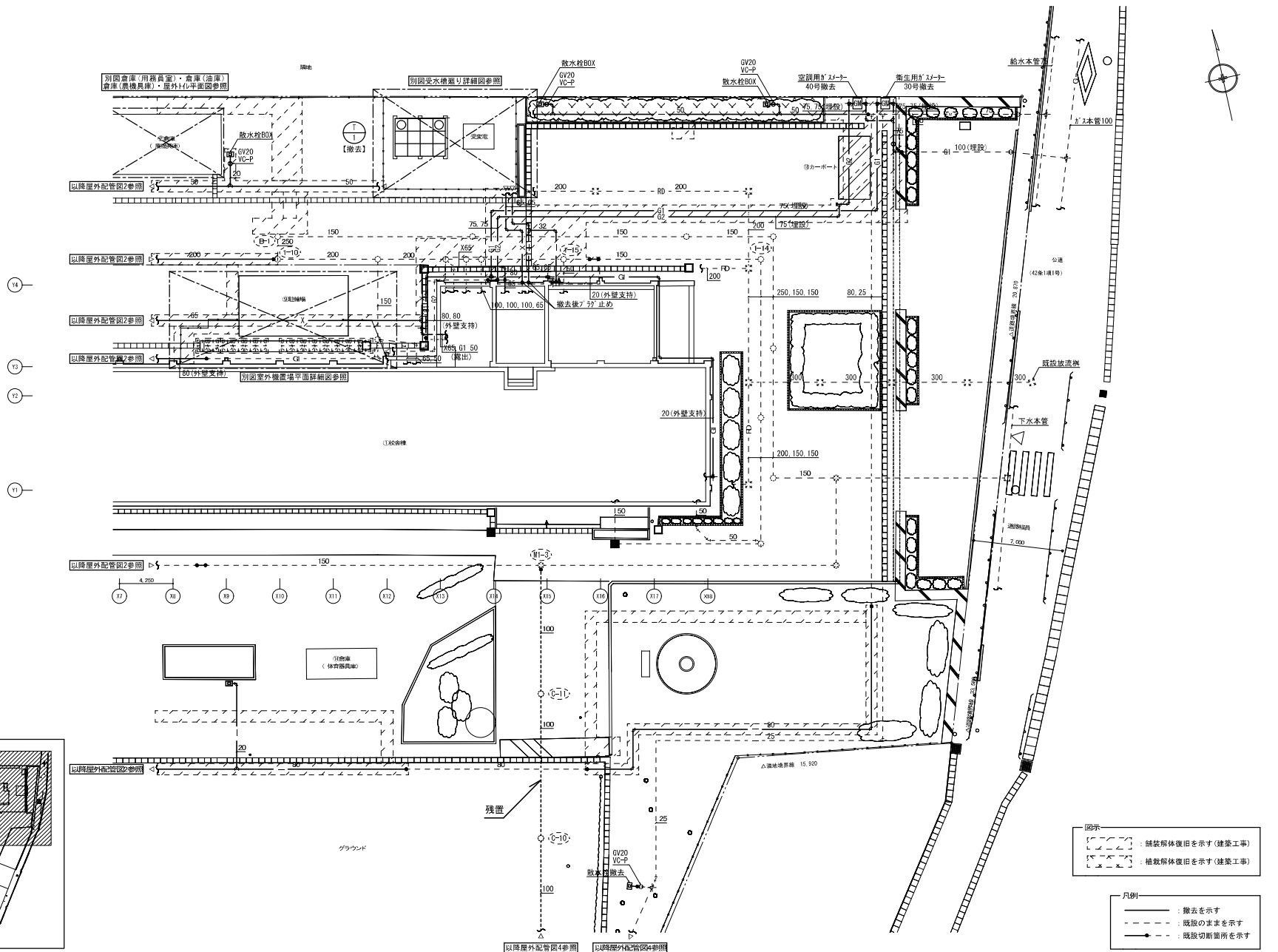


改修後

愛知県 高浜市役所		工事名		縮 尺	図面番号
		港小学校長寿命化改良工事			
		給排水衛生設備 系統図 (改修前・後)		A1 : N.S	M-13



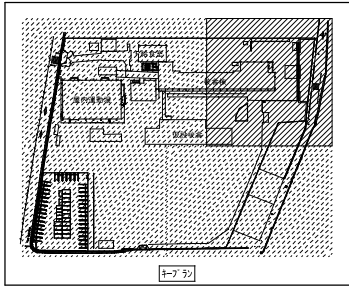
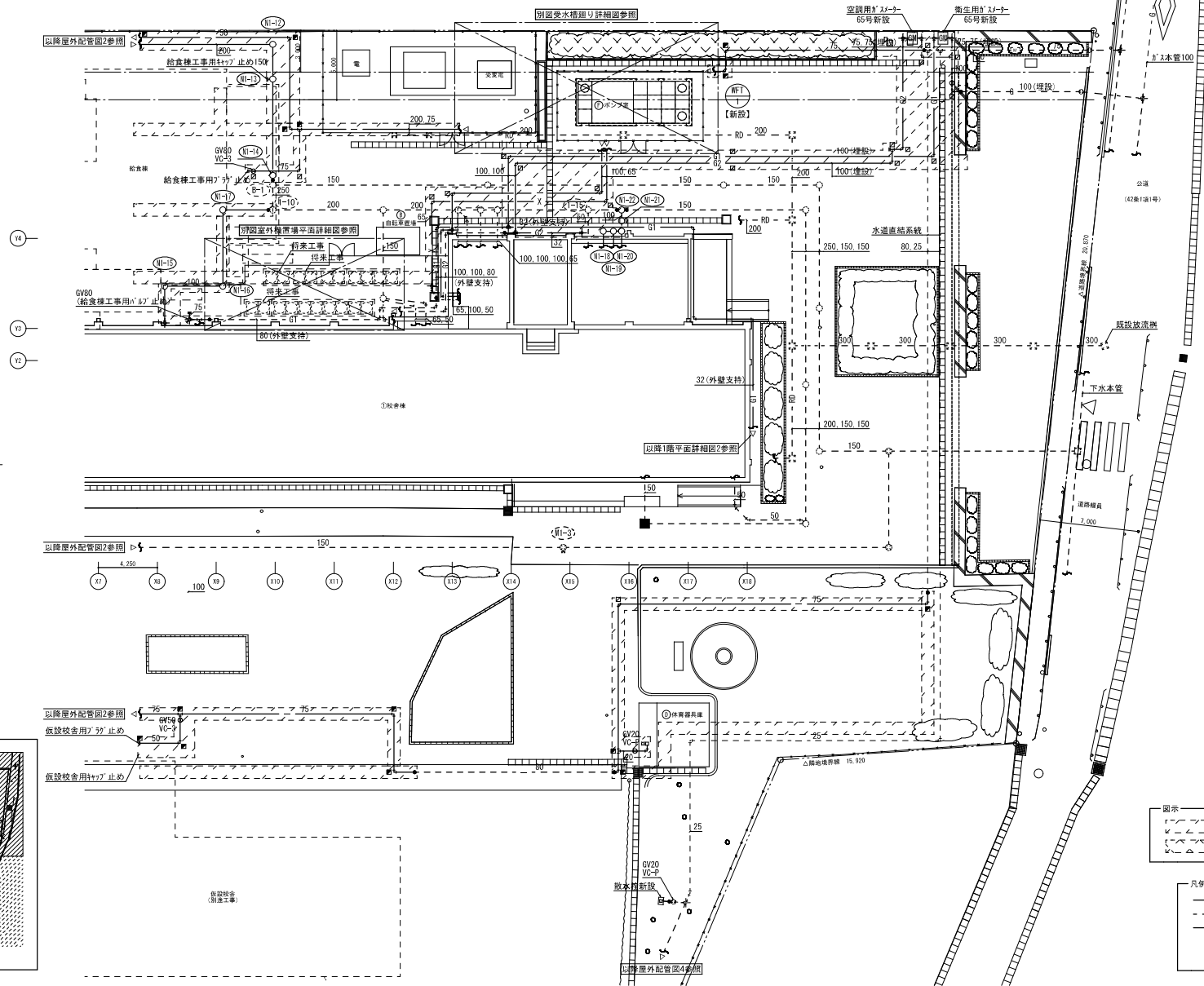
屋内消火栓ポンプ計算書(校舎4階西側屋内消火栓)																			
No	系統	流量		144° 90°		4-x		仕切弁		逆止弁		7-1弁		FJ		継手	配管	総管長	損失水頭
		L/min	A	個数	相当長	個数	相当長	個数	相当長	個数	相当長	個数	相当長	個数	相当長				
	配管：SGP白																		
①	受水槽～ポンプ	300	65A	1	2.0									1	0.40		2.4	2.0	17.6
②	ポンプ～建物導入部	300	65A	6	2.0				1	0.4	1	5.6		2	0.40		18.8	20.5	157.2
③	建物導入部～校舎分岐	300	65A	2	2.0	1	4.1							1	0.40		8.5	17.0	102.0
④	校舎分岐～校舎分岐	300	65A				4.1										4.1	46.0	200.4
⑤	校舎分岐～1号消火栓	150	50A	2	1.6	1	3.2										6.4	12.5	75.6
					3.2		3.2												
	計															40.2	98.0	138.2	552.8
配管損失水頭		552.8 m / 100 m = 6 m																	
実揚程		13.5 m																	
1/4放水圧力損失		17 m 易操作性1号消火栓																	
消火栓～摩擦損失水頭		25.0 m 易操作性1号消火栓																	
全揚程		6.0 + 13.5 + 17 + 25.0 m = 61.5 m																	
安全率		1.1																	
必要全揚程		61.5 m X 1.1 = 67.7 m以上⇒ 68 m 採用																	
必要ポンプ吐水量		2台同時放水300L/min以上																	
必要水源		屋内消火栓：5.2m3以上(市水受水槽兼用とし、常時5.2m3以上は確保とする)																	
必要ポンプ電動機		(0.163×0.3×68m)/0.5 = 6.7 kW 以上																	



愛知県 高浜市役所

工事名 港小学校長寿命化改良工事
図面名称 給排水衛生設備 屋外配管図 1 (改修前)

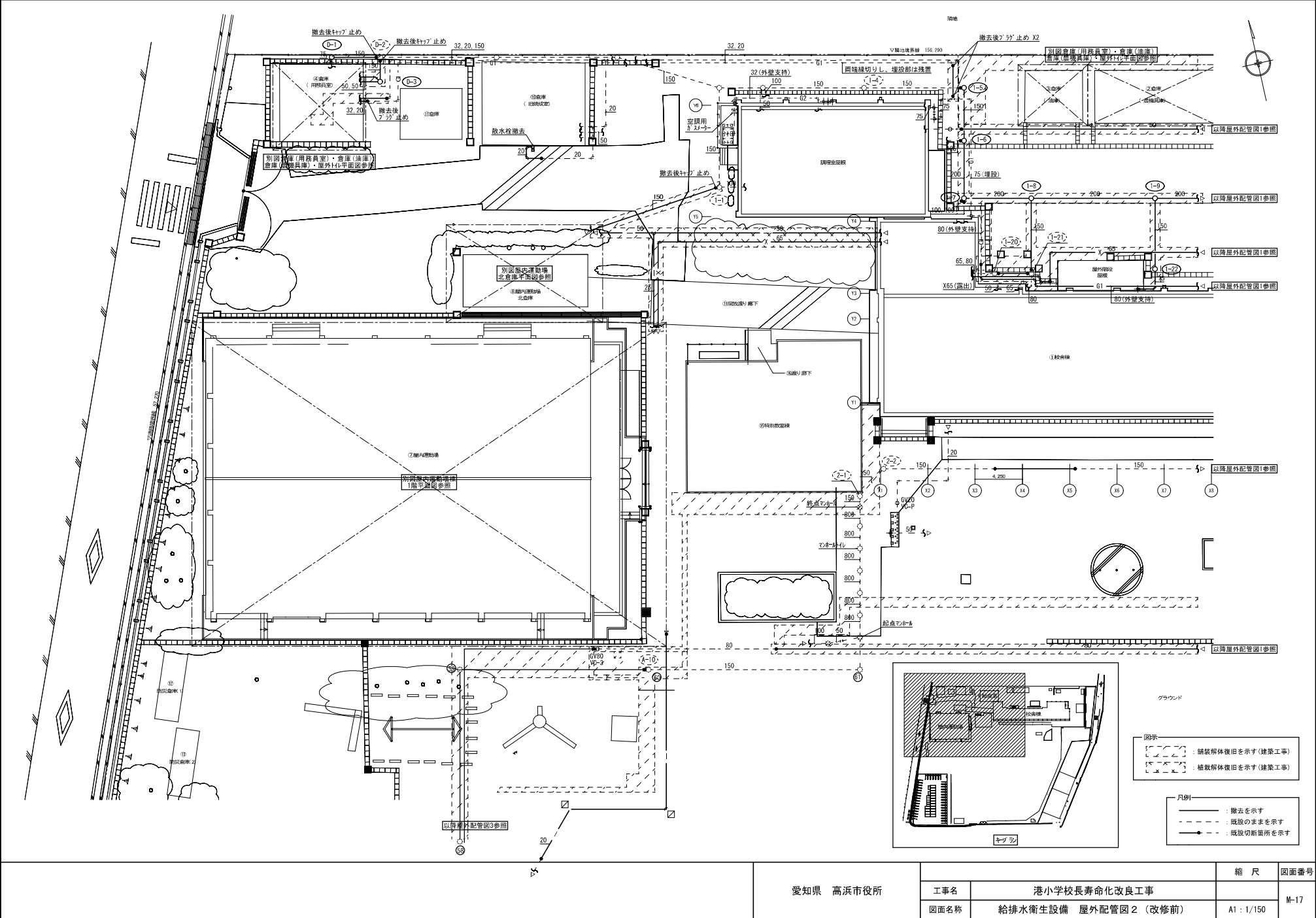
縮尺 A1 : 1/150
図面番号 M-15



愛知県 高浜市役所

工事名 港小学校長寿命化改良工事
図面名称 給排水衛生設備 屋外配管図 1 (改修後)

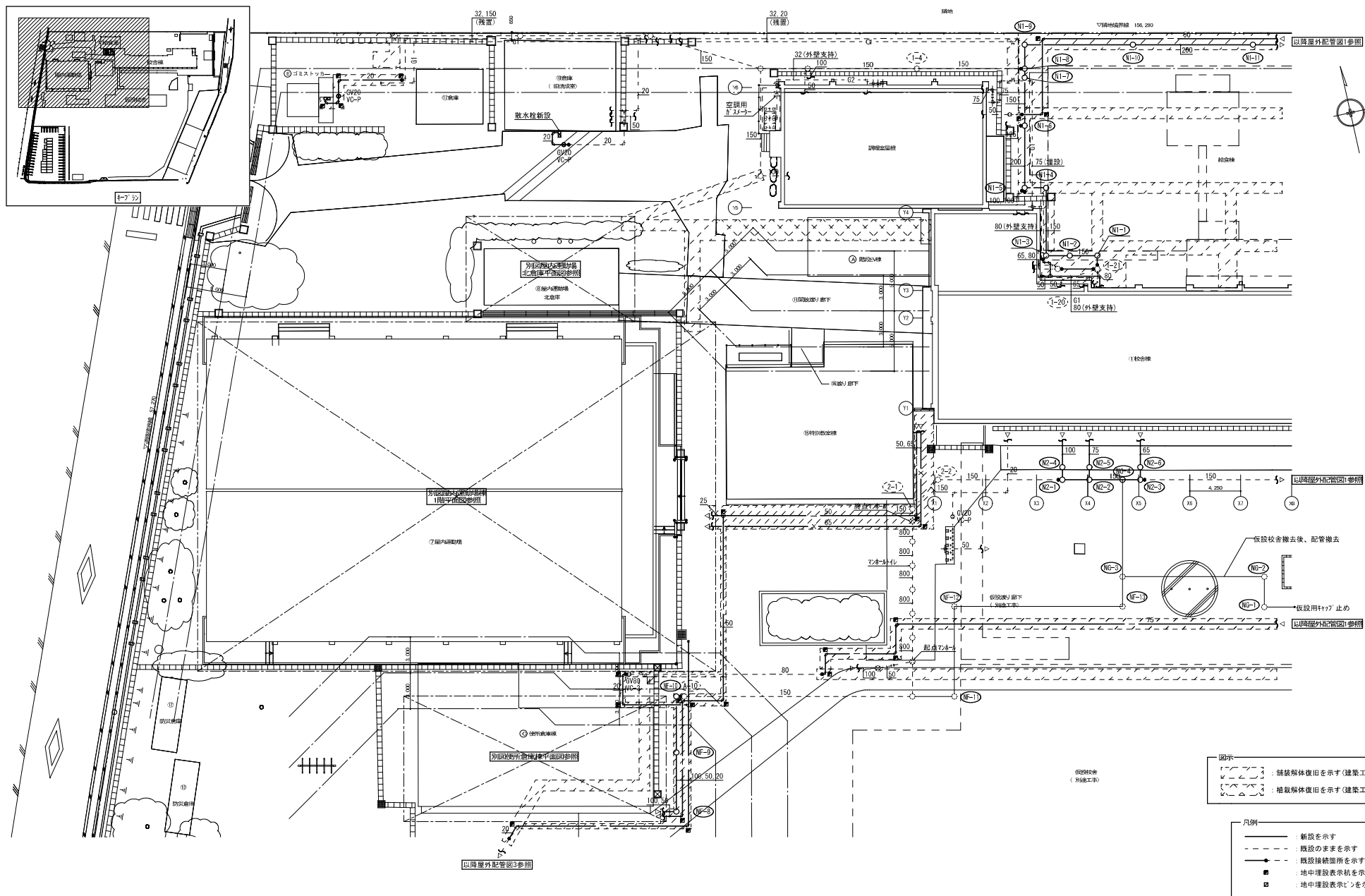
縮尺 A1: 1/150
図面番号 M-16



愛知県 高浜市役所

工事名 港小学校長寿化改良工事
図面名称 給排水衛生設備 屋外配管図2 (改修前)

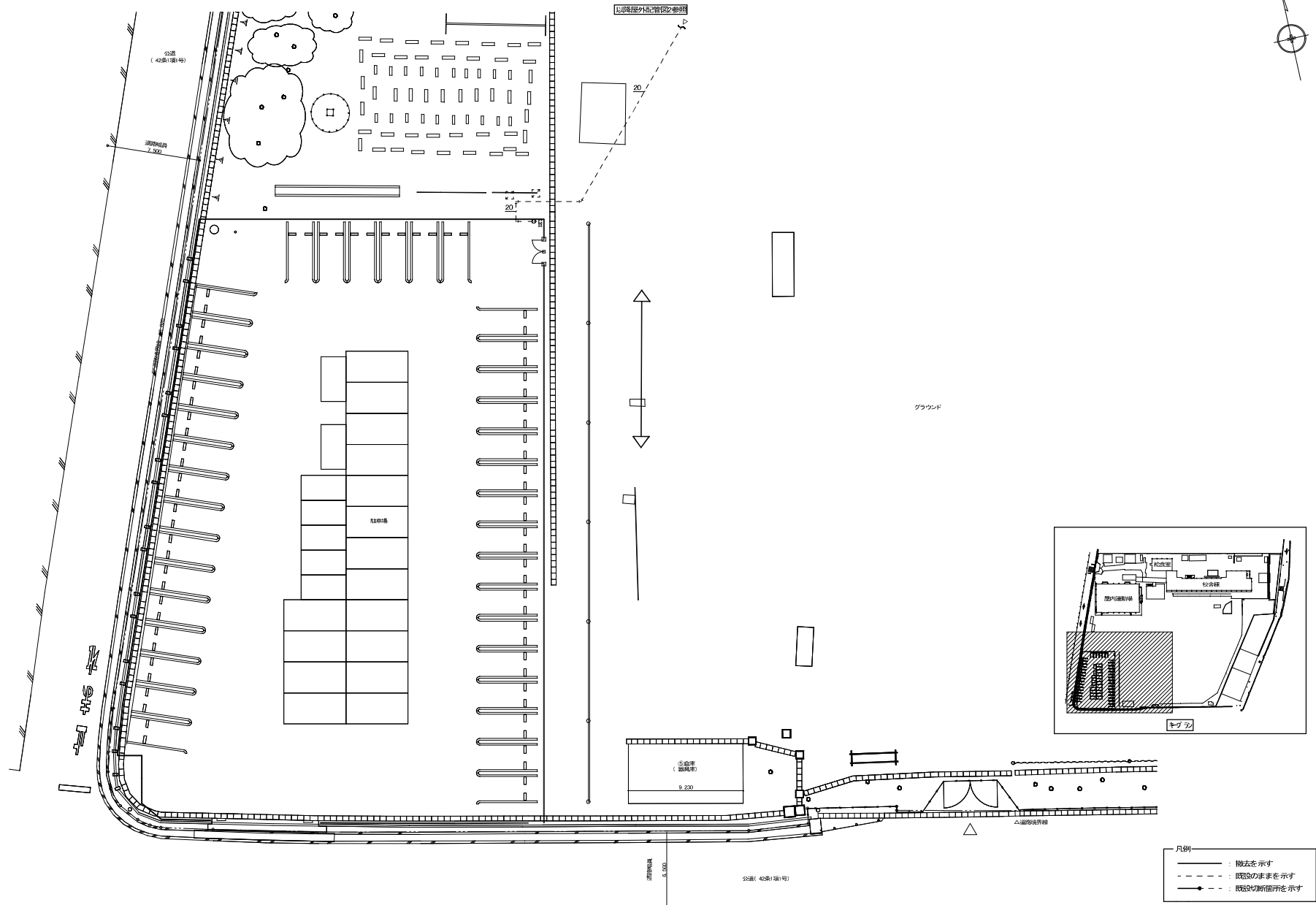
縮尺 図面番号
A1: 1/150 M-17



愛知県 高浜市役所

工事名 港小学校長寿命化改良工事
図面名称 給排水衛生設備 屋外配管図2 (改修後)

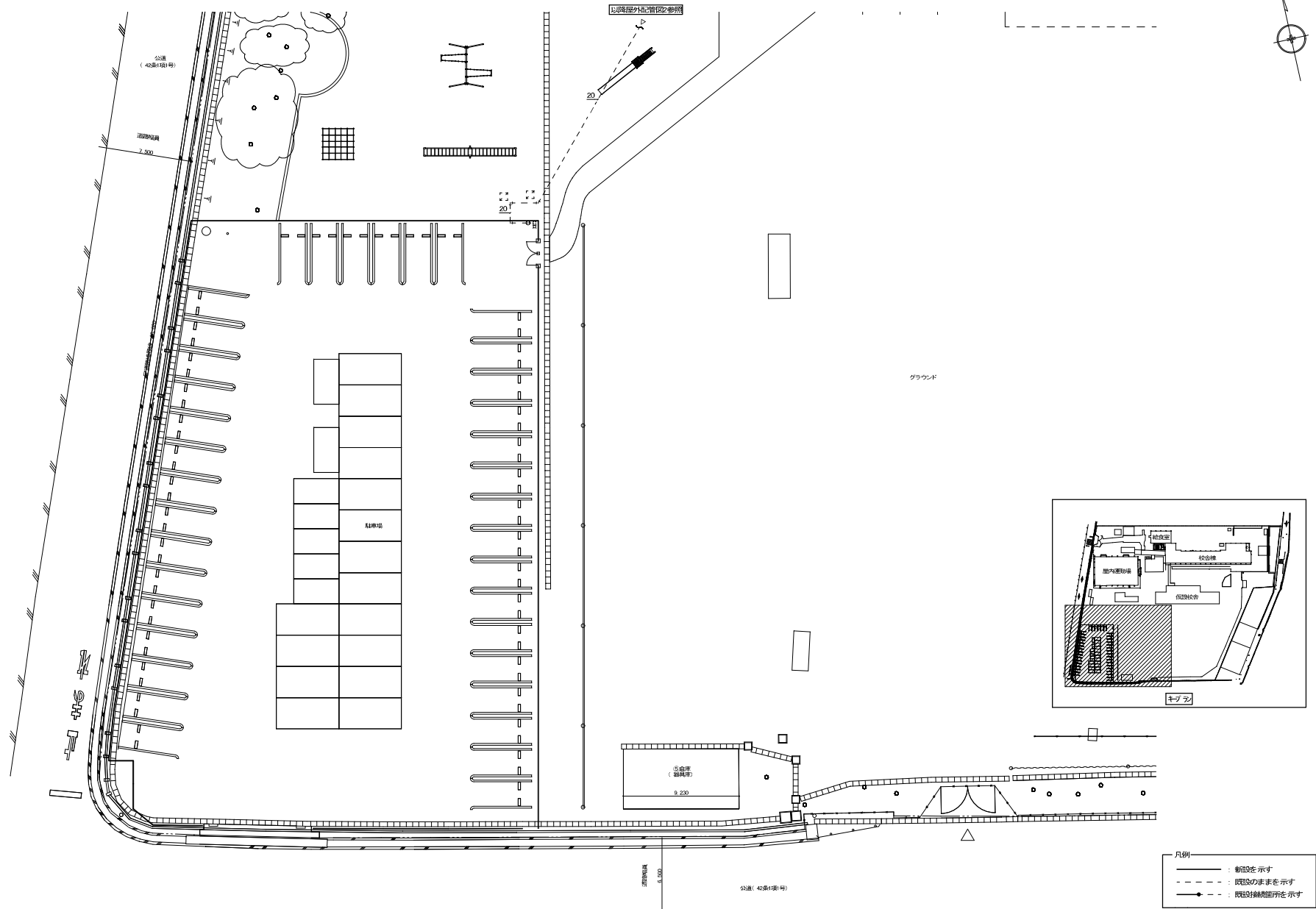
縮尺 A1 : 1/150
図面番号 M-18



愛知県 高浜市役所

工事名 港小学校長寿化改良工事
図面名称 給排水衛生設備 屋外配管図3 (改修前)

縮尺 図面番号
A1: 1/150 M-19



愛知県 高浜市役所

工事名

港小学校長寿命化改良工事

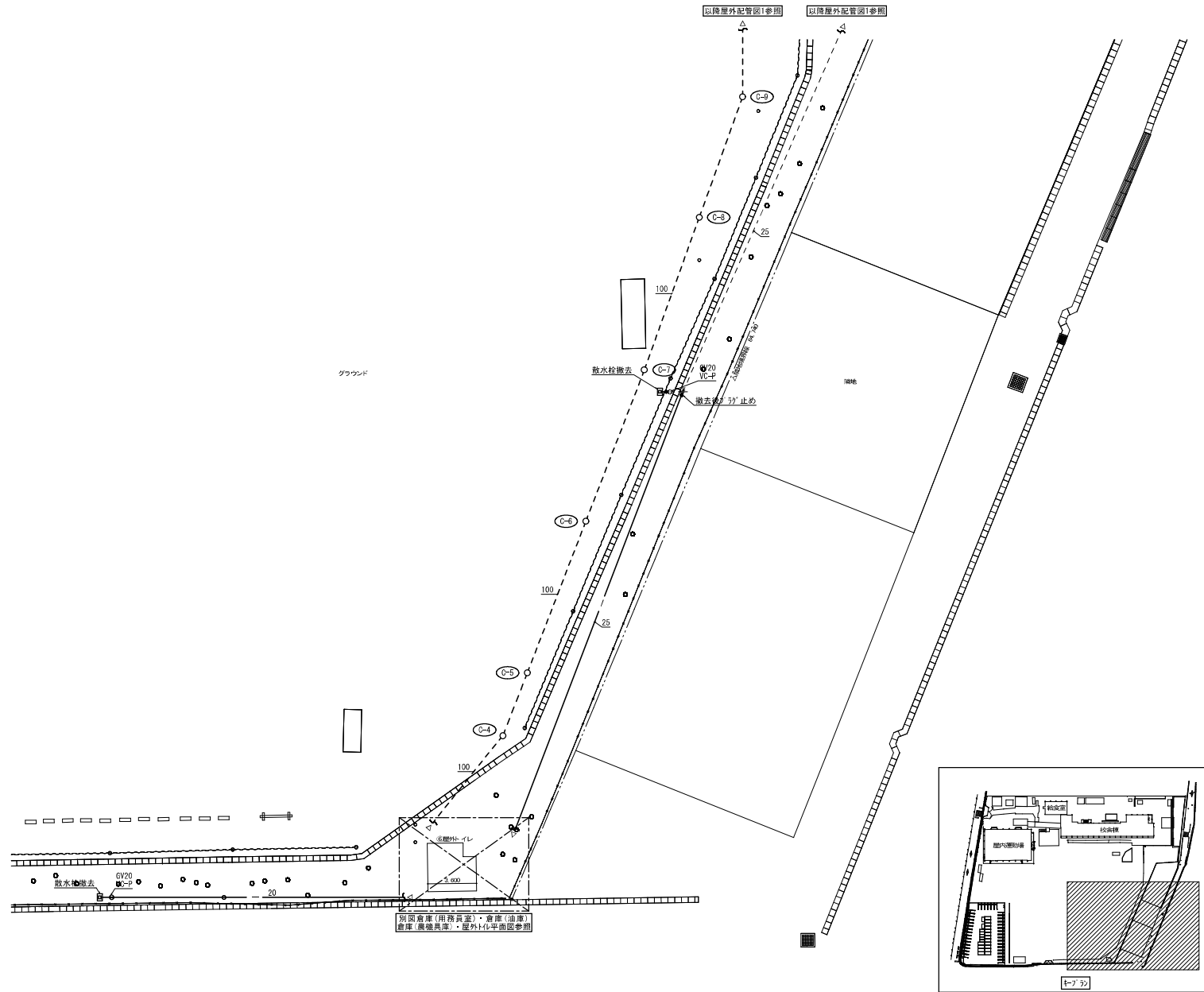
図面名称

給排水衛生設備 屋外配管図3 (改修後)

縮 尺 図面番号

A1 : 1/150

M-20



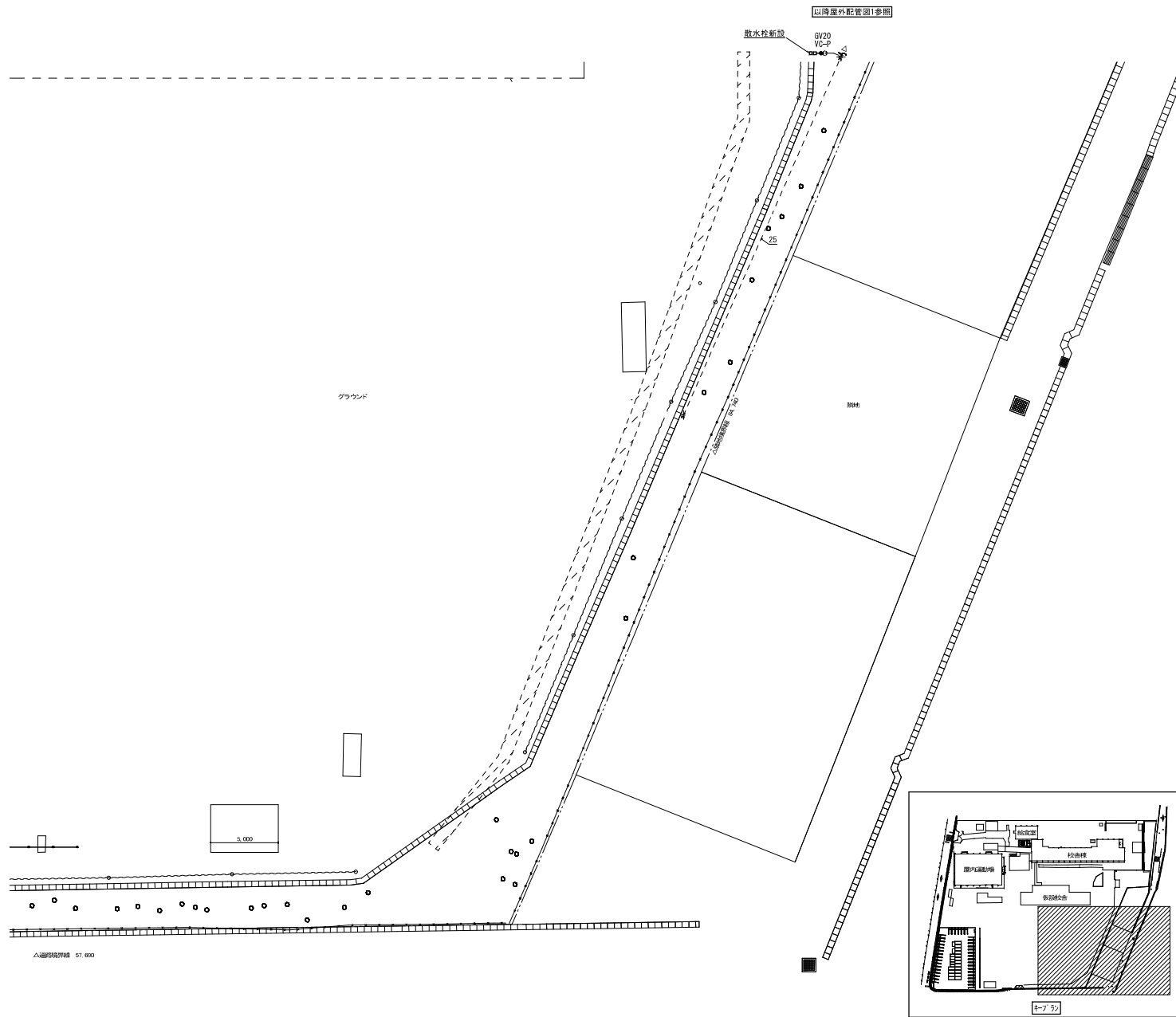
図示
 [---] : 舗装解体復旧を示す(建築工事)

凡例
 — : 撤去を示す
 --- : 既設のままを示す
 - - - : 既設切断面箇所を示す

愛知県 高浜市役所

工事名 港小学校長寿命化改良工事
 図面名称 給排水衛生設備 屋外配管図 4 (改修前)

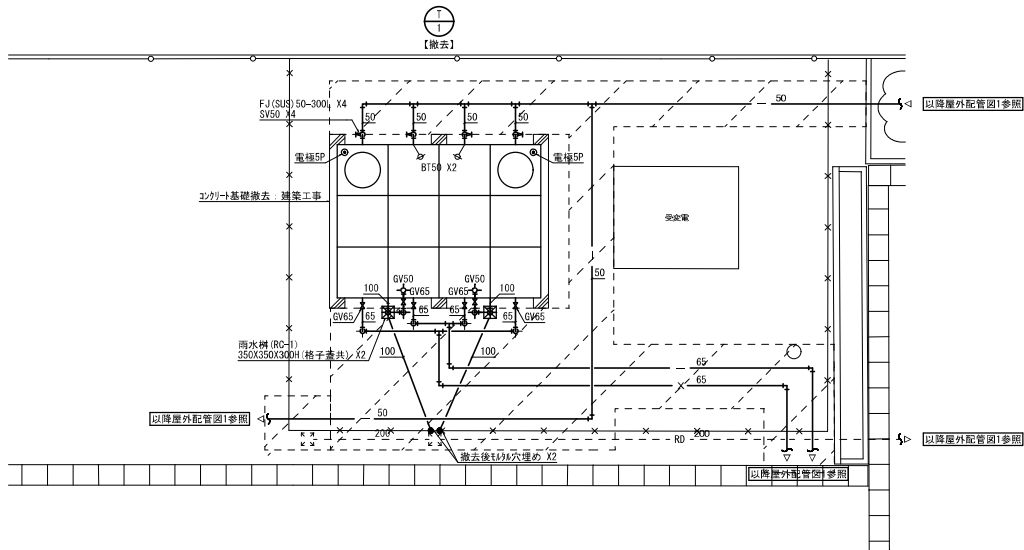
縮 尺 図面番号
 A1: 1/150 M-21



図示
[虚線] : 舗装解体復旧を示す(建築工事)

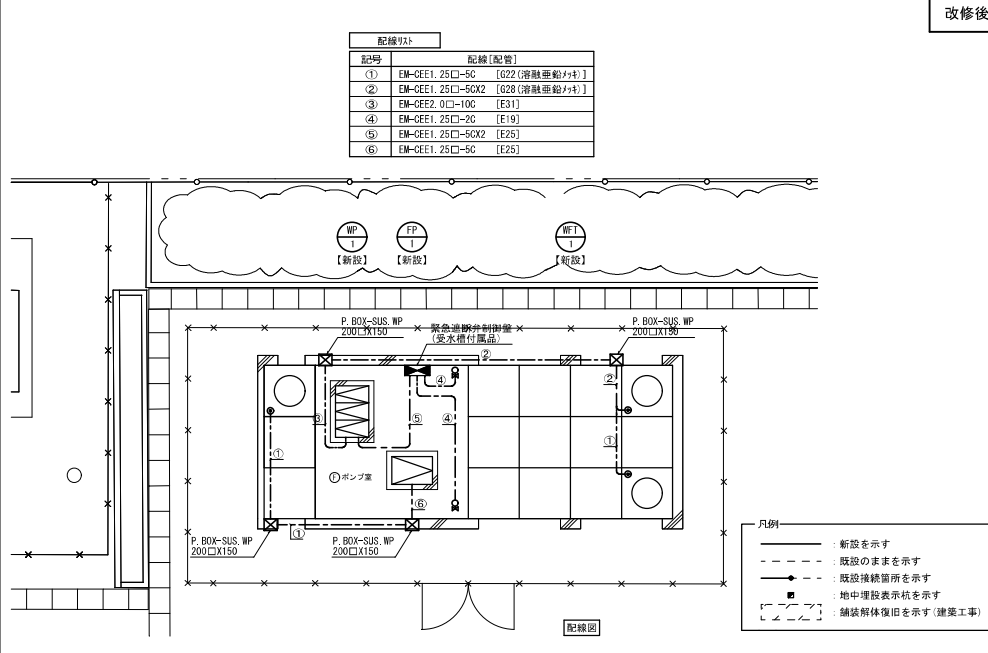
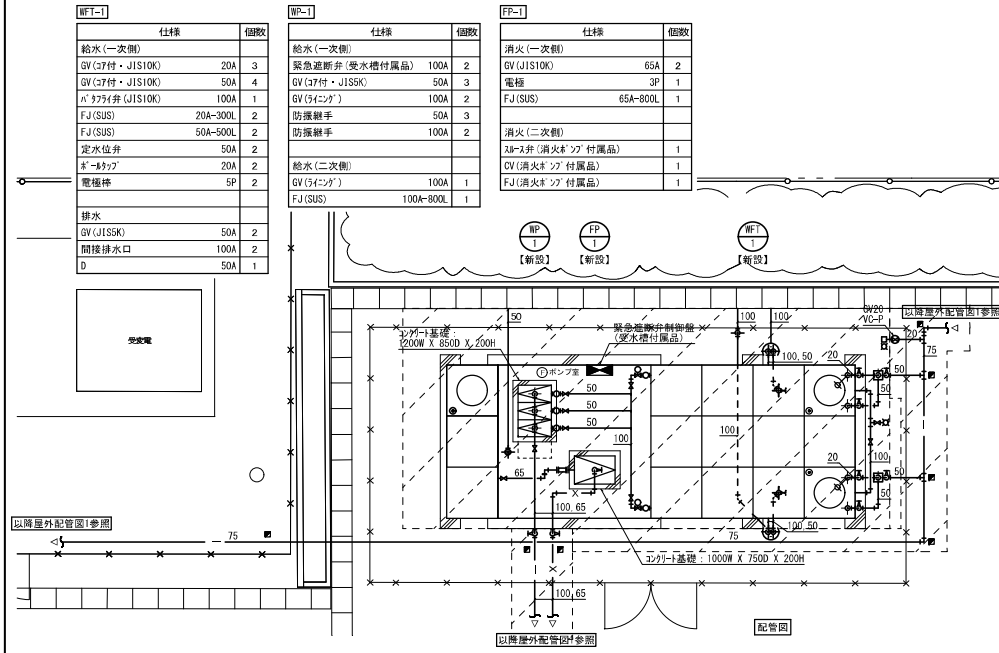
凡例
— : 新設を示す
--- : 既設のままを示す
---> : 既設接続箇所を示す

	愛知県 高浜市役所	工事名	港小学校長寿命化改良工事	縮 尺	図面番号
		図面名称	給排水衛生設備 屋外配管図 4 (改修後)	A1 : 1/150	M22

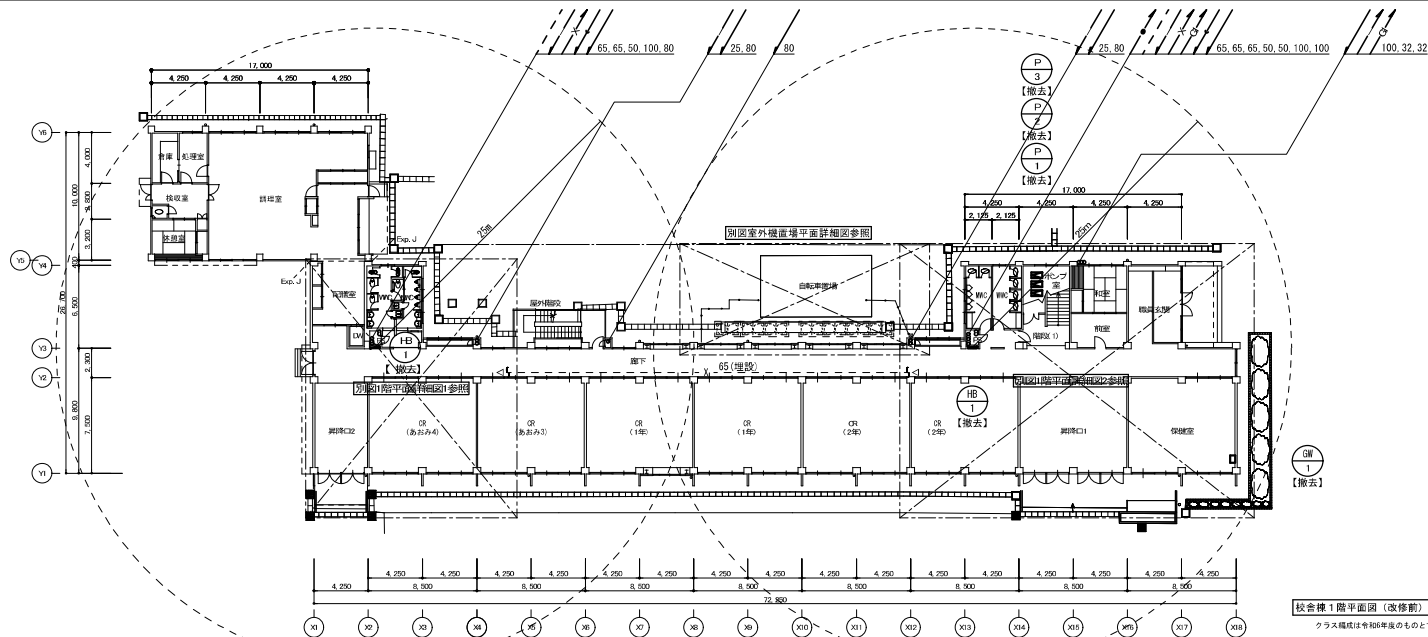


凡例

- : 撤去を示す
- - - : 既設を示す
- - - : 既設切断箇所を示す
- [] : 撤去後躯体復旧を示す(建築工事)



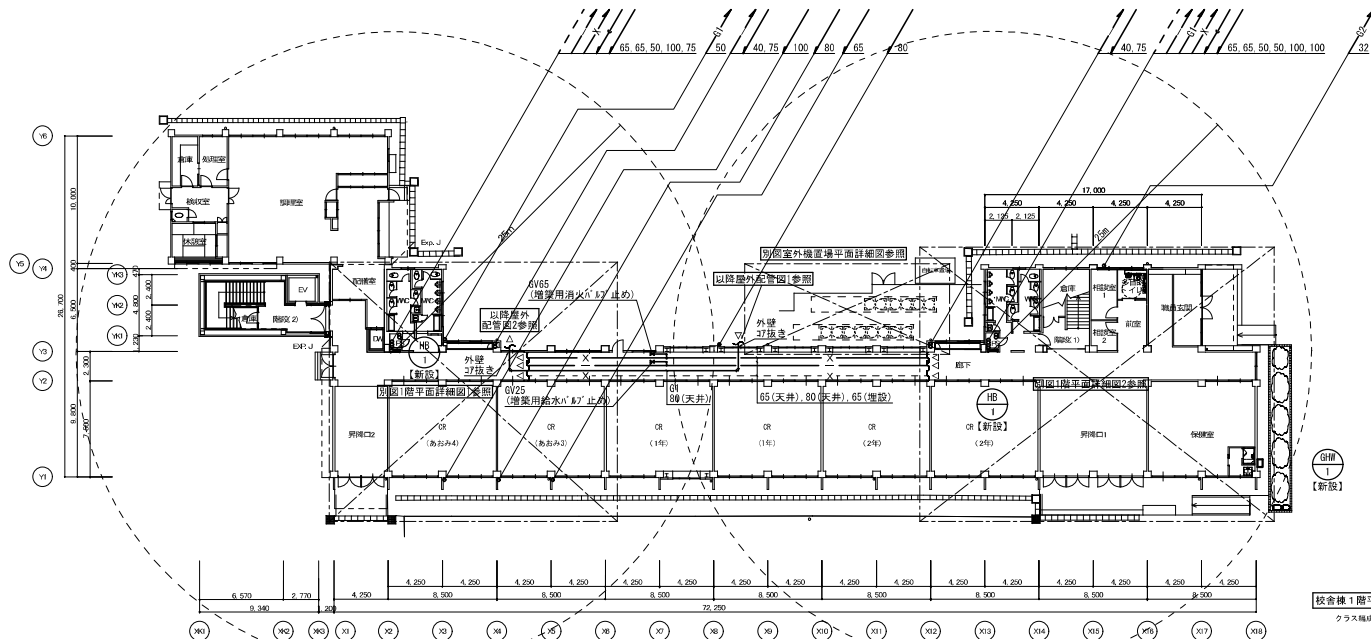
改修前



校舎棟1階平面図(改修前) S=1/200

クラス編成は令和8年度のものとする。

改修後



校舎棟1階平面図(改修後) S=1/200

クラス編成は令和8年度のものとする。

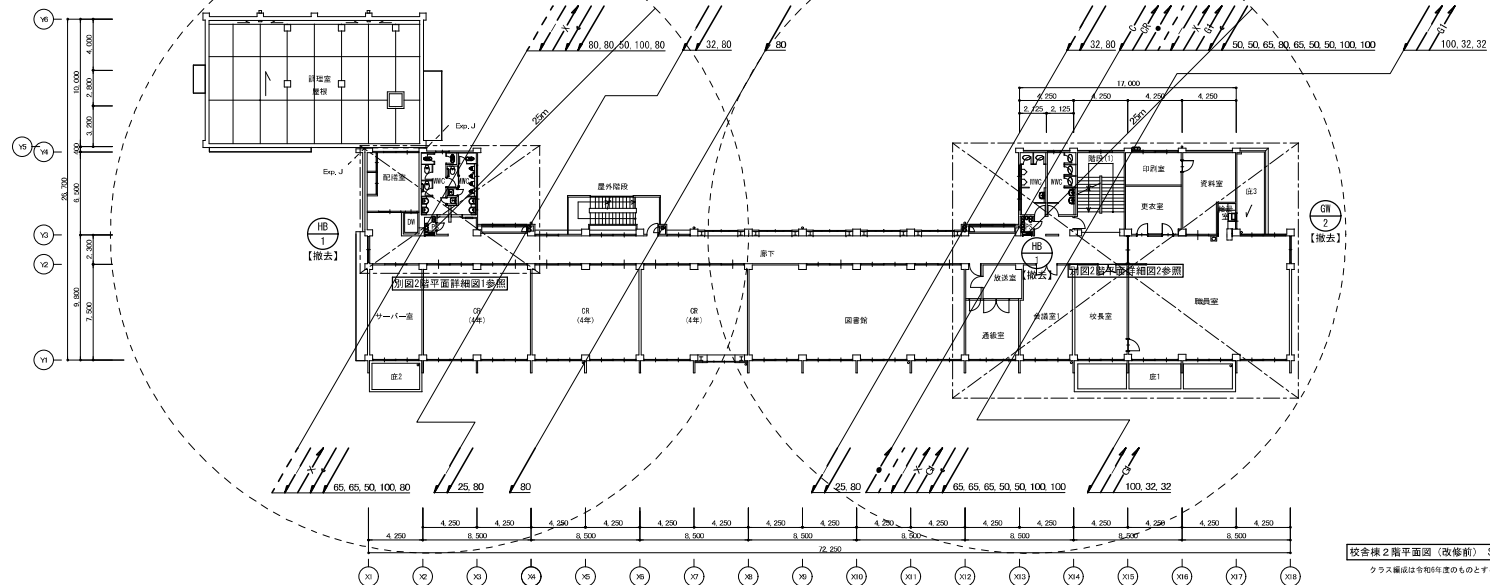
愛知県 高浜市役所

工事名 港小学校長寿命化改良工事
図面名称 給排水衛生設備 校舎棟 1階平面図(改修前・後)

縮尺 図面番号

M-24

改修前

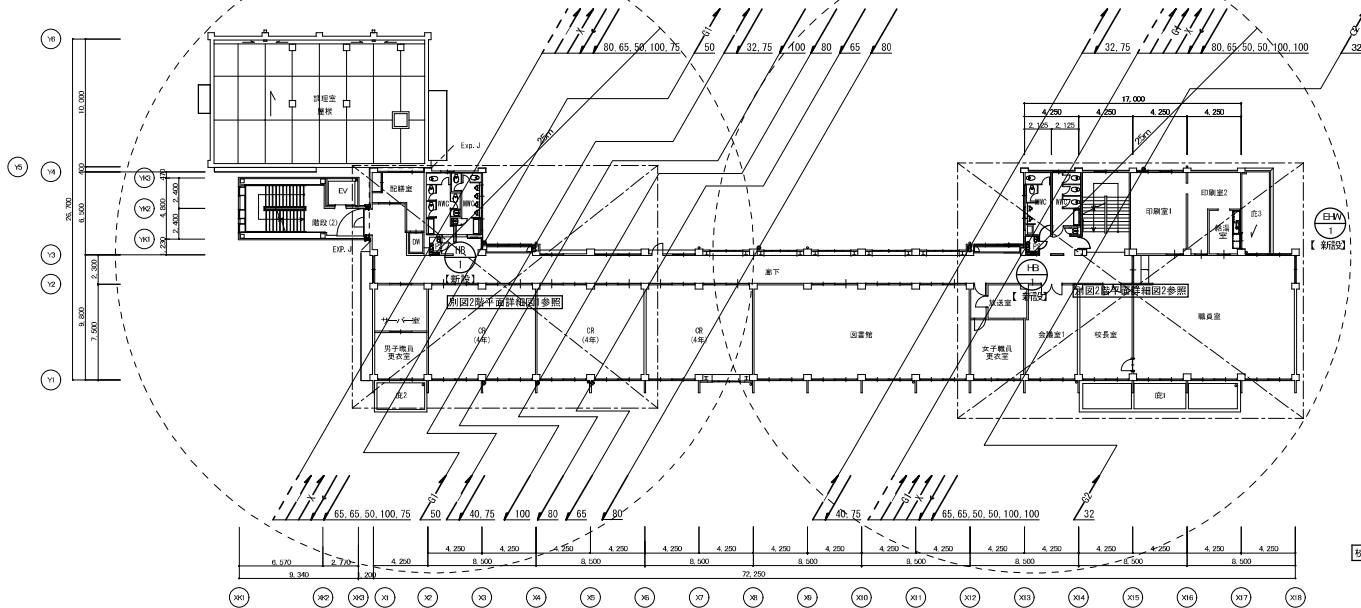


校舎棟2階平面図（改修前） S=1/200

クラス編成は令和6年度のものとする。

- 凡例
- : 撤去を示す
 - - - : 既設のままを示す
 - - - - : 既設接続箇所を示す

改修後



校舎棟2階平面図（改修後） S=1/200

クラス編成は令和6年度のものとする。

- 凡例
- : 新設を示す
 - - - : 既設のままを示す
 - - - - : 既設接続箇所を示す

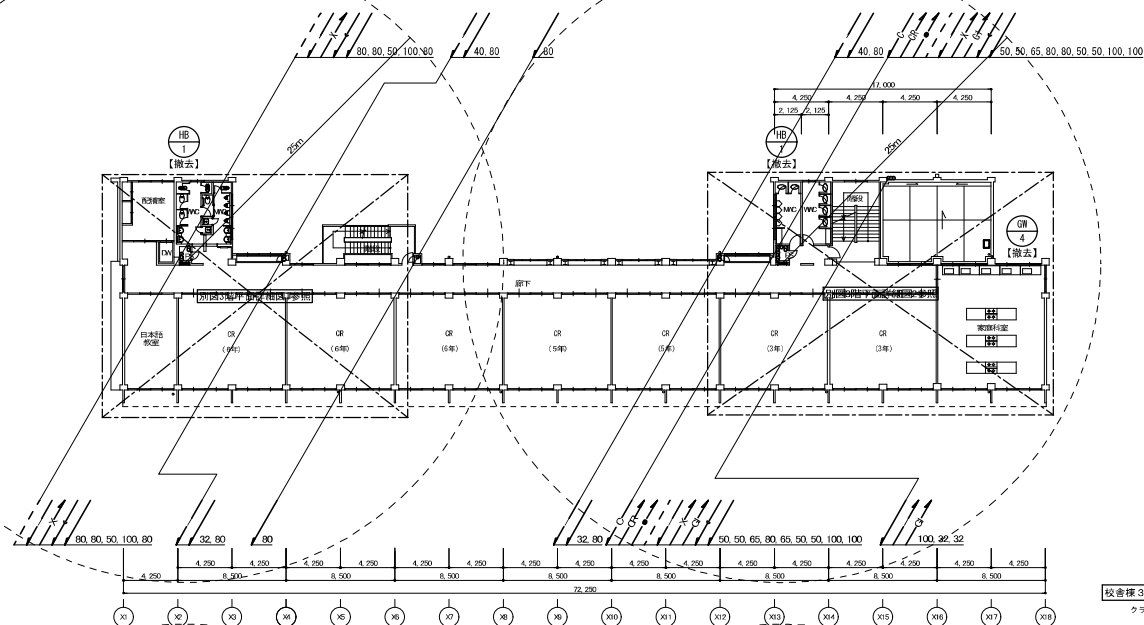
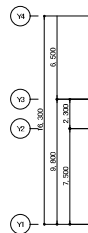
注記
1. 立管の既設床開口部は、再利用を基本とする。

愛知県 高浜市役所

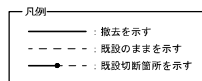
工事名 港小学校長寿命化改良工事
図面名称 給排水衛生設備 校舎棟 2階平面図（改修前・後）

縮尺 A1:1/200
図面番号 M-25

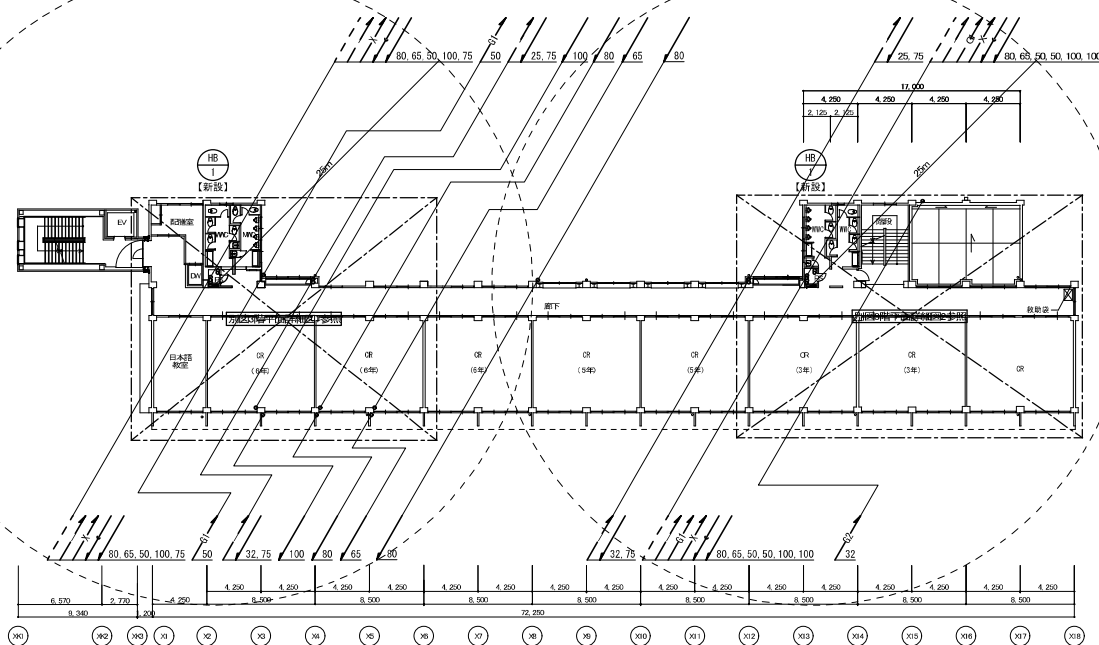
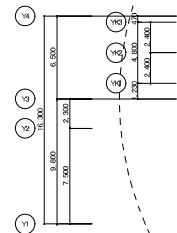
改修前



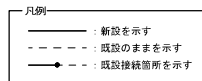
校舎棟3階平面図（改修前） S=1/200
クラス幅成は令和5年度のものとする。



改修後



校舎棟3階平面図（改修後） S=1/200
クラス幅成は令和5年度のものとする。

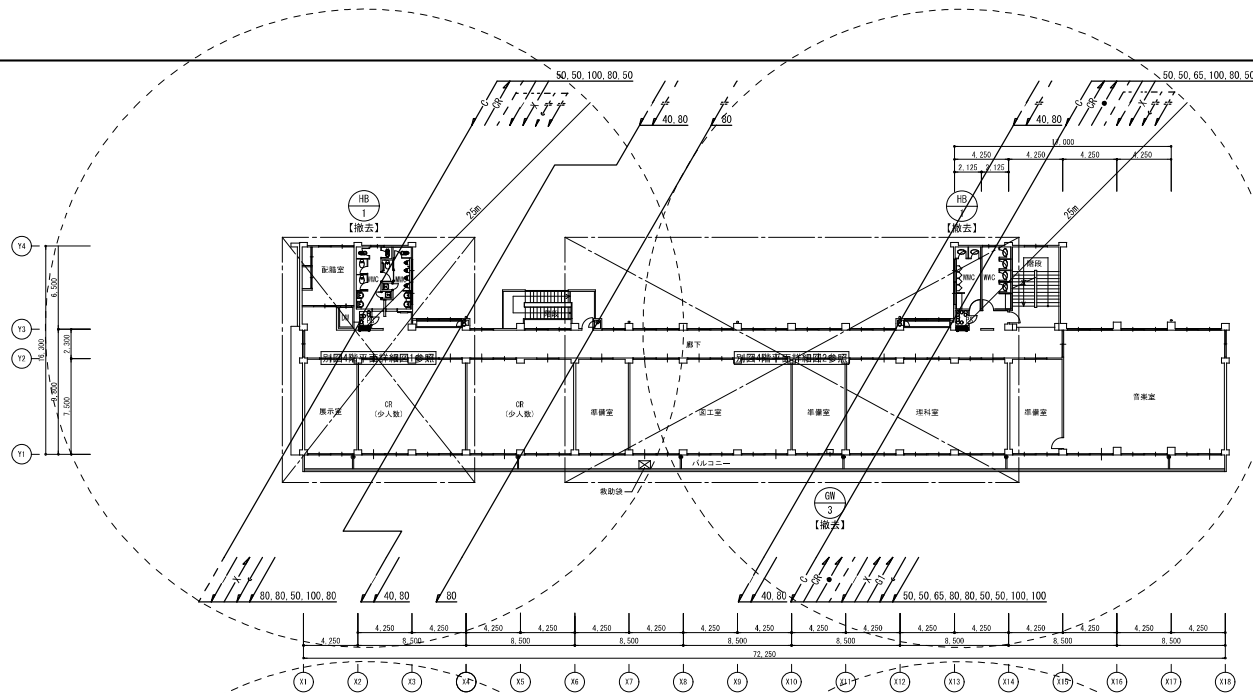


注記
1. 立管の既設床開口部は、再利用を基本とする。

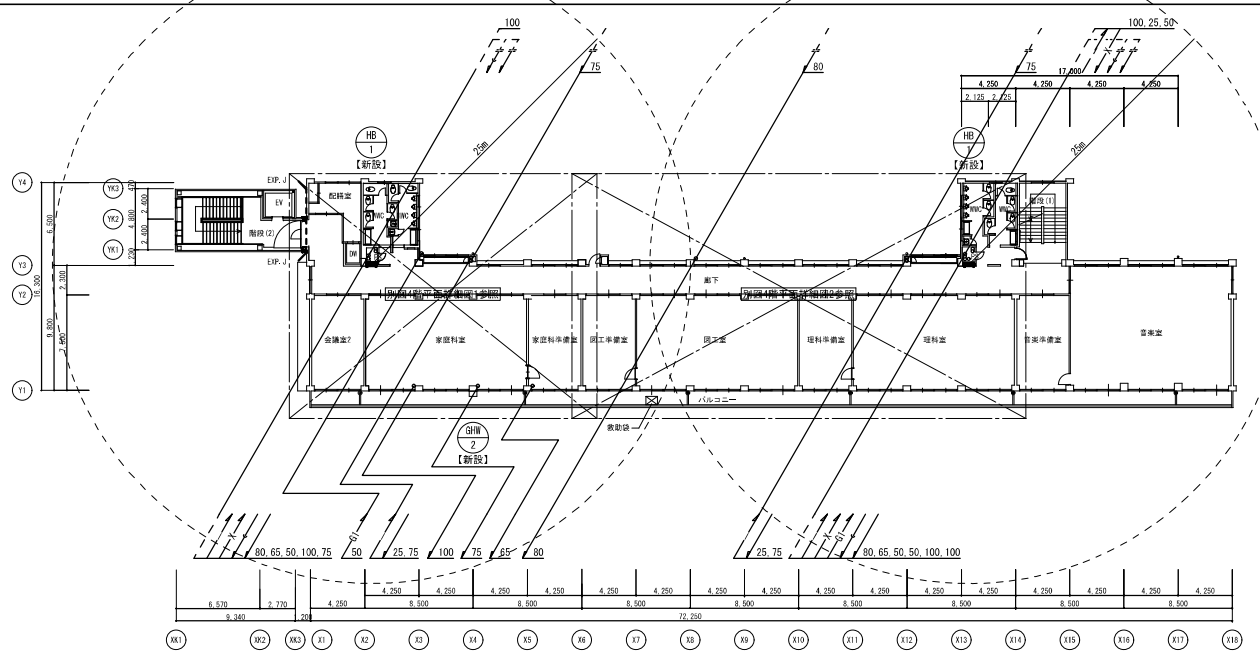
愛知県 高浜市役所

工事名 港小学校長寿命化改良工事
図面名称 給排水衛生設備 校舎棟 3階平面図（改修前・後）

縮 尺 図面番号
A1: 1/200 M-26



改修前



改修後

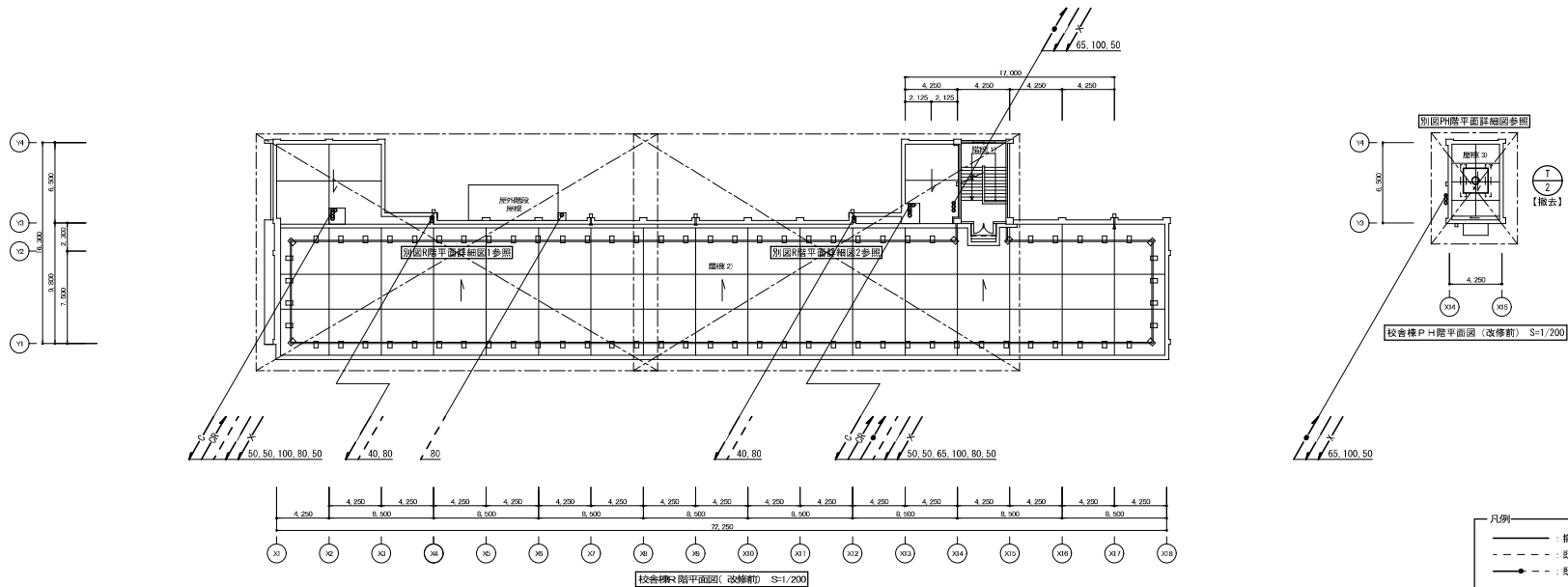
注記
1. 立管の既設床開口部は、再利用を基本とする。

愛知県 高浜市役所

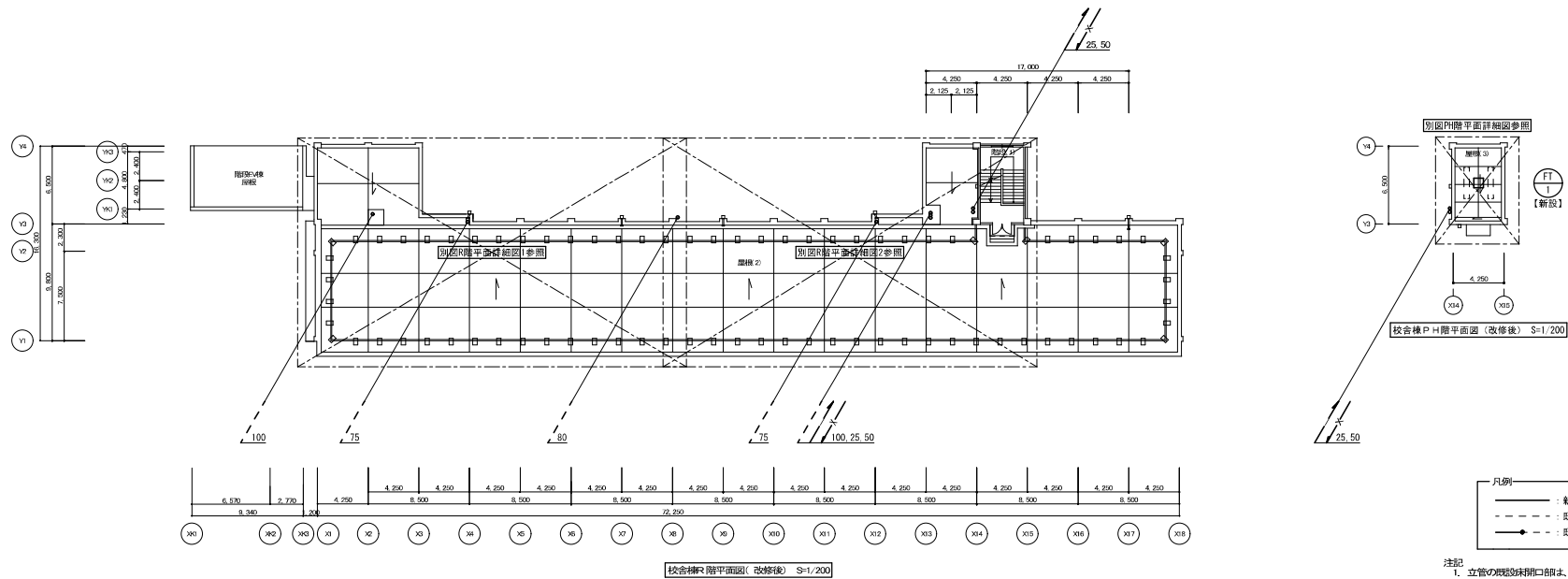
工事名 港小学校長寿命化改良工事
図面名称 給排水衛生設備 校舎棟 4階平面図 (改修前・後)

縮 尺 図面番号
A1: 1/200 M-27

改修前



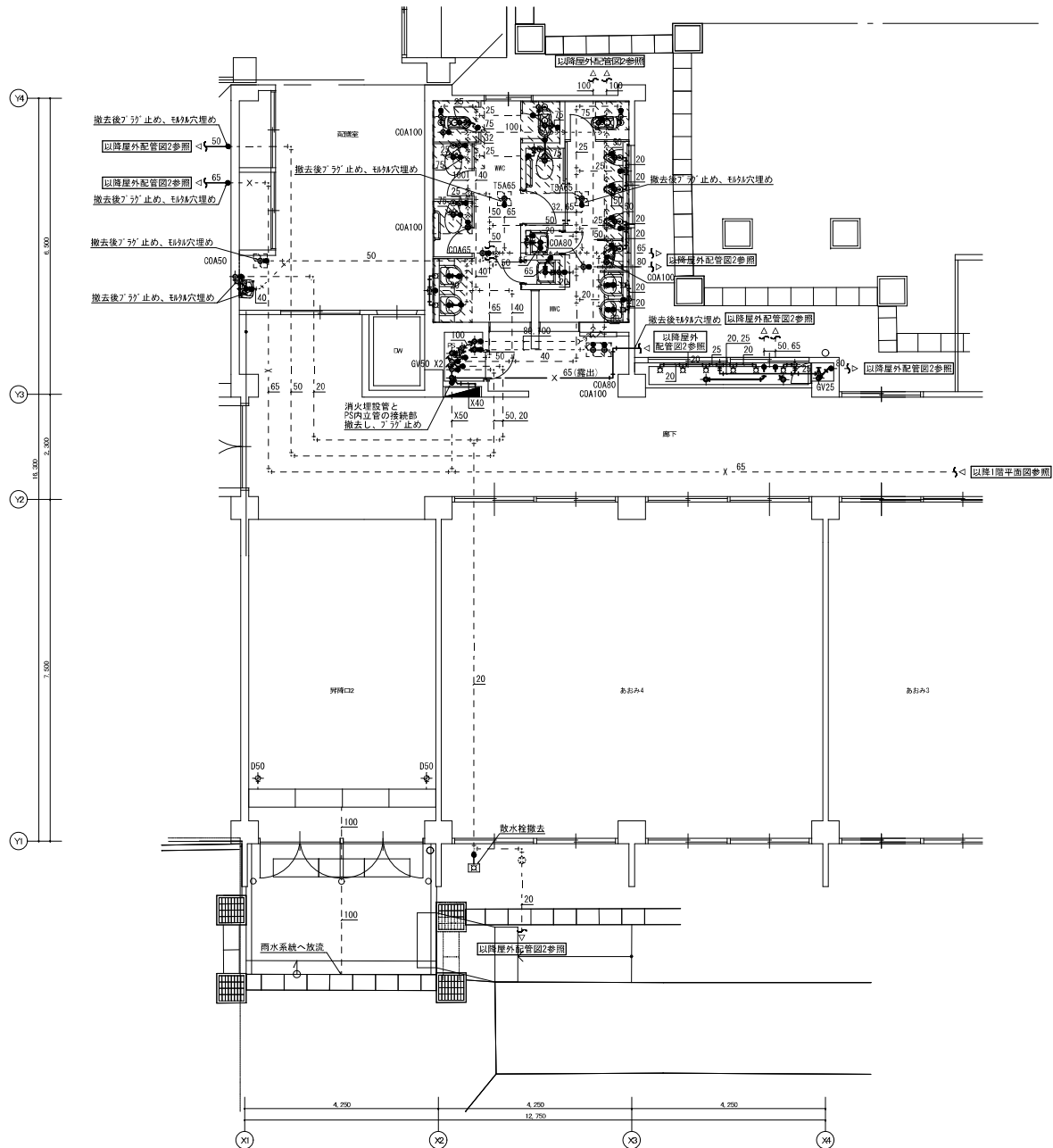
改修後



愛知県 高浜市役所

工事名 港小学校長寿命化改良工事
図面名称 給排水衛生設備 校舎棟 R階・P-H階平面図(改修前・後)

縮尺 A1: 1/200
図面番号 M-28



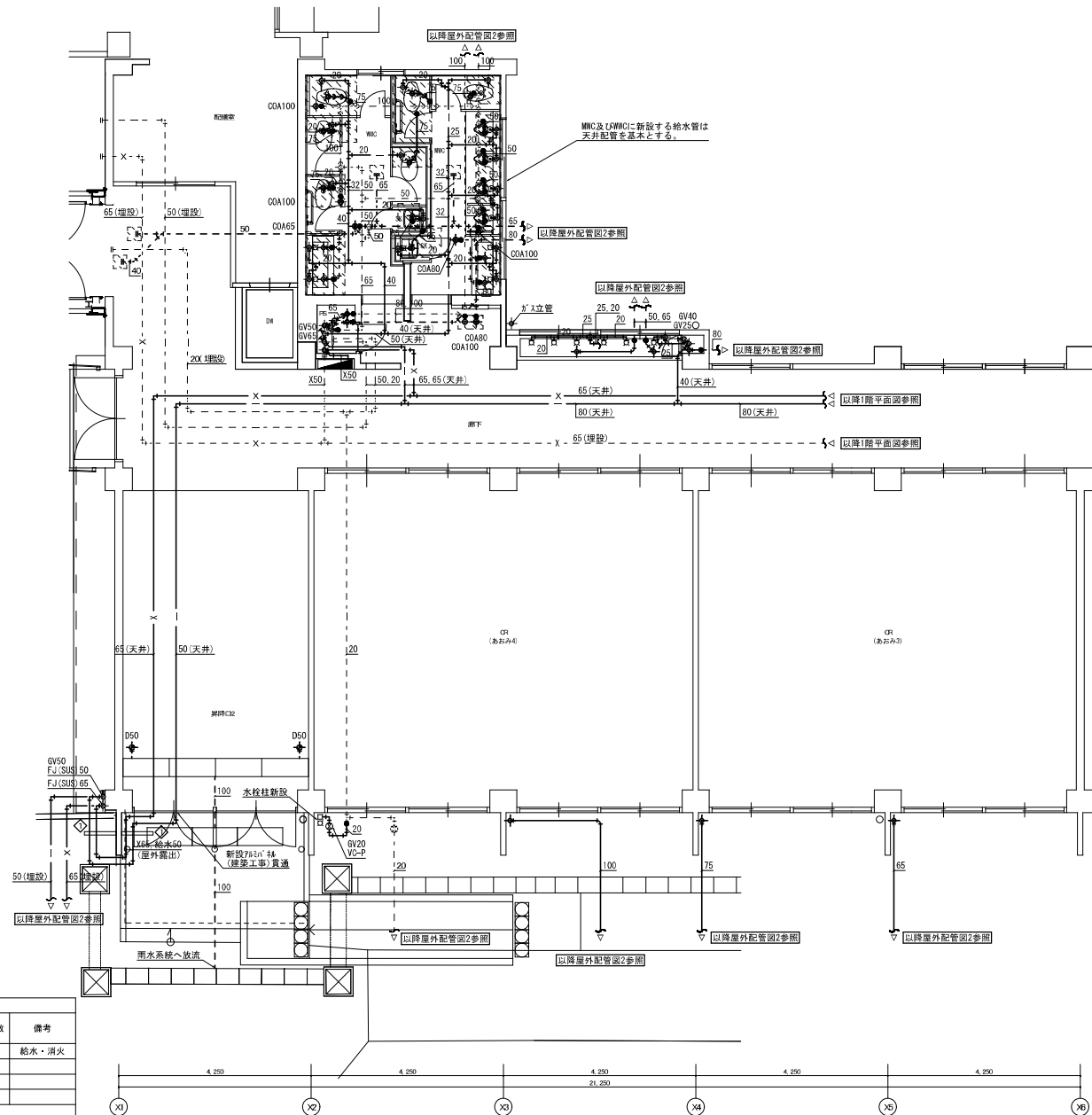
注記
1. 配管撤去後、不要となる壁・床貫通部は埋め穴埋めをすること。
2. 立管は1階床より上にて撤去・新設とする。

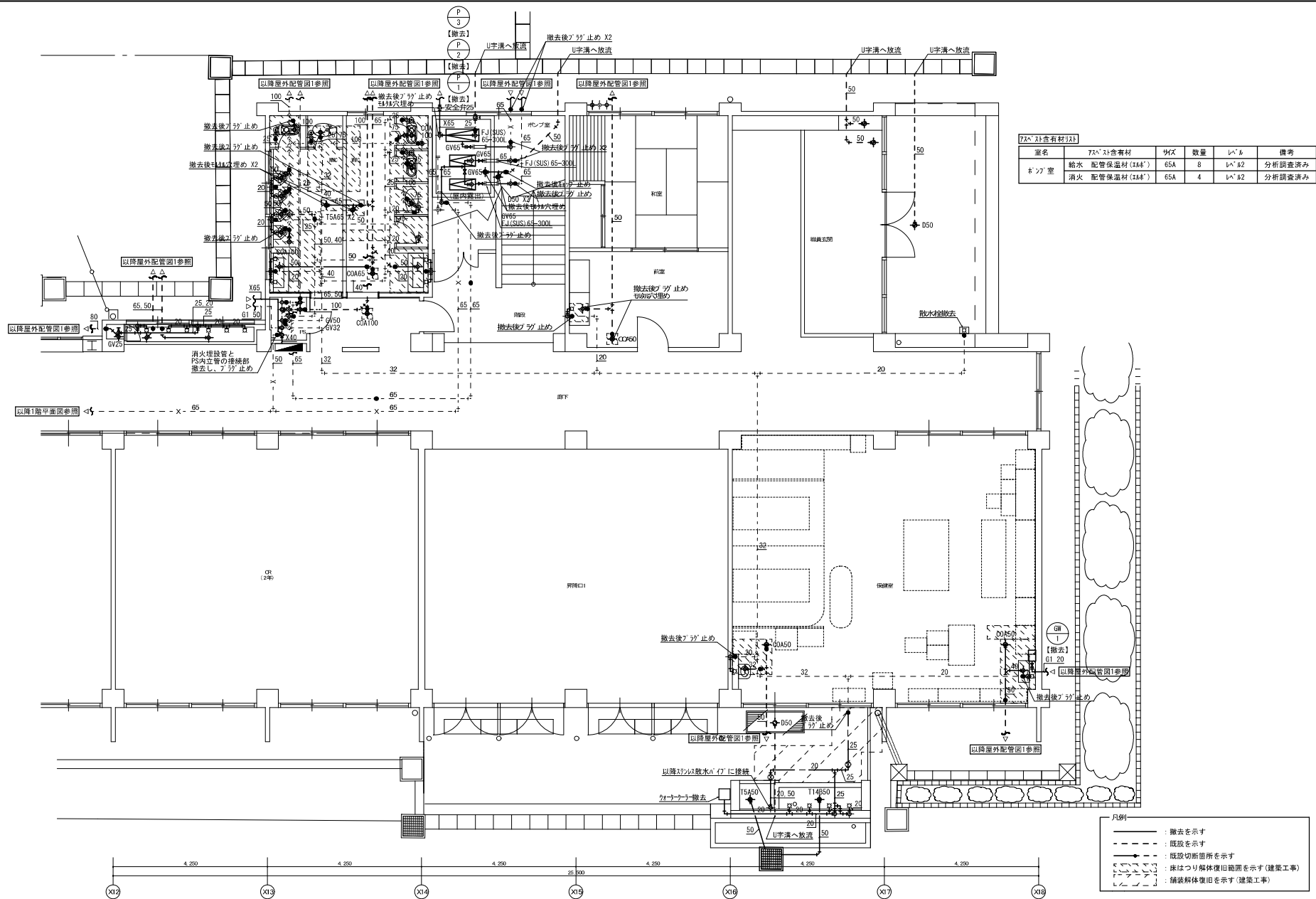
愛知県 高浜市役所

工事名 港小学校長寿命化改良工事
図面名称 給排水衛生設備 校舎棟 1階平面詳細図1 (改修前)

縮尺 図面番号
A1 : 1/50 M-29

Y4
Y3
Y2
Y1





7ヶ止め材料リスト				
室名	7ヶ止め含有材	サイズ	数量	レベル
1階 廊下	給水 配管保温材 (11ヶ止め)	65A	8	1ヶ止め
	排水 配管保温材 (11ヶ止め)	65A	4	1ヶ止め

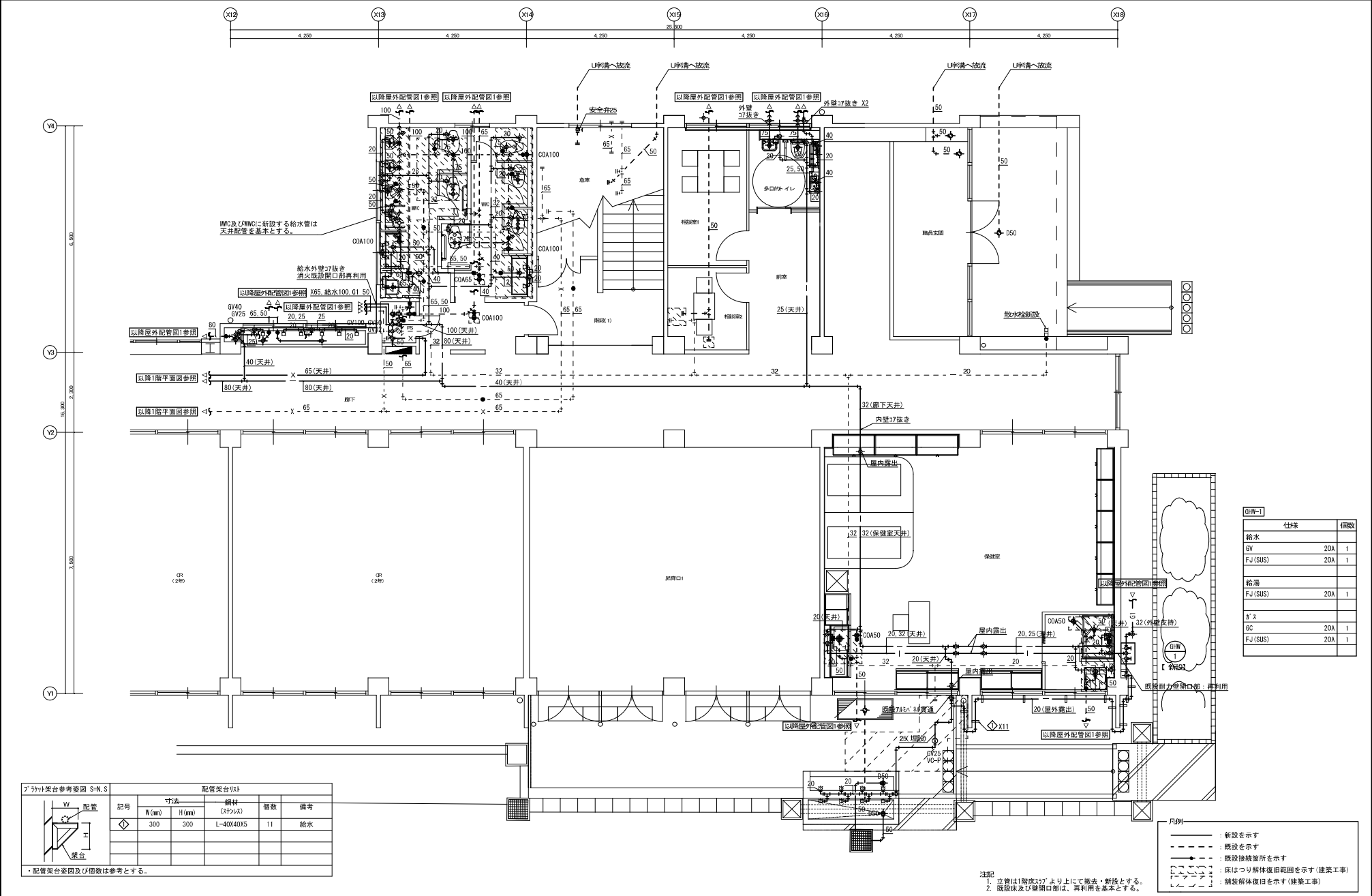
注記
1. 配管撤去後、不要となる壁・床貫通部は5ヶ止め穴埋めすること。
2. 8ヶ止め室内の配管11ヶ止め、給排水は、7ヶ止め含有材(1ヶ止め)のため適正に処理すること。
3. 立管は1階床3ヶ止めより上にて撤去・新設とする。

愛知県 高浜市役所

工事名 港小学校長寿命化改良工事
図面名称 給排水衛生設備 校舎棟 1階平面詳細図2 (改修前)

縮尺 図面番号

M-31



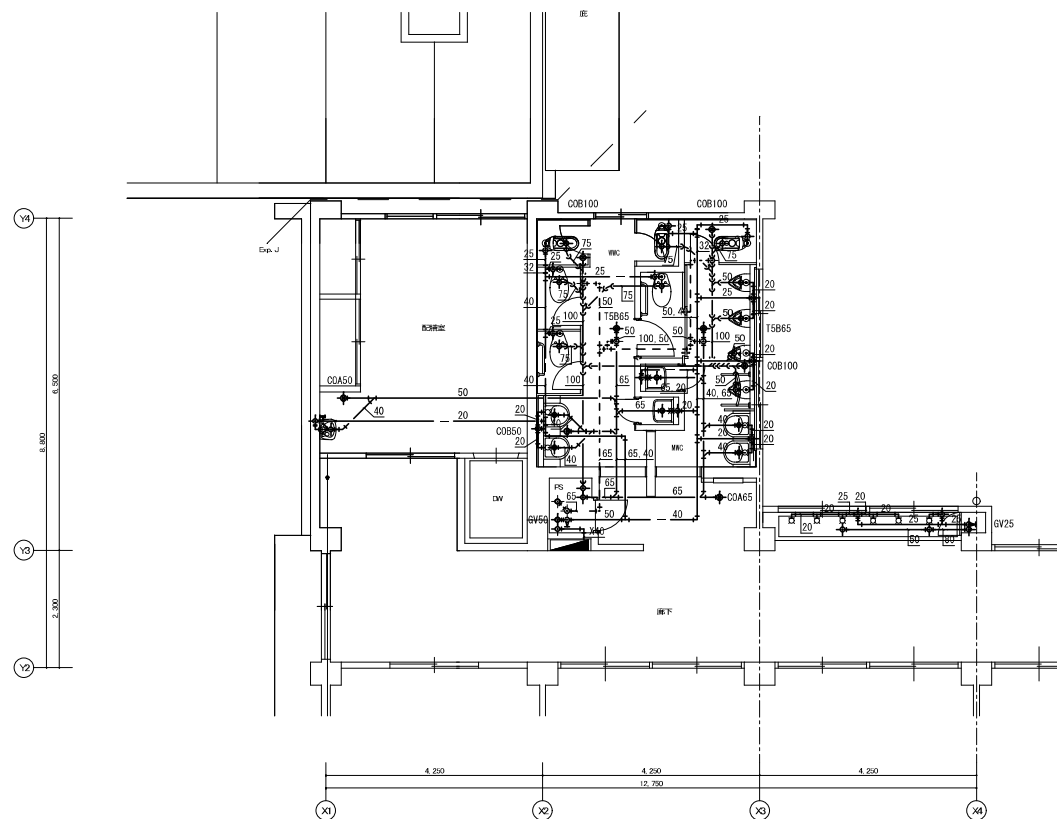
仕様			個数
給水			
GV	20A	1	
FJ(SUS)	20A	1	
給湯			
FJ(SUS)	20A	1	
バス			
GC	20A	1	
FJ(SUS)	20A	1	

パイプ架台参考図 S-N S		配管架台1x1			
記号	寸法	W(mm)	H(mm)	鋼材 (XFLS)	個数
◇	300	300	L-40X40X5	11	給水

・配管架台架図及び個数は参考とする。

- 凡例
- : 新設を示す
 - - - : 既設を示す
 - : 既設接続箇所を示す
 - : 床はつり解体復旧範囲を示す(建築工事)
 - : 舗装解体復旧を示す(建築工事)

注記
1. 立管は1階床より上に撤去・新設とする。
2. 既設床及び壁開口部は、再利用を基本とする。



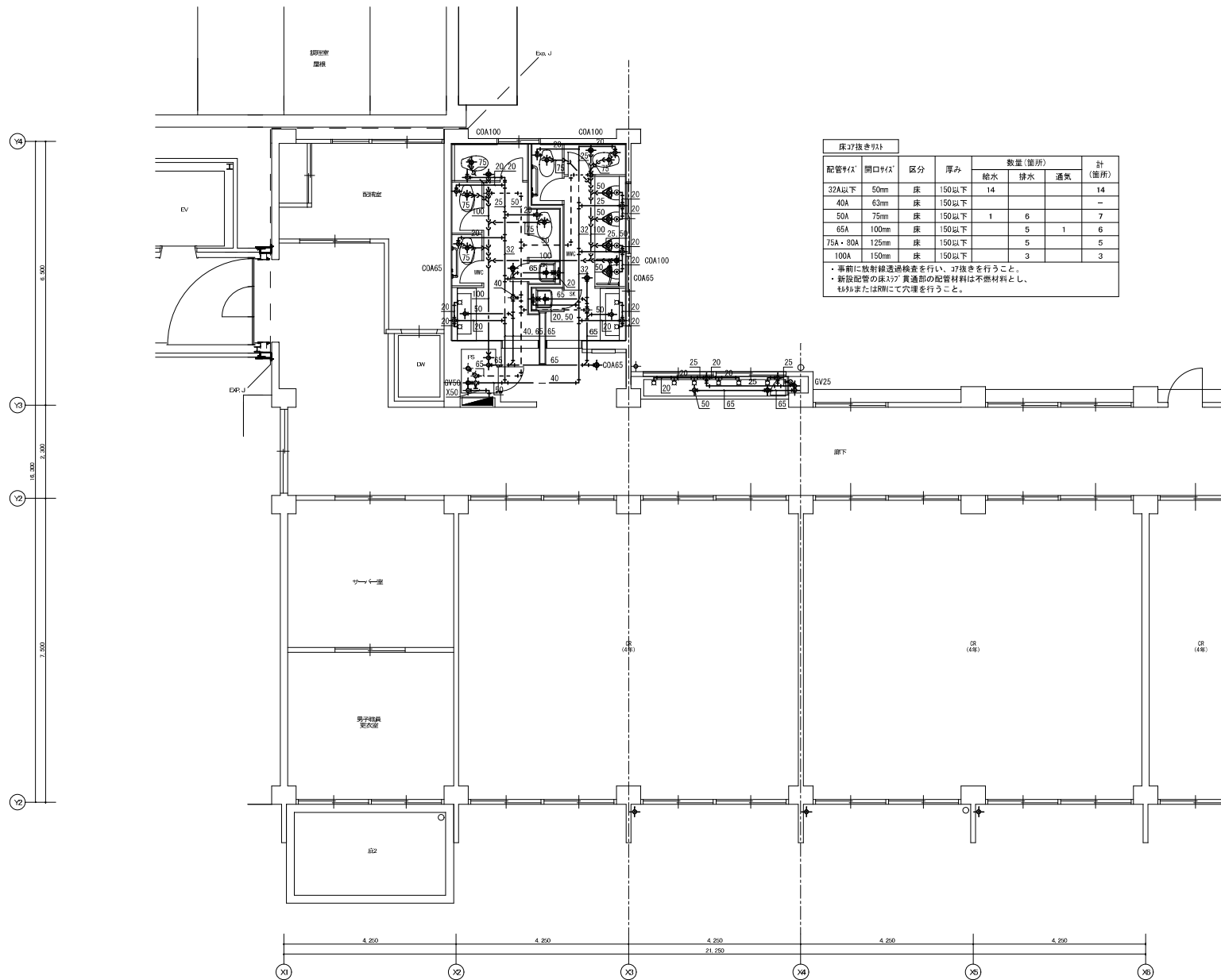
凡例	
	撤去を示す
	既設を示す
	既設切断箇所を示す

注記
1. 配管撤去後、不要となる壁・床貫通部は抹殺穴埋めをすること。

愛知県 高浜市役所

工事名	港小学校長寿命化改良工事
図面名称	給排水衛生設備 校舎棟 2階平面詳細図1 (改修前)

縮 尺	図面番号
A1 : 1/50	M-33

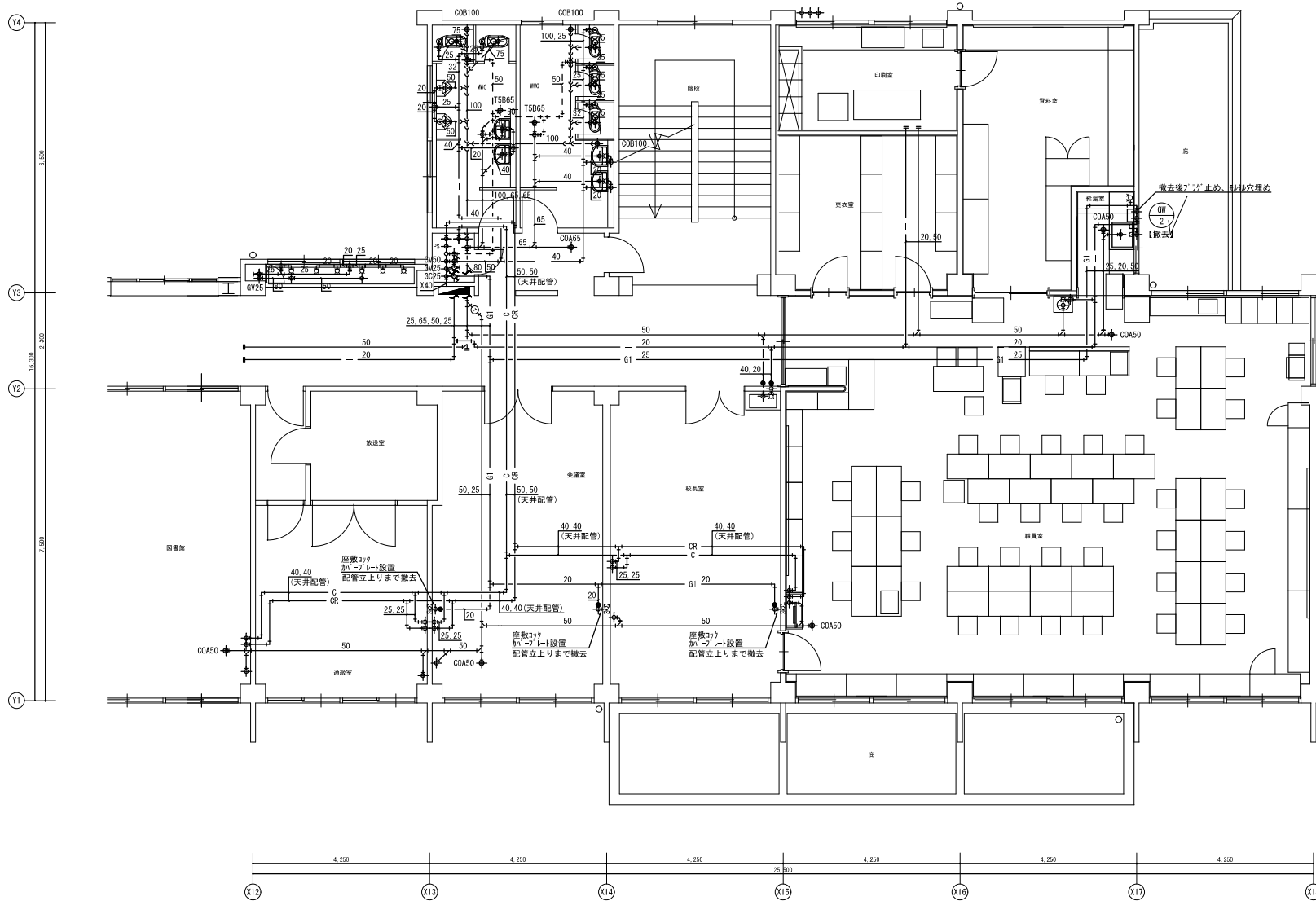


注記
1. 既設床及び壁開口部は、再利用を基本とする。

愛知県 高浜市役所

工事名 港小学校長寿命化改良工事
図面名称 給排水衛生設備 校舎棟 2階平面詳細図1 (改修後)

縮尺 A1: 1/50
図面番号 M-34



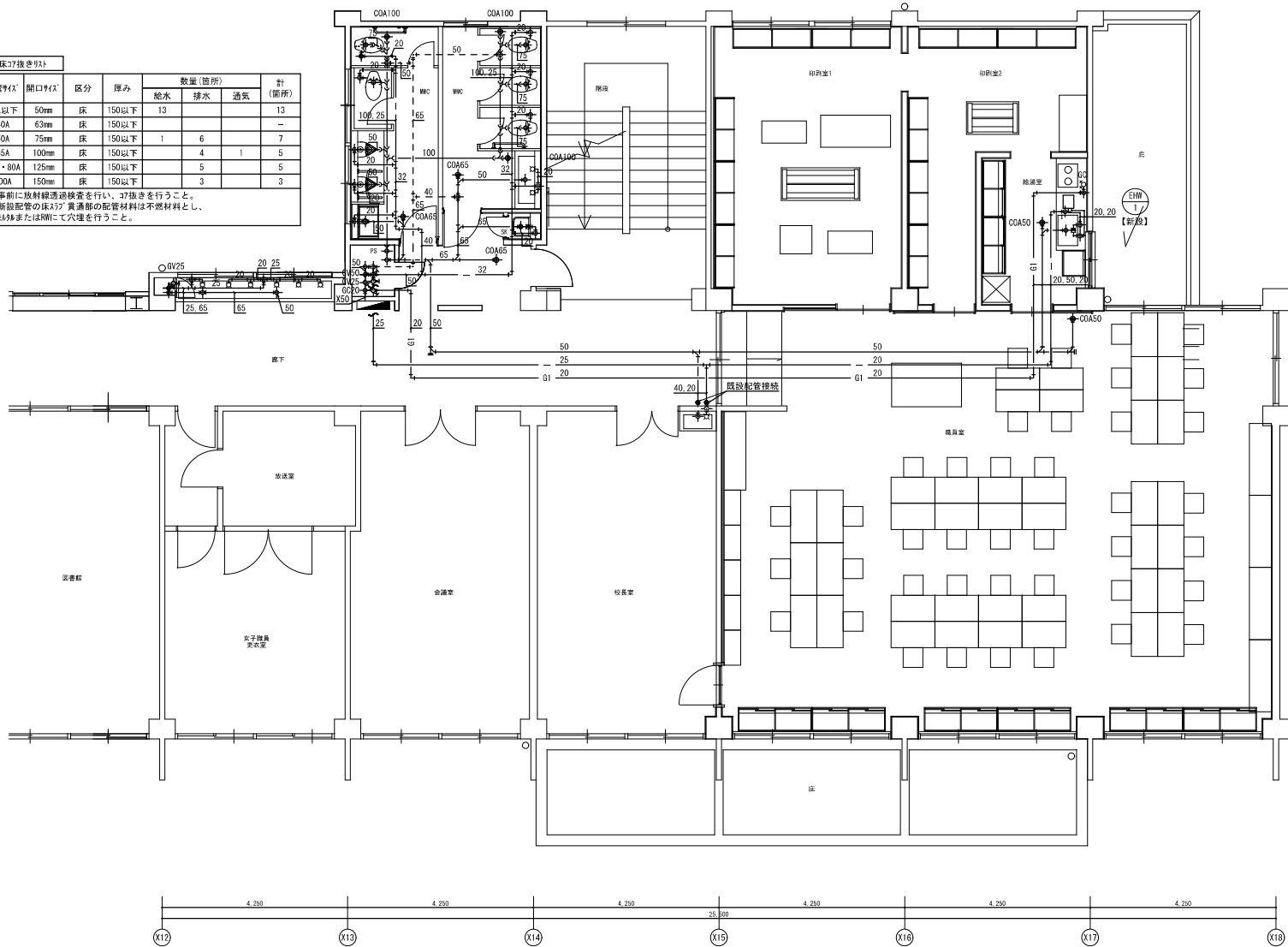
愛知県 高浜市役所

工事名 港小学校長寿命化改良工事
図面名称 給排水衛生設備 校舎棟 2階平面詳細図2 (改修前)

縮尺 A1 : 1/50
図面番号 M-35

床37抜きリスト							
配管サイズ	開口サイズ	区分	厚み	数量(箇所)			計(箇所)
				給水	排水	通気	
32A以下	50mm	床	150以下	13			13
40A	63mm	床	150以下				—
50A	75mm	床	150以下	1	6		7
65A	100mm	床	150以下		4	1	5
75A・80A	125mm	床	150以下		5		5
100A	150mm	床	150以下		3		3

・事前に放射線透過検査を行い、37抜きを行うこと。
・新設配管の床37 貫通部の配管材料は不燃材料とし、
砂詰めまたはR充填を行うこと。



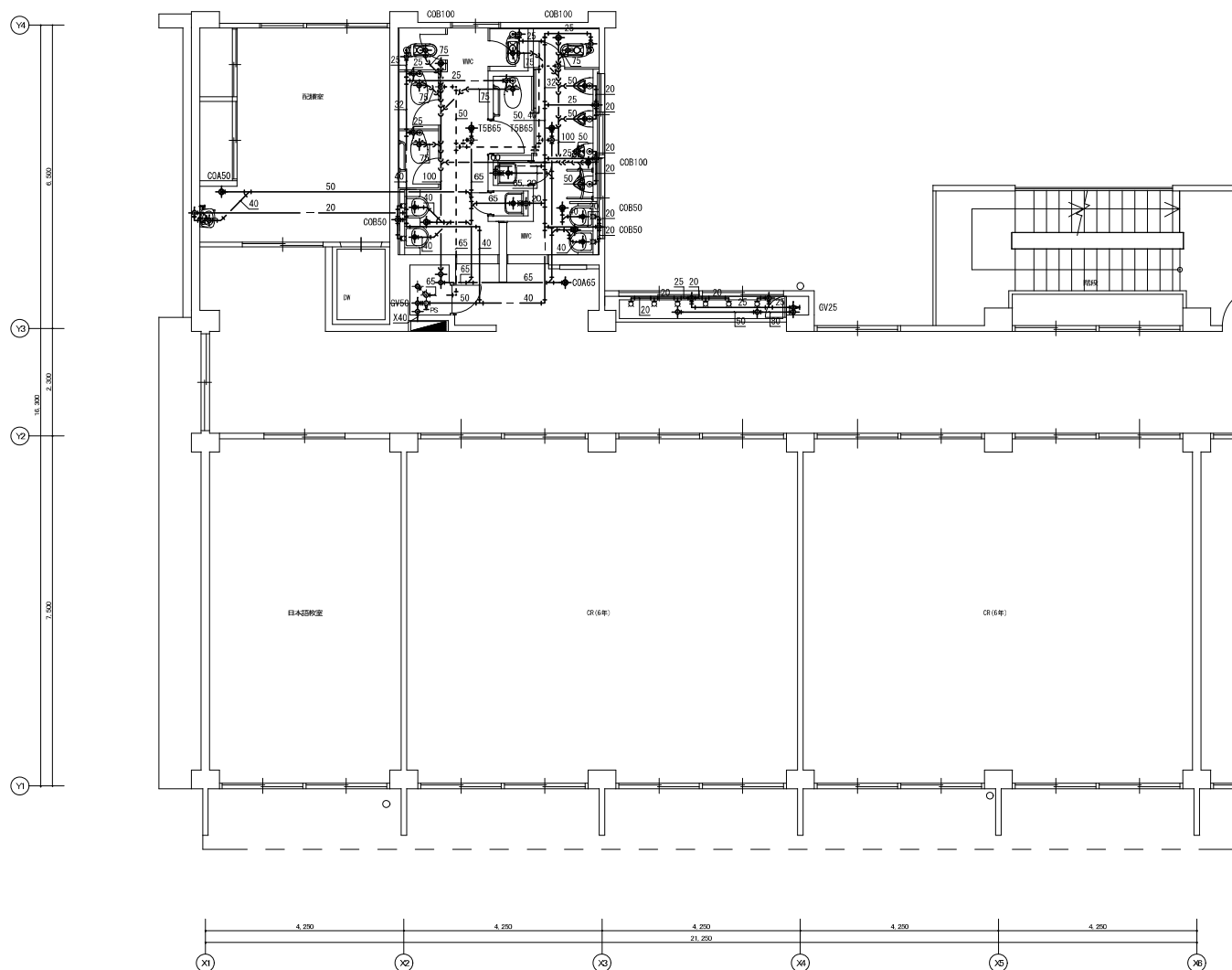
凡例	
—	: 新設を示す
- - -	: 既設を示す
⋯	: 既設接続箇所を示す

注記
1. 既設床及び壁開口部は、再利用を基本とする。

愛知県 高浜市役所

工事名	港小学校長寿命化改良工事
図面名称	給排水衛生設備 校舎棟 2階平面詳細図2 (改修後)

縮尺	A1 : 1/50
図面番号	M-36



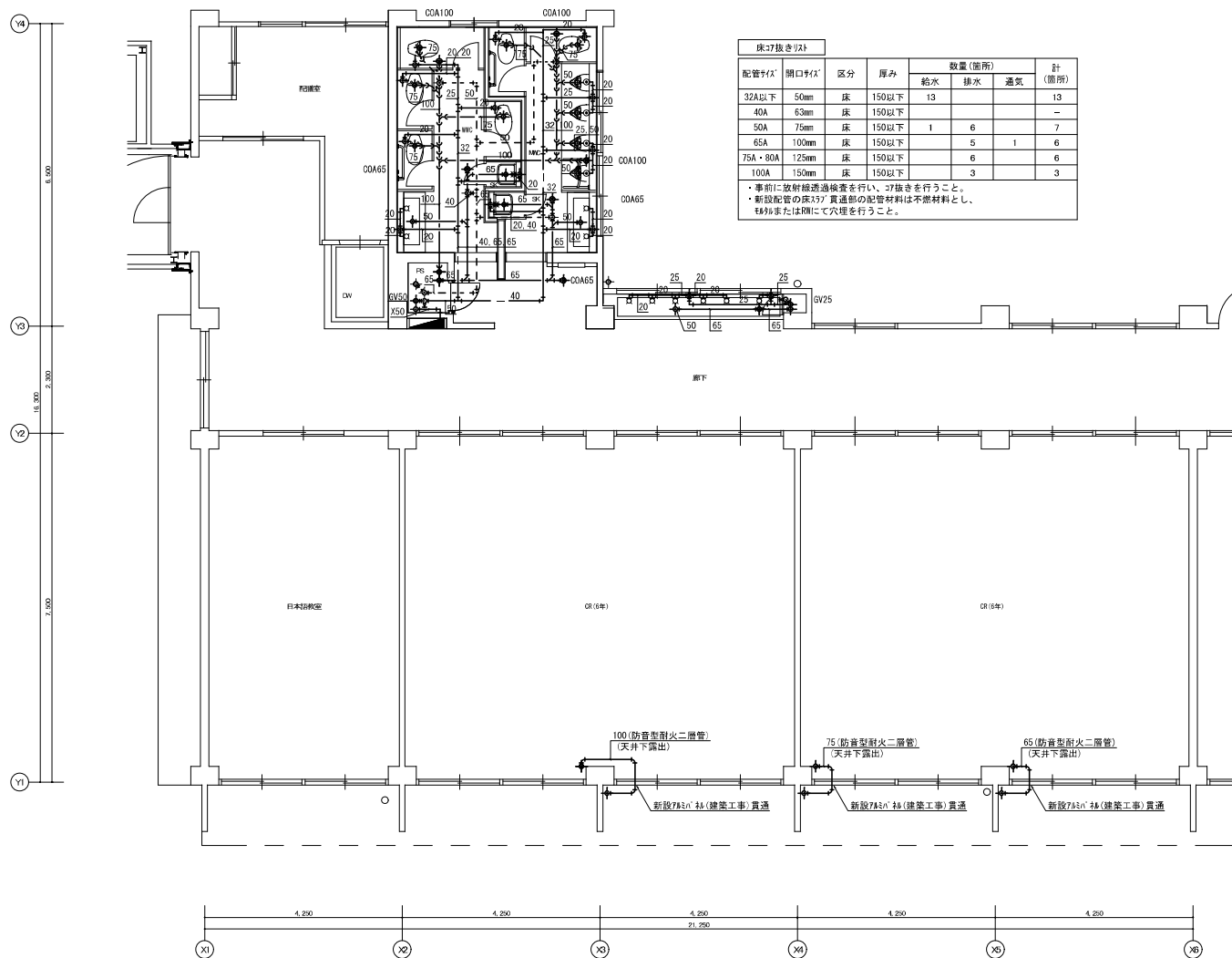
凡例	
—	撤去を示す
- - -	既設を示す
—●—	既設切断箇所を示す

注記
1. 配管撤去後、不要となる壁・床貫通部は鉄板穴埋めをすること。

愛知県 高浜市役所

工事名	港小学校長寿命化改良工事
図面名称	給排水衛生設備 校舎棟 3階平面詳細図1 (改修前)

縮尺	図面番号
A1 : 1/50	M-37



床コ抜きリスト						
配管サイズ	開口サイズ	区分	厚み	数量(箇所)		
				給水	排水	計(箇所)
32A以下	50mm	床	150以下	13		13
40A	63mm	床	150以下			-
50A	75mm	床	150以下	1	6	7
65A	100mm	床	150以下		5	5
75A・80A	125mm	床	150以下		6	6
100A	150mm	床	150以下		3	3

・事前に放射線透過検査を行い、コ抜きを行うこと。
・新設配管の床コ/貫通部の配管材料は不燃材料とし、
材料または開口にて穴埋を行うこと。

凡例	
——	新設を示す
----	既設を示す
●——●	既設接続箇所を示す

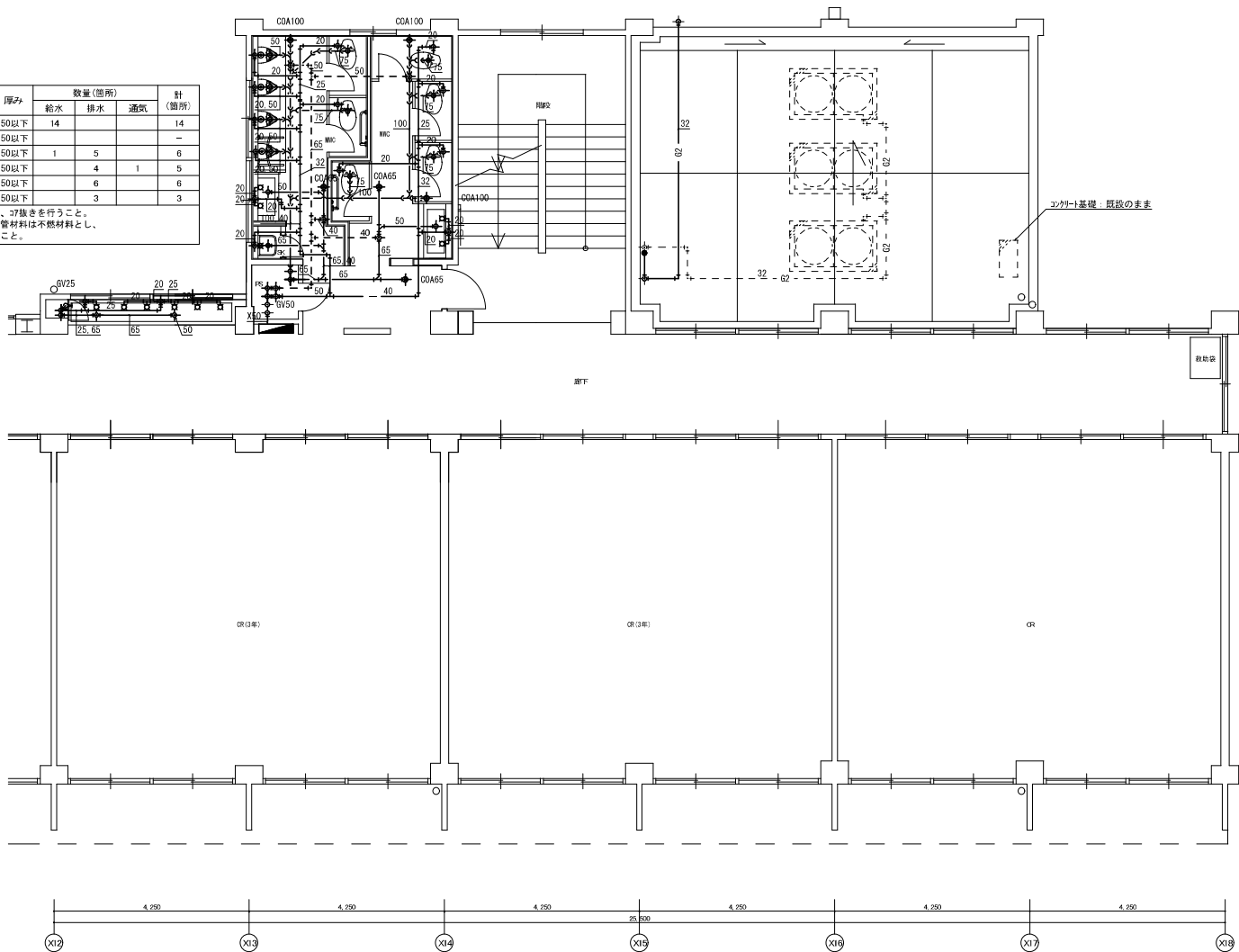
注記
1. 既設床及び壁開口部は、再利用を基本とする。

愛知県 高浜市役所

工事名 港小学校長寿命化改良工事
図面名称 給排水衛生設備 校舎棟 3階平面詳細図1 (改修後)

縮尺 A1 : 1/50
図面番号 M-38

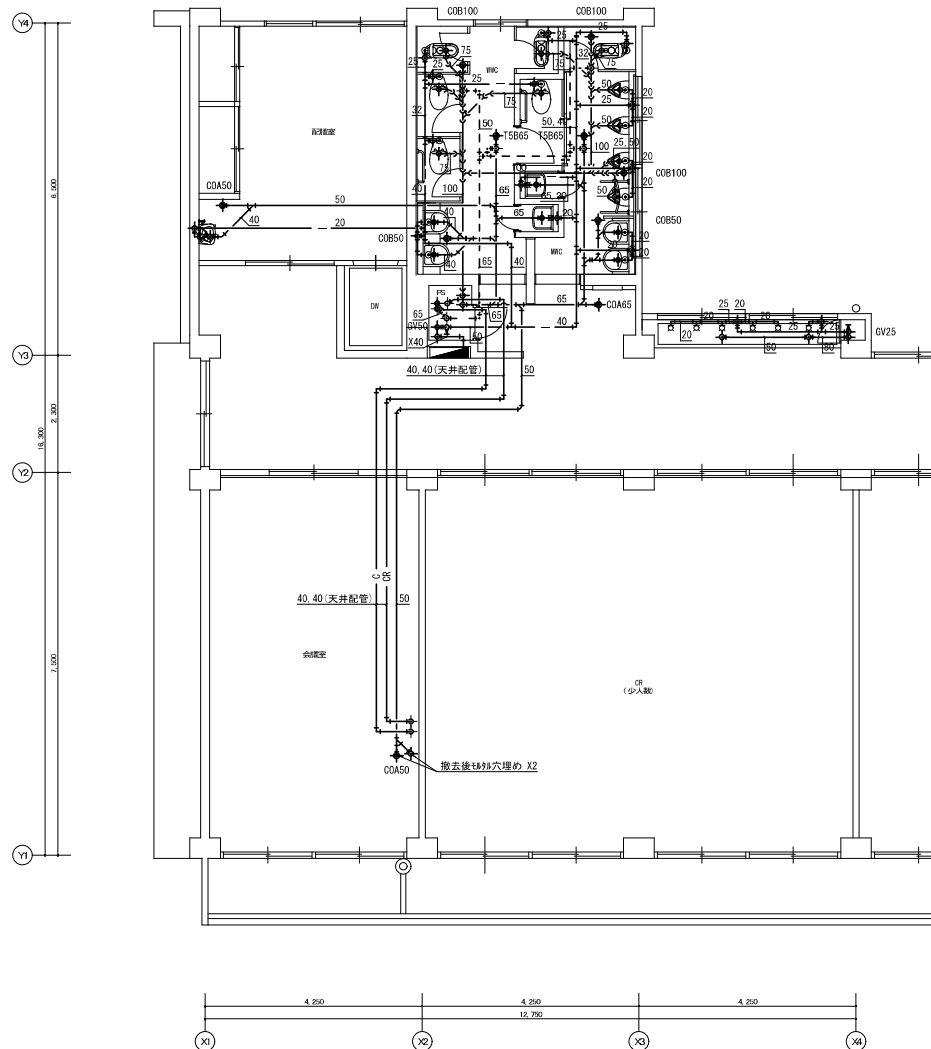
床コブ抜きリスト							
配管サイズ	開口サイズ	区分	厚み	数量(箇所)			計 (箇所)
				給水	排水	通気	
32A以下	50mm	床	150以下	14			14
40A	63mm	床	150以下				—
50A	75mm	床	150以下	1	5		6
65A	100mm	床	150以下		4	1	5
75A・80A	125mm	床	150以下		6		6
100A	150mm	床	150以下		3		3
・事前に放熱透過検査を行い、コブ抜きを行うこと。							
・新設配管の床コブ貫通部の配管材料は不燃材料とし、							
材料または間にて穴埋を行うこと。							



愛知県 高浜市役所

工事名 港小学校長寿命化改良工事
図面名称 給排水衛生設備 校舎棟 3階平面詳細図2 (改修後)

縮尺 A1 : 1/50
図面番号 M-40



凡例

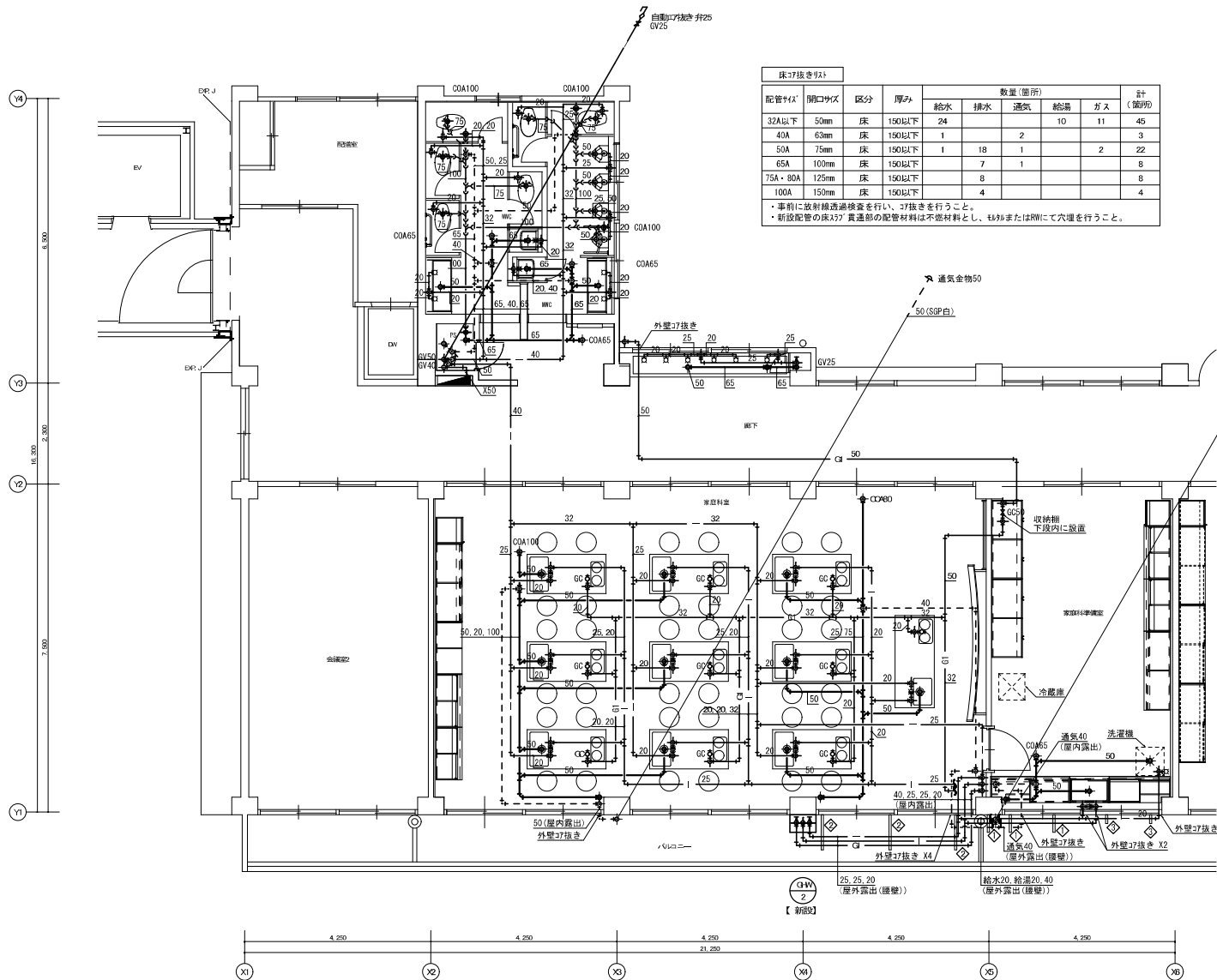
- : 撤去を示す
- - - : 既設を示す
- : 既設切断箇所を示す

注記
1. 配管撤去後、不要となる壁・床貫通部は砂利穴埋めをすること。

愛知県 高浜市役所

工事名	港小学校長寿命化改良工事
図面名称	給排水衛生設備 校舎棟 4階平面詳細図1 (改修前)

縮 尺	図面番号
A1 : 1/50	N-41



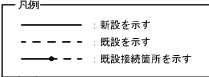
床37抜きリスト					数量(箇所)					計
配管サイズ	開口サイズ	区分	厚み		給水	排水	通気	給湯	ガス	(箇所)
32A以下	50mm	床	150以下		24			10	11	45
40A	63mm	床	150以下		1		2			3
50A	75mm	床	150以下		1	18	1		2	22
65A	100mm	床	150以下			7	1			8
75A・80A	125mm	床	150以下			8				8
100A	150mm	床	150以下		4					4

・事前に放射線透過検査を行い、37抜きを行うこと。
・新設配管の床37 貫通部の配管材料は不燃材料とし、50Aまたは80Aにて穴埋を行うこと。

GHW-2		
仕様		個数
給水		
GV	25A	1
FJ(SUS)	25A	1
給湯		
FJ(SUS)	25A	1
ガス		
GC	20A	1
FJ(SUS)	20A	1

配管支持鋼材参考図 S-N.S		配管架台リスト			
	記号	寸法	鋼材 (材質)	個数	備考
		H(mm)			
		600	C-100X50X5t	3	給水・給湯・通気
		600	C-100X50X5t	3	給水・給湯・ガス
	記号	寸法	鋼材 (材質)	個数	備考
		300	C-100X50X5t	2	給水

・配管架台図及び個数は参考とする。



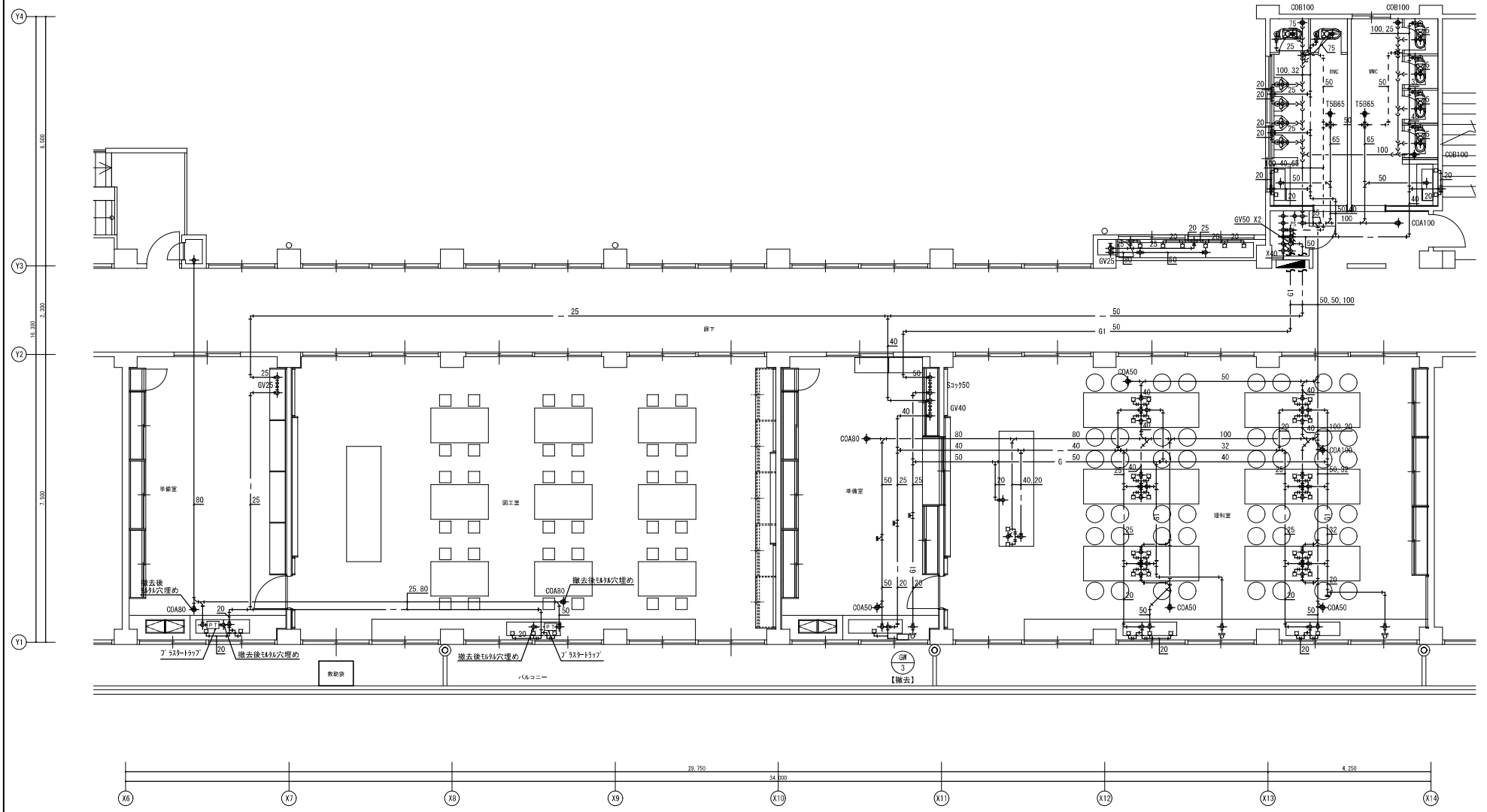
注記
1. 既設床及び壁開口部は、再利用を基本とする。

愛知県 高浜市役所

工事名 港小学校長寿化改良工事
図面名称 給排水衛生設備 校舎棟 4階平面詳細図1 (改修後)

縮尺 図面番号

M-42

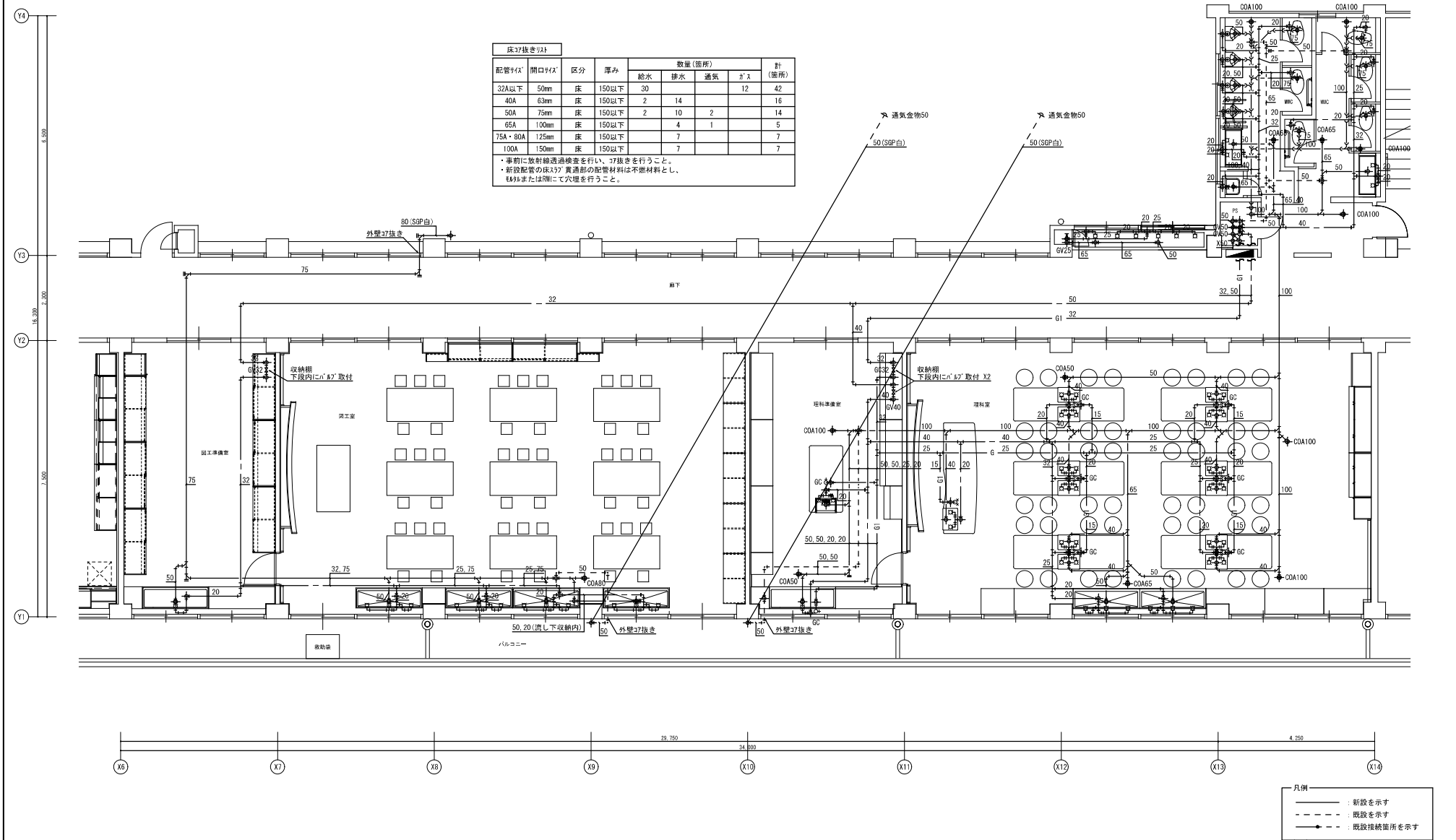


凡例

- 撤去を示す
- - - 既設を示す
- · - 既設切断箇所を示す

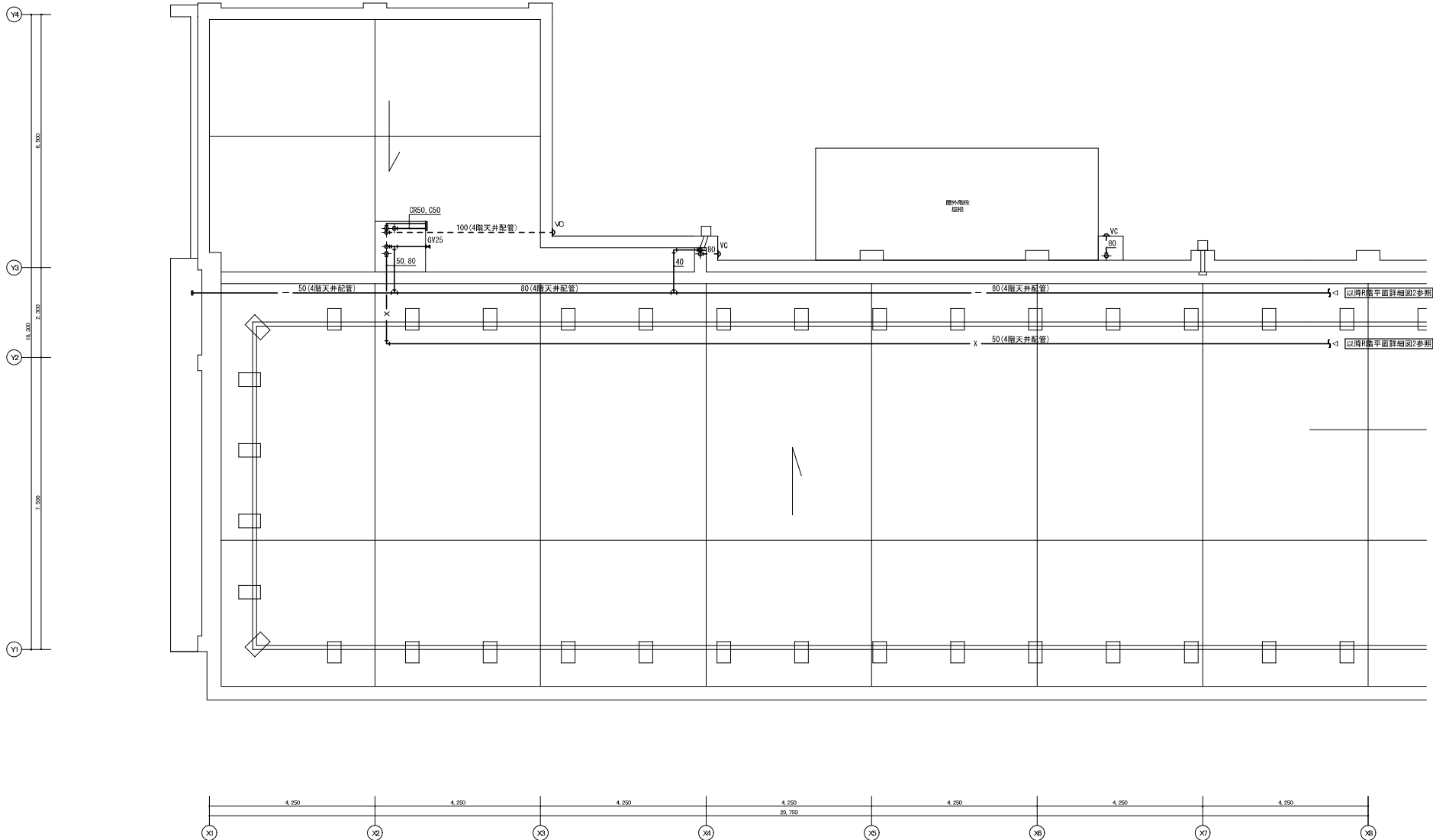
注記
1. 配管撤去後、不要となる壁・床貫通部は充填穴埋めをすること。

	愛知県 高浜市役所	工事名	港小学校校長寿命化改良工事	縮 尺	図面番号
		図面名称	給排水衛生設備 校舎棟 4階平面詳細図2 (改修前)	A1 : 1/50	M-43



凡例
—— : 新設を示す
- - - : 既設を示す
● : 既設接続箇所を示す

注記
1. 既設床及び壁開口部は、再利用を基本とする。

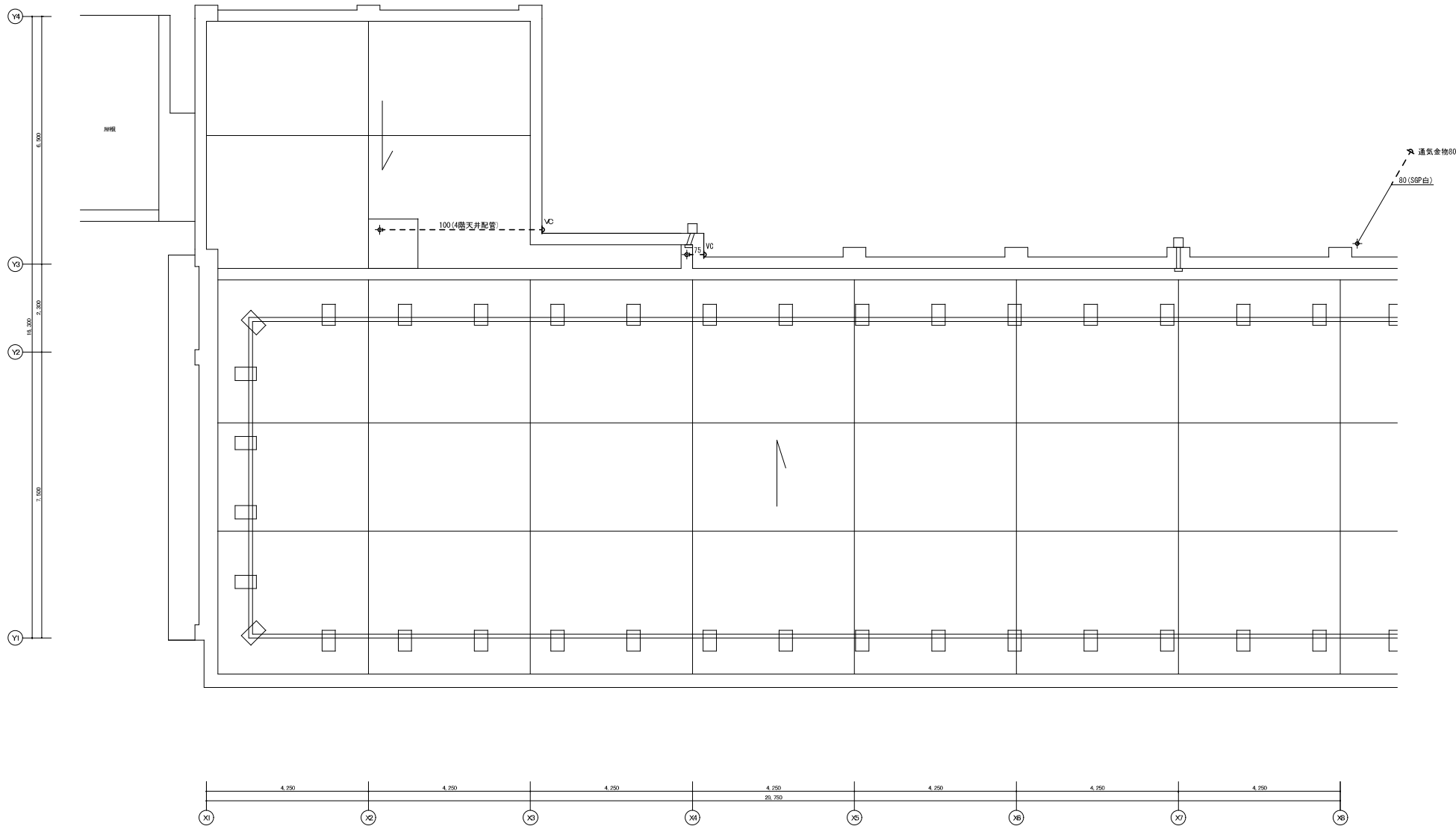


凡例

- : 撤去を示す
- - - : 既設を示す
- . - : 既設切断箇所を示す

注記
1. 配管撤去後、不要となる壁・床貫通部は仕切り埋めをすること。

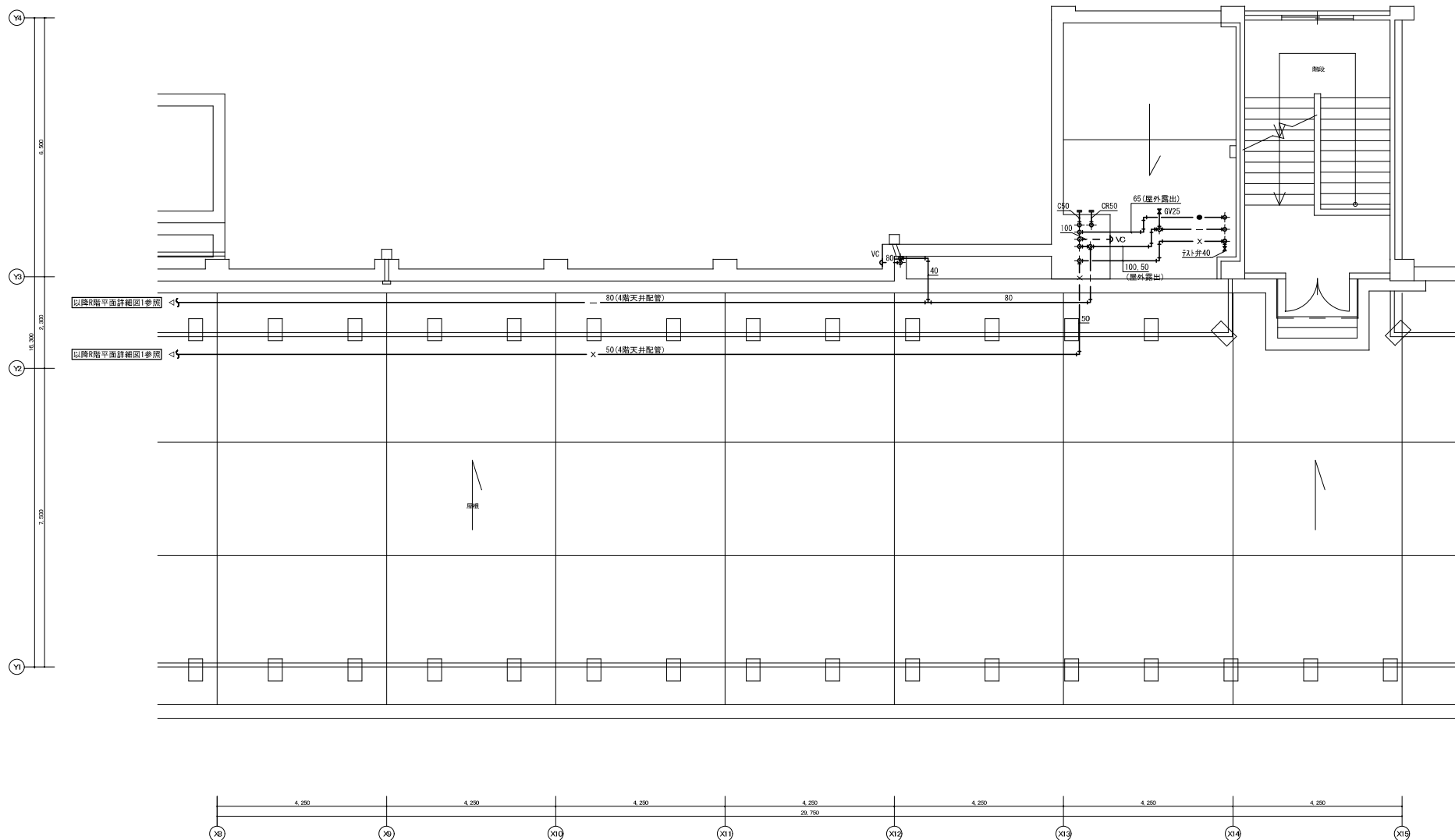
	愛知県 高浜市役所	工事名	港小学校長寿命化改良工事	縮 尺	図面番号
		図面名称	給排水衛生設備 校舎棟 R階平面詳細図1 (改修前)	A1 : 1/50	M-45



愛知県 高浜市役所

工事名	港小学校長寿命化改良工事
図面名称	給排水衛生設備 校舎棟 R階平面詳細図1 (改修後)

縮尺	図面番号
A1 : 1/50	M-46



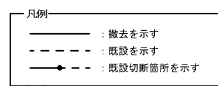
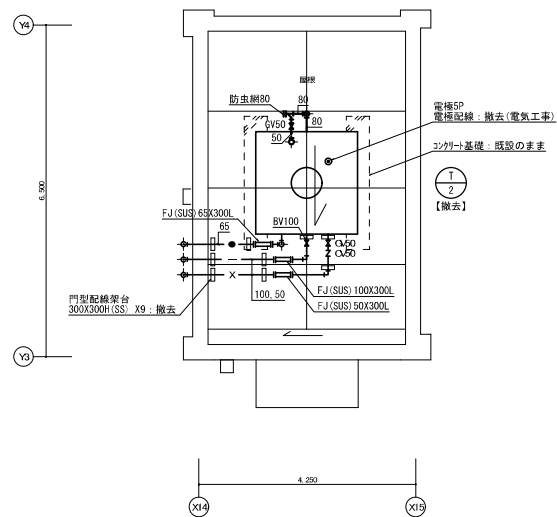
注記
1. 配管撤去後、不要となる壁・床貫通部は適切に埋めをすること。

愛知県 高浜市役所

工事名	港小学校長寿命化改良工事
図面名称	給排水衛生設備 校舎棟 R階平面詳細図2 (改修前)

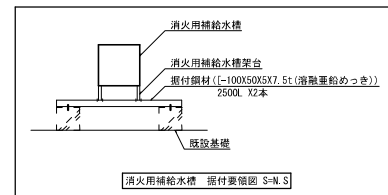
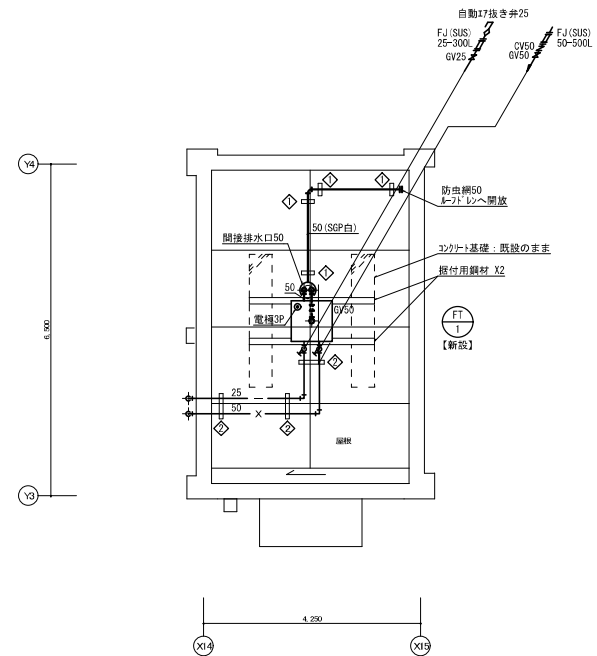
縮尺	図面番号
A1 : 1/50	M-47

改修前

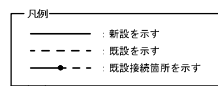


注記
1. 配管撤去後、不要となる壁・床貫通部は充填埋めをすること。

改修後



門型架台参考図 S=N.S		配管架台)X			
記号	寸法		鋼材 (寸法)	個数	備考
	W (mm)	H (mm)			
◇	300	300	L=40X40X5t	4	雑排水
◇	500	300	L=40X40X5t	3	給水・消火
既製品 2/21-1-1-1-1 防塵ダ					
・配管架台姿図及び個数は参考とする。					



注記
1. 既設床及び壁開口部は、再利用を基本とする。

愛知県 高浜市役所

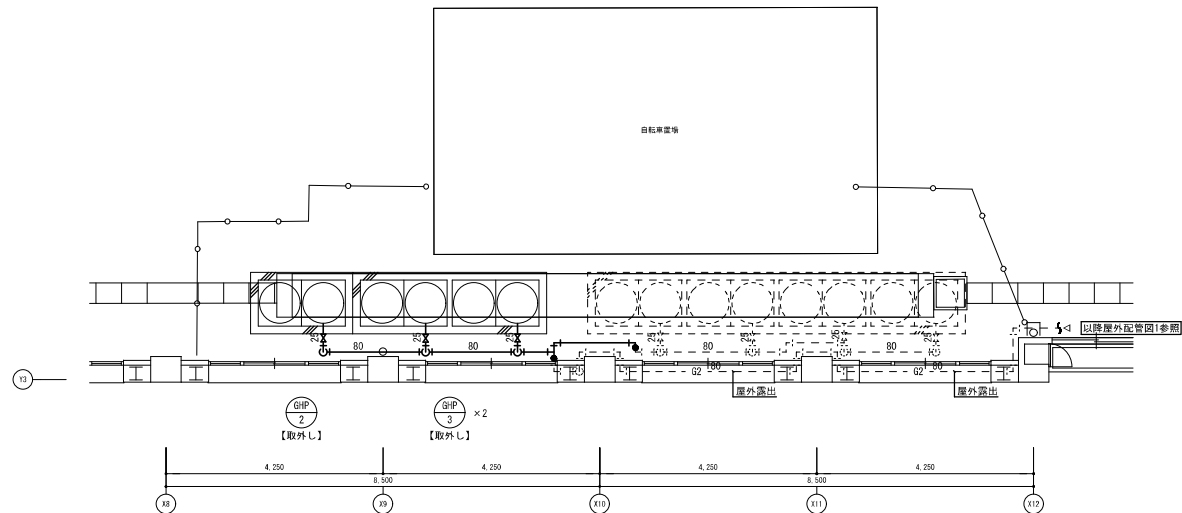
工事名 港小学校長寿命化改良工事

図面名称 給排水衛生設備 校舎棟 PH階平面詳細図 (改修前・後)

縮 尺 図面番号

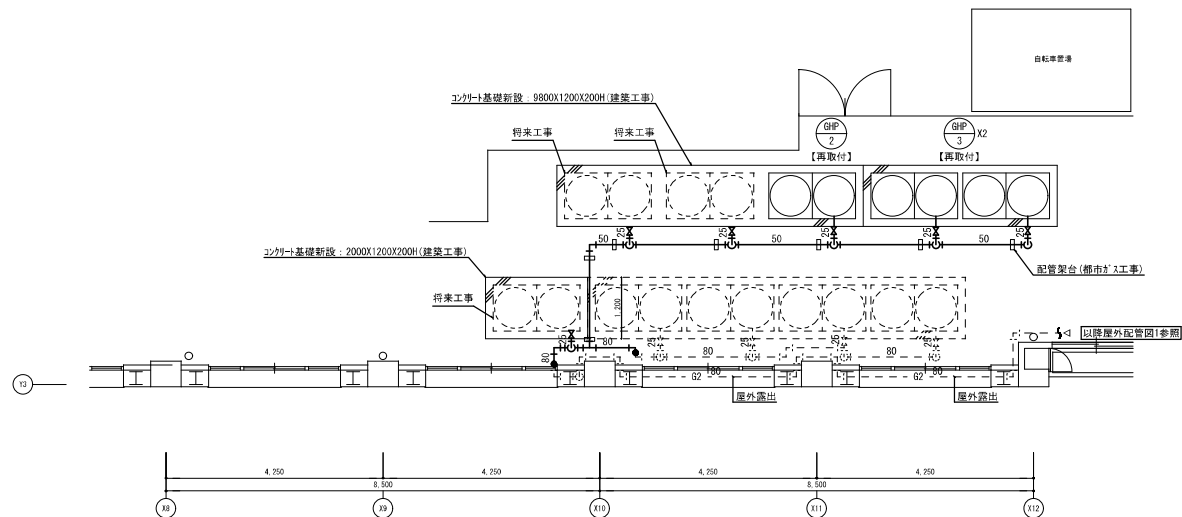
A1 : 1/50 M-49

改修前



凡例
— : 撤去を示す
- - - : 既設のままを示す
● - - : 既設接続箇所を示す

改修後



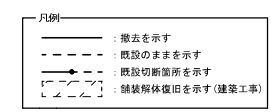
凡例
— : 新設を示す
- - - : 既設のままを示す
● - - : 既設接続箇所を示す

愛知県 高浜市役所

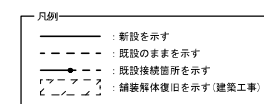
工事名 港小学校長寿命化改良工事
図面名称 給排水衛生設備 校舎棟 室外機置場平面詳細図 (改修前・後)

縮尺 図面番号

M-50



	愛知県 高浜市役所			縮 尺	図面番号
		工事名	港小学校校長寿命化改良工事		M-51
		図面名称	給排水衛生設備 屋内運動場棟 平面図（改修前）		
		A1 : 1/100			

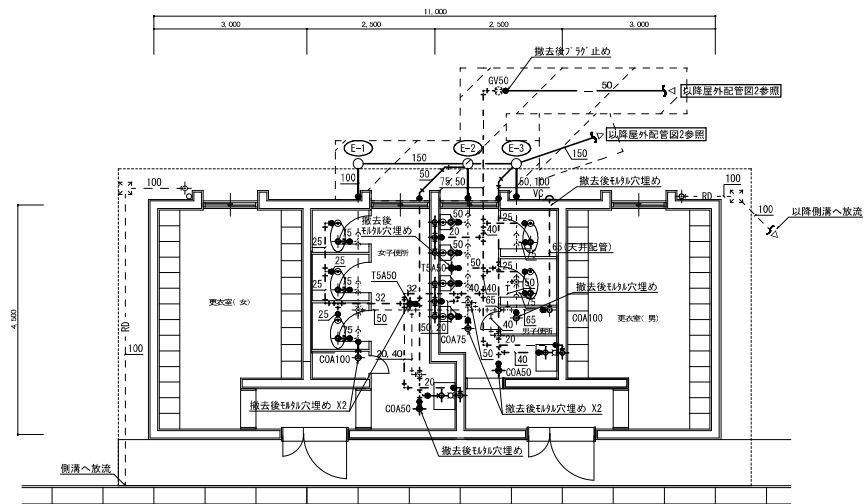


愛知県 高浜市役所

工事名	港小学校校長寿命化改良工事
図面名称	給排水衛生設備 屋内運動場棟 平面図（改修後）

縮 尺	図面番号
A1 : 1/100	M-52

改修前

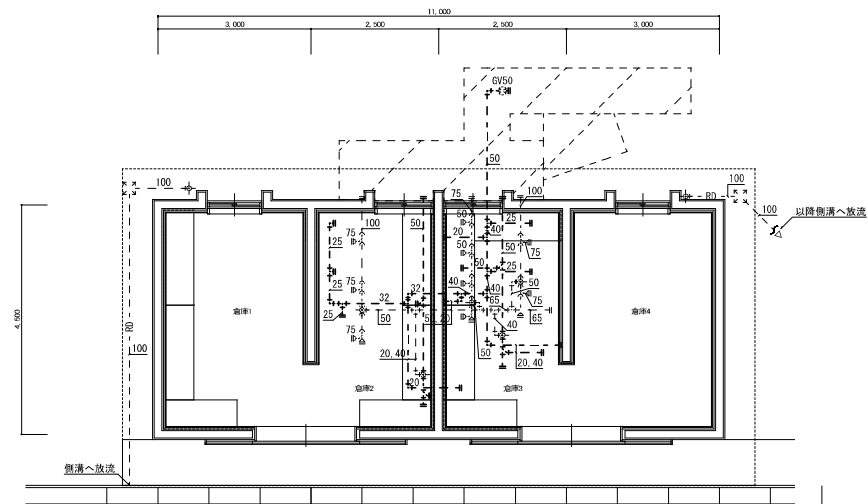


屋内運動場北倉庫平面図（改修前） S=1/50

- 凡例
- : 撤去を示す
 - - - : 既設のままを示す
 - · - : 既設切断面を示す
 - · — : 舗装解体復旧を示す（建築工事）

注記
1. 便所内の各立ち上げ配管は、撤去後封穴埋めとする。

改修後



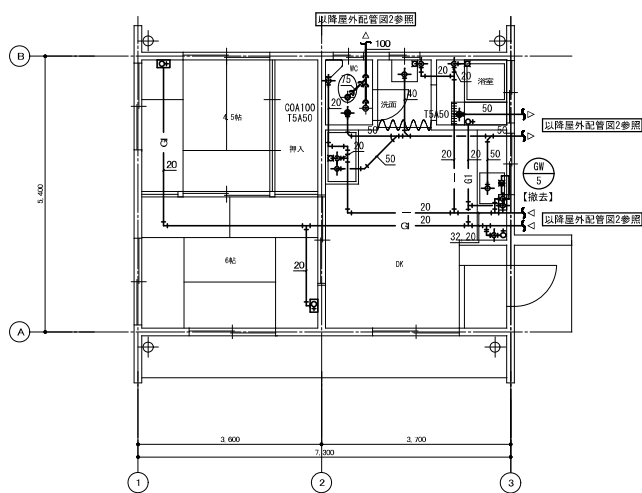
屋内運動場北倉庫平面図（改修後） S=1/50

- 凡例
- : 新設を示す
 - - - : 既設を示す
 - · - : 既設接換箇所を示す
 - · — : 舗装解体復旧を示す（建築工事）

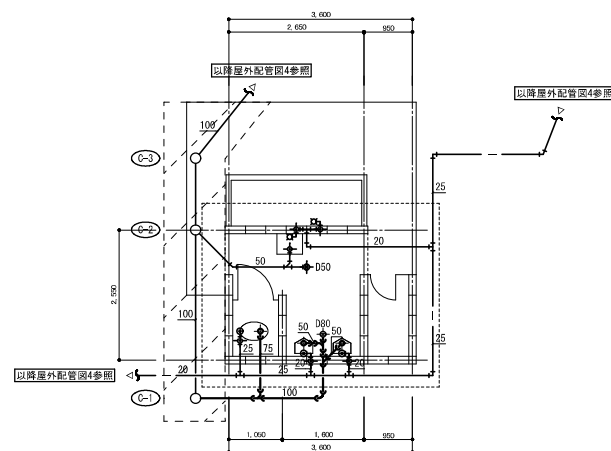
愛知県 高浜市役所

工事名 港小学校長寿命化改良工事
図面名称 給排水衛生設備 屋内運動場北倉庫平面図（改修前・後）

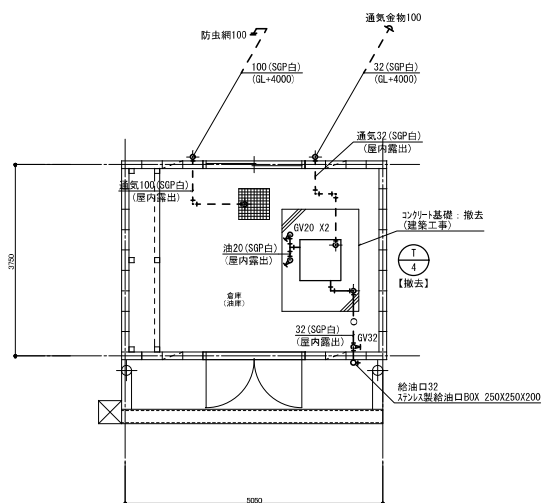
縮尺 A1 : 1/50
図面番号 M-53



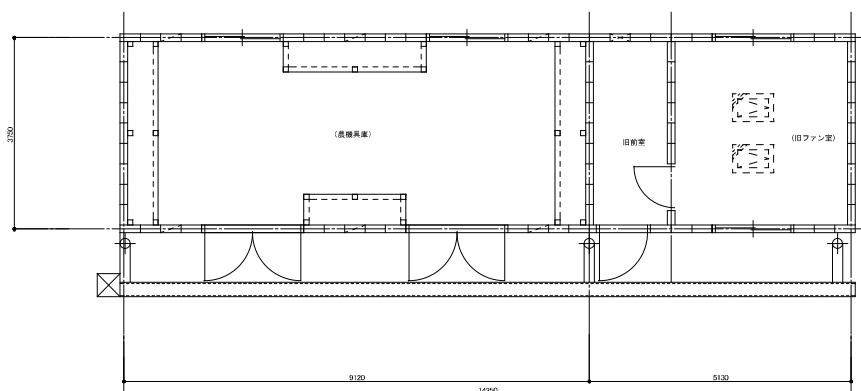
倉庫(用務員室)平面図 S=1/50
【解体】



屋外トイレ平面図 S=1/50
【解体】



倉庫(油庫)平面図 S=1/50
【解体】



倉庫(農機具庫)平面図 S=1/50
【解体】

凡例	
—	: 撤去を示す
- - -	: 既設のままで示す
→	: 既設切断箇所を示す
[]	: 舗装解体復旧を示す(建築工事)

愛知県 高浜市役所

工事名

港小学校長寿命化改良工事

図面名称

給排水衛生設備 倉庫(用務員室)・倉庫(油庫)
倉庫(農機具庫)・屋外トイレ 平面図(改修前)

縮尺

A1 : 1/50

図面番号

M-55

＜改修前＞空調機器表

[illegible][illegible]

注記

- 消費電力は既設値とする。
- 図示無き、既設GHP室外機及び室内機は既設のままとする。

	愛知県 高浜市役所			縮 尺	図面番号
		工事名	港小学校校長寿命化改良工事		M-56
		図面名称	空気調和設備 空調機器表 (改修前)	A1 : N. S	

＜改修後＞空調機器表

記 号	名 称	仕	種	電 力	添 付	台 数	設 置 場 所	備 考
GHP-2	g'2HPN' ヲナヅ	b' A用16f'室外機 1階系統		3	200	1	校舎棟 室外機置場	
	【再取付】	冷房能力 : 85.0 kW 暖房能力 : 90.0 kW						
GHP-3	g'2HPN' ヲナヅ	b' A用16f'室外機 2階系統		3	200	2	校舎棟 室外機置場	
	【再取付】	冷房能力 : 45.0 kW 暖房能力 : 50.0 kW						
GHP-3-1	g'2HPN' ヲナヅ	b' A用16f'室内機 天吊型		1	200	1	校舎棟 2階図2画室	
	【再取付】	冷房能力 : 3.6 kW 暖房能力 : 4.0 kW						
GHP-3-4	g'2HPN' ヲナヅ	b' A用16f'室内機 天井吐り4方向吹出型		1	200	1	校舎棟 2階ナール室	
	【再取付】	冷房能力 : 9.0 kW 暖房能力 : 10.0 kW						
GHP-4-1	g'2HPN' ヲナヅ	b' A用16f'室内機 天吊型		1	200	1	校舎棟 3階配膳室	
	【再取付】	冷房能力 : 3.6 kW 暖房能力 : 4.0 kW						
GHP-4-3	g'2HPN' ヲナヅ	b' A用16f'室内機 天吊型		1	200	2	校舎棟 3階CR	
	【再取付】	冷房能力 : 9.0 kW 暖房能力 : 10.0 kW						
GHP-4-4	g'2HPN' ヲナヅ	b' A用16f'室内機 天吊型		1	200	1	校舎棟 3階CR(6年)	
	【再取付】	冷房能力 : 14.0 kW 暖房能力 : 16.0 kW						
GHP-5-1	g'2HPN' ヲナヅ	b' A用16f'室内機 天吊型		1	200	1	校舎棟 4階配膳室	
	【再取付】	冷房能力 : 4.5 kW 暖房能力 : 5.0 kW						
GHP-5-4	g'2HPN' ヲナヅ	b' A用16f'室内機 天吊型		1	200	2	校舎棟 4階家庭科室	
	【再取付】	冷房能力 : 16.0 kW 暖房能力 : 18.0 kW						
GHP-6-1	g'2HPN' ヲナヅ	b' A用16f'室内機 天吊型		1	200	2	(1) 校舎棟 2階会議室 (1) 校舎棟 2階校長室	
	【再取付】	冷房能力 : 11.2 kW 暖房能力 : 12.5 kW						
GHP-7-1	g'2HPN' ヲナヅ	b' A用16f'室内機 天吊型		1	200	3	校舎棟 2階職員室	
	【再取付】	冷房能力 : 9.0 kW 暖房能力 : 10.0 kW						
GHP-8-1	g'2HPN' ヲナヅ	b' A用16f'室内機 天吊型		1	200	2	校舎棟 1階保健室	
	1台【既設のまま】	冷房能力 : 11.2 kW 暖房能力 : 12.5 kW						
	1台【再取付】							
EHP-2-1	空冷HPN' ヲナヅ	天井吐り4方向吹出型 耐震塩害仕様		1	200	1	校舎棟 2階印刷室	基礎・建築工事
	【新設】	冷房能力 : 7.1 kW 暖房能力 : 8.0 kW 圧縮機 : 1.29 kW 消費電力 : (冷)1.59 kW / (暖)1.61 kW 送風機 : (内)0.106 kW / (外)0.094 kW 74℃・1.9℃・1.4℃ 防振吊金具 防振敷き						
EHP-2-2	空冷HPN' ヲナヅ	天井吐り4方向吹出型 耐震塩害仕様		1	200	1	校舎棟 2階印刷室	基礎・建築工事
	【新設】	冷房能力 : 5.6 kW 暖房能力 : 6.3 kW 圧縮機 : 1.10 kW 消費電力 : (冷)1.34 kW / (暖)1.34 kW 送風機 : (内)0.053 kW / (外)0.05 kW 74℃・1.9℃・1.4℃ 防振吊金具 防振敷き						
EHP-4	空冷HPN' ヲナヅ	天吊型		3	200	1	校舎棟 4階音楽準備室	2017年製
	【既設のまま】	冷房能力 : 10.0 kW 暖房能力 : 11.2 kW						室外機・屋上
RAC-1-1	ル-1172ン	壁掛型 耐震塩害仕様		1	100	1	校舎棟 1階相談室2	基礎・建築工事
	【新設】	冷房能力 : 2.2 kW 暖房能力 : 2.2 kW 圧縮機 : 0.60 kW 消費電力 : (冷)0.58 kW / (暖)0.47 kW 74℃・1.9℃・1.4℃ 防振吊金具 防振敷き						

記号	名称	仕	種	電 源		台数	設置場所	備考
				φ	V			
RAC-1-2	β-ヒートポンプ 【新設】	壁掛型 耐重塩害仕様 冷房能力 : 3.6 kW 暖房能力 : 4.2 kW 圧縮機 : 0.95 kW 消費電力 : (冷)1.16 kW / (暖)1.16 kW ワイヤレスリモコン、リモコン兼付型、防振敷きゴム、ドレンパンプキット		1	100	1	校舎棟 1階相談室1	基礎：建築工事
RAC-2-1	β-ヒートポンプ 【新設】	壁掛型 耐重塩害仕様 冷房能力 : 2.2 kW 暖房能力 : 2.2 kW 圧縮機 : 0.60 kW 消費電力 : (冷)0.58 kW / (暖)0.47 kW ワイヤレスリモコン、リモコン兼付型、防振敷きゴム、室外機壁掛架台(SUS製)、ドレンパンプキット		1	100	1	校舎棟 2階放送室	
RAC-2-2	β-ヒートポンプ 【新設】	壁掛型 耐重塩害仕様 冷房能力 : 4.0 kW 暖房能力 : 5.0 kW 圧縮機 : 1.10 kW 消費電力 : (冷)1.28 kW / (暖)1.35 kW ワイヤレスリモコン、リモコン兼付型、防振敷きゴム、室外機壁掛架台(SUS製)、ドレンパンプキット		1	200	1	校舎棟 2階女子職員更衣室	
SK-1	集中リモコン 【再取付】	大型液晶パネル 制御装置		1	100	1	校舎棟 2階職員室	
-	ドレンパンプキット 【新設】	GHP-4-S X2		1	100	2	校舎棟 3階CR	

注記

1. 能力及消費電力はJIS B 8616に規定された能力・消費電力とする。

愛知県 高浜市役所

工事名	港小学校長寿命化改良工事
図面名称	空気調和設備 空調機器表（改修後）

縮 尺	図面番号
A1 : N. S	M-57

＜改修前＞換氣機器表

記 号	名 称	仕	種	電 源		台 数	設 置 場 所	備 考
				φ	V			
HEK-1	全熱交換器	天井柱外型		1	100	1	校倉棟 2階+α1-室	
	【撤去】							
FI-3	天井扇			1	100	1	校倉棟 1階前室	
	【撤去】							
FI-4	天井扇	360m3/h		1	100	1	校倉棟 2階女子更衣室	
	【撤去】							
FI-5	天井扇			1	100	1	校倉棟 2階男子更衣室	
	【撤去】							
FK-11	有圧換気扇	25cm		1	100	2		
	【撤去】					(1)	校倉棟 1階西WMC	
						(1)	校倉棟 1階西WMC	
FK-12	有圧換気扇	25cm		1	100	2		
	【撤去】					(1)	校倉棟 1階東WMC	
						(1)	校倉棟 1階東WMC	
FK-13	有圧換気扇	25cm		1	100	1	校倉棟 1階保健室	
	【撤去】							
FK-14	有圧換気扇	25cm		1	100	1	校倉棟 1階保健室	
	【撤去】							
FK-15	有圧換気扇	20cm		1	100	2		
	【撤去】					(1)	屋内運動場北倉庫 男子便所	
						(1)	屋内運動場北倉庫 女子便所	
FK-16	有圧換気扇	25cm		1	100	1	倉庫(用務員室)	
	【撤去】							
FK-21	有圧換気扇	25cm		1	100	2		
	【撤去】					(1)	校倉棟 2階西WMC	
						(1)	校倉棟 2階西WMC	
FK-22	有圧換気扇	25cm		1	100	1	校倉棟 2階職員便所(男子)	
	【撤去】							
FK-23	有圧換気扇	25cm		1	100	1	校倉棟 2階職員便所(女子)	
	【撤去】							
FK-24	有圧換気扇	25cm		1	100	1	校倉棟 2階印刷室	
	【撤去】							
FK-25	有圧換気扇	15cm		1	100	1	校倉棟 2階給湯室	
	【撤去】							
FK-31	有圧換気扇	25cm		1	100	2		
	【撤去】					(1)	校倉棟 3階西WMC	
						(1)	校倉棟 3階西WMC	
FK-32	有圧換気扇	25cm		1	100	1	校倉棟 3階東WMC	
	【撤去】							
FK-33	有圧換気扇	25cm		1	100	1	校倉棟 3階東WMC	
	【撤去】							
FK-34	有圧換気扇	25cm		1	100	1	校倉棟 3階家庭科室	
	【撤去】							

[illegible]

注記
1. 消費電力は既設値とする。

愛知県 高浜市役所

工事名	港小学校長寿命化改良工事
図面名称	空気調和設備 換気機器表（改修）

縮尺	図面番号
----	------

M-58

<改修後>換気機器表1

記 号	名 称	仕 様	電 源		台 数	設 置 場 所	備 考
			φ	V			
HEX-2-1-1	全熱交換器	天井型 1台			1	100	2
HEX-2-1-2	【新設】	200φ X 400 m3/h X 60 Pa X 232.0 W				(1)	校舎棟 2階職員室
		設計給気量 : 120 m3/h				(1)	校舎棟 2階職員室
		設計排気量 : 120 m3/h					
		全熱交換器 : 0.65					
		95℃, 防振吊金具, 1/4インチ					
EF-2-1	ストリートファン	消音型	1	100	1		校舎棟 2階男子職員更衣室
	【新設】	200φ X 500 m3/h X 150 Pa X 125.0 W					
		防振吊金具					
EF-2-2	小型片吸込ファン	屋内設置型(低騒音)	1	100	1		校舎棟 2階廊下
	【新設】	#1 1/4 X 500 m3/h X 150 Pa X 200.0 W					
		防振吊金具, 丸型ファン, 速度調節器(電気工事に支給)					
KEF-4-1	ストリートファン	厨房用	1	100	2		校舎棟 4階家庭科室
	【新設】	200φ X 1,100 m3/h X 200 Pa X 300.0 W					KOF-4-1と連動
		防振吊金具, 強弱スイッチ(電気工事に支給)					
KEF-4-2	ストリートファン	厨房用	1	100	1		校舎棟 4階理科室
	【新設】	200φ X 800 m3/h X 200 Pa X 300.0 W					KOF-4-2と連動
		防振吊金具, 強弱スイッチ(電気工事に支給)					
KOF-4-1	ストリートファン	消音型	1	100	2		校舎棟 4階家庭科室
	【新設】	200φ X 1,100 m3/h X 200 Pa X 247.0 W					KEF-4-1と連動
		防振吊金具, 強弱スイッチ(電気工事に支給)					
KOF-4-2	ストリートファン	消音型	1	100	1		校舎棟 4階理科室
	【新設】	200φ X 800 m3/h X 200 Pa X 247.0 W					KEF-4-2と連動
		防振吊金具, 強弱スイッチ(電気工事に支給)					
EF-A-1	ストリートファン	消音型	1	100	2		
	【新設】	200φ X 200 m3/h X 150 Pa X 87.5 W			(1)		便所倉庫棟 屋外男子便所
		防振吊金具			(1)		便所倉庫棟 屋外女子便所
EF-A-2	ストリートファン	消音型	1	100	2		
	【新設】	200φ X 350 m3/h X 150 Pa X 87.5 W			(1)		便所倉庫棟 屋内用男子便所
		防振吊金具			(1)		便所倉庫棟 屋内用女子便所
VF-1-1	天井扇	低騒音型 1台	1	100	1		校舎棟 1階相談室1
	【新設】	100φ X 100 m3/h X 50 Pa X 14.0 W					
		1/4インチ(電気工事に支給), 天吊金具					
VF-1-2	天井扇	低騒音型 1台	1	100	1		校舎棟 1階相談室2
	【新設】	100φ X 100 m3/h X 50 Pa X 14.0 W					
		1/4インチ(電気工事に支給), 天吊金具					
VF-1-3	天井扇	低騒音型 1台	1	100	1		校舎棟 1階多目的廊
	【新設】	100φ X 150 m3/h X 50 Pa X 23.0 W					
		天吊金具					
VF-1-4	天井扇	低騒音型 1台	1	100	1		校舎棟 1階保健室
	【新設】	100φ X 100 m3/h X 50 Pa X 23.0 W					(1/4インチ)
		1/4インチ(電気工事に支給), 天吊金具					
VF-1-5	天井扇	低騒音型 1台	1	100	1		校舎棟 1階配膳室
	【新設】	150φ X 200 m3/h X 50 Pa X 29.5 W					
		天吊金具					

記 号	名 称	仕 様	電 源		台 数	設 置 場 所	備 考
			φ	V			
VF-2-1	天井扇	低騒音型 1台	1	100	1		校舎棟 2階給湯室
	【新設】	150φ X 350 m3/h X 50 Pa X 64.0 W					
		天吊金具					
VF-2-2	天井扇	低騒音型 1台	1	100	1		校舎棟 2階配膳室
	【新設】	150φ X 200 m3/h X 50 Pa X 29.5 W					
		天吊金具					
VF-3-1	天井扇	低騒音型 1台	1	100	1		校舎棟 3階配膳室
	【新設】	150φ X 200 m3/h X 50 Pa X 29.5 W					
		天吊金具					
VF-4-1	天井扇	低騒音型 1台	1	100	1		校舎棟 4階配膳室
	【新設】	150φ X 200 m3/h X 50 Pa X 29.5 W					
		天吊金具					
VF-A-1	天井扇	低騒音型 1台	1	100	2		
	【新設】	150φ X 150 m3/h X 60 Pa X 29.5 W			(1)		便所倉庫棟 屋外多目的便所
		天吊金具			(1)		便所倉庫棟 屋内用多目的便所
EEF-1-1	有圧換気扇	格子型	1	100	1		校舎棟 1階西WIC
	【新設】	25cm X 350 m3/h X 30 Pa X 40.0 W					既設外壁開口部に設置
		強弱スイッチ(電気工事に支給), 電気式スイッチ, 取付枠, SUS製カバー(防鳥網)					
EEF-1-2	有圧換気扇	格子型	1	100	1		校舎棟 1階西WIC
	【新設】	25cm X 350 m3/h X 30 Pa X 40.0 W					既設外壁開口部に設置
		電気式スイッチ, 取付枠, SUS製カバー(防鳥網)					
EEF-1-3	有圧換気扇	格子型	1	100	1		校舎棟 1階東WIC
	【新設】	25cm X 350 m3/h X 30 Pa X 40.0 W					既設外壁開口部に設置
		強弱スイッチ(電気工事に支給), 電気式スイッチ, 取付枠, SUS製カバー(防鳥網)					
EEF-1-4	有圧換気扇	格子型	1	100	1		校舎棟 1階東WIC
	【新設】	25cm X 350 m3/h X 30 Pa X 40.0 W					既設外壁開口部に設置
		電気式スイッチ, 取付枠, SUS製カバー(防鳥網)					
EEF-1-5	有圧換気扇	格子型	1	100	1		校舎棟 1階保健室
	【新設】	20cm X 100 m3/h X 30 Pa X 20.0 W					新設75cm X 75cm(建築工事)に設置
		電気式スイッチ, 取付枠, SUS製カバー(防鳥網)					
EEF-2-1	有圧換気扇	格子型	1	100	1		校舎棟 2階西WIC
	【新設】	25cm X 350 m3/h X 30 Pa X 40.0 W					既設外壁開口部に設置
		電気式スイッチ, 取付枠, SUS製カバー(防鳥網)					
EEF-2-2	有圧換気扇	格子型	1	100	1		校舎棟 2階西WIC
	【新設】	25cm X 350 m3/h X 30 Pa X 40.0 W					既設外壁開口部に設置
		強弱スイッチ(電気工事に支給), 電気式スイッチ, 取付枠, SUS製カバー(防鳥網)					
EEF-2-3	有圧換気扇	格子型	1	100	1		校舎棟 2階東WIC
	【新設】	25cm X 350 m3/h X 30 Pa X 40.0 W					既設外壁開口部に設置
		強弱スイッチ(電気工事に支給), 電気式スイッチ, 取付枠, SUS製カバー(防鳥網)					
EEF-2-4	有圧換気扇	格子型	1	100	1		校舎棟 2階東WIC
	【新設】	25cm X 350 m3/h X 30 Pa X 40.0 W					既設外壁開口部に設置
		電気式スイッチ, 取付枠, SUS製カバー(防鳥網)					
EEF-2-5	有圧換気扇	格子型	1	100	1		校舎棟 2階印刷室1
	【新設】	25cm X 650 m3/h X 30 Pa X 40.0 W					既設外壁開口部に設置
		強弱スイッチ(電気工事に支給), 電気式スイッチ, 取付枠, SUS製カバー(防鳥網)					

注記

1. 全熱交換器の全熱交換効率は、JIS B 8628に規定された定格時エネルギー交換効率とする。
2. 換気ファンの電動機出力は、JIS C 9803に規定された消費電力による。
3. 特記無き換気機器のスイッチ本体及び配管配線工事は電気工事とする。
4. 全熱交換器のポンプ本体及び配管配線工事は電気工事とする。
5. 換気機器の運転運転は電気工事とする。

	愛知県 高浜市役所			縮 尺	図面番号
		工事名	港小学校校長寿命化改良工事		M-59
		図面名称	空気調和設備 換気機器表 1 (改修後)	A1 : N.S	

＜改修後＞換氣機器表2

記 号	名 称	仕	様	電 源 V	台 数	設 置 場 所	備 考
EEF-3-1	有圧換気扇 【新設】	格子タイプ 25cm X 350 m3/h X 30 Pa X 40.0 W 電気式シャッター、取付枠、SUS製φ2φ-3hV-(防鳥網)		1	100	1 校舎棟 3階西WIC	既設外壁開口部に設置
EEF-3-2	有圧換気扇 【新設】	格子タイプ 25cm X 350 m3/h X 30 Pa X 40.0 W 強弱スイッチ(電気工事に支給)、電気式シャッター、取付枠、SUS製φ2φ-3hV-(防鳥網)	【24時間換気】	1	100	1 校舎棟 3階西WIC	既設外壁開口部に設置
EEF-3-3	有圧換気扇 【新設】	格子タイプ 25cm X 350 m3/h X 30 Pa X 40.0 W 強弱スイッチ(電気工事に支給)、電気式シャッター、取付枠、SUS製φ2φ-3hV-(防鳥網)	【24時間換気】	1	100	1 校舎棟 3階東WIC	既設外壁開口部に設置
EEF-3-4	有圧換気扇 【新設】	格子タイプ 25cm X 350 m3/h X 30 Pa X 40.0 W 電気式シャッター、取付枠、SUS製φ2φ-3hV-(防鳥網)		1	100	1 校舎棟 3階東WIC	既設外壁開口部に設置
EEF-4-1	有圧換気扇 【新設】	格子タイプ 25cm X 350 m3/h X 30 Pa X 40.0 W 電気式シャッター、取付枠、SUS製φ2φ-3hV-(防鳥網)		1	100	1 校舎棟 4階西WIC	既設外壁開口部に設置
EEF-4-2	有圧換気扇 【新設】	格子タイプ 25cm X 350 m3/h X 30 Pa X 40.0 W 強弱スイッチ(電気工事に支給)、電気式シャッター、取付枠、SUS製φ2φ-3hV-(防鳥網)	【24時間換気】	1	100	1 校舎棟 4階西WIC	既設外壁開口部に設置
EEF-4-3	有圧換気扇 【新設】	格子タイプ 25cm X 350 m3/h X 30 Pa X 40.0 W 強弱スイッチ(電気工事に支給)、電気式シャッター、取付枠、SUS製φ2φ-3hV-(防鳥網)	【24時間換気】	1	100	1 校舎棟 4階東WIC	既設外壁開口部に設置
EEF-4-4	有圧換気扇 【新設】	格子タイプ 25cm X 350 m3/h X 30 Pa X 40.0 W 電気式シャッター、取付枠、SUS製φ2φ-3hV-(防鳥網)		1	100	1 校舎棟 4階東WIC	既設外壁開口部に設置
EEF-4-5	有圧換気扇 【新設】	格子タイプ 20cm X 200 m3/h X 30 Pa X 20.0 W 電気式シャッター、取付枠、SUS製φ2φ-3hV-(防鳥網)		1	100	1 校舎棟 4階家庭科準備室	新設78hV 2φ(建築工事)に設置
EEF-4-6	有圧換気扇 【新設】	格子タイプ 20cm X 200 m3/h X 30 Pa X 20.0 W 電気式シャッター、取付枠、SUS製φ2φ-3hV-(防鳥網)		1	100	1 校舎棟 4階図工準備室	新設78hV 2φ(建築工事)に設置
EEF-4-7	有圧換気扇 【新設】	格子タイプ 25cm X 400 m3/h X 30 Pa X 40.0 W 電気式シャッター、取付枠、SUS製φ2φ-3hV-(防鳥網)		1	100	2 校舎棟 4階図工室	新設78hV 2φ(建築工事)に設置
EEF-4-8	有圧換気扇 【新設】	格子タイプ 20cm X 200 m3/h X 30 Pa X 20.0 W 電気式シャッター、取付枠、SUS製φ2φ-3hV-(防鳥網)		1	100	1 校舎棟 4階理科準備室	新設78hV 2φ(建築工事)に設置
EEF-4-9	有圧換気扇 【新設】	格子タイプ 20cm X 200 m3/h X 30 Pa X 20.0 W 電気式シャッター、取付枠、SUS製φ2φ-3hV-(防鳥網)		1	100	1 校舎棟 4階会議室2	新設78hV 2φ(建築工事)に設置
EEF-A-1	有圧換気扇 【新設】	低騒音型 25cm X 600 m3/h X 30 Pa X 50.0 W 電気式シャッター、φ170φ-3φ、取付枠、SUS製φ2φ-3hV-(防鳥網)		1	100	1 便所倉庫棟 倉庫	
EEF-B-1	有圧換気扇 【新設】	低騒音型 20cm X 350 m3/h X 30 Pa X 28.0 W 電気式シャッター、φ170φ-3φ、取付枠、SUS製φ2φ-3hV-(防鳥網)		1	100	2 屋内運動場北倉庫 倉庫2 (1) 屋内運動場北倉庫 倉庫3	既設外壁開口部に設置

記 号	名 称	仕	棟	電 源		合 数	設 置 場 所	備 考
				φ	V			
0A-1	自然給気ユニット	壁付 シゃッター・フイルター付	【24時間換気】	-	-	33		
	【新設】	接続口径 : 150φ				(1)	校舎棟 1階OR (2年) (東)	
						(1)	校舎棟 1階OR (2年) (西)	
						(1)	校舎棟 1階OR (1年) (東)	
						(1)	校舎棟 1階OR (1年) (西)	
						(1)	校舎棟 1階OR (あおみ3)	
						(1)	校舎棟 1階OR (あおみ4)	
						(1)	校舎棟 2階女子職員更衣室	
						(1)	校舎棟 2階校長室	
						(1)	校舎棟 2階会議室1	
						(2)	校舎棟 2階図書室	
						(1)	校舎棟 2階OR (3年) (東)	
						(1)	校舎棟 2階OR (3年) (西)	
						(1)	校舎棟 2階教材室	
						(1)	校舎棟 2階男子職員更衣室	
						(1)	校舎棟 3階OR	
						(1)	校舎棟 3階OR (展示室)	
						(1)	校舎棟 3階OR (4年) (東)	
						(1)	校舎棟 3階OR (4年) (西)	
						(1)	校舎棟 3階OR (5年) (東)	
						(1)	校舎棟 3階OR (5年) (西)	
						(1)	校舎棟 3階OR (6年) (東)	
						(1)	校舎棟 3階OR (6年) (西)	
						(1)	校舎棟 3階日本語教室	
						(1)	校舎棟 4階家庭科室	
						(1)	校舎棟 4階家庭科準備室	
						(1)	校舎棟 4階図工準備室	
						(1)	校舎棟 4階図工室	
						(1)	校舎棟 4階理科準備室	
						(1)	校舎棟 4階理科室	
						(1)	校舎棟 4階音楽準備室	
						(1)	校舎棟 4階会議室2	
						(1)	校舎棟 4階音楽室	

注記

2. 換気ファンの電動機出力は、JIS C 9603に規定された消費電力による。
3. 全熱交換器のリモコン本体及び配管配線工事は電気工事とする。
2. 特記無き換気機器のスイッチ本体及び配管配線工事は電気工事とする。
4. 換気機器の運動運転は電気工事とする。

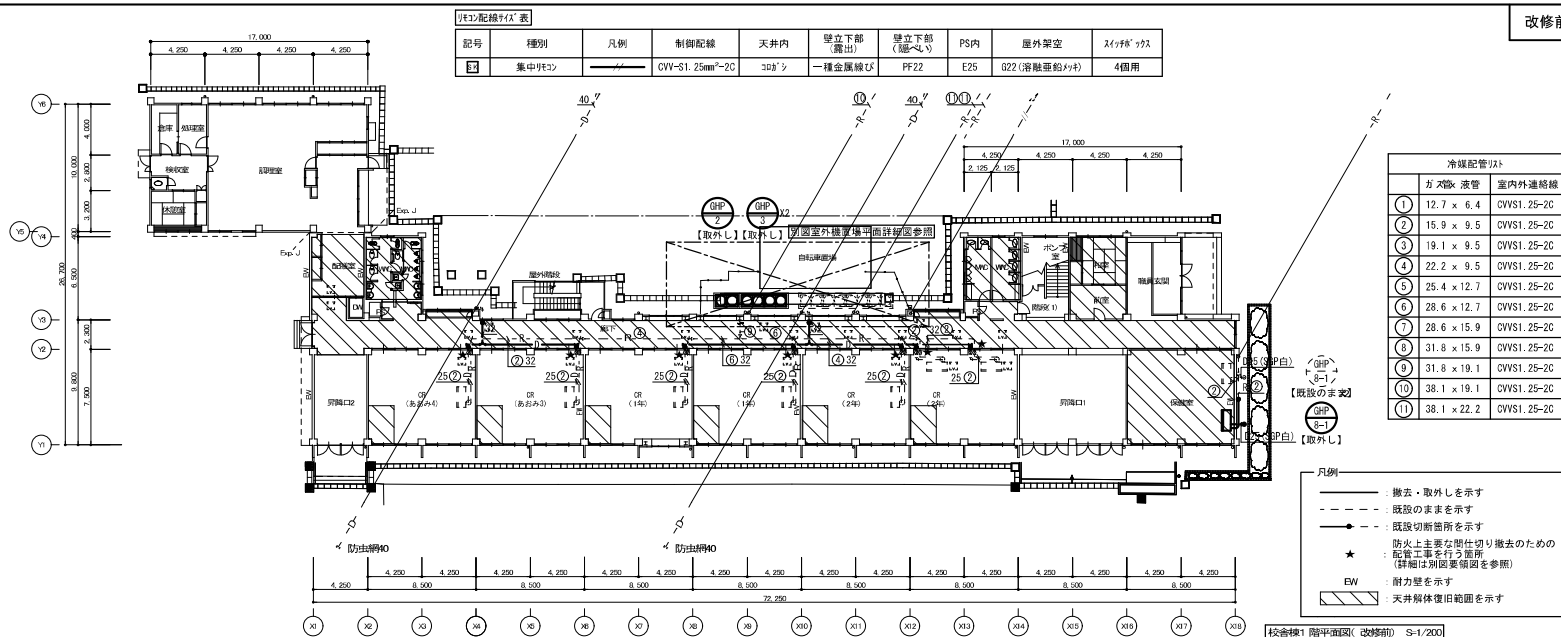
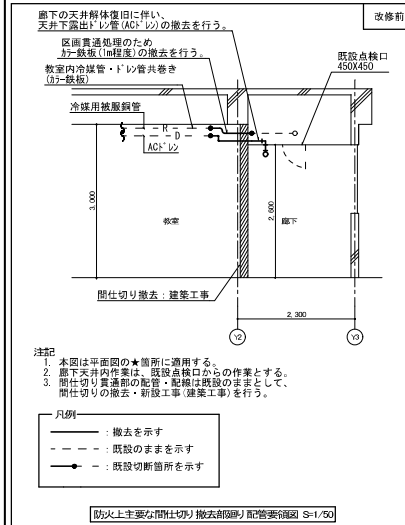
愛知県 高浜市役所			縮 尺	図面番号
	工事名	港小学校長寿命化改良工事		M-60
	図面名称	空気調和設備 換気機器表 2 (改修後)	A1 : N.S	

換気設備風量計算表【24時間換気】										決定換気量を確保すること。												
階数	室名	床面積 ㎡	平均 天井高 m	室容積 m3	換気回数 回	必要 換気量 m3/h	決定 換気量 m3/h	排気				給気				換気回数 回	判定					
								記号	風量 m3/h	台数	採用風量計 m3/h	記号	風量m3/h	台数	風量計 m3/h							
2	職員室	124.95	2.95	368.6	0.3	111	120	HEX-2-1	400	120	1	120	HEX-2-1-1	120	1	120	0.30	OK				
2	印刷室1	29.19	2.60	75.9	0.3	23	30	EEF-2-5	650	250	1	650	自然給気	650	1	650	8.60	OK				
2	印刷室2	23.88	2.60	62.1	0.3	19	20	居室と一体であるとみなされる屋内空間														
2	湯沸室	3.75	2.60	9.8	0.3	3	10	居室と一体であるとみなされる屋内空間														
	合計			147.7		45	60					650				650	4.40	OK				
1	西WIC	12.40	2.65	32.9	0.3	10	10															
1	西WIC	9.90	2.65	26.2	0.3	8	10	EEF-1-2	350	250	1	250										
1	保健室	63.75	3.00	191.3	0.3	58	60	居室と一体であるとみなされる屋内空間														
1	保健室(シャワーコート)	4.80	3.00	14.4	0.3	5	10	VF-1-4	100	40	1	40										
1	東WIC	10.60	2.65	28.1	0.3	9	10	EEF-1-3	350	250	1	250										
1	東WIC	10.10	2.65	26.8	0.3	9	10	居室と一体であるとみなされる屋内空間														
1	相談室1	9.58	2.55	24.4	0.3	8	10	VF-1-1	100	40	1	30										
1	相談室2	5.79	2.80	16.2	0.3	5	10	VF-1-2	100	40	1	30										
1	CR(2年)(東)	63.75	3.00	191.3	0.3	58	60						OA-1	100	1	100						
1	CR(2年)(西)	63.75	3.00	191.3	0.3	58	60						OA-1	100	1	100						
1	CR(1年)(東)	63.75	3.00	191.3	0.3	58	60						OA-1	100	1	100						
1	CR(1年)(西)	63.75	3.00	191.3	0.3	58	60						OA-1	100	1	100						
1	CR(あおみ3)	63.75	3.00	191.3	0.3	58	60						OA-1	100	1	100						
1	CR(あおみ4)	63.75	3.00	191.3	0.3	58	60						OA-1	100	1	100						
1	廊下(昇降口1・昇降口2・職員玄関・前室)	66.79	2.60	173.7	0.3	53	60															
1	階段(1)	23.79	3.60	85.6	0.3	26	30	居室と一体であるとみなされる屋内空間														
1	階段(2)	42.14	3.60	151.7	0.3	46	50	居室と一体であるとみなされる屋内空間														
2	西WIC	12.40	2.65	32.9	0.3	10	10	居室と一体であるとみなされる屋内空間														
2	西WIC	9.90	2.65	26.2	0.3	8	10	EEF-2-2	350	250	1	250										
2	チラー室	15.94	3.00	47.8	0.3	15	20	居室と一体であるとみなされる屋内空間														
2	男子職員更衣室	15.94	3.00	47.8	0.3	15	20						OA-1	100		100						
2	放送室	8.69	2.60	22.6	0.3	7	10	居室と一体であるとみなされる屋内空間														
2	女子職員更衣室	20.19	3.00	60.6	0.3	19	20						OA-1	100	1	100						
2	東WIC	10.60	2.65	28.1	0.3	9	10	EEF-2-3	350	250	1	250										
2	東WIC	10.10	2.65	26.8	0.3	9	10	居室と一体であるとみなされる屋内空間														
2	校長室	31.88	3.00	95.6	0.3	29	30						OA-1	100	1	100						
2	会議室1	31.22	3.00	93.7	0.3	29	30						OA-1	100	1	100						
2	前室(放送室)	3.66	2.60	9.5	0.3	3	10	居室と一体であるとみなされる屋内空間														
2	図書館	127.50	3.00	382.5	0.3	115	120						OA-1	100	2	200						
2	CR(3年)(東)	63.75	3.00	191.3	0.3	58	60						OA-1	100	1	100						
2	CR(3年)(西)	63.75	3.00	191.3	0.3	58	60						OA-1	100	1	100						
2	教材室	63.75	3.00	191.3	0.3	58	60						OA-1	100	1	100						
2	廊下	54.20	2.60	140.9	0.3	43	50															
2	階段(1)	23.79	3.60	85.6	0.3	26	30	居室と一体であるとみなされる屋内空間														
2	階段(2)	42.14	3.60	151.7	0.3	46	50	居室と一体であるとみなされる屋内空間														
3	西WIC	12.40	2.65	32.9	0.3	10	10	居室と一体であるとみなされる屋内空間														
3	西WIC	9.90	2.65	26.2	0.3	8	10	EEF-3-2	350	250	1	250										
3	東WIC	10.60	2.65	28.1	0.3	9	10	EEF-3-3	350	250	1	250										
3	東WIC	10.10	2.65	26.8	0.3	9	10	居室と一体であるとみなされる屋内空間														
3	CR	63.75	3.00	191.3	0.3	58	60										OA-1	100	1	100		
3	CR(展示室)	63.75	3.00	191.3	0.3	58	60										OA-1	100	1	100		
3	CR(4年)(東)	63.75	3.00	191.3	0.3	58	60										OA-1	100	1	100		
3	CR(4年)(西)	63.75	3.00	191.3	0.3	58	60										OA-1	100	1	100		
3	CR(5年)(東)	63.75	3.00	191.3	0.3	58	60										OA-1	100	1	100		
3	CR(5年)(西)	63.75	3.00	191.3	0.3	58	60										OA-1	100	1	100		
3	CR(6年)(東)	63.75	3.00	191.3	0.3	58	60										OA-1	100	1	100		
3	CR(6年)(西)	63.75	3.00	191.3	0.3	58	60										OA-1	100	1	100		
3	日本語教室	31.88	3.00	95.6	0.3	29	30										OA-1	100	1	100		
3	廊下	54.20	2.60	140.9	0.3	43	50	居室と一体であるとみなされる屋内空間														
3	階段(1)	23.79	3.60	85.6	0.3	26	30	居室と一体であるとみなされる屋内空間														
3	階段(2)	42.14	3.60	151.7	0.3	46	50	居室と一体であるとみなされる屋内空間														
4	西WIC	12.40	2.65	32.9	0.3	10	10	居室と一体であるとみなされる屋内空間														
4	西WIC	9.90	2.65	26.2	0.3	8	10	EEF-4-2	350	250	1	250										
4	家庭科室	95.63	3.15	301.2	0.3	91	100											OA-1	100	1	100	
4	家庭科準備室	31.88	2.65	84.5	0.3	26	30											OA-1	100	1	100	
4	図工準備室	31.88	3.00	95.6	0.3	29	30											OA-1	100	1	100	
4	図工室	95.63	3.00	286.9	0.3	87	90											OA-1	100	1	100	
4	理科準備室	31.88	3.00	95.6	0.3	29	30											OA-1	100	1	100	
4	理科室	95.63	3.00	286.9	0.3	87	90											OA-1	100	1	100	
4	音楽準備室	31.88	3.00	95.6	0.3	29	30											OA-1	100	1	100	
4	東WIC	10.60	2.65	28.1	0.3	9	10	EEF-4-3	350	250	1	250										
4	東WIC	10.10	2.65	26.8	0.3	9	10	居室と一体であるとみなされる屋内空間														
4	会議室2	31.88	2.60	82.9	0.3	25	30											OA-1	100	1	100	
4	音楽室	124.95	3.20	399.8	0.3	120	120											OA-1	100	1	100	
4	廊下	54.20	2.60	140.9	0.3	43	50	居室と一体であるとみなされる屋内空間														
4	階段(1)(廊上まで)	23.79	7.30	173.7	0.3	53	60	居室と一体であるとみなされる屋内空間														
4	階段(2)(廊上まで)	42.14	7.30	307.6	0.3	93	100	居室と一体であるとみなされる屋内空間														
1	配膳下膳室	20.87	2.60	54.3	0.3	17	20	EF-K-4	300	200	1	200								3.7	OK	
2	配膳下膳室	31.08	2.60	80.8	0.3	25	30	EF-K-6	450	300	1	300								3.8	OK	
3	配膳下膳室	31.08	2.60	80.8	0.3	25	30	EF-K-6	450	300	1	300								3.8	OK	
4	配膳下膳室	31.08	2.60	80.8	0.3	25	30	EF-K-6	450	300	1	300								3.8	OK	
	合計			8624.7		2,626	2,830										3,200			3,300	0.40	OK

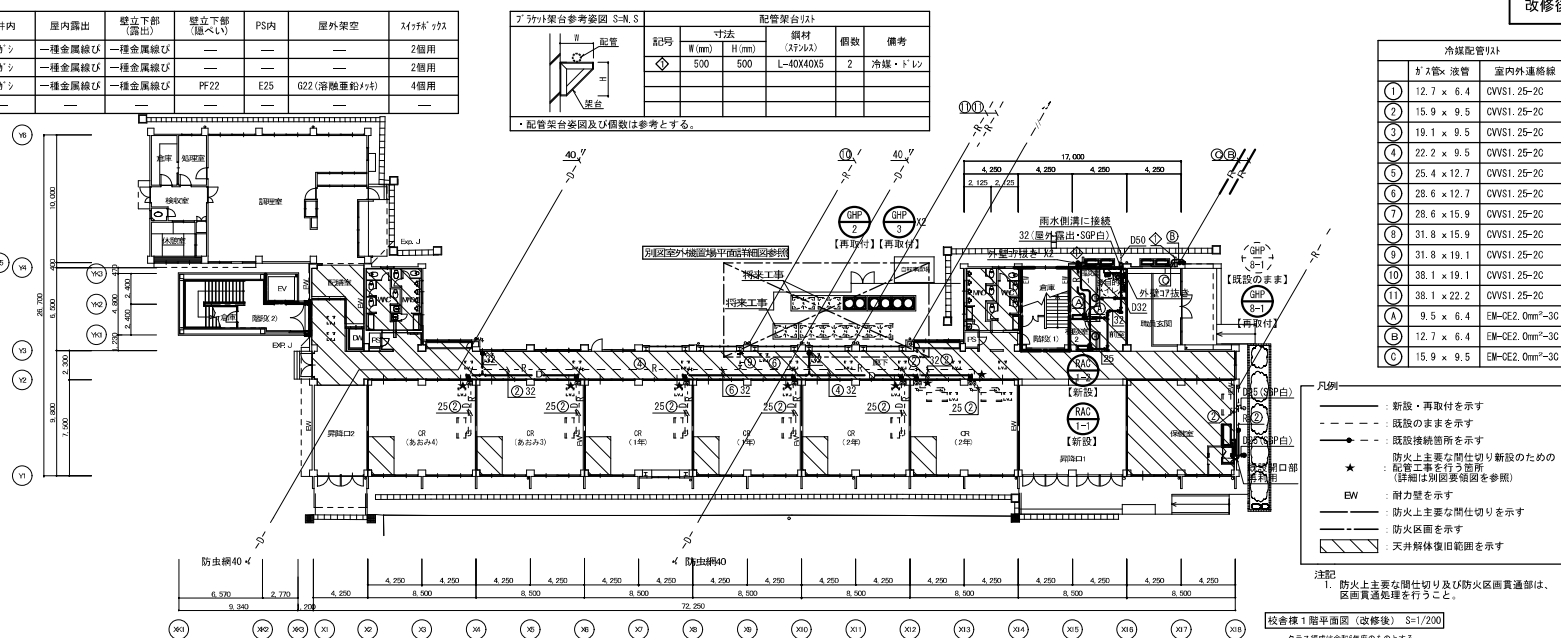
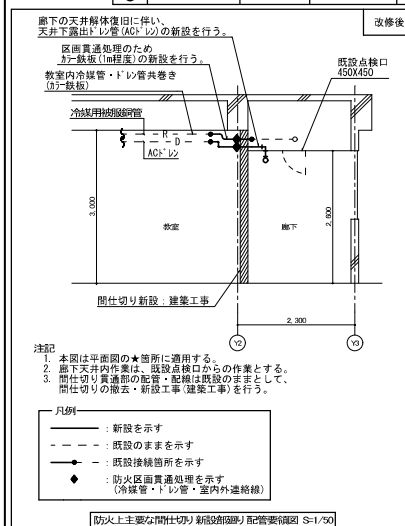
校舎棟主事と設置

給食棟主事と設置

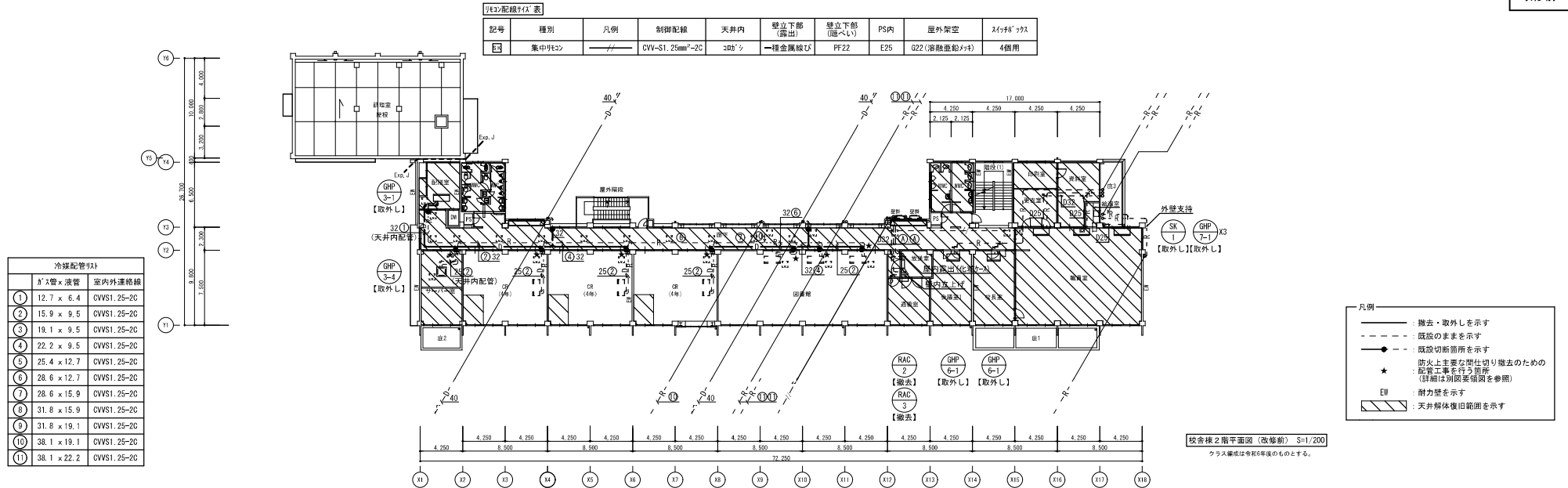
改修前



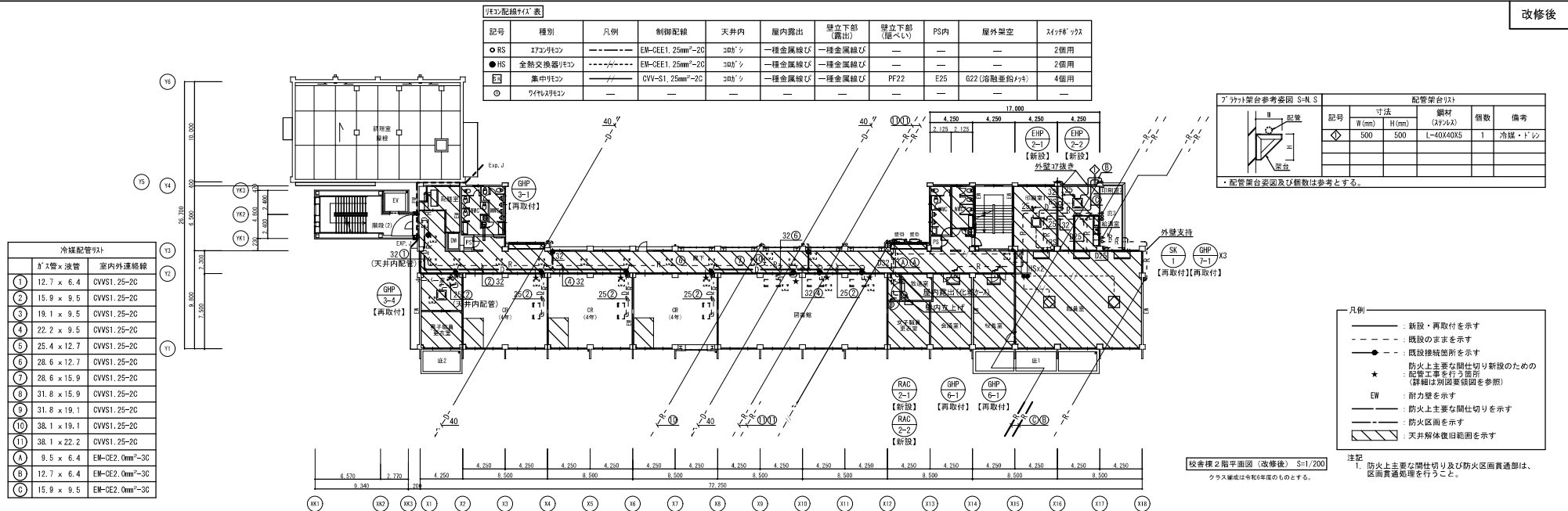
改修後



改修前



改修後



愛知県 高浜市役所

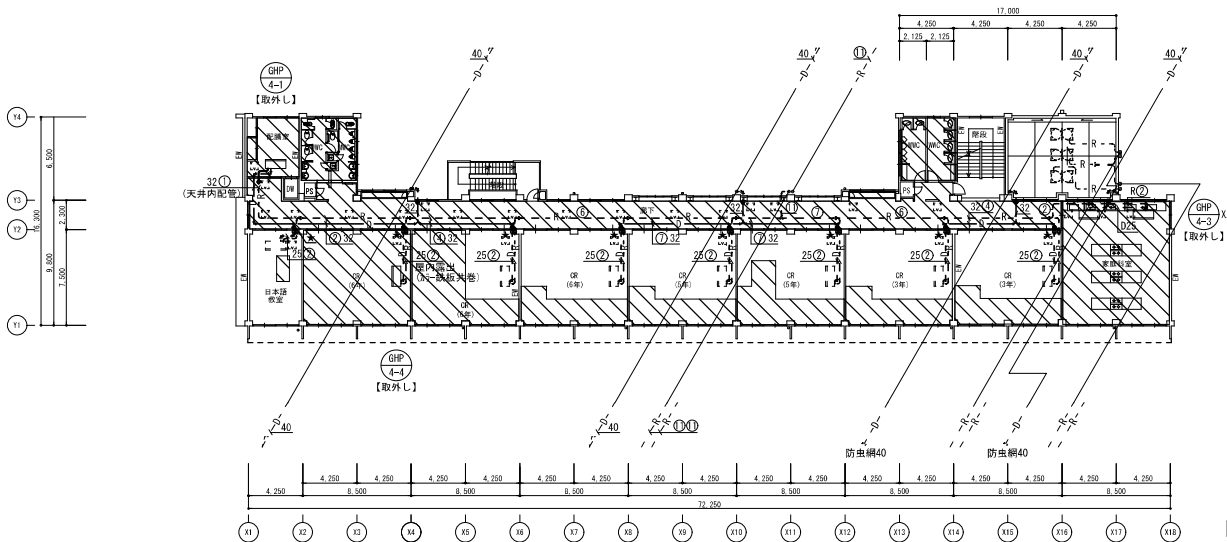
工事名 港小学校長寿命化改良工事

図面名称 空調設備 校舎棟 2階配管平面図(改修前・後)

縮尺 図面番号

M-63

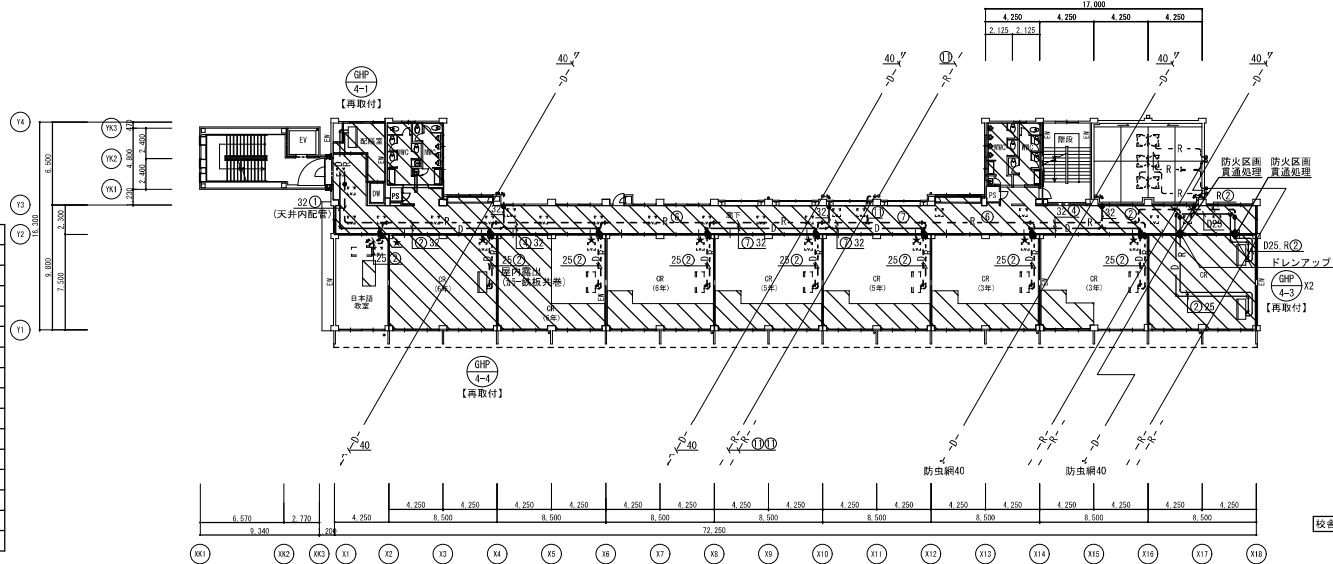
冷暖配管リスト		
	ダクト管×液管	室内外連絡線
①	12.7 x 6.4	CVVS1.25-20
②	15.9 x 9.5	CVVS1.25-20
③	19.1 x 9.5	CVVS1.25-20
④	22.2 x 9.5	CVVS1.25-20
⑤	25.4 x 12.7	CVVS1.25-20
⑥	28.6 x 12.7	CVVS1.25-20
⑦	28.6 x 15.9	CVVS1.25-20
⑧	31.8 x 15.9	CVVS1.25-20
⑨	31.8 x 19.1	CVVS1.25-20
⑩	38.1 x 19.1	CVVS1.25-20
⑪	38.1 x 22.2	CVVS1.25-20



- 凡例
- : 撤去・取外しを示す
 - - - : 既設のままを示す
 - : 既設切断箇所を示す
 - ★ : 防火上主要な間仕切り撤去のための配管工事を行う箇所 (詳細は別図要領図を参照)
 - EW : 耐力壁を示す
 - 斜線 : 天井解体復旧範囲を示す

校舎棟3階平面図(改修前) S=1/200
クラス線図は令和年度のものとする。

冷暖配管リスト		
	ダクト管×液管	室内外連絡線
①	12.7 x 6.4	CVVS1.25-20
②	15.9 x 9.5	CVVS1.25-20
③	19.1 x 9.5	CVVS1.25-20
④	22.2 x 9.5	CVVS1.25-20
⑤	25.4 x 12.7	CVVS1.25-20
⑥	28.6 x 12.7	CVVS1.25-20
⑦	28.6 x 15.9	CVVS1.25-20
⑧	31.8 x 15.9	CVVS1.25-20
⑨	31.8 x 19.1	CVVS1.25-20
⑩	38.1 x 19.1	CVVS1.25-20
⑪	38.1 x 22.2	CVVS1.25-20
⑫	9.5 x 6.4	EM-OE2.0mm ³ -30
⑬	12.7 x 6.4	EM-OE2.0mm ³ -30
⑭	15.9 x 9.5	EM-OE2.0mm ³ -30



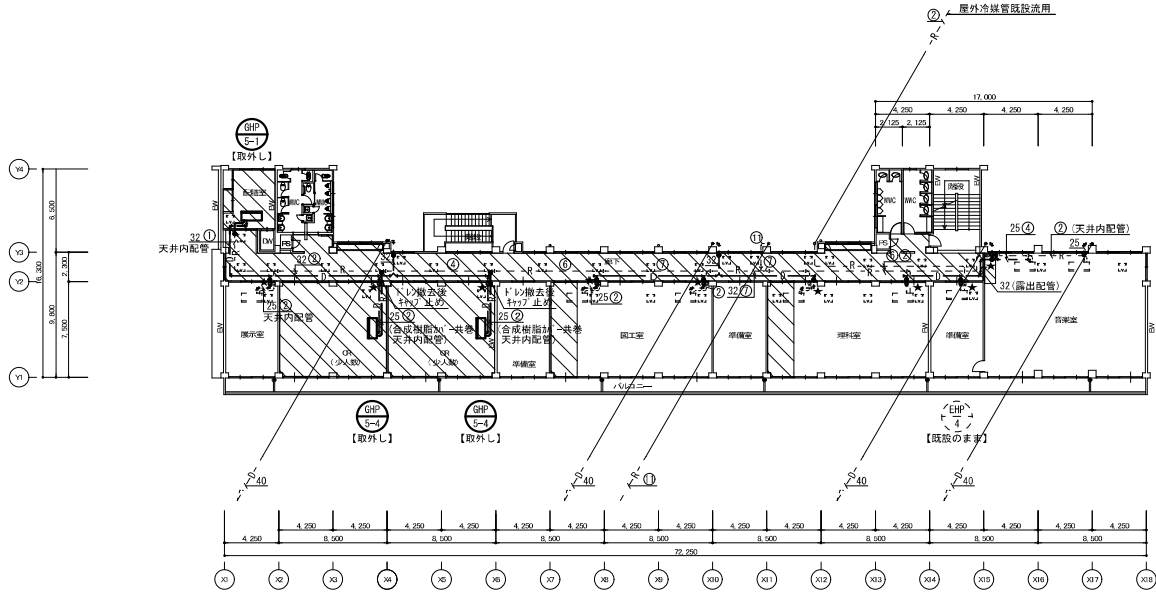
- 凡例
- : 新設・再取付を示す
 - - - : 既設のままを示す
 - : 既設接続箇所を示す
 - ★ : 防火上主要な間仕切り新設のための配管工事を行う箇所 (詳細は別図要領図を参照)
 - ◆ : 防火区画貫通処理を示す
 - EW : 耐力壁を示す
 - : 防火上主要な間仕切りを示す
 - - - : 防火区画を示す
 - 斜線 : 天井解体復旧範囲を示す

注記
1. 防火上主要な間仕切り及び防火区画貫通部は、区画貫通処理を行うこと。

校舎棟3階平面図(改修後) S=1/200
クラス線図は令和年度のものとする。

改修前

冷暖配管リスト		
	ガ管×液管	室内外連絡線
①	12.7 × 6.4	CWVS1.25-2C
②	15.9 × 9.5	CWVS1.25-2C
③	19.1 × 9.5	CWVS1.25-2C
④	22.2 × 9.5	CWVS1.25-2C
⑤	25.4 × 12.7	CWVS1.25-2C
⑥	28.6 × 12.7	CWVS1.25-2C
⑦	28.6 × 15.9	CWVS1.25-2C
⑧	31.8 × 15.9	CWVS1.25-2C
⑨	31.8 × 19.1	CWVS1.25-2C
⑩	38.1 × 19.1	CWVS1.25-2C
⑪	38.1 × 22.2	CWVS1.25-2C

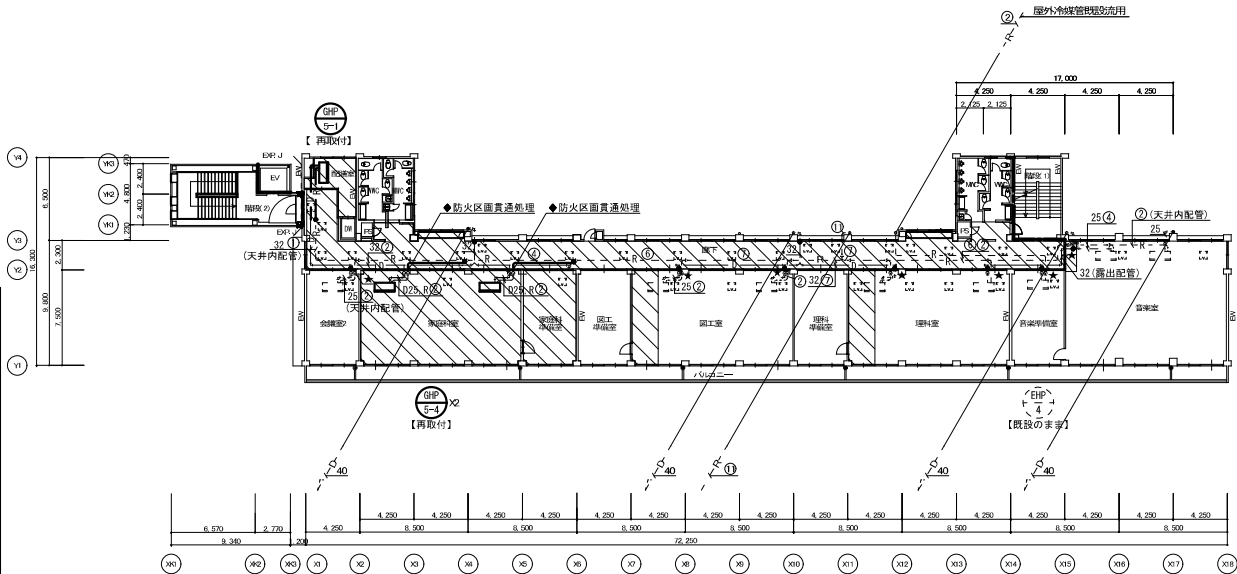


- 凡例
- : 撤去・取外しを示す
 - - - : 既設のままを示す
 - : 既設切断箇所を示す
 - ★ : 防火上主要な間仕切り撤去のための配管工事を行う箇所 (詳細は別図要領図を参照)
 - EW : 耐力壁を示す
 - : 天井解体復旧範囲を示す

校舎棟4階平面図(改修前) S=1/200
クラス編號は令和3年度のものとする。

改修後

冷暖配管リスト		
	ガ管×液管	室内外連絡線
①	12.7 × 6.4	CWVS1.25-2C
②	15.9 × 9.5	CWVS1.25-2C
③	19.1 × 9.5	CWVS1.25-2C
④	22.2 × 9.5	CWVS1.25-2C
⑤	25.4 × 12.7	CWVS1.25-2C
⑥	28.6 × 12.7	CWVS1.25-2C
⑦	28.6 × 15.9	CWVS1.25-2C
⑧	31.8 × 15.9	CWVS1.25-2C
⑨	31.8 × 19.1	CWVS1.25-2C
⑩	38.1 × 19.1	CWVS1.25-2C
⑪	38.1 × 22.2	CWVS1.25-2C
A	9.5 × 6.4	EW-CE2.0mm ² -3C
B	12.7 × 6.4	EW-CE2.0mm ² -3C
C	15.9 × 9.5	EW-CE2.0mm ² -3C



- 凡例
- : 新設・再取付を示す
 - - - : 既設のままを示す
 - : 既設接続箇所を示す
 - ★ : 防火上主要な間仕切り新設のための配管工事を行う箇所 (詳細は別図要領図を参照)
 - ◆ : 防火区画貫通処理を示す
 - EW : 耐力壁を示す
 - : 防火上主要な間仕切りを示す
 - - - : 防火区画を示す
 - : 天井解体復旧範囲を示す

校舎棟4階平面図(改修後) S=1/200
クラス編號は令和3年度のものとする。

注記
防火上主要な間仕切り及び防火区画貫通部は、区画貫通処理を行うこと。

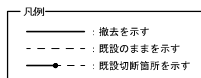
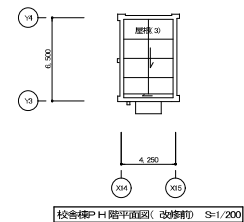
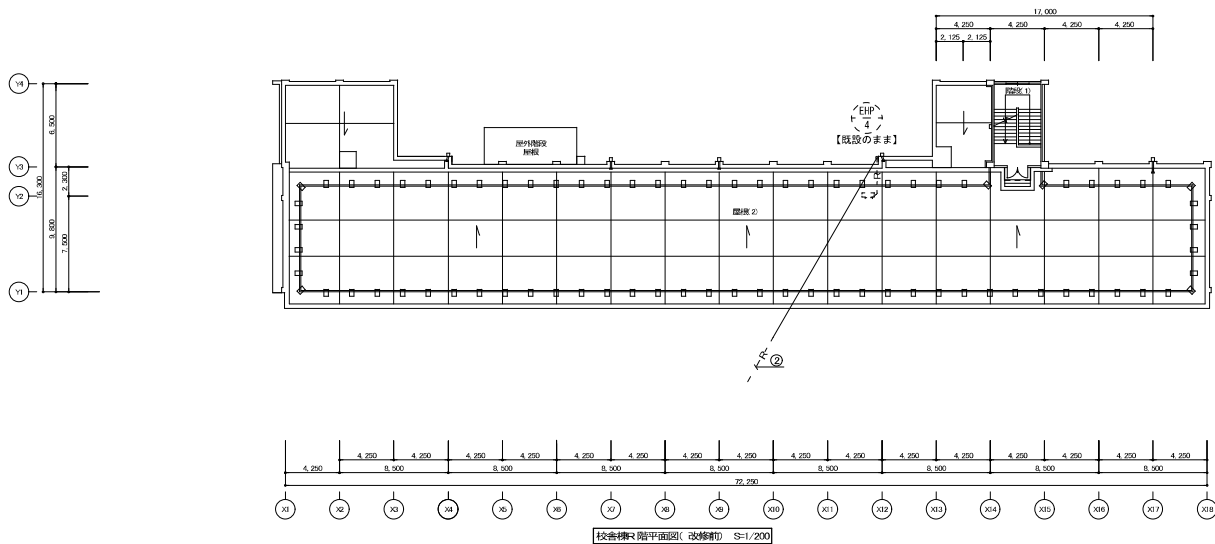
愛知県 高浜市役所

工事名 港小学校長寿命化改良工事
図面名称 空調調設備 校舎棟 4階配管平面図(改修前・後)

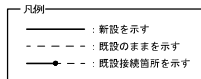
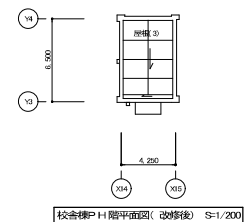
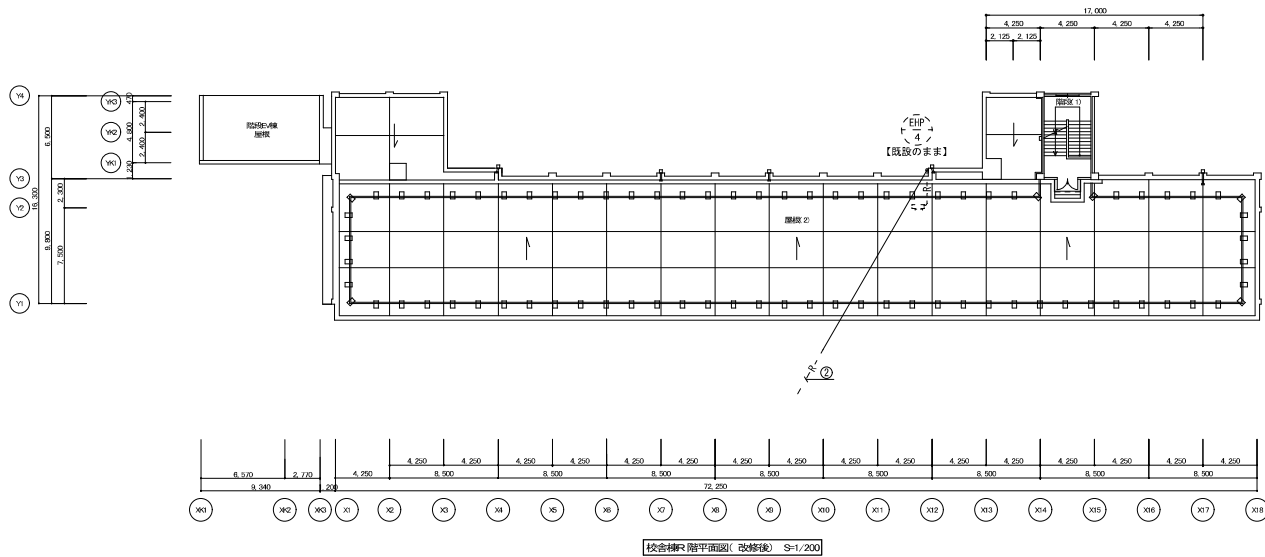
縮尺 図面番号

M-65

冷暖配管リスト		
ガス管 x 液管	室内外連絡線	
① 12.7 x 6.4	CWVS1.25-20	
② 15.9 x 9.5	CWVS1.25-20	
③ 19.1 x 9.5	CWVS1.25-20	
④ 22.2 x 9.5	CWVS1.25-20	
⑤ 25.4 x 12.7	CWVS1.25-20	
⑥ 28.6 x 12.7	CWVS1.25-20	
⑦ 28.6 x 15.9	CWVS1.25-20	
⑧ 31.8 x 15.9	CWVS1.25-20	
⑨ 31.8 x 19.1	CWVS1.25-20	
⑩ 38.1 x 19.1	CWVS1.25-20	
⑪ 38.1 x 22.2	CWVS1.25-20	



冷暖配管リスト		
ガス管 x 液管	室内外連絡線	
① 12.7 x 6.4	CWVS1.25-20	
② 15.9 x 9.5	CWVS1.25-20	
③ 19.1 x 9.5	CWVS1.25-20	
④ 22.2 x 9.5	CWVS1.25-20	
⑤ 25.4 x 12.7	CWVS1.25-20	
⑥ 28.6 x 12.7	CWVS1.25-20	
⑦ 28.6 x 15.9	CWVS1.25-20	
⑧ 31.8 x 15.9	CWVS1.25-20	
⑨ 31.8 x 19.1	CWVS1.25-20	
⑩ 38.1 x 19.1	CWVS1.25-20	
⑪ 38.1 x 22.2	CWVS1.25-20	
A 9.5 x 6.4	EM-DE2.0mm ² -3C	
B 12.7 x 6.4	EM-DE2.0mm ² -3C	
C 15.9 x 9.5	EM-DE2.0mm ² -3C	



注記
1. 防火上主要な間仕切り及び防火区画貫通部は、気密貫通処理を行うこと。

愛知県 高浜市役所

工事名

港小学校長寿命化改良工事

縮尺

図面番号

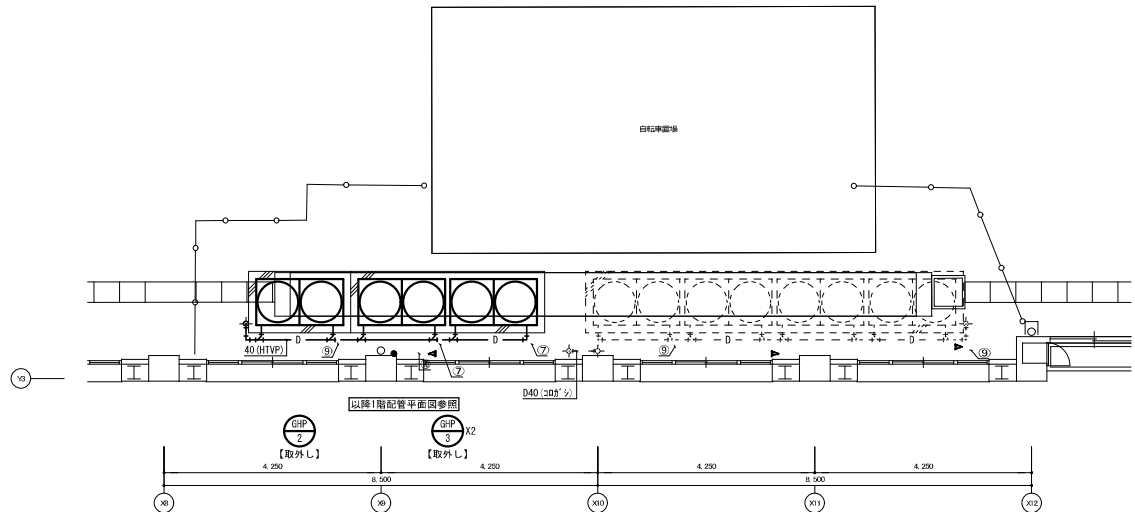
図面名称

空調設備 校舎棟 PH階・PH階配管平面図(改修前・後)

A1: 1/200

M-66

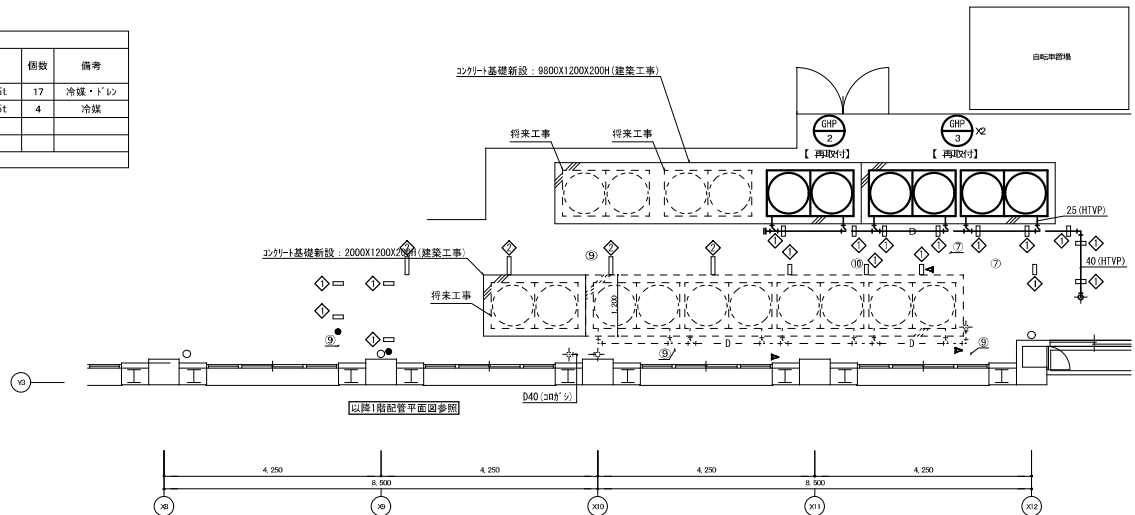
冷暖配管リスト		
	ダクト管×液管	室内外連絡線
①	12.7 x 6.4	CVVS1.25-2C
②	15.9 x 9.5	CVVS1.25-2C
③	19.1 x 9.5	CVVS1.25-2C
④	22.2 x 9.5	CVVS1.25-2C
⑤	25.4 x 12.7	CVVS1.25-2C
⑥	28.6 x 12.7	CVVS1.25-2C
⑦	28.6 x 15.9	CVVS1.25-2C
⑧	31.8 x 15.9	CVVS1.25-2C
⑨	31.8 x 19.1	CVVS1.25-2C
⑩	38.1 x 19.1	CVVS1.25-2C
⑪	38.1 x 22.2	CVVS1.25-2C



凡例
— : 撤去を示す
- - - : 既設のままを示す
- ● - : 既設切断箇所を示す

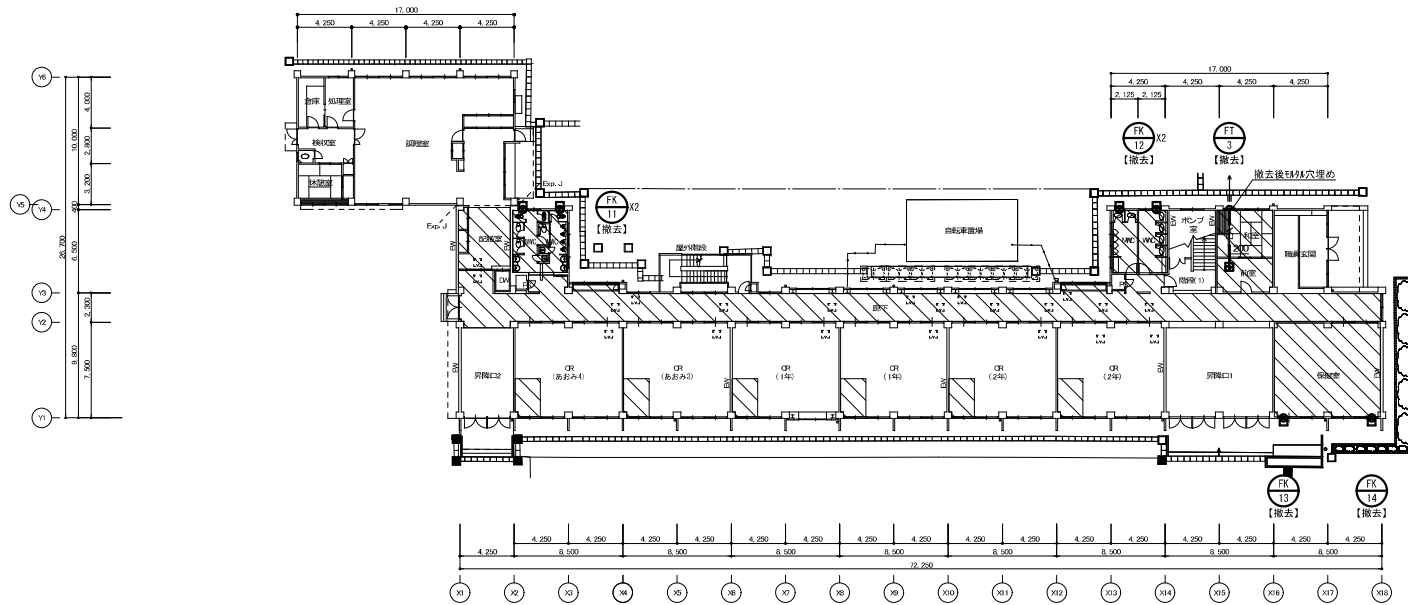
門型架台参考図 S-N・S		配管架台リスト					
	配管	記号	寸法		鋼材 (SPLS)	個数	備考
			W (mm)	H (mm)			
		◇	300	300	1-40X40XSt	17	冷媒・ドレン
		◇	500	500	1-40X40XSt	4	冷媒
		既製品 シンガポール					
		防塵カバー					
・配管架台架図及び個数は参考とする。							

冷暖配管リスト		
	ダクト管×液管	室内外連絡線
①	12.7 x 6.4	CVVS1.25-2C
②	15.9 x 9.5	CVVS1.25-2C
③	19.1 x 9.5	CVVS1.25-2C
④	22.2 x 9.5	CVVS1.25-2C
⑤	25.4 x 12.7	CVVS1.25-2C
⑥	28.6 x 12.7	CVVS1.25-2C
⑦	28.6 x 15.9	CVVS1.25-2C
⑧	31.8 x 15.9	CVVS1.25-2C
⑨	31.8 x 19.1	CVVS1.25-2C
⑩	38.1 x 19.1	CVVS1.25-2C
⑪	38.1 x 22.2	CVVS1.25-2C
A	9.5 x 6.4	EM-CE2.0mm ² -3C
B	12.7 x 6.4	EM-CE2.0mm ² -3C
C	15.9 x 9.5	EM-CE2.0mm ² -3C



凡例
— : 新設を示す
- - - : 既設のままを示す
- ● - : 既設切断箇所を示す

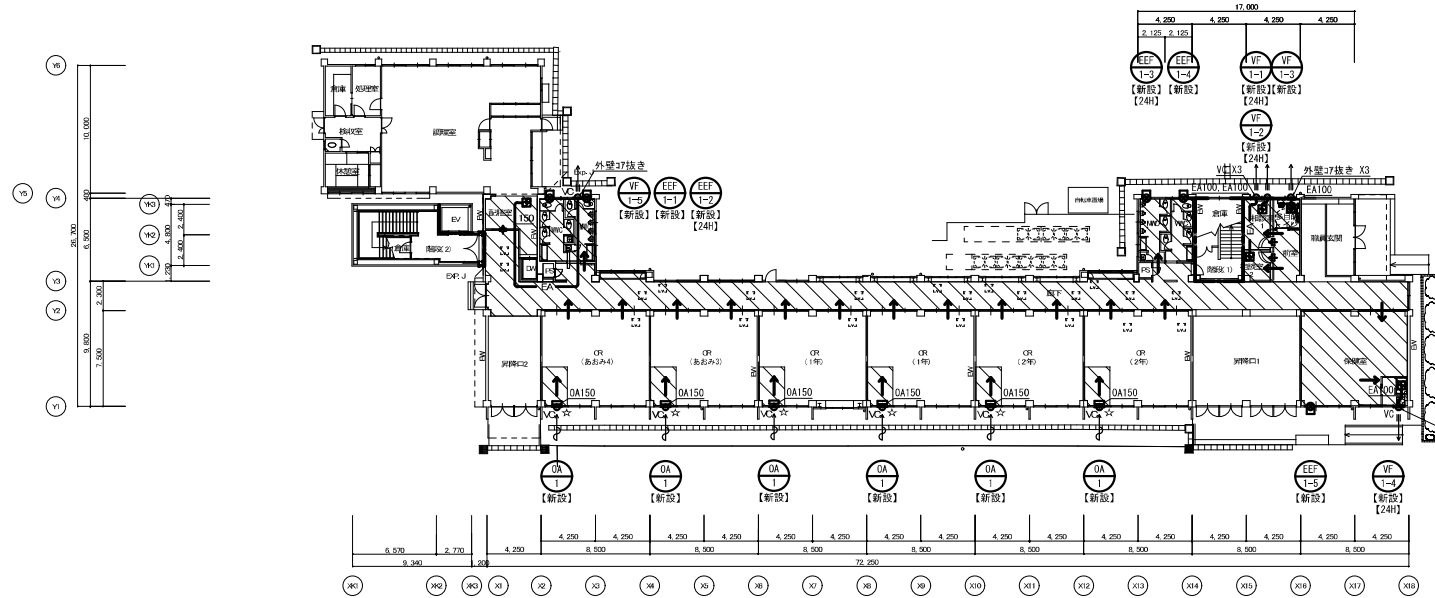
改修前



校舎棟1階平面図(改修前) S=1/200

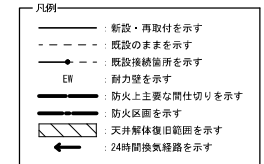
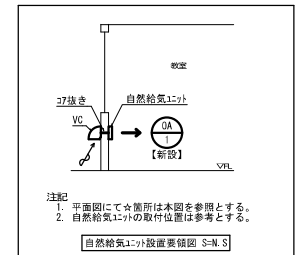
クラス編成は令和6年度のものとする。

改修後



校舎棟 1 階平面図 (改修後) S=1/200

クラス編成は令和6年度のものとする。



注記

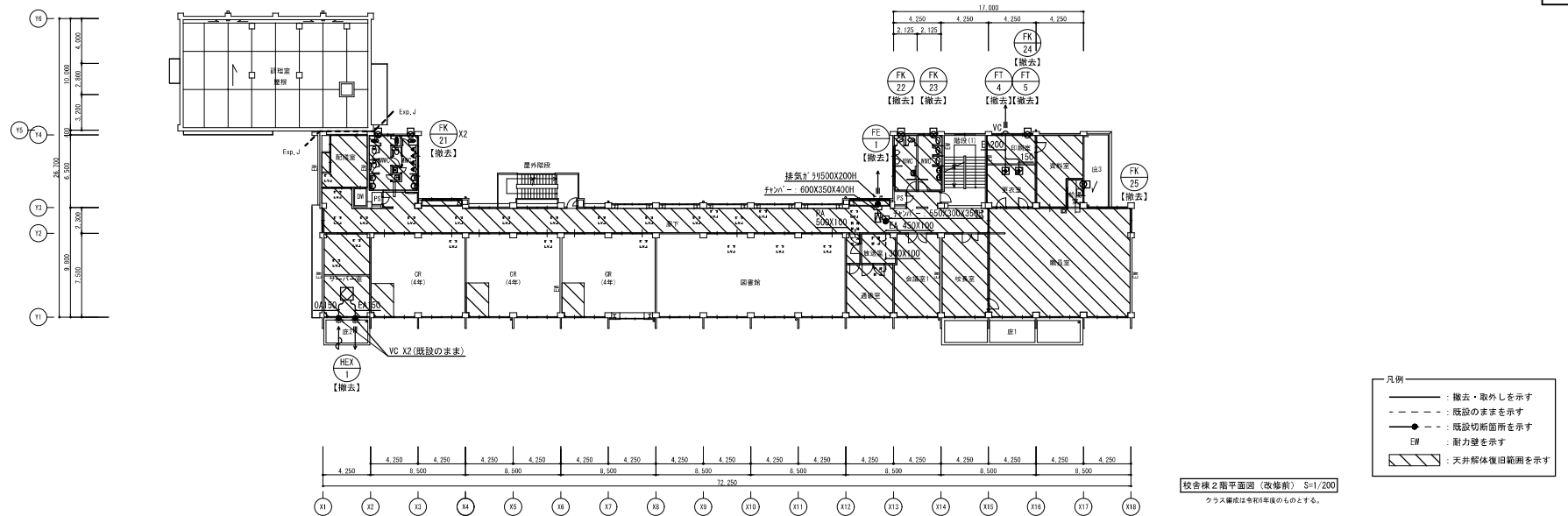
1. 各便所及び各教室の外気取入れは、窓を開けて行うものとする。
2. 各教室の間仕切り窓部は、換気のため常時開放とする。
3. 引戸は24時間換気上、有効な換気経路とする。
4. VCはスプル製深型フード(ガリノ指定生産製品)とする。
5. 屋内露出ダクトは、カー板仕上げとする。
6. 下記ダクトは保温を行うこと。
 - ・EA：外壁より1mの範囲
 - ・OA：全て
 - ・全熱交換器の一次側(EA・OA)：全て

愛知県 高浜市役所

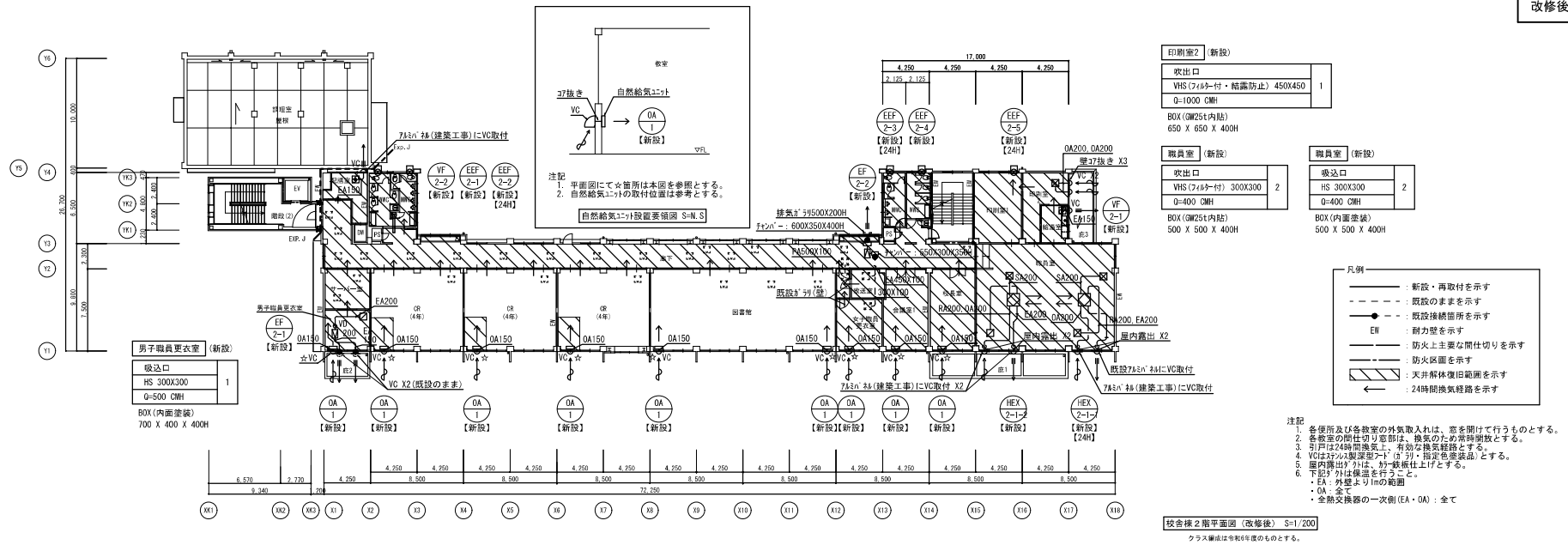
工事名	港小学校長寿命化改良工事
図面名称	空気調和設備 校舎棟 1階ダクト平面図 (改修前・後)

縮 尺	図面番号
A1 : 1/200	M-69

改修前



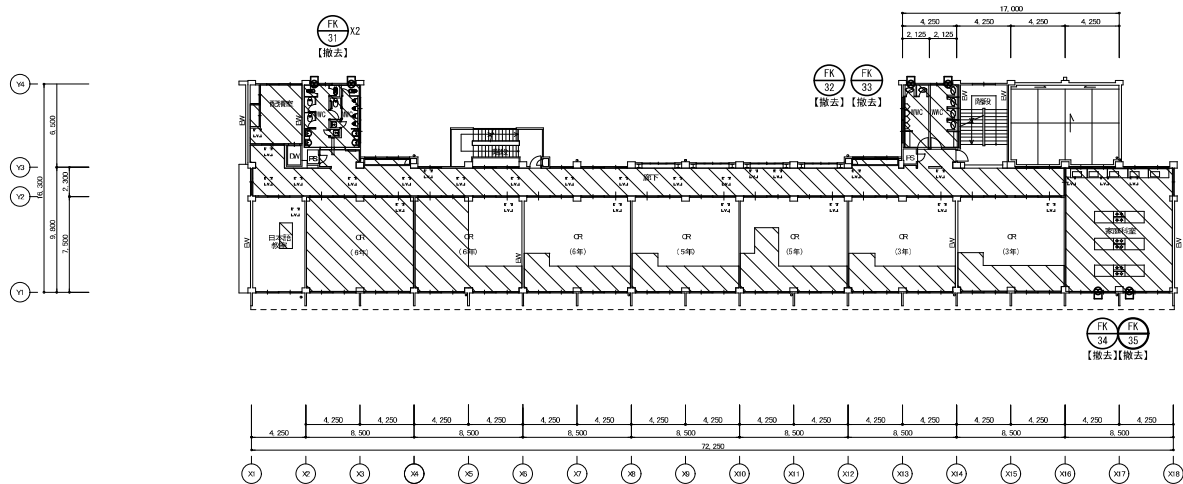
改修後

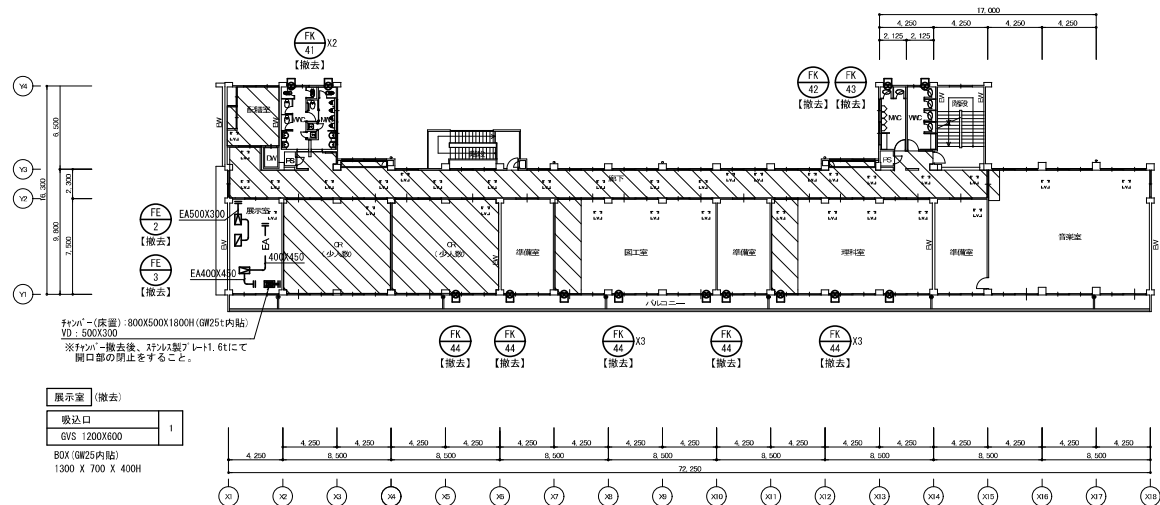


愛知県 高浜市役所

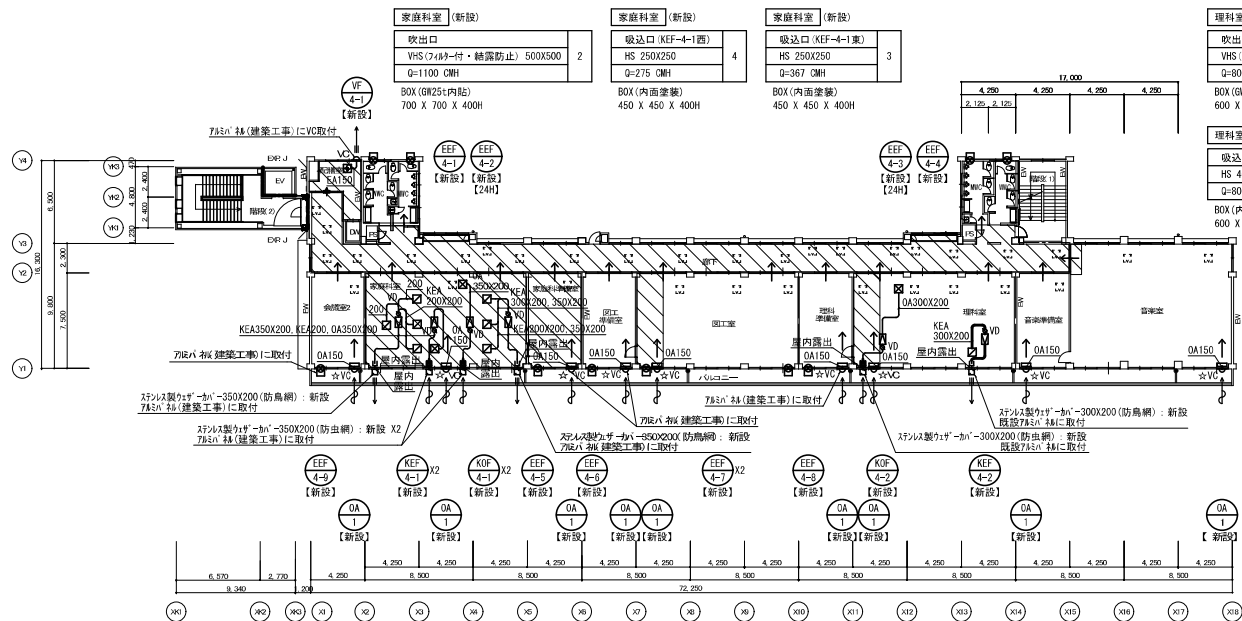
工事名 港小学校長寿命化改良工事
図面名称 空気調和設備 校舎棟 2階ダクト平面図(改修前・後)

縮尺 図面番号
M-70

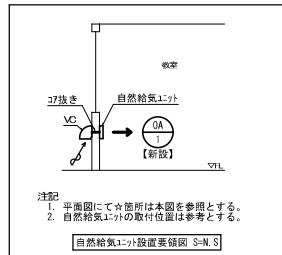




校舎棟4階平面図(改修前) S=1/200
クラス縮尺は令和3年度のもとする。

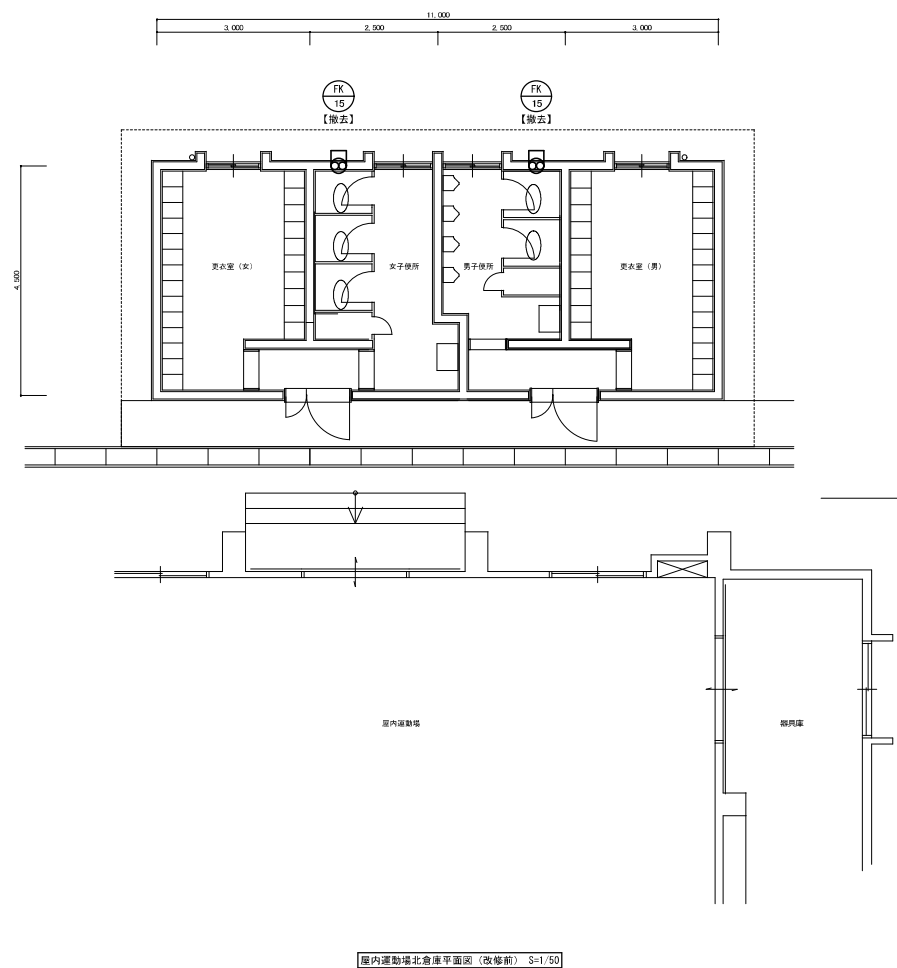


校舎棟4階平面図(改修後) S=1/200
クラス縮尺は令和3年度のもとする。



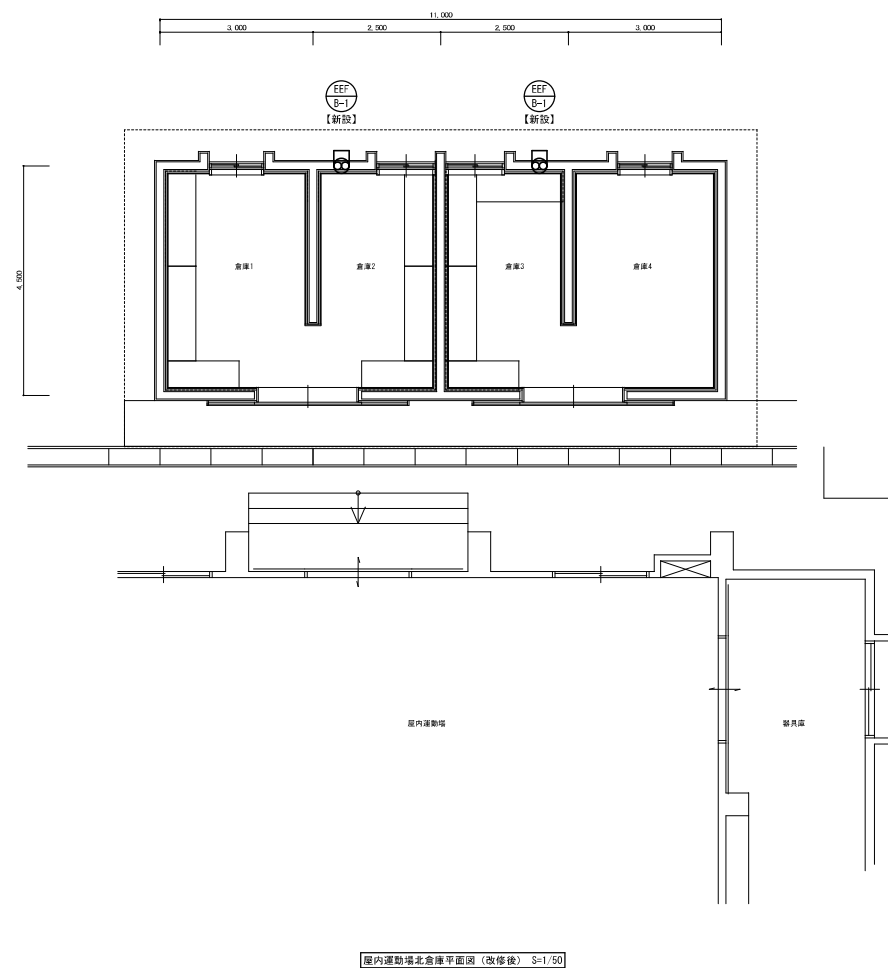
注記
1. 各便所及び各教室の外気取入れは、窓を開けて行うものとする。
2. 各教室の間仕切り窓部は、換気のため常時開放とする。
3. 引戸は24時間換気システム、有効な換気設備とする。
4. VCはスリット換気装置(ダクト・防炎色等)とする。
5. 屋内露出ダクトは、防火板仕上とする。
6. 下記(1)は換気を行うこと。
・EA: 外壁より中の断面
・OA: 全て
・全熱交換器の一次側(EA・OA): 全て

改修前



凡例
—— : 撤去を示す
- - - : 既設のまますを示す
● - - : 既設切斷箇所を示す

改修後

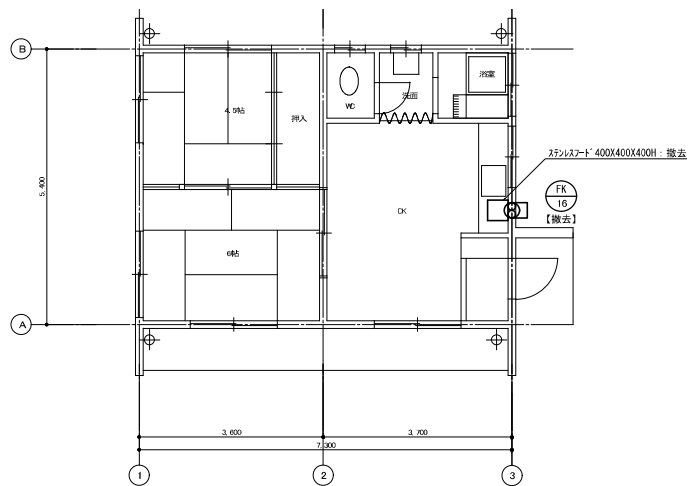


凡例
—— : 新設を示す
- - - : 既設のまますを示す
● - - : 既設接続箇所を示す

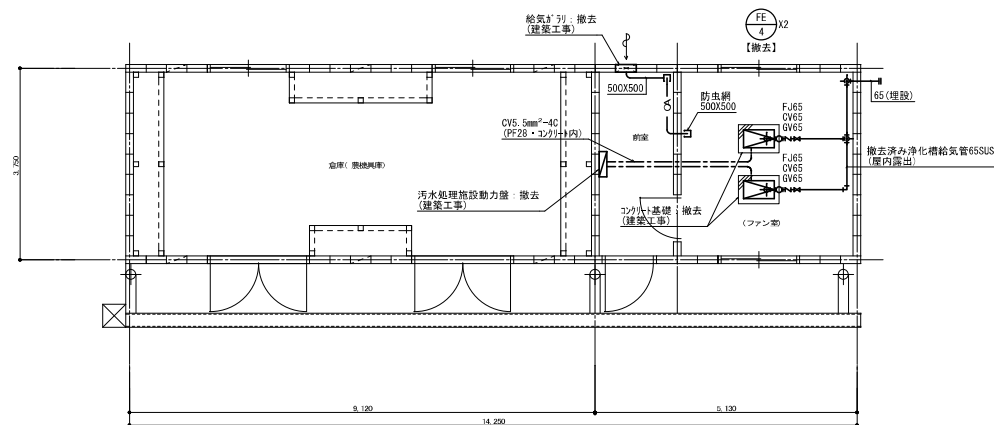
愛知県 高浜市役所

工事名 港小学校長寿命化改良工事
図面名称 空調和設備 屋内運動場北倉庫平面図 (改修前・後)

縮尺 図面番号
M-73
A1 : 1/50



倉庫(用務員室)平面図 S=1/50
【解体】



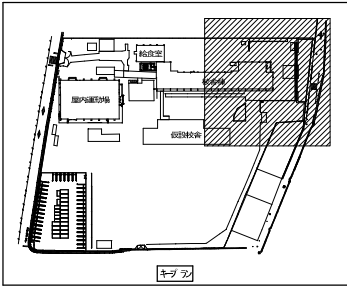
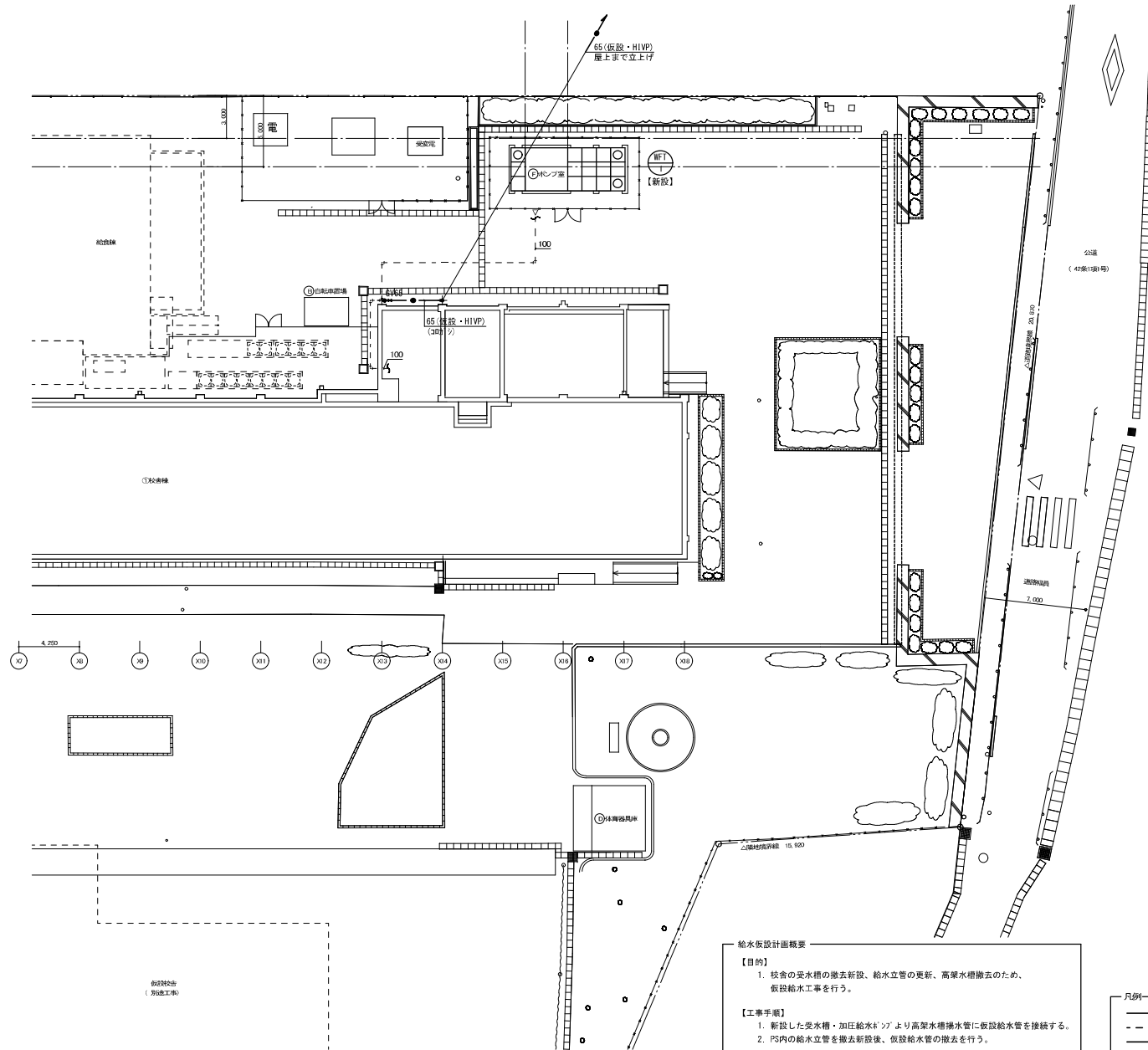
倉庫(農機具庫)平面図 S=1/50
【解体】

凡例	
—	: 撤去を示す
- - -	: 成設のままを示す
● - -	: 成設切断箇所を示す

愛知県 高浜市役所

工事名	港小学校長寿命化改良工事
図面名称	空調設備 倉庫(用務員室)・倉庫(農機具庫) 平面図 (改修前)

縮尺	A1 : 1/50
図面番号	M-75



給水仮設計画概要

【目的】

1. 校舎の受水槽の撤去新設、給水立管の更新、高架水槽撤去のため、仮設給水工事を行う。

【工事手順】

1. 新設した受水槽・加圧給水ポンプより高架水槽揚水管に仮設給水管を接続する。

2. P5内の給水立管を撤去新設後、仮設給水管の撤去を行う。

凡例

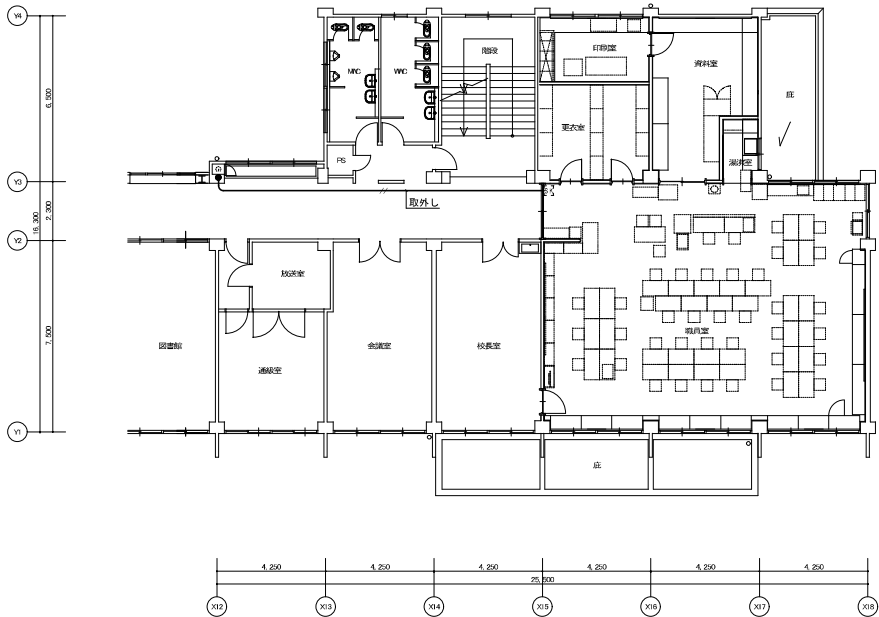
—— 仮設(撤去・新設)を示す

--- 既設のままを示す

●--- 既設切断・接続箇所を示す

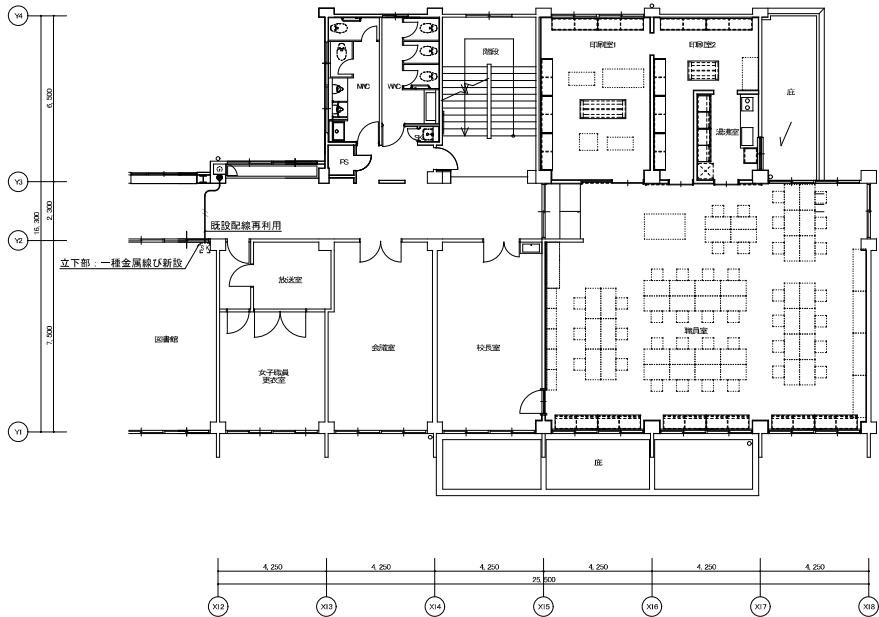
エアコン配線移転表

記号	種別	凡例	制御配線	天井内	壁立下部 (露出)	壁立下部 (隠ぺい)	PS内	屋外架空	スリットボックス
㊦	集中エアコン	——	QVW-S1.25mm ² ~2C	30A ¹ /φ	一種金属線び	PF22	E25	G22(溶融亜鉛メッキ)	4個用



職員室仮移転前
職員室工事完了後

凡例
—— : 撤去を示す
- - - : 既設のままを示す
——●—— : 既設切断箇所を示す



職員室仮移転中

集中エアコン配線仮設計画概要

【目的】

- 職員室の改修工事を行うため、職員室を図書館に仮移転する。
仮移転中もBIP集中エアコンによる集中制御が可能なように仮設配線工事を行う。

【工事手順】

- 図書館に既設集中エアコンを移設する。
- 職員室の改修工事完了後、既設集中エアコンを職員室に設置する。

凡例
—— : 新設を示す
- - - : 既設のままを示す
——●—— : 既設接続箇所を示す

注記
1. 集中エアコン配線は既設再利用とし、つなぎ替えを行う。

愛知県 高浜市役所

工事名

港小学校長寿命化改良工事

縮尺

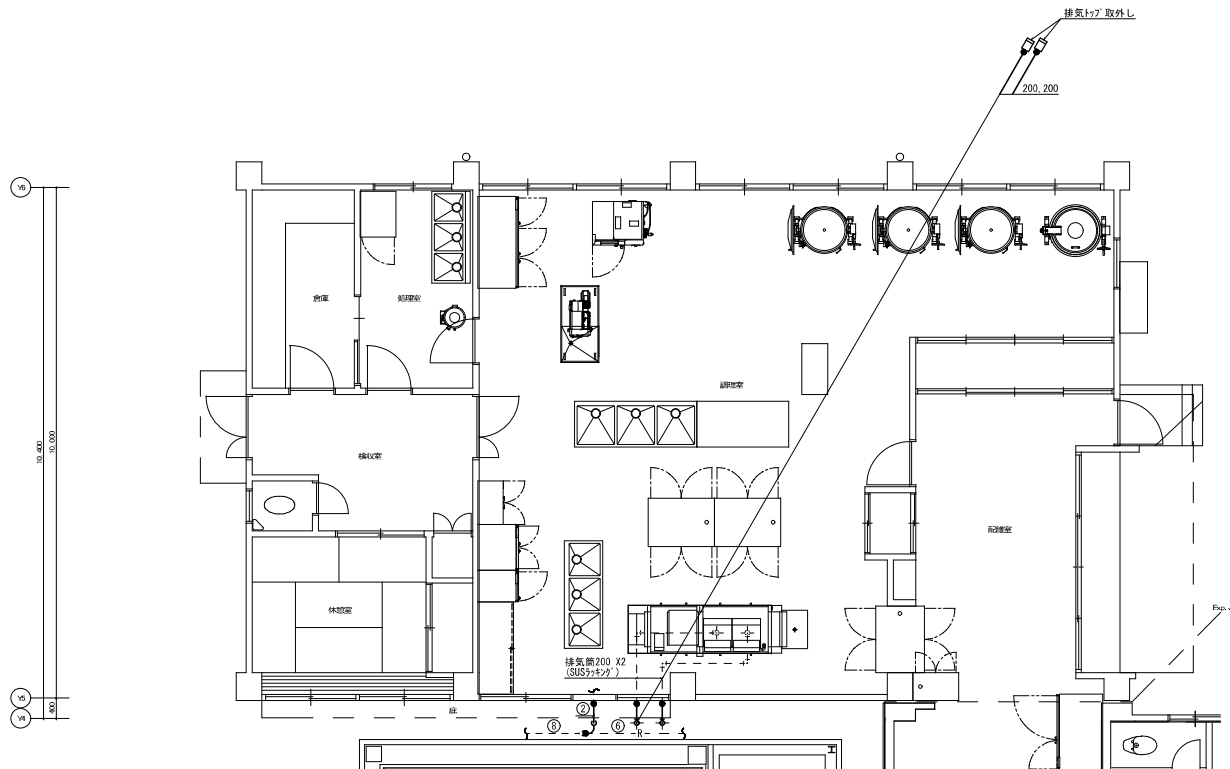
図面番号

図面名称

仮設計画 空調設備 校舎棟 2階平面図

A1 : 1/100

M-78



冷媒配管リスト		
	ガス管×液管	室内外連絡線
①	12.7 × 6.4	CWVSI.25-20
②	15.9 × 9.5	CWVSI.25-20
③	19.1 × 9.5	CWVSI.25-20
④	22.2 × 9.5	CWVSI.25-20
⑤	25.4 × 12.7	CWVSI.25-20
⑥	28.6 × 12.7	CWVSI.25-20
⑦	28.6 × 15.9	CWVSI.25-20
⑧	31.8 × 15.9	CWVSI.25-20
⑨	31.8 × 19.1	CWVSI.25-20
⑩	38.1 × 19.1	CWVSI.25-20
⑪	38.1 × 22.2	CWVSI.25-20

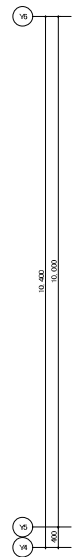
調理室切廻し工事概要
 【目的】
 1. 校舎西側増築工事のため、調理室南面外壁配管の切廻しを行う。

凡例
 — : 撤去を示す
 - - - : 既設のままを示す
 ● - - : 既設切断箇所を示す

愛知県 高浜市役所

工事名 港小学校長寿命化改良工事
 図面名称 切廻し計画 調理室1階平面図（改修前）

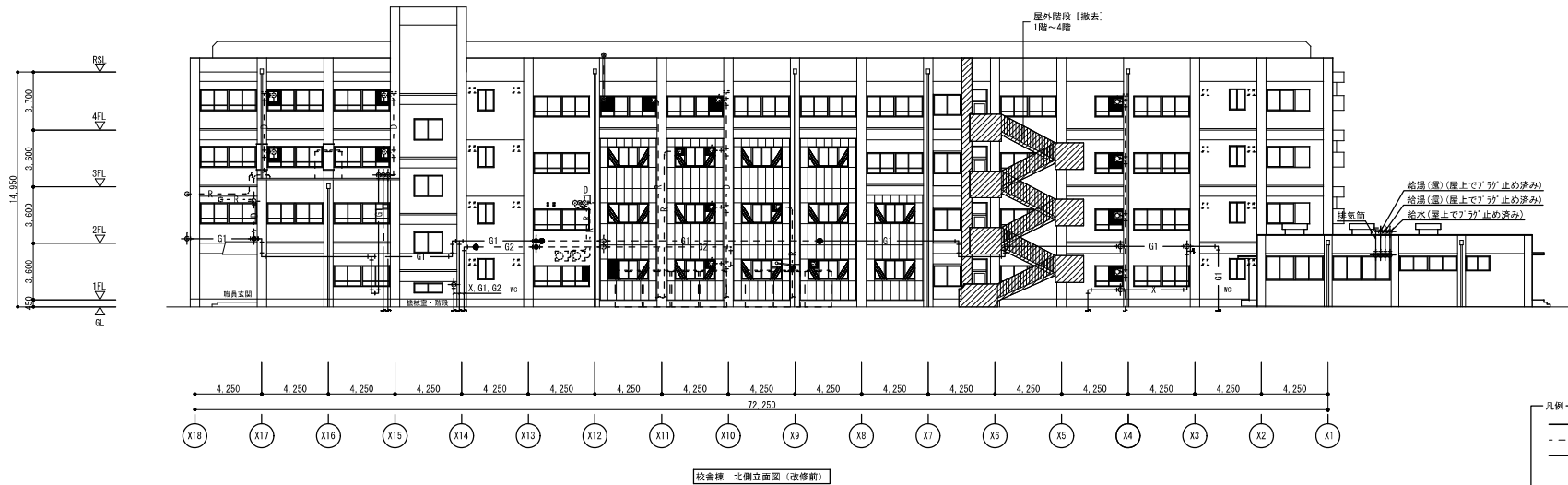
縮尺 図面番号
 A1 : 1/50 M-79



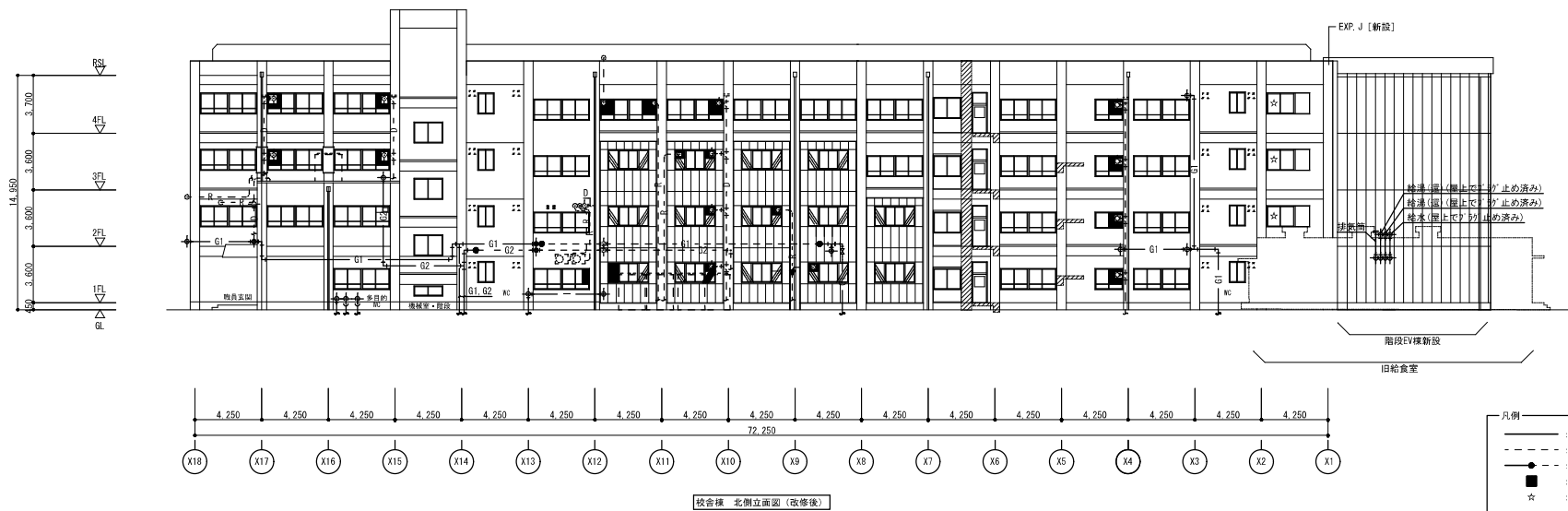
凡例

- : 新設を示す
- - - - - : 既設のままを示す
- : 既設接続箇所を示す

改修前



改修後



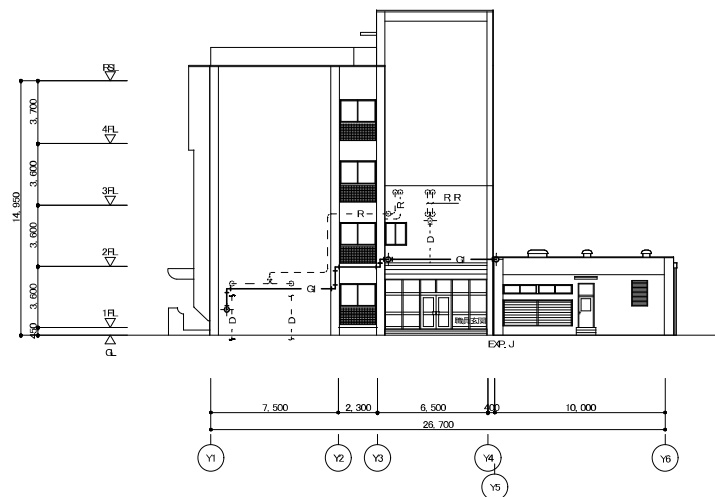
注記
1. 本図は参考とする。

愛知県 高浜市役所

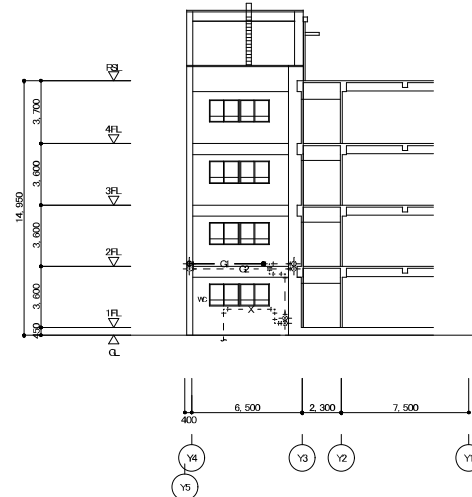
工事名	港小学校長寿命化改良工事
図面名称	プロット 北側立面図（改修前・後）

縮 尺	図面番号
A1 : 1/150	M-81

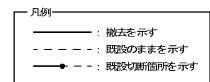
改修前



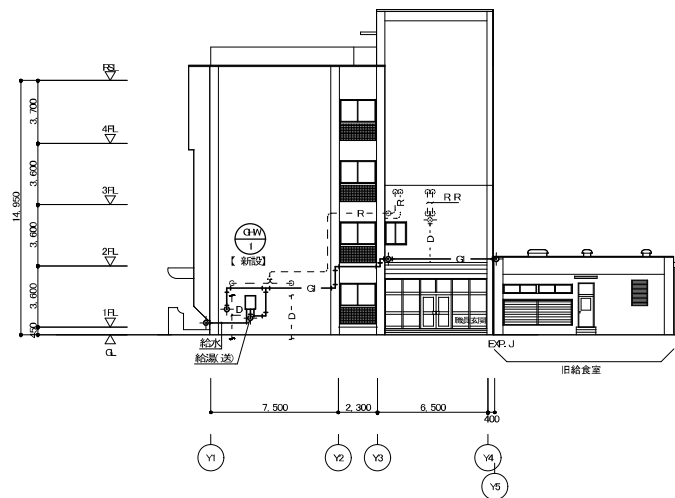
校舎棟 東側立面図(改修前)



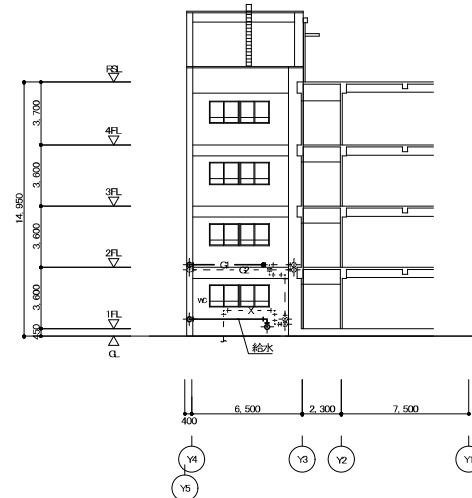
校舎棟 西側立面図(改修前)



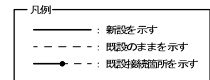
改修後



校舎棟 東側立面図(改修後)



校舎棟 西側立面図(改修後)



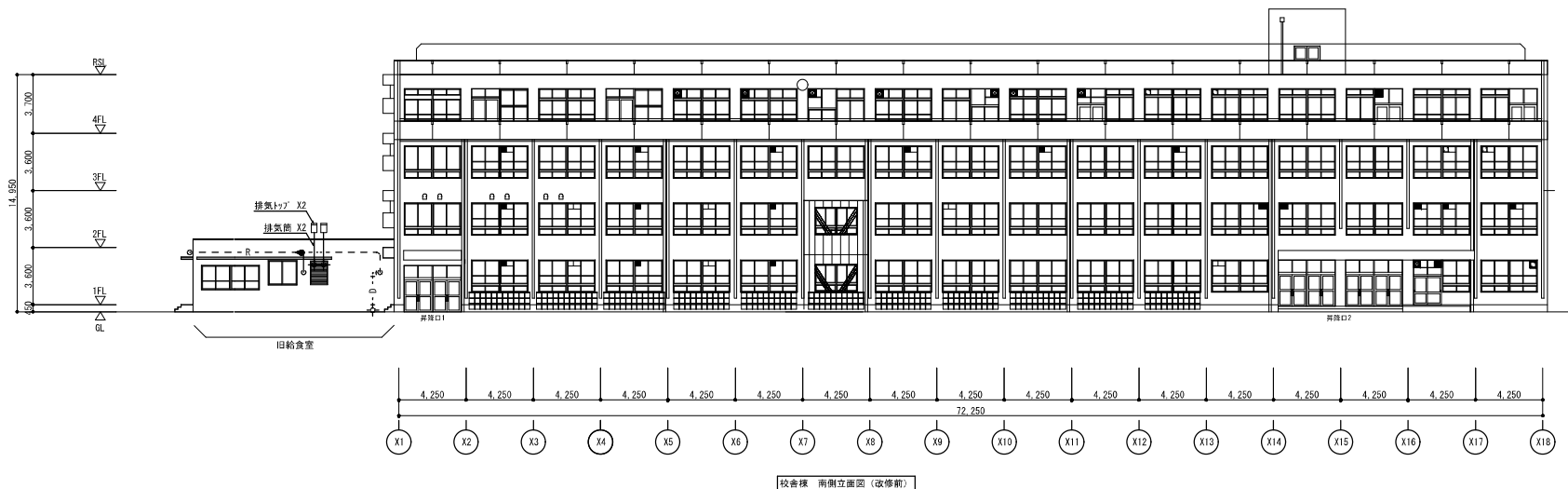
注記
1. 本図は参考とする。

愛知県 高浜市役所

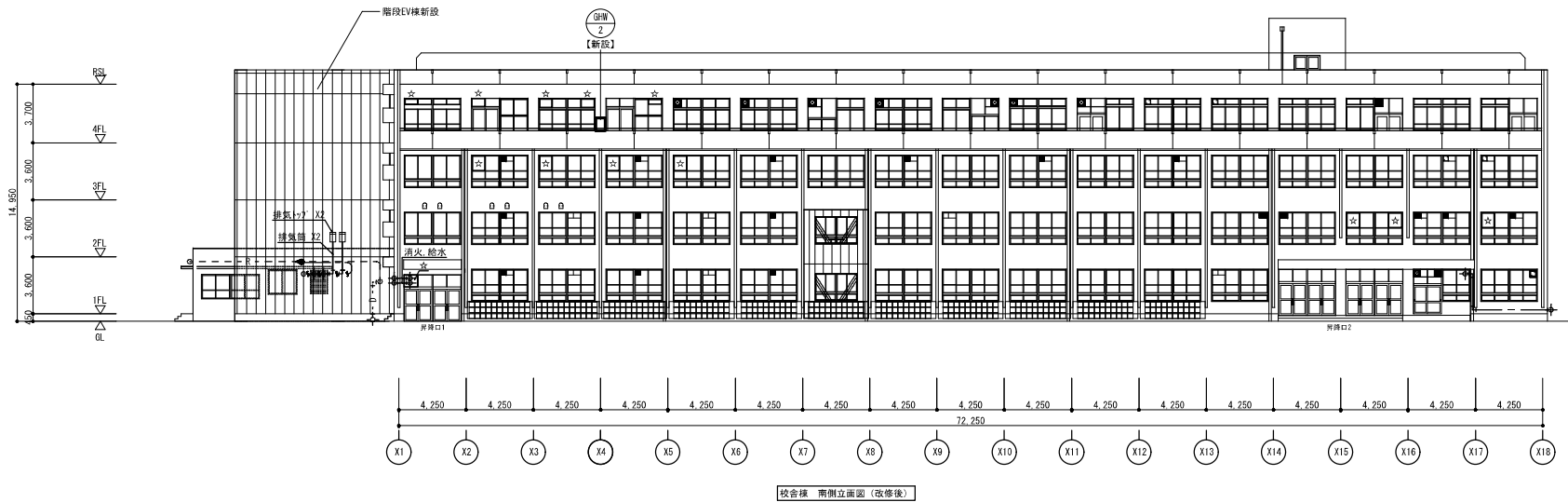
工事名 港小学校長寿命化改良工事
図面名称 プロット 東側・西側立面図(改修前・後)

縮尺 図面番号
M-82
A1: 1/150

改修前



改修後

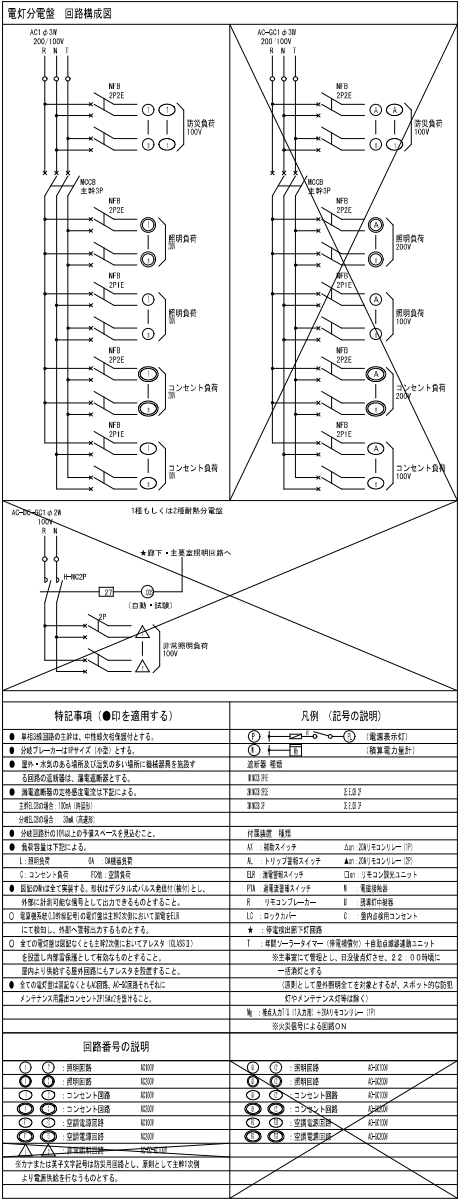


注記
1. 本図は参考とする。

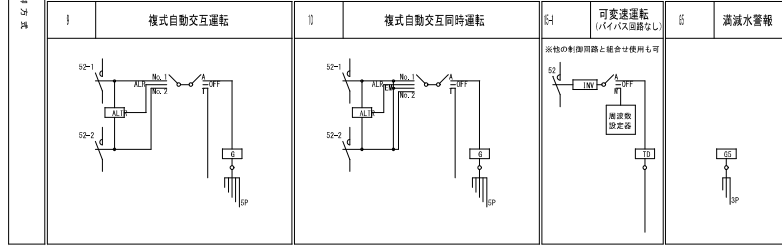
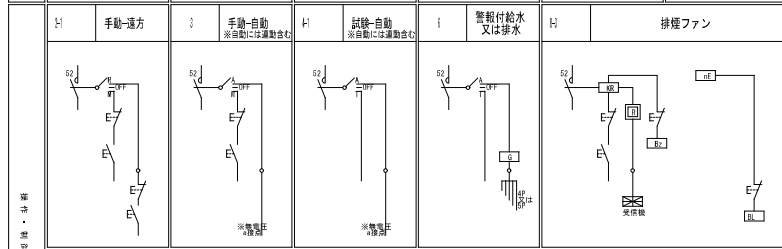
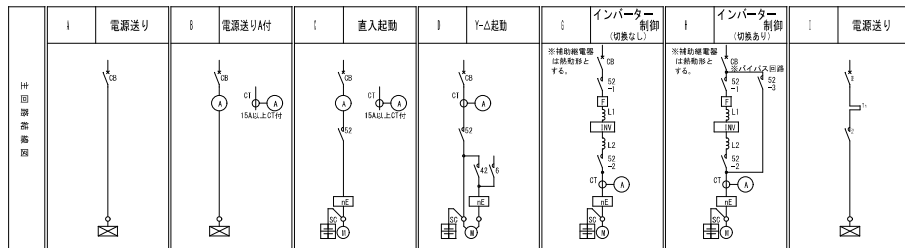
愛知県 高浜市役所

工事名 港小学校長寿命化改良工事
図面名称 プロット 南側立面図 (改修前・後)

縮尺 図面番号
M-83

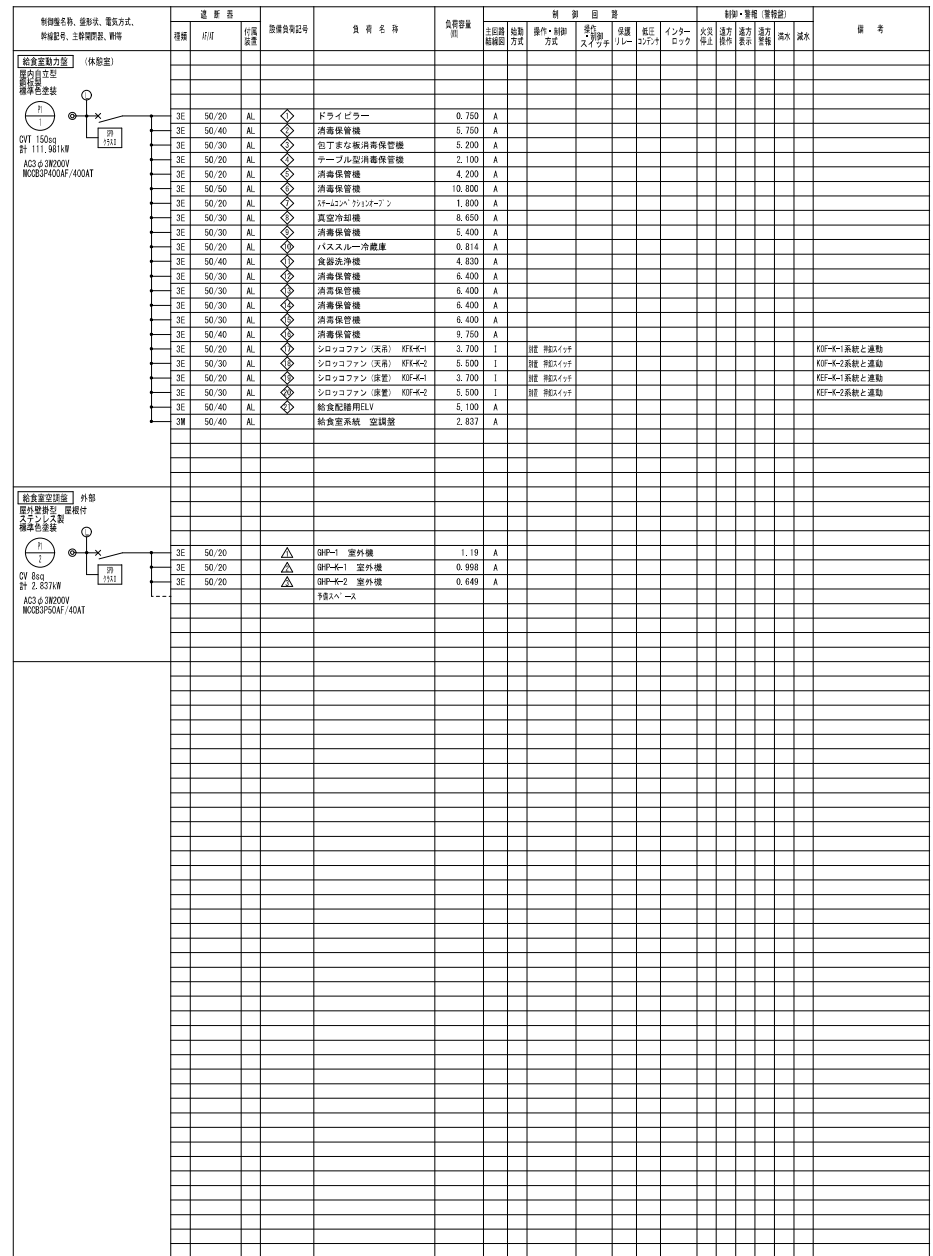


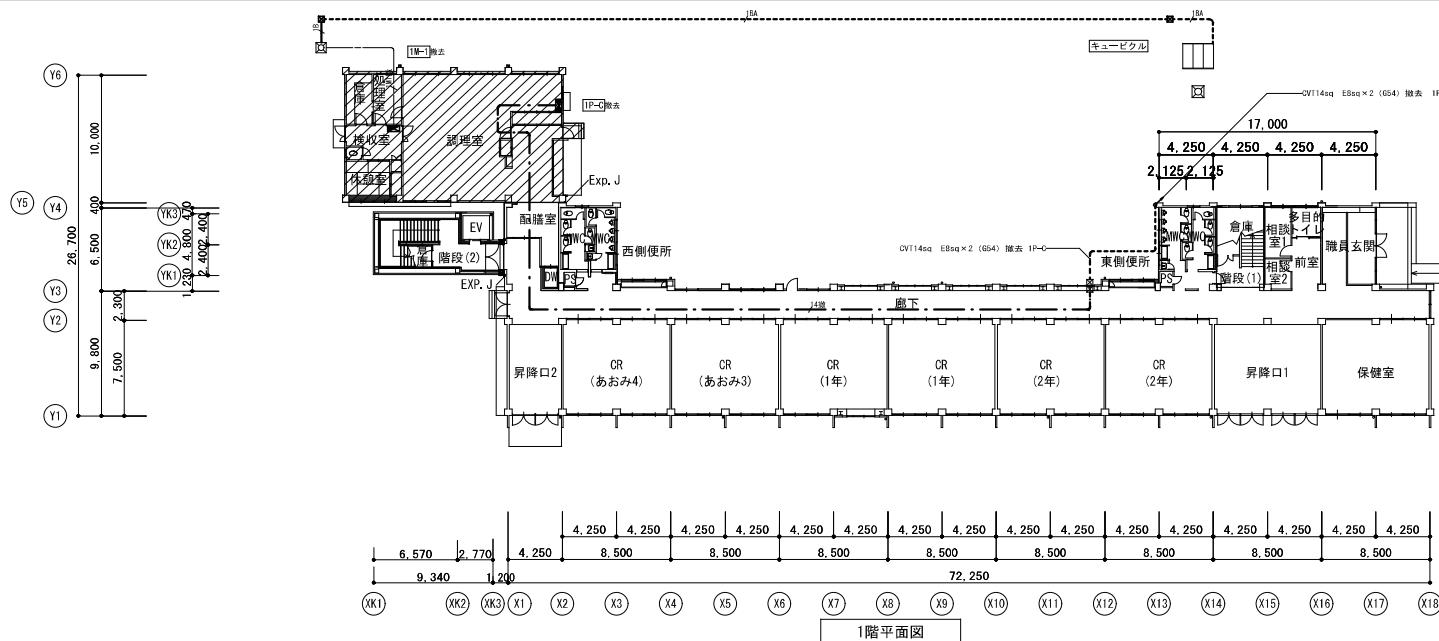
分電盤名称、図形式、電気方式、 回路記号、主幹回路図、配線				回路 番号				負荷容量 (VA)				備 考
				種別	区画	種別	区画	1	2	3	計	
【給電電灯盤】 (休館室)												
AC100V 200/100V NCS20P2250A 200AT CVI 60 60 計 33.016kVA												
				1	2	3	4					
				5	6	7	8					
				9	10	11	12					
				13	14	15	16					
				17	18	19	20					
				21	22	23	24					
				25	26	27	28					
				29	30	31	32					
				33	34	35	36					
				37	38	39	40					
				41	42	43	44					
				45	46	47	48					
				49	50	51	52					
				53	54	55	56					
				57	58	59	60					
				61	62	63	64					
				65	66	67	68					
				69	70	71	72					
				73	74	75	76					
				77	78	79	80					
				81	82	83	84					
				85	86	87	88					
				89	90	91	92					
				93	94	95	96					
				97	98	99	100					
				101	102	103	104					
				105	106	107	108					
				109	110	111	112					
				113	114	115	116					
				117	118	119	120					
				121	122	123	124					
				125	126	127	128					
				129	130	131	132					
				133	134	135	136					
				137	138	139	140					
				141	142	143	144					
				145	146	147	148					
				149	150	151	152					
				153	154	155	156					
				157	158	159	160					
				161	162	163	164					
				165	166	167	168					
				169	170	171	172					
				173	174	175	176					
				177	178	179	180					
				181	182	183	184					
				185	186	187	188					
				189	190	191	192					
				193	194	195	196					
				197	198	199	200					
				201	202	203	204					
				205	206	207	208					
				209	210	211	212					
				213	214	215	216					
				217	218	219	220					
				221	222	223	224					
				225	226	227	228					
				229	230	231	232					
				233	234	235	236					
				237	238	239	240					
				241	242	243	244					
				245	246	247	248					
				249	250	251	252					
				253	254	255	256					
				257	258	259	260					
				261	262	263	264					
				265	266	267	268					
				269	270	271	272					
				273	274	275	276					
				277	278	279	280					
				281	282	283	284					
				285	286	287	288					
				289	290	291	292					
				293	294	295	296					
				297	298	299	300					
				301	302	303	304					
				305	306	307	308					
				309	310	311	312					
				313	314	315	316					
				317	318	319	320					
				321	322	323	324					
				325	326	327	328					
				329	330	331	332					
				333	334	335	336					
				337	338	339	340					
				341	342	343	344					
				345	346	347	348					
				349	350	351	352					
				353	354	355	356					
				357	358	359	360					
				361	362	363	364					
				365	366	367	368					
				369	370	371	372					
				373	374	375	376					
				377	378	379	380					
				381	382	383	384					
				385	386	387	388					
				389	390	391	392					
				393	394	395	396					
				397	398	399	400					
				401	402	403	404					
				405	406	407	408					
				409	410	411	412					
				413	414	415	416					
				417	418	419	420					
				421	422	423	424					
				425	426	427	428					
				429	430	431	432					
				433	434	435	436					
				437	438	439	440					
				441	442	443	444					
				445	446	447	448					
				449	450	451	452					
				453	454	455	456					
				457	458	459	460					
				461	462	463	464					
				465	466	467	468					
				469	470	471	472					
				473	474	475	476					
				477	478	479	480					
				481	482	483	484					
				485	486	487	488					
				489	490	491	492					
				493	494	495	496					
				497	498	499	500					



特 定 事 項(●印を選択する)

- 操作・制御方式の制御電源に独立した電源大容量蓄電装置が搭載されている
 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ㏀ ㏁ ㏂ ㏃ ㏄ ㏅ ㏆ ㏇ ㏈ ㏉ ㏊ ㏋ ㏌ ㏍ ㏎ ㏏ ㏐ ㏑ ㏒ ㏓ ㏔ ㏕ ㏖ ㏗ ㏘ ㏙ ㏚ ㏛ ㏜ ㏝ ㏞ ㏟ ㏠ ㏡ ㏢ ㏣ ㏤ ㏥ ㏦ ㏧ ㏨ ㏩ ㏪ ㏫ ㏬ ㏭ ㏮ ㏯ ㏰ ㏱ ㏲ ㏳ ㏴ ㏵ ㏶ ㏷ ㏸ ㏹ ㏺ ㏻ ㏼ ㏽ ㏾ ㏿ 㐀 㐁 㐂 㐃 㐄 㐅 㐆 㐇 㐈 㐉 㐊 㐋 㐌 㐍 㐎 㐏 㐐 㐑 㐒 㐓 㐔 㐕 㐖 㐗 㐘 㐙 㐚 㐛 㐜 㐝 㐞 㐟 㐠 㐡 㐢 㐣 㐤 㐥 㐦 㐧 㐨 㐩 㐪 㐫 㐬 㐭 㐮 㐯 㐰 㐱 㐲 㐳 㐴 㐵 㐶 㐷 㐸 㐹 㐺 㐻 㐼 㐽 㐾 㐿 㑀 㑁 㑂 㑃 㑄 㑅 㑆 㑇 㑈 㑉 㑊 㑋 㑌 㑍 㑎 㑏 㑐 㑑 㑒 㑓 㑔 㑕 㑖 㑗 㑘 㑙 㑚 㑛 㑜 㑝 㑞 㑟 㑠 㑡 㑢 㑣 㑤 㑥 㑦 㑧 㑨 㑩 㑪 㑫 㑬 㑭 㑮 㑯 㑰 㑱 㑲 㑳 㑴 㑵 㑶 㑷 㑸 㑹 㑺 㑻 㑼 㑽 㑾 㑿 㒀 㒁 㒂 㒃 㒄 㒅 㒆 㒇 㒈 㒉 㒊 㒋 㒌 㒍 㒎 㒏 㒐 㒑 㒒 㒓 㒔 㒕 㒖 㒗 㒘 㒙 㒚 㒛 㒜 㒝 㒞 㒟 㒠 㒡 㒢 㒣 㒤 㒥 㒦 㒧 㒨 㒩 㒪 㒫 㒬 㒭 㒮 㒯 㒰 㒱 㒲 㒳 㒴 㒵 㒶 㒷 㒸 㒹 㒺 㒻 㒼 㒽 㒾 㒿 㓀 㓁 㓂 㓃 㓄 㓅 㓆 㓇 㓈 㓉 㓊 㓋 㓌 㓍 㓎 㓏 㓐 㓑 㓒 㓓 㓔 㓕 㓖 㓗 㓘 㓙 㓚 㓛 㓜 㓝 㓞 㓟 㓠 㓡 㓢 㓣 㓤 㓥 㓦 㓧 㓨 㓩 㓪 㓫 㓬 㓭 㓮 㓯 㓰 㓱 㓲 㓳 㓴 㓵 㓶 㓷 㓸 㓹 㓺 㓻 㓼 㓽 㓾 㓿 㔀 㔁 㔂 㔃 㔄 㔅 㔆 㔇 㔈 㔉 㔊 㔋 㔌 㔍 㔎 㔏 㔐 㔑 㔒 㔓 㔔 㔕 㔖 㔗 㔘 㔙 㔚 㔛 㔜 㔝 㔞 㔟 㔠 㔡 㔢 㔣 㔤 㔥 㔦 㔧 㔨 㔩 㔪 㔫 㔬 㔭 㔮 㔯 㔰 㔱 㔲 㔳 㔴 㔵 㔶 㔷 㔸 㔹 㔺 㔻 㔼 㔽 㔾 㔿 㕀 㕁 㕂 㕃 㕄 㕅 㕆 㕇 㕈 㕉 㕊 㕋 㕌 㕍 㕎 㕏 㕐 㕑 㕒 㕓 㕔 㕕 㕖 㕗 㕘 㕙 㕚 㕛 㕜 㕝 㕞 㕟 㕠 㕡 㕢 㕣 㕤 㕥 㕦 㕧 㕨 㕩 㕪 㕫 㕬 㕭 㕮 㕯 㕰 㕱 㕲 㕳 㕴 㕵 㕶 㕷 㕸 㕹 㕺 㕻 㕼 㕽 㕾 㕿 㖀 㖁 㖂 㖃 㖄 㖅 㖆 㖇 㖈 㖉 㖊 㖋 㖌 㖍 㖎 㖏 㖐 㖑 㖒 㖓 㖔 㖕 㖖 㖗 㖘 㖙 㖚 㖛 㖜 㖝 㖞 㖟 㖠 㖡 㖢 㖣 㖤 㖥 㖦 㖧 㖨 㖩 㖪 㖫 㖬 㖭 㖮 㖯 㖰 㖱 㖲 㖳 㖴 㖵 㖶 㖷 㖸 㖹 㖺 㖻 㖼 㖽 㖾 㖿 㗀 㗁 㗂 㗃 㗄 㗅 㗆 㗇 㗈 㗉 㗊 㗋 㗌 㗍 㗎 㗏 㗐 㗑 㗒 㗓 㗔 㗕 㗖 㗗 㗘 㗙 㗚 㗛 㗜 㗝 㗞 㗟 㗠 㗡 㗢 㗣 㗤 㗥 㗦 㗧 㗨 㗩 㗪 㗫 㗬 㗭 㗮 㗯 㗰 㗱 㗲 㗳 㗴 㗵 㗶 㗷 㗸 㗹 㗺 㗻 㗼 㗽 㗾 㗿 㘀 㘁 㘂 㘃 㘄 㘅 㘆 㘇 㘈 㘉 㘊 㘋 㘌 㘍 㘎 㘏 㘐 㘑 㘒 㘓 㘔 㘕 㘖 㘗 㘘 㘙 㘚 㘛 㘜 㘝 㘞 㘟 㘠 㘡 㘢 㘣 㘤 㘥 㘦 㘧 㘨 㘩 㘪 㘫 㘬 㘭 㘮 㘯 㘰 㘱 㘲 㘳 㘴 㘵 㘶 㘷 㘸 㘹 㘺 㘻 㘼 㘽 㘾 㘿 㙀 㙁 㙂 㙃 㙄 㙅 㙆 㙇 㙈 㙉 㙊 㙋 㙌 㙍 㙎 㙏 㙐 㙑 㙒 㙓 㙔 㙕 㙖 㙗 㙘 㙙 㙚 㙛 㙜 㙝 㙞 㙟 㙠 㙡 㙢 㙣 㙤 㙥 㙦 㙧 㙨 㙩 㙪 㙫 㙬 㙭 㙮 㙯 㙰 㙱 㙲 㙳 㙴 㙵 㙶 㙷 㙸 㙹 㙺 㙻 㙼 㙽 㙾 㙿 㚀 㚁 㚂 㚃 㚄 㚅 㚆 㚇 㚈 㚉 㚊 㚋 㚌 㚍 㚎 㚏 㚐 㚑 㚒 㚓 㚔 㚕 㚖 㚗 㚘 㚙 㚚 㚛 㚜 㚝 㚞 㚟 㚠 㚡 㚢 㚣 㚤 㚥 㚦 㚧 㚨 㚩 㚪 㚫 㚬 㚭 㚮 㚯 㚰 㚱 㚲 㚳 㚴 㚵 㚶 㚷 㚸 㚹 㚺 㚻 㚼 㚽 㚾 㚿 㞀 㞁 㞂 㞃 㞄 㞅 㞆 㞇 㞈 㞉 㞊 㞋 㞌 㞍 㞎 㞏 㞐 㞑 㞒 㞓 㞔 㞕 㞖 㞗 㞘 㞙 㞚 㞛 㞜 㞝 㞞 㞟 㞠 㞡 㞢 㞣 㞤 㞥 㞦 㞧 㞨 㞩 㞪 㞫 㞬 㞭 㞮 㞯 㞰 㞱 㞲 㞳 㞴 㞵 㞶 㞷 㞸 㞹 㞺 㞻 㞼 㞽 㞾 㞿 㟀 㟁 㟂 㟃 㟄 㟅 㟆 㟇 㟈 㟉 㟊 㟋 㟌 㟍 㟎 㟏 㟐 㟑 㟒 㟓 㟔 㟕 㟖 㟗 㟘 㟙 㟚 㟛 㟜 㟝 㟞 㟟 㟠 㟡 㟢 㟣 㟤 㟥 㟦 㟧 㟨 㟩 㟪 㟫 㟬 㟭 㟮 㟯 㟰 㟱 㟲 㟳 㟴 㟵 㟶 㟷 㟸 㟹 㟺 㟻 㟼 㟽 㟾 㟿 㠀 㠁 㠂 㠃 㠄 㠅 㠆 㠇 㠈 㠉 㠊 㠋 㠌 㠍 㠎 㠏 㠐 㠑 㠒 㠓 㠔 㠕 㠖 㠗 㠘 㠙 㠚 㠛 㠜 㠝 㠞 㠟 㠠 㠡 㠢 㠣 㠤 㠥 㠦 㠧 㠨 㠩 㠪 㠫 㠬 㠭 㠮 㠯 㠰 㠱 㠲 㠳 㠴 㠵 㠶 㠷 㠸 㠹 㠺 㠻 㠼 㠽 㠾 㠿 㡀 㡁 㡂 㡃 㡄 㡅 㡆 㡇 㡈 㡉 㡊 㡋 㡌 㡍 㡎 㡏 㡐 㡑 㡒 㡓 㡔 㡕 㡖 㡗 㡘 㡙 㡚 㡛 㡜 㡝 㡞 㡟 㡠 㡡 㡢 㡣 㡤 㡥 㡦 㡧 㡨 㡩 㡪 㡫 㡬 㡭 㡮 㡯 㡰 㡱 㡲 㡳 㡴 㡵 㡶 㡷 㡸 㡹 㡺 㡻 㡼 㡽 㡾 㡿 㢀 㢁 㢂 㢃 㢄 㢅 㢆 㢇 㢈 㢉 㢊 㢋 㢌 㢍 㢎 㢏 㢐 㢑 㢒 㢓 㢔 㢕 㢖 㢗 㢘 㢙 㢚 㢛 㢜 㢝 㢞 㢟 㢠 㢡 㢢 㢣 㢤 㢥 㢦 㢧 㢨 㢩 㢪 㢫 㢬 㢭 㢮 㢯 㢰 㢱 㢲 㢳 㢴 㢵 㢶 㢷 㢸 㢹 㢺 㢻 㢼 㢽 㢾 㢿 㣀 㣁 㣂 㣃 㣄 㣅 㣆 㣇 㣈 㣉 㣊 㣋 㣌 㣍 㣎 㣏 㣐 㣑 㣒 㣓 㣔 㣕 㣖 㣗 㣘 㣙 㣚 㣛 㣜 㣝 㣞 㣟 㣠 㣡 㣢 㣣 㣤 㣥 㣦 㣧 㣨 㣩 㣪 㣫 㣬 㣭 㣮 㣯 㣰 㣱 㣲 㣳 㣴 㣵 㣶 㣷 㣸 㣹 㣺 㣻 㣼 㣽 㣾 㣿 㤀 㤁 㤂 㤃 㤄 㤅 㤆 㤇 㤈 㤉 㤊 㤋 㤌 㤍 㤎 㤏 㤐 㤑 㤒 㤓 㤔 㤕 㤖 㤗 㤘 㤙 㤚 㤛 㤜 㤝 㤞 㤟 㤠 㤡 㤢 㤣 㤤 㤥 㤦 㤧 㤨 㤩 㤪 㤫 㤬 㤭 㤮 㤯 㤰 㤱 㤲 㤳 㤴 㤵 㤶 㤷 㤸 㤹 㤺 㤻 㤼 㤽 㤾 㤿 㥀 㥁 㥂 㥃 㥄 㥅 㥆 㥇 㥈 㥉 㥊 㥋 㥌 㥍 㥎 㥏 㥐 㥑 㥒 㥓 㥔 㥕 㥖 㥗 㥘 㥙 㥚 㥛 㥜 㥝 㥞 㥟 㥠 㥡 㥢 㥣 㥤 㥥 㥦 㥧 㥨 㥩 㥪 㥫 㥬 㥭 㥮 㥯 㥰 㥱 㥲 㥳 㥴 㥵 㥶 㥷 㥸 㥹 㥺 㥻 㥼 㥽 㥾 㥿 㦀 㦁 㦂 㦃 㦄 㦅 㦆 㦇 㦈 㦉 㦊 㦋 㦌 㦍 㦎 㦏 㦐 㦑 㦒 㦓 㦔 㦕 㦖 㦗 㦘 㦙 㦚 㦛 㦜 㦝 㦞 㦟 㦠 㦡 㦢 㦣 㦤 㦥 㦦 㦧 㦨 㦩 㦪 㦫 㦬 㦭 㦮 㦯 㦰 㦱 㦲 㦳 㦴 㦵 㦶 㦷 㦸 㦹 㦺 㦻 㦼 㦽 㦾 㦿 㧀 㧁 㧂 㧃 㧄 㧅 㧆 㧇 㧈 㧉 㧊 㧋 㧌 㧍 㧎 㧏 㧐 㧑 㧒 㧓 㧔 㧕 㧖 㧗 㧘 㧙 㧚 㧛 㧜 㧝 㧞 㧟 㧠 㧡 㧢 㧣 㧤 㧥 㧦 㧧 㧨 㧩 㧪 㧫 㧬 㧭 㧮 㧯 㧰 㧱 㧲 㧳 㧴 㧵 㧶 㧷 㧸 㧹 㧺 㧻 㧼 㧽 㧾 㧿 㨀 㨁 㨂 㨃 㨄 㨅 㨆 㨇 㨈 㨉 㨊 㨋 㨌 㨍 㨎 㨏 㨐 㨑 㨒 㨓 㨔 㨕 㨖 㨗 㨘 㨙 㨚 㨛 㨜 㨝 㨞 㨟 㨠 㨡 㨢 㨣 㨤 㨥 㨦 㨧 㨨 㨩 㨪 㨫 㨬 㨭 㨮 㨯 㨰 㨱 㨲 㨳 㨴 㨵 㨶 㨷 㨸 㨹 㨺 㨻 㨼 㨽 㨾 㨿 㩀 㩁 㩂 㩃 㩄 㩅 㩆 㩇 㩈 㩉 㩊 㩋 㩌 㩍 㩎 㩏 㩐 㩑 㩒 㩓 㩔 㩕 㩖 㩗 㩘 㩙 㩚 㩛 㩜 㩝 㩞 㩟 㩠 㩡 㩢 㩣 㩤 㩥 㩦 㩧 㩨 㩩 㩪 㩫 㩬 㩭 㩮 㩯 㩰 㩱 㩲 㩳 㩴 㩵 㩶 㩷 㩸 㩹 㩺 㩻 㩼 㩽 㩾 㩿 㪀 㪁 㪂 㪃 㪄 㪅 㪆 㪇 㪈 㪉 㪊 㪋 㪌 㪍 㪎 㪏 㪐 㪑 㪒 㪓 㪔 㪕 㪖 㪗 㪘 㪙 㪚 㪛 㪜 㪝 㪞 㪟 㪠 㪡 㪢 㪣 㪤 㪥 㪦 㪧 㪨 㪩 㪪 㪫 㪬 㪭 㪮 㪯 㪰 㪱 㪲 㪳 㪴 㪵 㪶 㪷 㪸 㪹 㪺 㪻 㪼 㪽 㪾 㪿 㫀 㫁 㫂 㫃 㫄 㫅 㫆 㫇 㫈 㫉 㫊 㫋 㫌 㫍 㫎 㫏 㫐 㫑 㫒 㫓 㫔 㫕 㫖 㫗 㫘 㫙 㫚 㫛 㫜 㫝 㫞 㫟 㫠 㫡 㫢 㫣 㫤 㫥 㫦 㫧 㫨 㫩 㫪 㫫 㫬 㫭 㫮 㫯 㫰 㫱 㫲 㫳 㫴 㫵 㫶 㫷 㫸 㫹 㫺 㫻 㫼 㫽 㫾 㫿 㬀 㬁 㬂 㬃 㬄 㬅 㬆 㬇 㬈 㬉 㬊 㬋 㬌 㬍 㬎 㬏 㬐 㬑 㬒 㬓 㬔 㬕 㬖 㬗 㬘 㬙 㬚 㬛 㬜 㬝 㬞 㬟 㬠 㬡 㬢 㬣 㬤 㬥 㬦 㬧 㬨 㬩 㬪 㬫 㬬 㬭 㬮 㬯 㬰 㬱 㬲 㬳 㬴 㬵 㬶 㬷 㬸 㬹 㬺 㬻 㬼 㬽 㬾 㬿 㭀 㭁 㭂 㭃 㭄 㭅 㭆 㭇 㭈 㭉 㭊 㭋 㭌 㭍 㭎 㭏 㭐 㭑 㭒 㭓 㭔 㭕 㭖 㭗 㭘 㭙 㭚 㭛 㭜 㭝 㭞 㭟 㭠 㭡 㭢 㭣 㭤 㭥 㭦 㭧 㭨 㭩 㭪 㭫 㭬 㭭 㭮 㭯 㭰 㭱 㭲 㭳 㭴 㭵 㭶 㭷 㭸 㭹 㭺 㭻 㭼 㭽 㭾 㭿 㮀 㮁 㮂 㮃 㮄 㮅 㮆 㮇 㮈 㮉 㮊 㮋 㮌 㮍 㮎 㮏 㮐 㮑 㮒 㮓 㮔 㮕 㮖 㮗 㮘 㮙 㮚 㮛 㮜 㮝 㮞 㮟 㮠 㮡 㮢 㮣 㮤 㮥 㮦 㮧 㮨 㮩 㮪 㮫 㮬 㮭 㮮 㮯 㮰 㮱 㮲 㮳 㮴 㮵 㮶 㮷 㮸 㮹 㮺 㮻 㮼 㮽 㮾 㮿 㯀 㯁 㯂 㯃 㯄 㯅 㯆 㯇 㯈 㯉 㯊 㯋 㯌 㯍 㯎 㯏 㯐 㯑 㯒 㯓 㯔 㯕 㯖 㯗 㯘 㯙 㯚 㯛 㯜 㯝 㯞 㯟 㯠 㯡 㯢 㯣 㯤 㯥 㯦 㯧 㯨 㯩 㯪 㯫 㯬 㯭 㯮 㯯 㯰 㯱 㯲 㯳 㯴 㯵 㯶 㯷 㯸 㯹 㯺 㯻 㯼 㯽 㯾 㯿 㰀 㰁 㰂 㰃 㰄 㰅 㰆 㰇 㰈 㰉 㰊 㰋 㰌 㰍 㰎 㰏 㰐 㰑 㰒 㰓 㰔 㰕 㰖 㰗 㰘 㰙 㰚 㰛 㰜 㰝 㰞 㰟 㰠 㰡 㰢 㰣 㰤 㰥 㰦 㰧 㰨 㰩 㰪 㰫 㰬 㰭 㰮 㰯 㰰 㰱 㰲 㰳 㰴 㰵 㰶 㰷 㰸 㰹 㰺 㰻 㰼 㰽 㰾 㰿 㱀 㱁 㱂 㱃 㱄 㱅 㱆 㱇 㱈 㱉 㱊 㱋 㱌 㱍 㱎 㱏 㱐 㱑 㱒 㱓 㱔 㱕 㱖 㱗 㱘 㱙 㱚 㱛 㱜 㱝 㱞 㱟 㱠 㱡 㱢 㱣 㱤 㱥 㱦 㱧 㱨 㱩 㱪 㱫 㱬 㱭 㱮 㱯 㱰 㱱 㱲 㱳 㱴 㱵 㱶 㱷 㱸 㱹 㱺 㱻 㱼 㱽 㱾 㱿 㲀 㲁 㲂 㲃 㲄 㲅 㲆 㲇 㲈 㲉 㲊 㲋 㲌 㲍 㲎 㲏 㲐 㲑 㲒 㲓 㲔 㲕 㲖 㲗 㲘 㲙 㲚 㲛 㲜 㲝 㲞 㲟 㲠 㲡 㲢 㲣 㲤 㲥 㲦 㲧 㲨 㲩 㲪 㲫 㲬 㲭 㲮 㲯 㲰 㲱 㲲 㲳 㲴 㲵 㲶 㲷 㲸 㲹 㲺 㲻 㲼 㲽 㲾 㲿 㳀 㳁 㳂 㳃 㳄 㳅 㳆 㳇 㳈 㳉 㳊 㳋 㳌 㳍 㳎 㳏 㳐 㳑 㳒 㳓 㳔 㳕 㳖 㳗 㳘 㳙 㳚 㳛 㳜 㳝 㳞 㳟 㳠 㳡 㳢 㳣 㳤 㳥 㳦 㳧 㳨 㳩 㳪 㳫 㳬 㳭 㳮 㳯 㳰 㳱 㳲 㳳 㳴 㳵 㳶 㳷 㳸 㳹 㳺 㳻 㳼 㳽 㳾 㳿 㴀 㴁 㴂 㴃 㴄 㴅 㴆 㴇 㴈 㴉 㴊 㴋 㴌 㴍 㴎 㴏 㴐 㴑 㴒 㴓 㴔 㴕 㴖 㴗 㴘 㴙 㴚 㴛 㴜 㴝 㴞 㴟 㴠 㴡 㴢 㴣 㴤 㴥 㴦 㴧 㴨 㴩 㴪 㴫 㴬 㴭 㴮 㴯 㴰 㴱 㴲 㴳 㴴 㴵 㴶 㴷 㴸 㴹 㴺 㴻 㴼 㴽 㴾 㴿 㵀 㵁 㵂 㵃 㵄 㵅 㵆 㵇 㵈 㵉 㵊 㵋 㵌 㵍 㵎 㵏 㵐 㵑 㵒 㵓 㵔 㵕 㵖 㵗 㵘 㵙 㵚 㵛 㵜 㵝 㵞 㵟 㵠 㵡 㵢 㵣 㵤 㵥 㵦 㵧 㵨 㵩 㵪 㵫 㵬 㵭 㵮 㵯 㵰 㵱 㵲 㵳 㵴 㵵 㵶 㵷 㵸 㵹 㵺 㵻 㵼 㵽 㵾 㵿 㶀 㶁 㶂 㶃 㶄 㶅 㶆 㶇 㶈 㶉 㶊 㶋 㶌 㶍 㶎 㶏 㶐 㶑 㶒 㶓 㶔 㶕 㶖 㶗 㶘 㶙 㶚 㶛 㶜 㶝 㶞 㶟 㶠 㶡 㶢 㶣 㶤 㶥 㶦 㶧 㶨 㶩 㶪 㶫 㶬 㶭 㶮 㶯 㶰 㶱 㶲 㶳 㶴 㶵 㶶 㶷 㶸 㶹 㶺 㶻 㶼 㶽 㶾 㶿 㷀 㷁 㷂 㷃 㷄 㷅 㷆 㷇 㷈 㷉 㷊 㷋 㷌 㷍 㷎 㷏 㷐 㷑 㷒 㷓 㷔 㷕 㷖 㷗 㷘 㷙 㷚 㷛 㷜 㷝 㷞 㷟 㷠 㷡 㷢 㷣 㷤 㷥 㷦 㷧 㷨 㷩 㷪 㷫 㷬 㷭 㷮 㷯 㷰 㷱 㷲 㷳 㷴 㷵 㷶 㷷 㷸 㷹 㷺 㷻 㷼 㷽 㷾 㷿 㸀 㸁 㸂 㸃 㸄 㸅 㸆 㸇 㸈 㸉 㸊 㸋 㸌 㸍 㸎 㸏 㸐 㸑 㸒 㸓 㸔 㸕 㸖 㸗 㸘 㸙 㸚 㸛 㸜 㸝 㸞 㸟 㸠 㸡 㸢 㸣 㸤 㸥 㸦 㸧 㸨 㸩 㸪 㸫 㸬 㸭 㸮 㸯 㸰 㸱 㸲 㸳 㸴 㸵 㸶 㸷 㸸 㸹 㸺 㸻 㸼 㸽 㸾 㸿 㹀 㹁 㹂 㹃 㹄 㹅 㹆 㹇 㹈 㹉 㹊 㹋 㹌 㹍 㹎 㹏 㹐 㹑 㹒 㹓 㹔 㹕 㹖 㹗 㹘 㹙 㹚 㹛 㹜 㹝 㹞 㹟 㹠 㹡 㹢 㹣 㹤 㹥 㹦 㹧 㹨 㹩 㹪 㹫 㹬 㹭 㹮 㹯 㹰 㹱 㹲 㹳 㹴 㹵 㹶 㹷 㹸 㹹 㹺 㹻 㹼 㹽 㹾 㹿 㺀 㺁 㺂 㺃 㺄 㺅 㺆 㺇 㺈 㺉 㺊 㺋 㺌 㺍 㺎 㺏 㺐 㺑 㺒 㺓 㺔 㺕 㺖 㺗 㺘 㺙 㺚 㺛 㺜 㺝 㺞 㺟 㺠 㺡 㺢 㺣 㺤 㺥 㺦 㺧 㺨 㺩 㺪 㺫 㺬 㺭 㺮 㺯 㺰 㺱 㺲 㺳 㺴 㺵 㺶 㺷 㺸 㺹 㺺 㺻 㺼 㺽 㺾 㺿 㻀 㻁 㻂 㻃 㻄 㻅 㻆 㻇 㻈 㻉 㻊 㻋 㻌 㻍 㻎 㻏 㻐 㻑 㻒 㻓 㻔 㻕 㻖 㻗 㻘 㻙 㻚 㻛 㻜 㻝 㻞 㻟 㻠 㻡 㻢 㻣 㻤 㻥 㻦 㻧 㻨 㻩 㻪 㻫 㻬 㻭 㻮 㻯 㻰 㻱 㻲 㻳 㻴 㻵 㻶 㻷 㻸 㻹 㻺 㻻 㻼 㻽 㻾 㻿 㼀 㼁 㼂 㼃 㼄 㼅 㼆 㼇 㼈 㼉 㼊 㼋 㼌 㼍 㼎 㼏 㼐 㼑 㼒 㼓 㼔 㼕 㼖 㼗 㼘 㼙 㼚 㼛 㼜 㼝 㼞 㼟 㼠 㼡 㼢 㼣 㼤 㼥 㼦 㼧 㼨 㼩 㼪 㼫 㼬 㼭 㼮 㼯 㼰 㼱 㼲 㼳 㼴 㼵 㼶 㼷 㼸 㼹 㼺 㼻 㼼 㼽 㼾 㼿 㽀 㽁 㽂 㽃 㽄 㽅 㽆 㽇 㽈 㽉 㽊 㽋 㽌 㽍 㽎 㽏 㽐 㽑 㽒 㽓 㽔 㽕 㽖 㽗 㽘 㽙 㽚 㽛 㽜 㽝 㽞 㽟 㽠 㽡 㽢 㽣 㽤 㽥 㽦 㽧 㽨 㽩 㽪 㽫 㽬 㽭 㽮 㽯 㽰 㽱 㽲 㽳 㽴 㽵 㽶 㽷 㽸 㽹 㽺 㽻 㽼 㽽 㽾 㽿 㿀 㿁 㿂 㿃 㿄 㿅 㿆 㿇 㿈 㿉 㿊 㿋 㿌 㿍 㿎 㿏 㿐 㿑 㿒 㿓 㿔 㿕 㿖 㿗 㿘 㿙 㿚 㿛 㿜 㿝 㿞 㿟 㿠 㿡 㿢 㿣 㿤 㿥 㿦 㿧 㿨 㿩 㿪 㿫 㿬 㿭 㿮 㿯 㿰 㿱 㿲 㿳 㿴 㿵 㿶 㿷 㿸 㿹 㿺 㿻 㿼 㿽 㿾 㿿 㸀 㸁 㸂 㸃 㸄 㸅 㸆 㸇 㸈 㸉 㸊 㸋 㸌 㸍 㸎 㸏 㸐 㸑 㸒 㸓 㸔 㸕 㸖 㸗 㸘 㸙 㸚 㸛 㸜 㸝 㸞 㸟 㸠 㸡 㸢 㸣 㸤 㸥 㸦 㸧 㸨 㸩 㸪 㸫 㸬 㸭 㸮 㸯 㸰 㸱 㸲 㸳 㸴 㸵 㸶 㸷 㸸 㸹 㸺 㸻 㸼 㸽 㸾 㸿 㹀 㹁 㹂 㹃 㹄 㹅 㹆 㹇 㹈 㹉 㹊 㹋 㹌 㹍 㹎 㹏 㹐 㹑 㹒 㹓 㹔 㹕 㹖 㹗 㹘 㹙 㹚 㹛 㹜 㹝 㹞 㹟 㹠 㹡 㹢 㹣 㹤 㹥 㹦 㹧 㹨 㹩 㹪 㹫 㹬 㹭 㹮 㹯 㹰 㹱 㹲 㹳 㹴 㹵 㹶 㹷 㹸 㹹 㹺 㹻 㹼 㹽 㹾 㹿 㺀 㺁 㺂 㺃 㺄 㺅 㺆 㺇 㺈 㺉 㺊 㺋 㺌 㺍 㺎 㺏

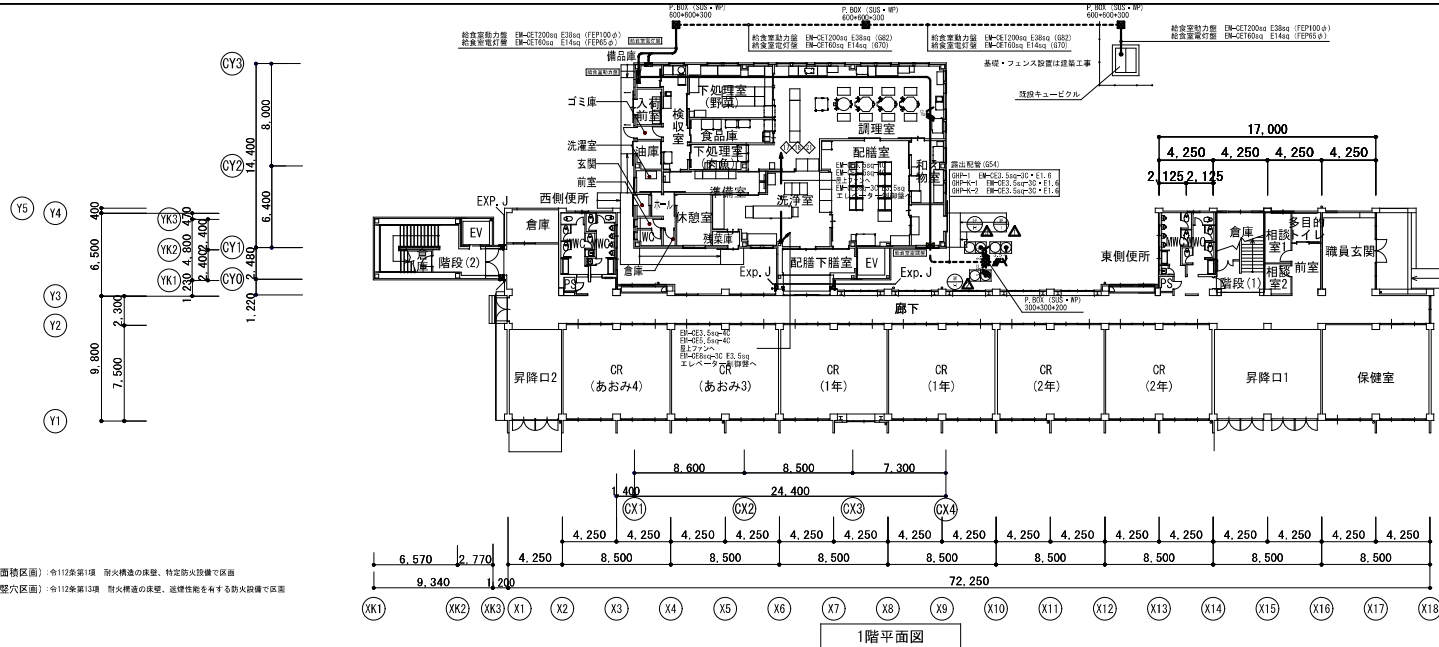




改修前

特記な配組は下記に示す	
4機	OV114eq E8eq × 2 (G54) 撤去
	OV114eq E8eq × 2 撤去 1P-C
3A	EM-CET14eq E5, 5sq (G42) 1-A
	EM-CET14eq E5, 5sq (G42) 1B 1配組のみ撤去
	EM-CET22eq E5, 5sq (G54) 1B 1配組のみ撤去
1B	EM-CET14eq E5, 5sq (FEP40) 1-A
	EM-CET14eq E5, 5sq (FEP40) 1B 1撤去
	EM-CET22eq E5, 5sq (FEP50) 1B 1撤去
1B1機	OV14-30 (VE136) 撤去 1B-1
	OV14-30 (VE142) 撤去 1B-1
	E124q (VE16) 撤去

クラス編成は令和6年度のものとする。



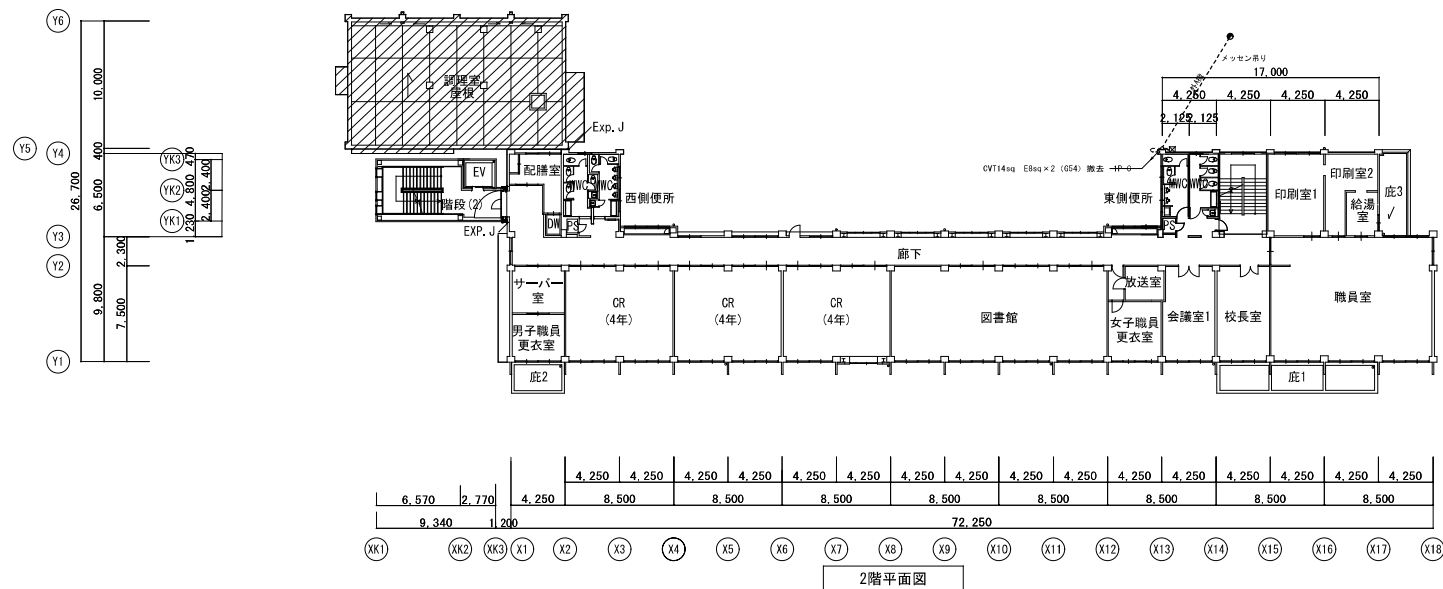
改修後

電線	電線種類
_____	天井隠蔽配線
_____	露出配管
-----	躯体打込配管
_____	地中埋設配管
	EM-CE2□-3C+E1.6
	EM-CE3, 5□-3C+E1.6
	EM-CE5, 5□-3C+E1.6
	EM-CE8□-3C+E3.5□
	EM-CE2□-3C
	EM-CE3, 5□-3C+E1.6 (G28)

注：防火区画の貫通処理は、大臣認定工法（防火キットなど）または、前後1m以上鋼管施工とする。

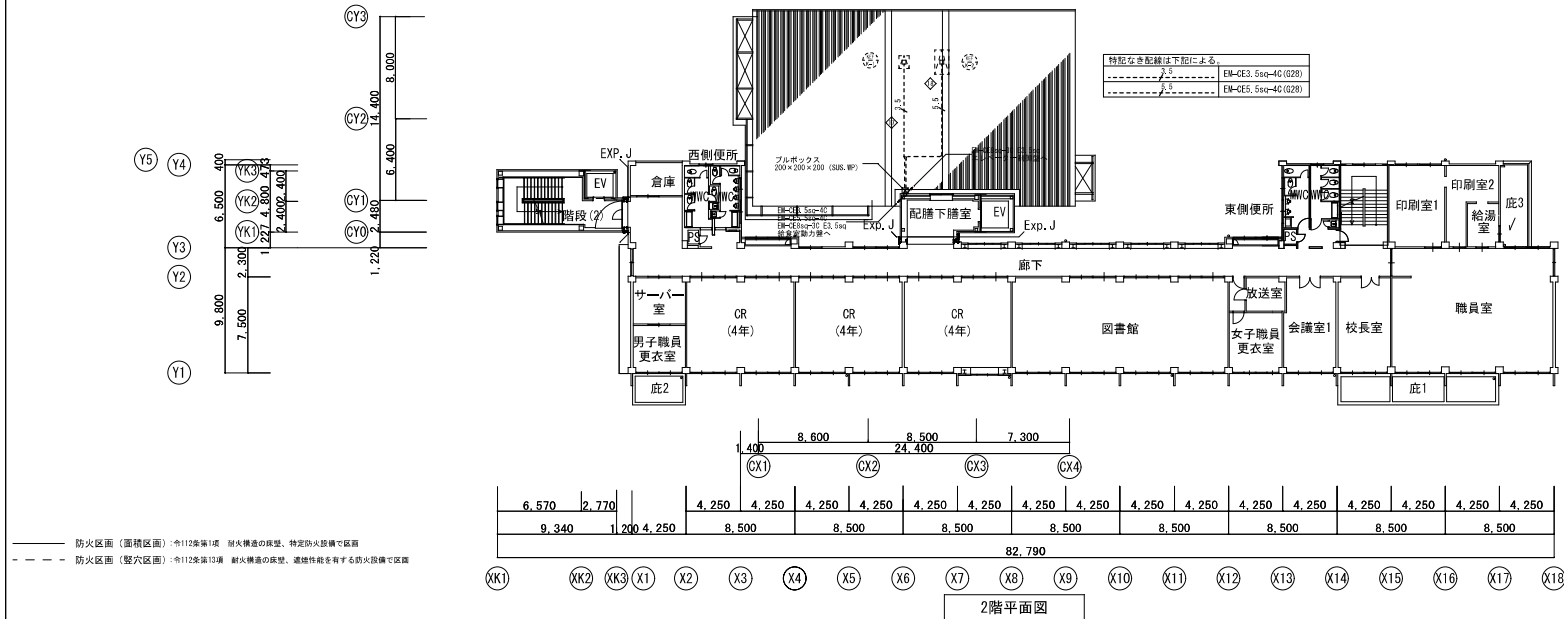
クラス編成は令和6年度のものとする。

改修前



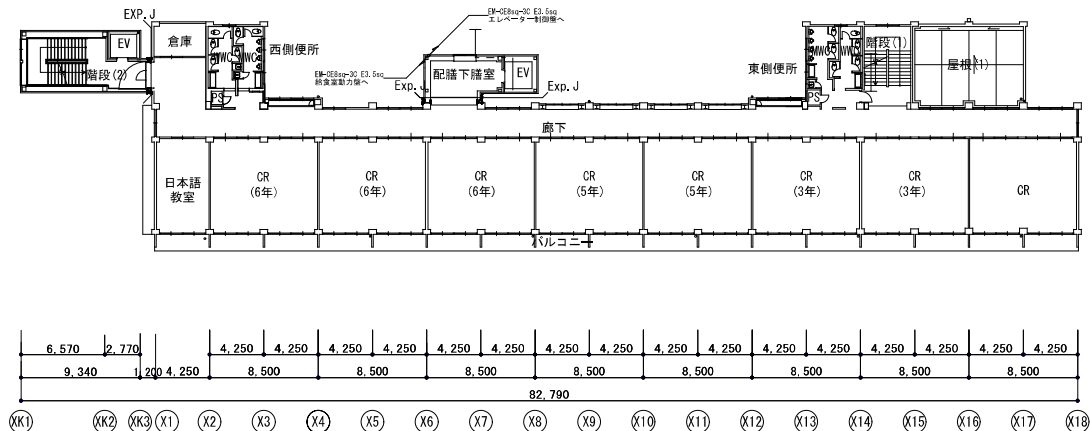
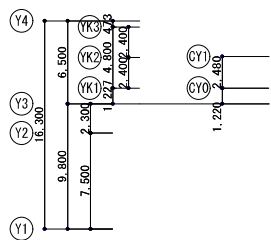
クラス編成は令和6年度のものとする。

改修後



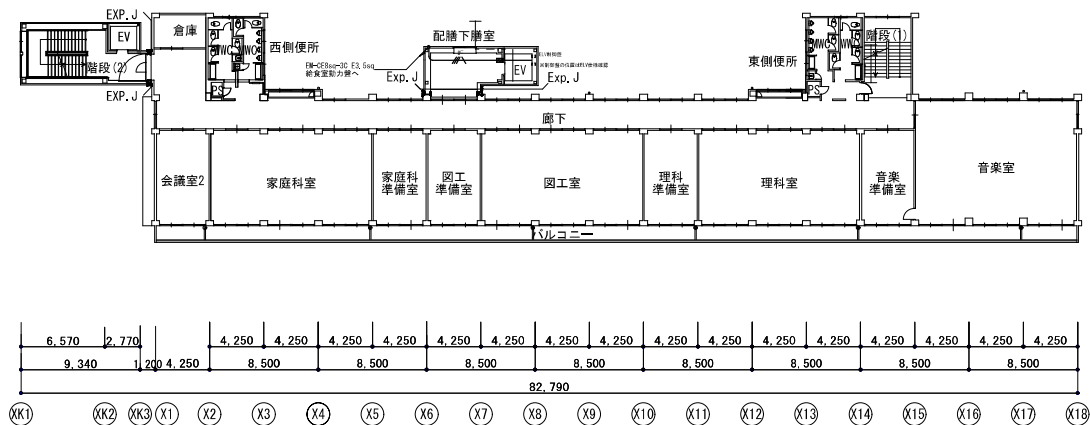
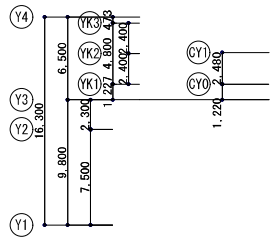
クラス編成は令和6年度のものとする。

	愛知県 高浜市役所			縮 尺	図面番
		工事名	港小学校長寿命化改良工事		EK-04
		図面名称	給食室幹線・動力設備2階平面図（改修前・改修後）	A1：1/200	



3 階平面図

クラス編成は令和6年度のものとする。



凡 例	
記 号	名 称
	電灯分電盤
	動力分電盤
	強弱スイッチ（機械設備より支給）

配線凡例	
電線	電線種類
	天井隠蔽配線
	露出配管
	躯体打込配管
	地中埋設配管
	EM-CE2 ² ~3C+E1.6
	EM-CE3.5 ³ ~3C+E1.6
	EM-CE5.5 ⁵ ~3C+E1.6
	EM-CE8 ⁸ ~3C+E3.5 ³
	EM-CEE2 ² ~3C

注：防火区画の貫通処理は、大臣認定工法（防火キットなど）または、前後1m以上鋼管施工とする。

4 階平面図

クラス編成は令和6年度のものとする。

——— 防火区画（面種区画）：令112条第1項 耐火構造の扉、特定防火壁で区画
- - - 防火区画（壁穴区画）：令112条第13項 耐火構造の扉、遮煙性能を有する防火設備で区画

愛知県 高浜市役所

工事名 港小学校長寿命化改良工事

図面名称 給食室動力設備3階・4階平面図

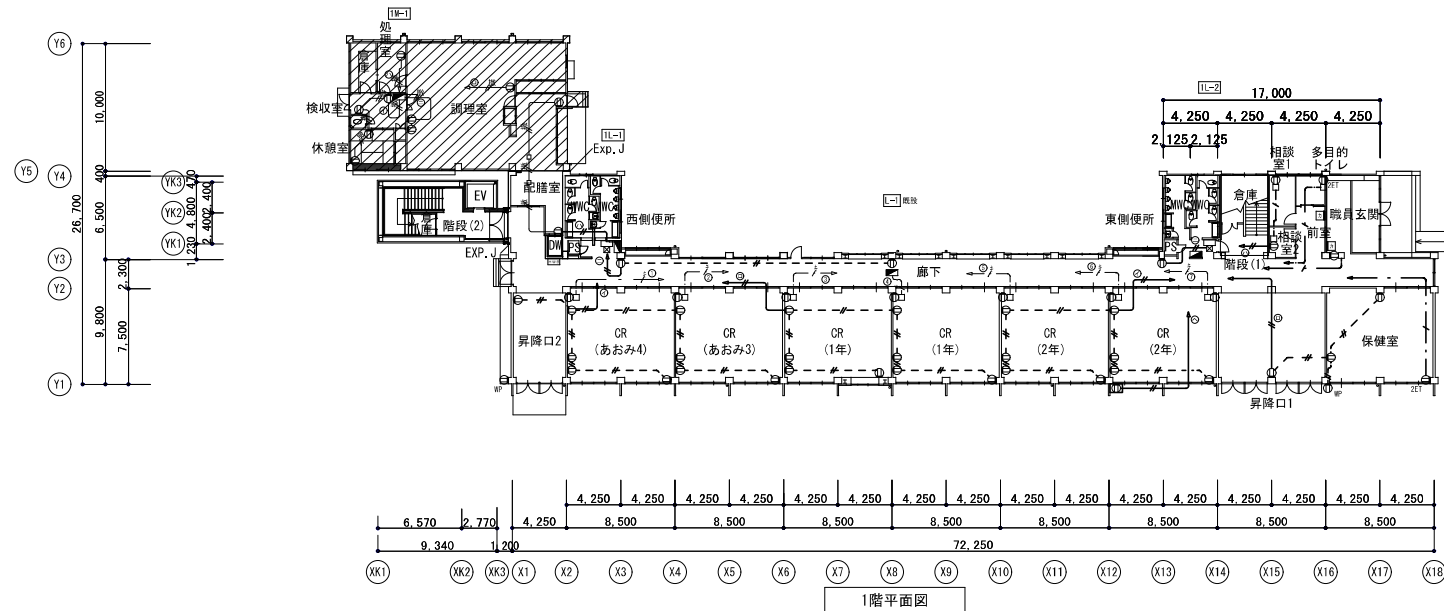
縮 尺 図面番号

A1 : 1/200

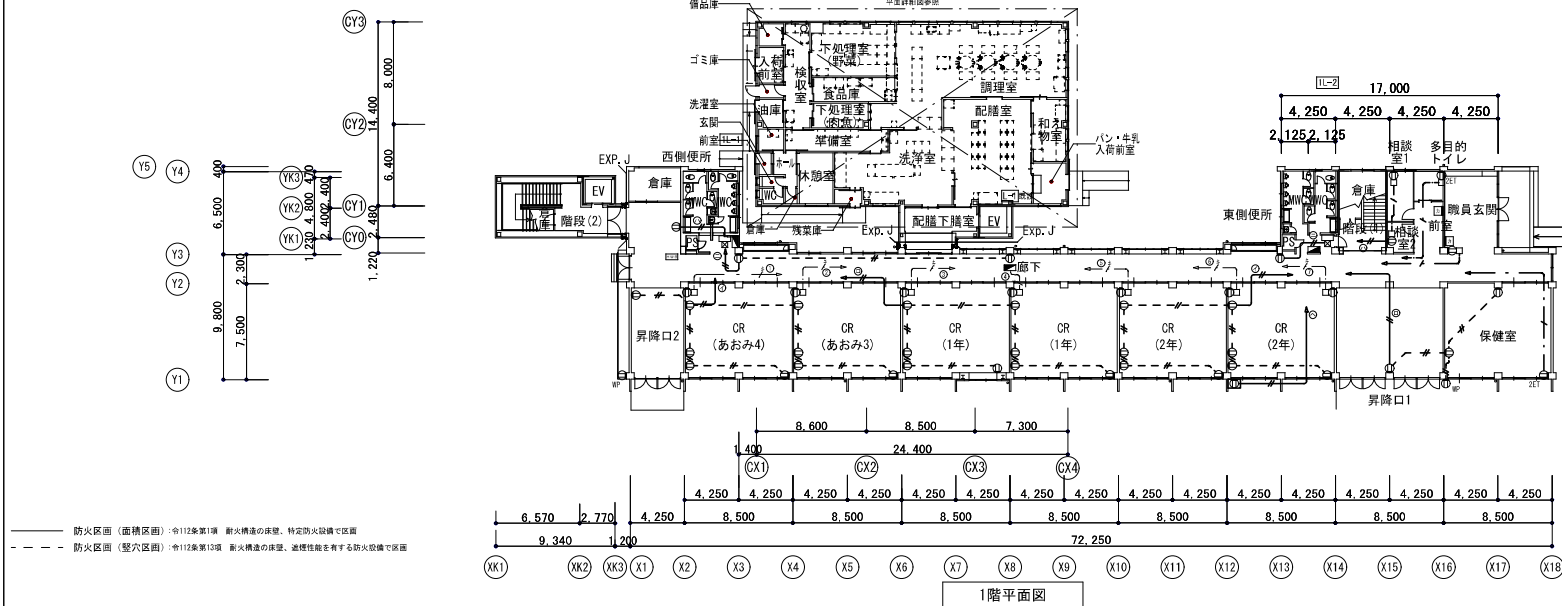
EK-05

型 号	特 徴	参考型式	形状
EET	接地2P15A E7付コンセント	WN11314	
2EETWP	接地2P15A E7付防水用コンセント	WK41005	
2P15AE	接地2P15A コンセント (150V)	WN1112K	
3P20AE (引継)	接地3P20A 引継コンセント	WF2420BK	
3P20AEMP (引継)	接地3P20A 引継嵌金コンセント	WK6420	

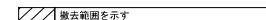
	愛知県 高浜市役所			縮 尺	図面番号
		工事名	港小学校長寿命化改良工事		EK-06
		図面名称	給食室動力設備1階平面詳細図	A1:1/50	



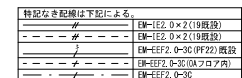
クラス編成は令和6年度のものとする。



クラス編成は令和6年度のものとする。



クラス編成は令和6年度のものとする。



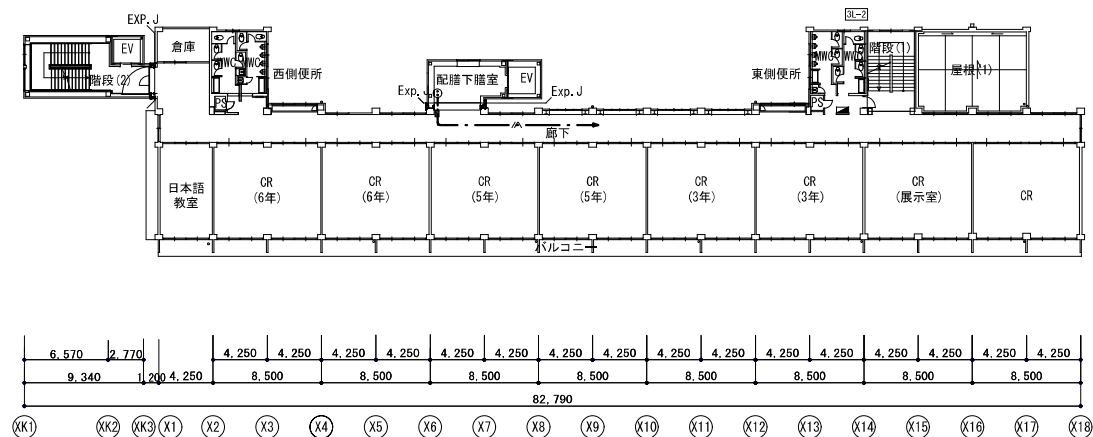
クラス編成は令和6年度のものとする。

愛知県 高浜市役所

工事名	港小学校長寿命化改良工事
図面名称	給食室コンセント設備2階平面図（改修前・改修後）

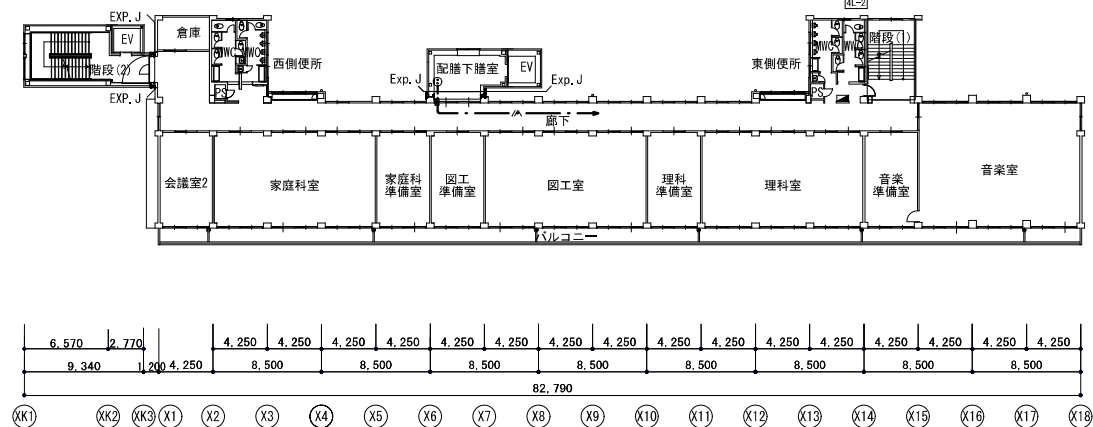
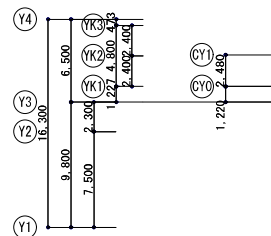
縮尺	図面番号
----	------

--	--



3 階平面図

クラス編成は令和6年度のものとする。



4 階平面図

クラス編成は令和6年度のものとする。

凡 例	
記 号	名 称
	電灯分電盤
	埋込コンセント 2P15A*2 新金フ レート

配線凡例	
電線	電線種類
	天井隠蔽配線
	露出配管
	躯体打込配管
	地中埋設配管
	
	FM-EEF2.0-2C
	FM-EEF1.6-3C
	FM-EEF2.0-3C (1C7アース)
	
	防火区画貫通処理

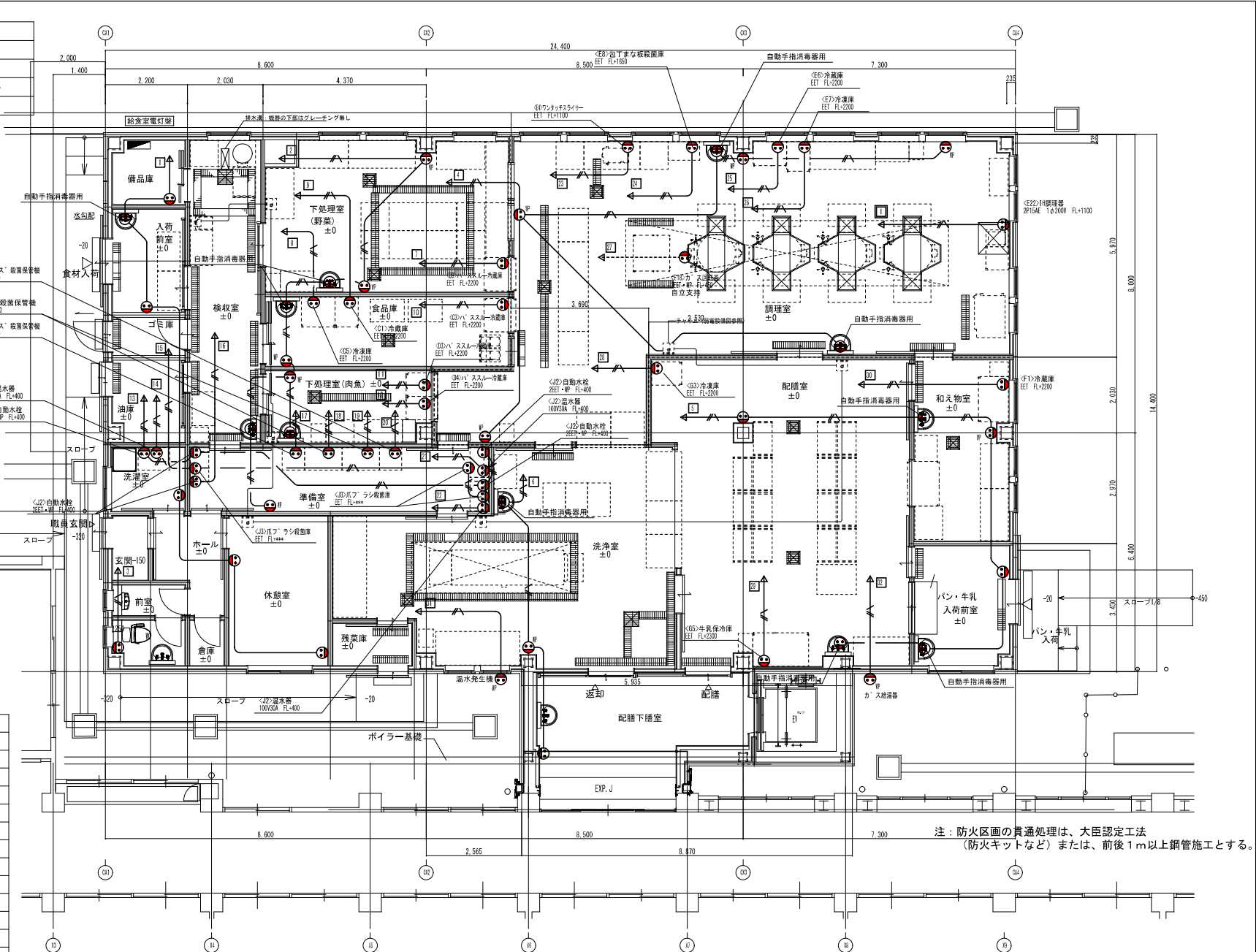
注：防火区画の貫通処理は、大臣認定工法（防火キットなど）または、前後1m以上鋼管施工とする。

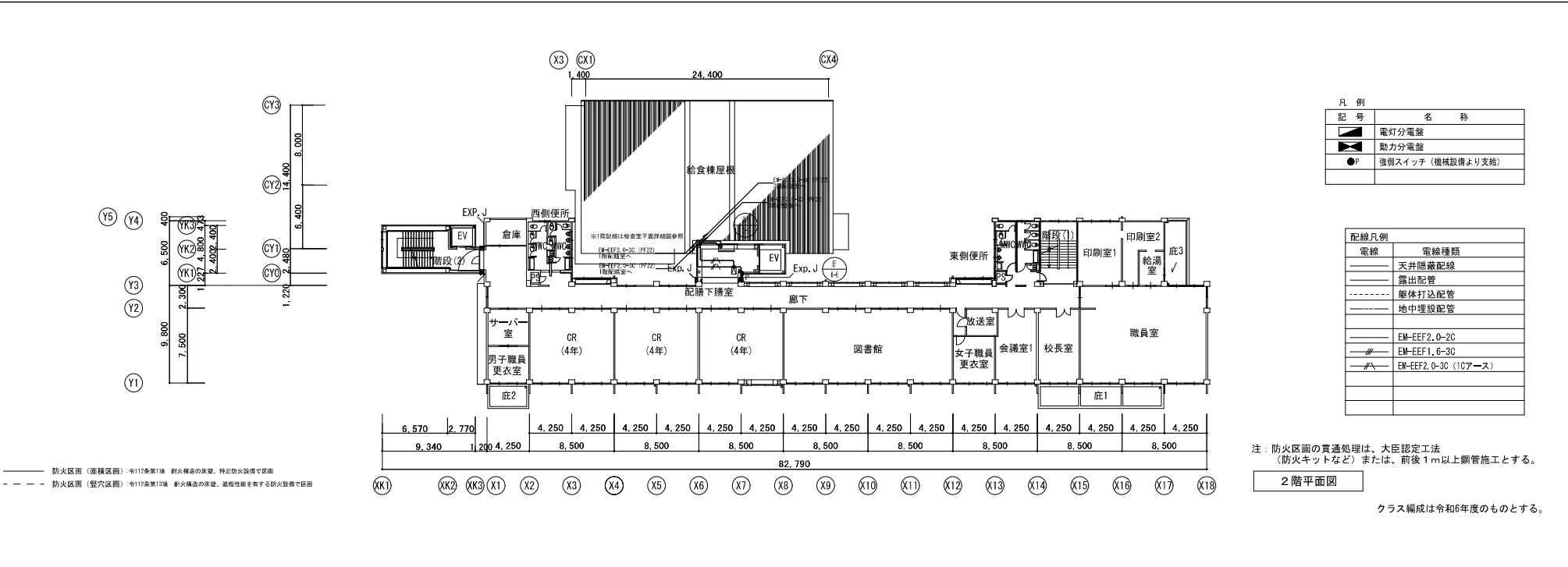
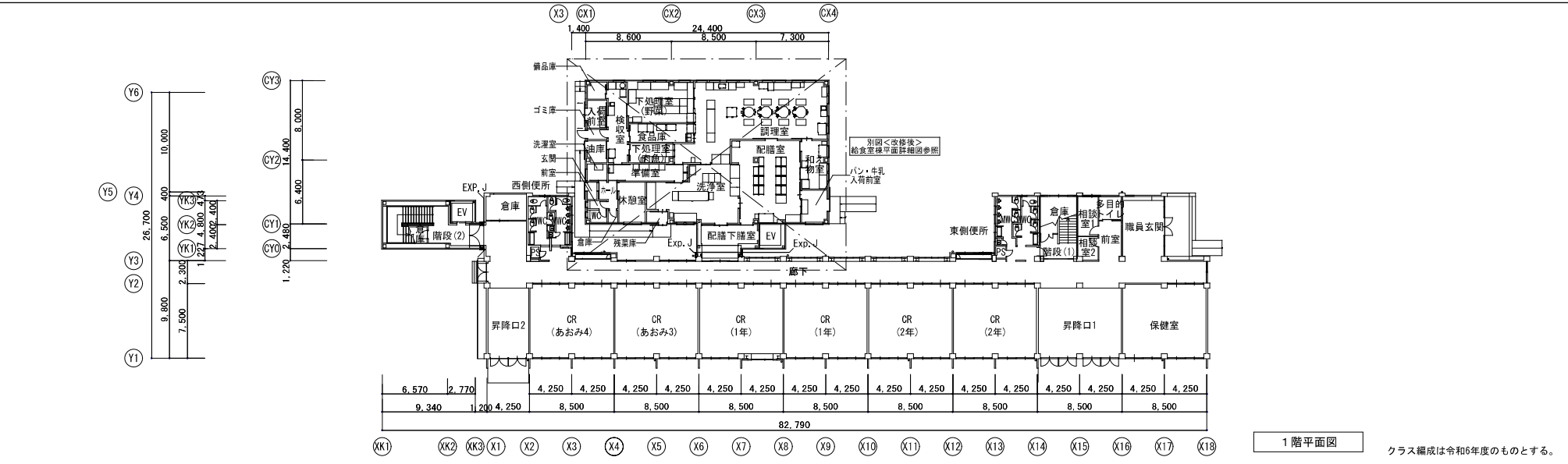
—— 防火区画（面積区画）：令112条第1項 耐火構造の床壁、特定防火設備で区画

凡 例		
記 号	名 称	
■	電灯分電盤	
■	動力分電盤	
●	埋込コンセント 2P15A*2 新金フ レート	
●	防水コンセント 2P15A*2 E・E付	

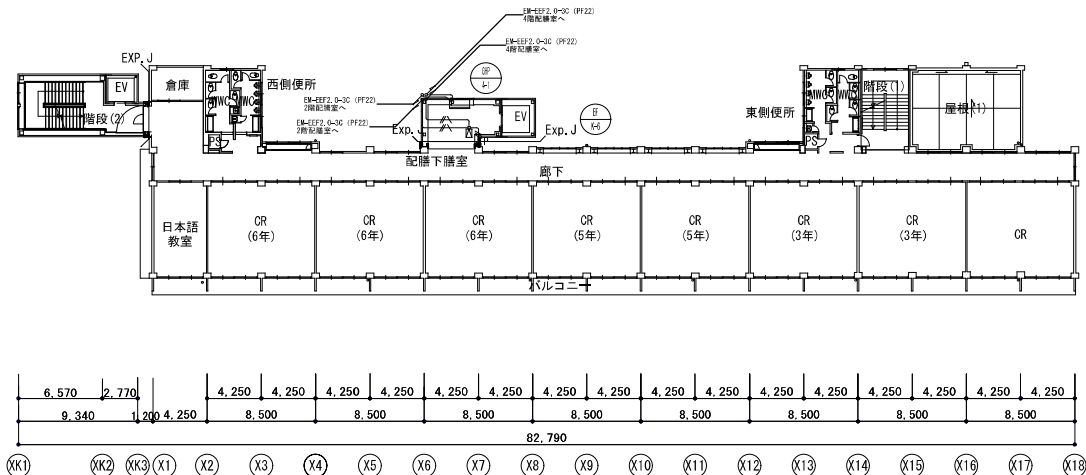
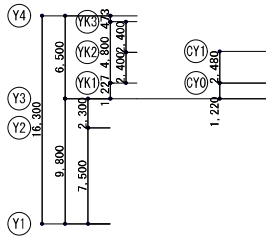
<コンセント凡例>			
記 号	準 拠	参考型式 (mm)	形状
EET	埋込型15A E付コンセント	W11314	①
2EETP	埋込型2P15A E付防水コンセント	N64105	②
2P15AE	埋込型15A コンセント (250V)	W1112K	③
2P20AE (50Hz)	埋込型2P20A 引込コンセント	NF24308	④
2P20AE (引込)	埋込型2P20A 引込防水コンセント	N66420	⑤

配線凡例	
電 線	電線種類
——	天井隠蔽配線
——	露出配管
-----	躯体打込配管
-----	地中埋設配管
——	EM-EFF2.0-2C
——	EM-EFF1.6-3C
——	EM-EFF1.6-3C (10アース)
——	EM-EFF2.0-3C (10アース)



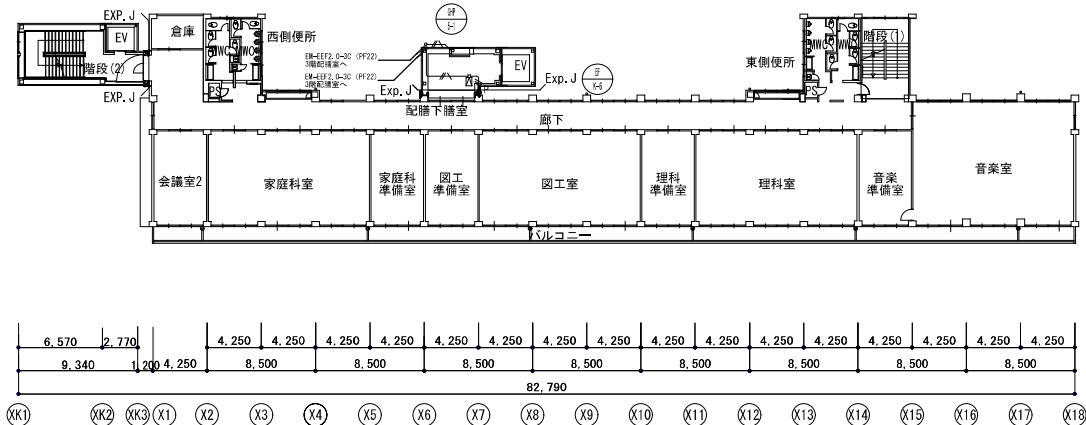
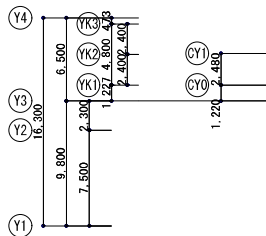


愛知県 高浜市役所	工事名	港小学校長寿化改良工事		縮 尺	図面番号 EK-11
	図面名称	給食室空調機電源・換気電源設備1階・2階平面図		A1：1/200	



3 階平面図

クラス編成は令和6年度のものとする。



凡 例	
記 号	名 称
	電灯分電盤
	動力分電盤
	強弱スイッチ（機械設備より支給）

配線凡例	
電 線	電 線 種 類
	天井隠蔽配線
	露出配管
	躯体打込配管
	地中埋設配管
	EM-EFF2, 0-2C
	EM-EFF1, 6-3C
	EM-EFF2, 0-3C (10アース)

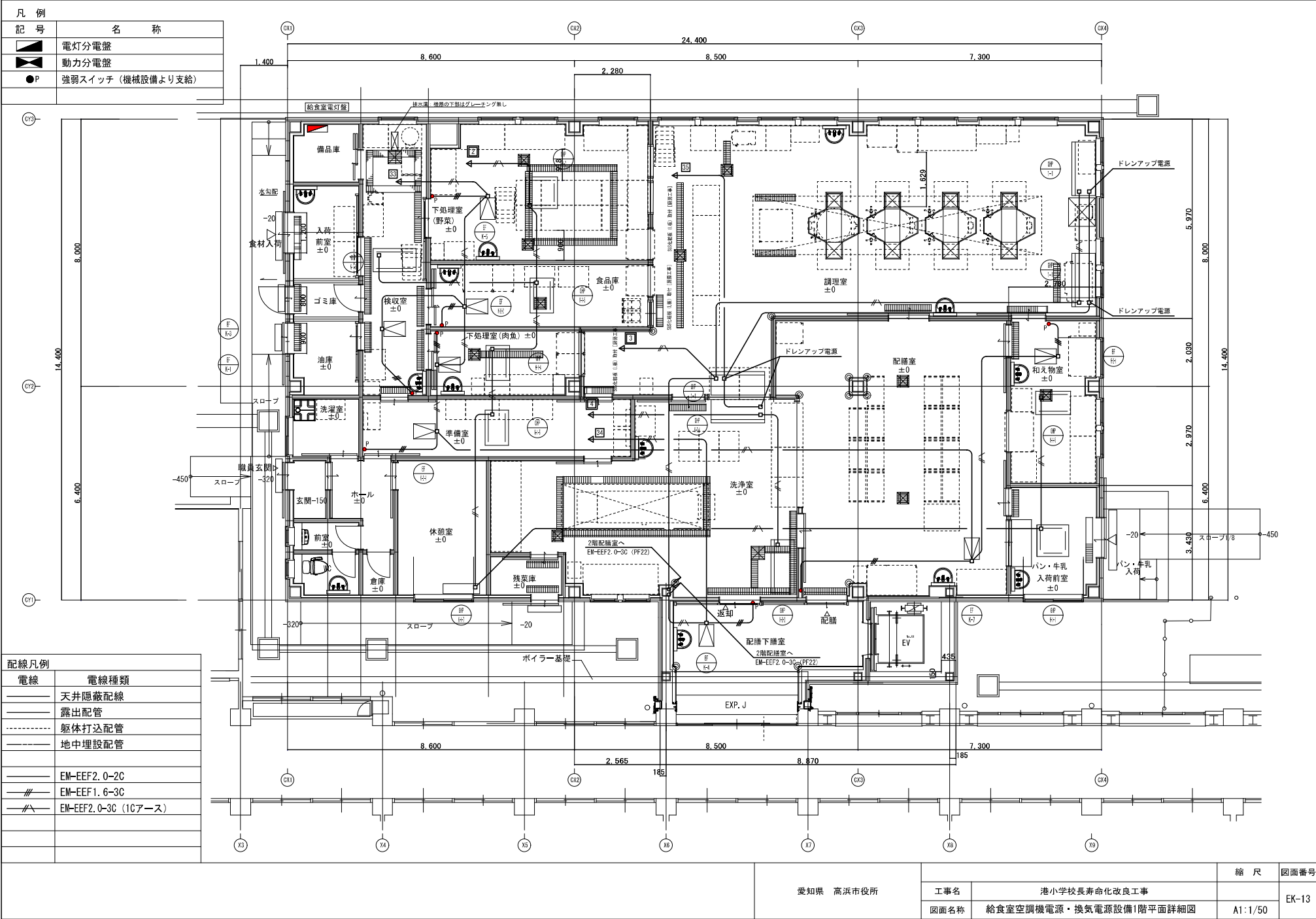
注：防火区画の貫通処理は、大臣認定工法（防火キットなど）または、前後1m以上鋼管施工とする。

4 階平面図

クラス編成は令和6年度のものとする。

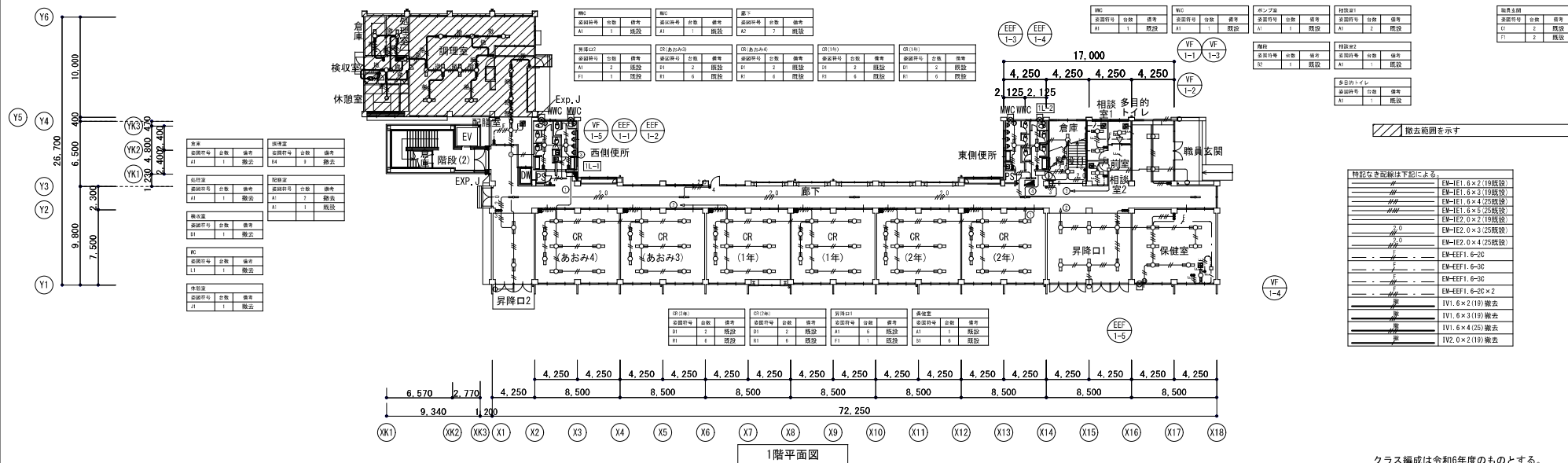
—— 防火区画（面積区画）：令110条第1項 耐火構造の壁、特定耐火設備で区画
- - - 防火区画（壁穴区画）：令112条第13項 耐火構造の壁、遮断性能を有する防火設備で区画

	愛知県 高浜市役所	縮 尺		図面番号
		工事名	港小学校長寿命化改良工事	
		図面名称	給食室空調機電源・換気電源設備3階・4階平面図	



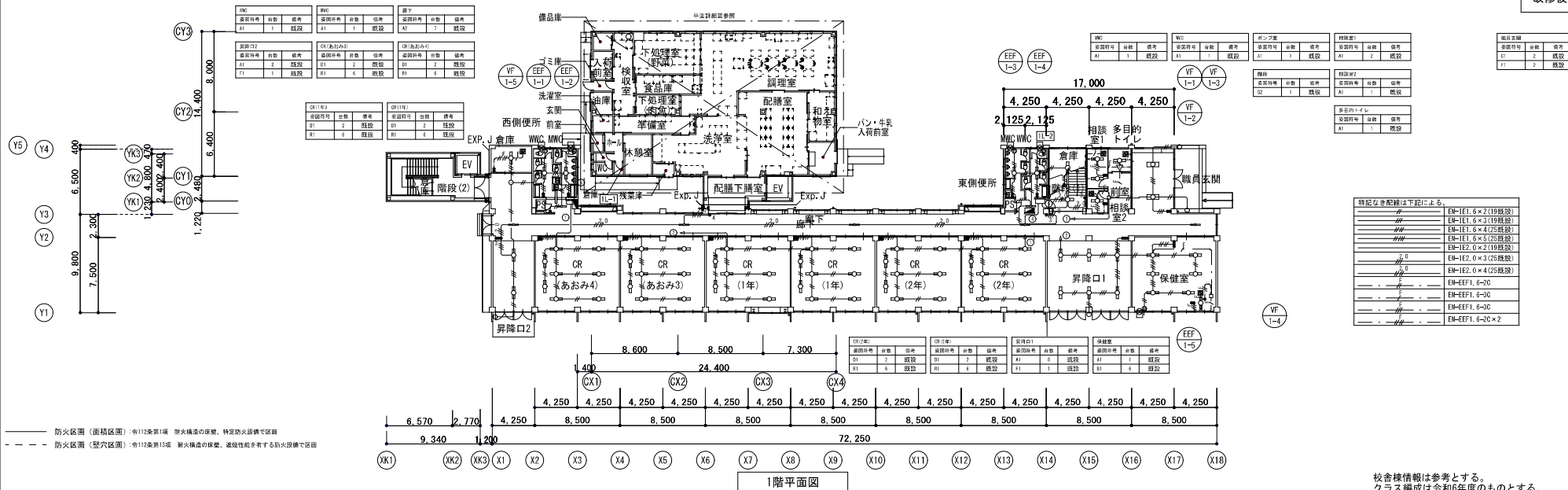
A	i Dシリーズ直付型40形 Dスタイル W150	B	i Dシリーズ直付型40形 Dスタイル W150	C	i Dシリーズ直付型20形 Dスタイル W150
 一般タイプ、5200lmタイプ 消費電力31.9W、定格出力型、電圧100～242V 本体：銅板（白色粉体塗装） ライトバー（カバー）：ポリカーボネート（乳白） 光源寿命40000時間（光束維持率85%） 昼白色（5000K）、Ra83 電源装置はライトバー側に内蔵 パナソニック 直付X L X 4 5 0 A E N P L E 9相当品		 一般タイプ、2500lmタイプ 消費電力16.3W、定格出力型、電圧100～242V 約10～100%連続調光型 本体：銅板（白色粉体塗装） ライトバー（カバー）：ポリカーボネート（乳白） 光源寿命40000時間（光束維持率85%） 昼白色（5000K）、Ra83、電源装置はライトバー側に内蔵 パナソニック 直付X L X 4 2 0 A E N P L A 9相当品		 一般タイプ、3200lmタイプ 消費電力21.8W、定格出力型、電圧100～242V 約10～100%連続調光型 本体：銅板（白色粉体塗装） ライトバー（カバー）：ポリカーボネート（乳白） 光源寿命40000時間（光束維持率85%） 昼白色（5000K）、Ra83、電源装置はライトバー側に内蔵 パナソニック 直付X L X 2 3 0 A E N C L A 9相当品	
D	i Dシリーズ直付形40形 Dスタイル 防湿型・防雨型 W150	E	ダウンライト 60形電球1灯器具相当		
 一般タイプ、5200lmタイプ 消費電力32.5W、定格出力型、電圧100～242V 本体：亜鉛鍍金（クロムフリー・高反射白色粉体塗装） 防湿型・防雨型ライトバー：ポリカーボネート（乳白）＋アクリルコーティング 光源寿命40000時間（光束維持率85%） 1P23防湿型、昼白色（5000K）、Ra83 電源装置はライトバー側に内蔵 パナソニック 直付X L W 4 5 2 A E N Z L E 9相当品		 LEDフラットランプφ70 クラス500 1灯（口金GX53-1） 昼白色（5000K）、Ra83 器具光束440lm、消費電力5.7W、電圧100V 拡散タイプ、高気密S形 枠：銅板（ホワイトニッケルメッキ） 光源寿命40000時間（光束維持率70%） 位相制御式（2線式）、埋込φ100 パナソニック ダウンライトXAD1100NKCB1相当品			

改修前



クラス編成は令和6年度のものとする。

改修後

校舎棟情報は参考とする。
クラス編成は令和6年度のものとする。

愛知県 高浜市役所

工事名

港小学校長寿命化改良工事

縮尺

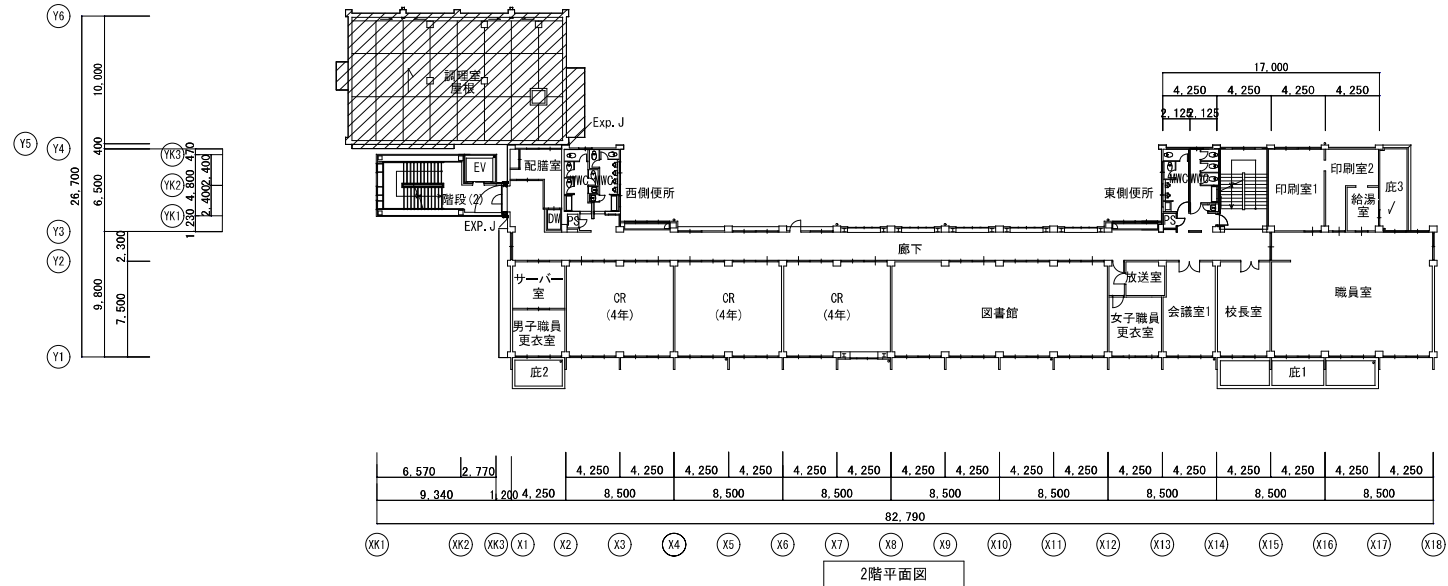
図面番号

図面名称

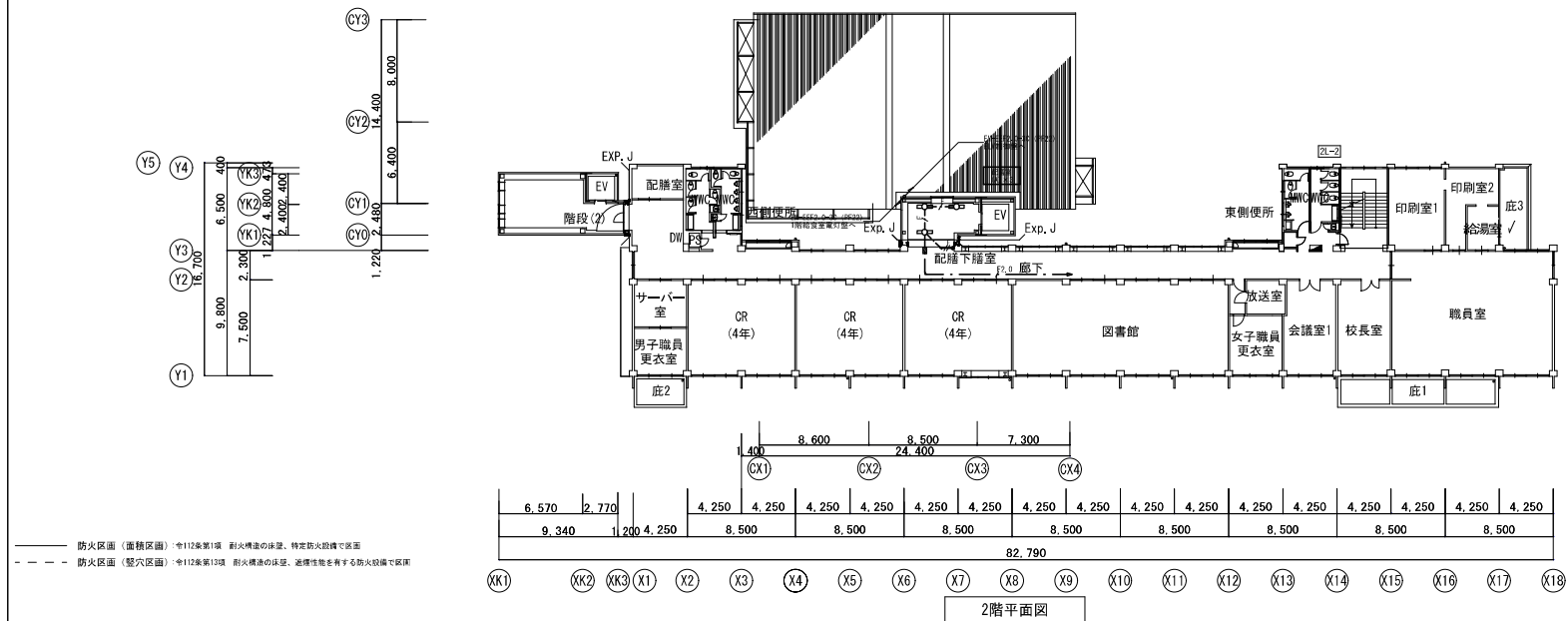
給食堂電灯設備1階平面図（改修前・改修後）

A1 : 1/200

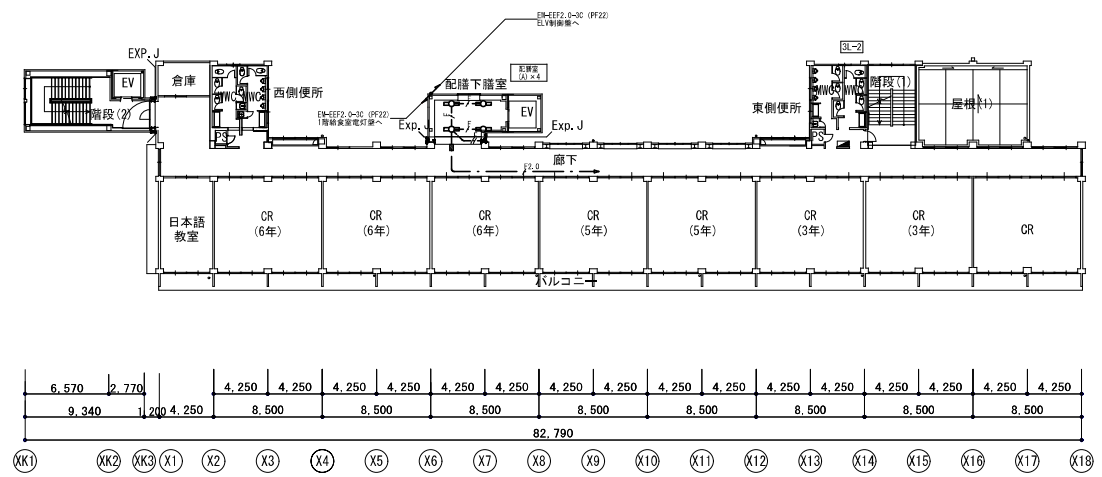
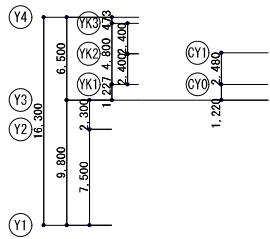
EK-15



クラス編成は令和6年度のものとする。

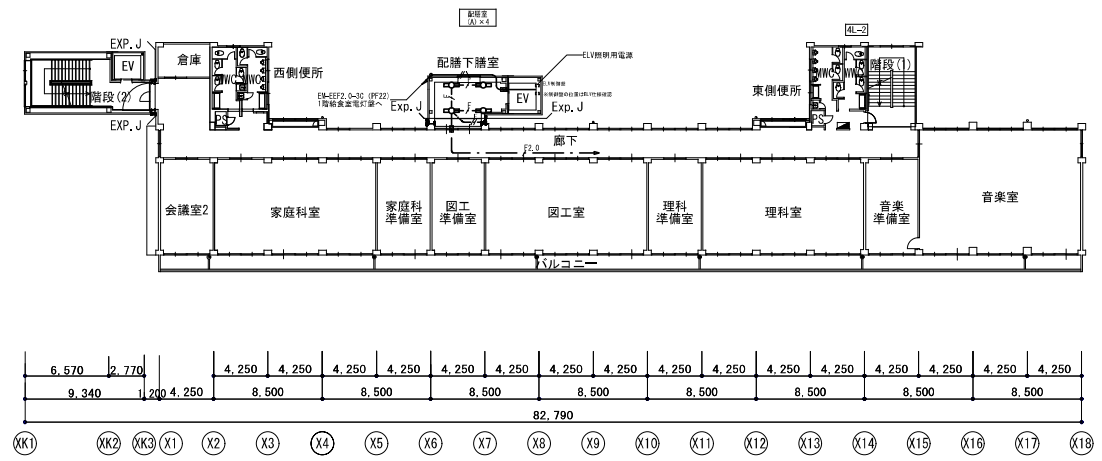
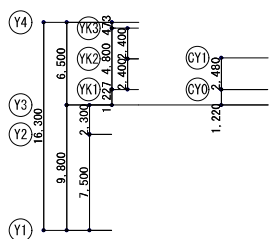


クラス編成は令和6年度のものとする。



3 階平面図

クラス編成は令和6年度のものとする。



凡 例	
記 号	名 称
	電灯分電盤
	連込スイッチ 1P15A+1 新金フ レード

配線凡例	
電線	電線種類
	天井隠蔽配線
	露出配管
	躯体打込配管
	地中埋設配管
	EM-EFF2, 0-2C
	EM-EFF1, 6-2C
	EM-EFF1, 6-3C
	EM-EFF1, 6-3C (10Aース)
	EM-EFF2, 0-3C (10Aース)
	防火区画貫通処理

注：防火区画の貫通処理は、大臣認定工法（防火キットなど）または、前後1m以上鋼管施工とする。

4 階平面図

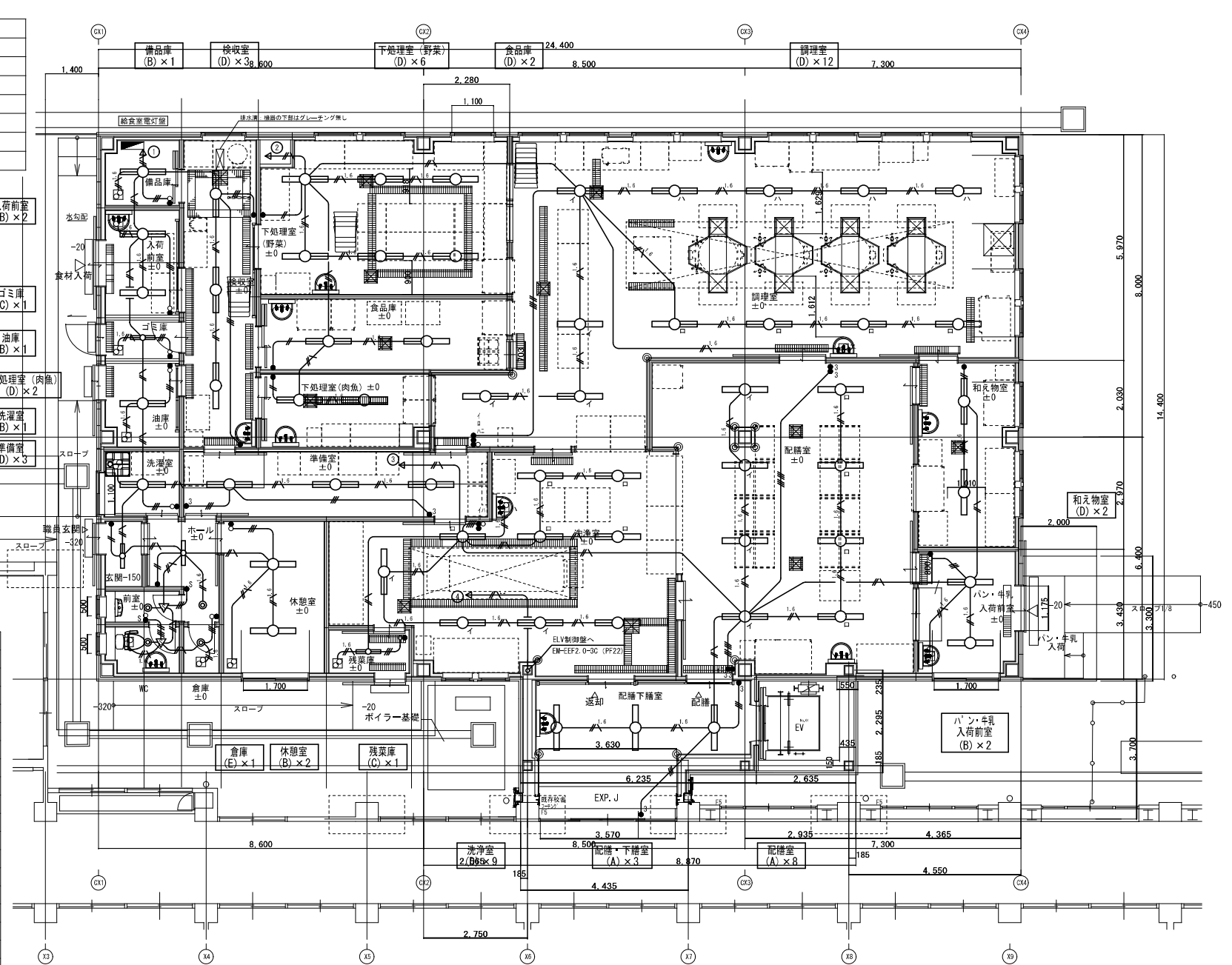
—— 防火区画（面積区画）：令112条第1項 耐火構造の床版、特定防火設備で区画
- - - 防火区画（壁穴区画）：令112条第13項 耐火構造の床版、遮断性能を有する防火設備で区画

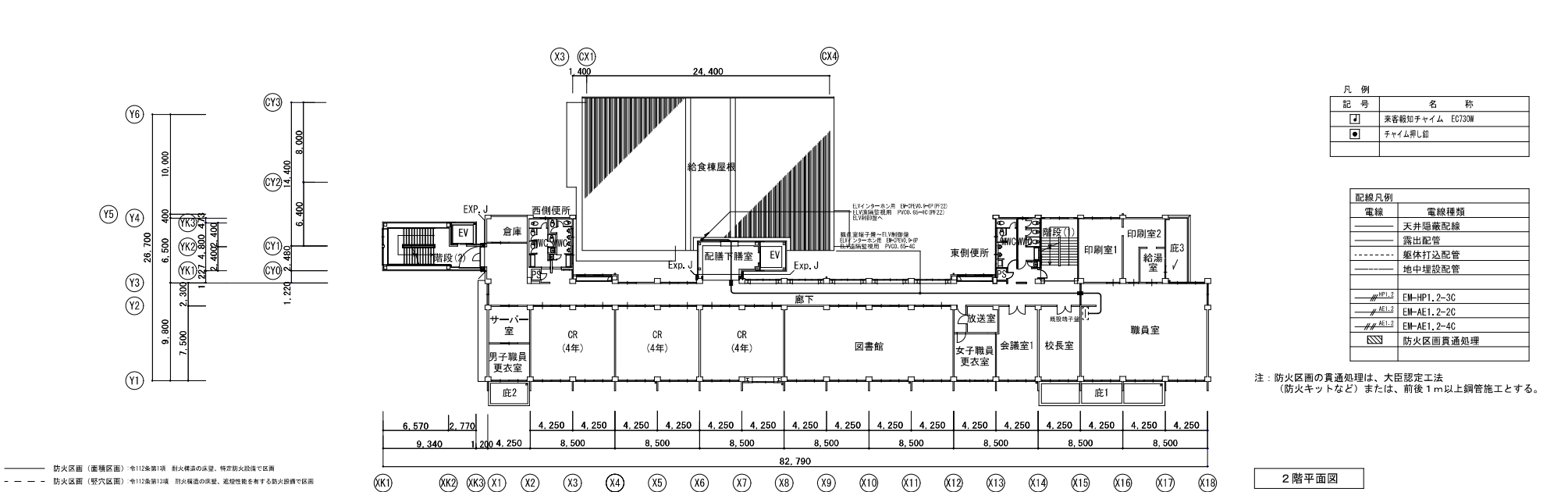
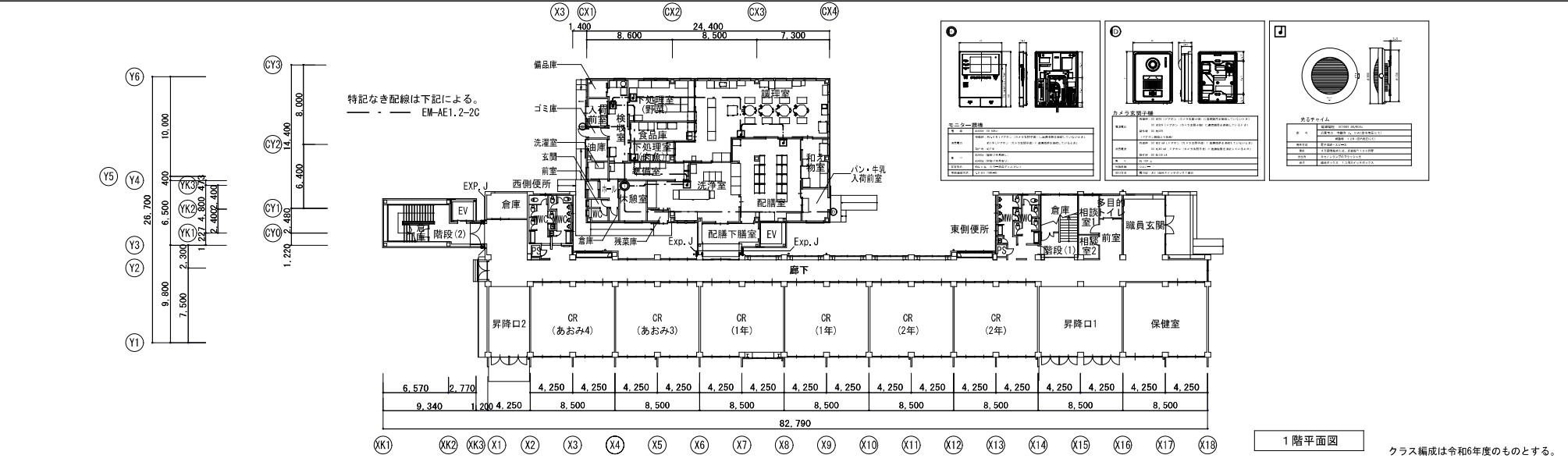
クラス編成は令和6年度のものとする。

	愛知県 高浜市役所			縮 尺	図面番号
		工事名	港小学校長寿命化改良工事	A1 : 1/200	EK-17
		図面名称	給食室電灯設備3階・4階平面図		

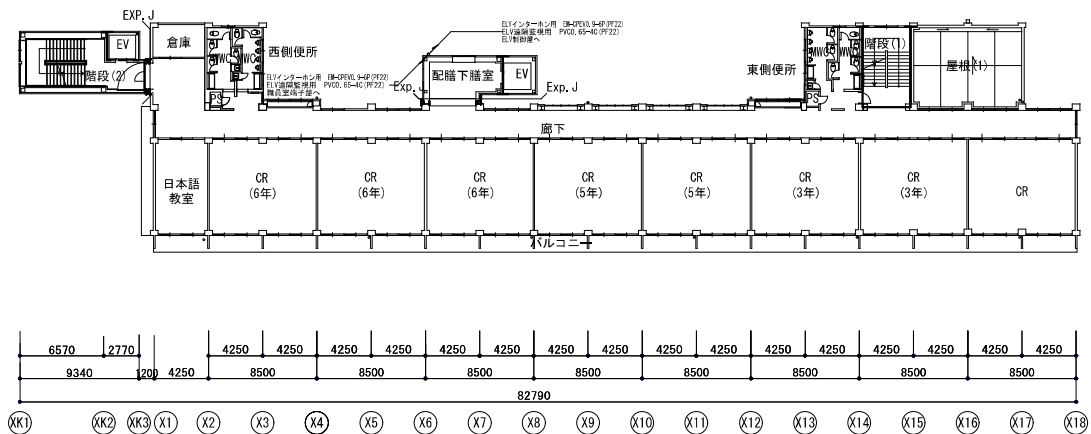
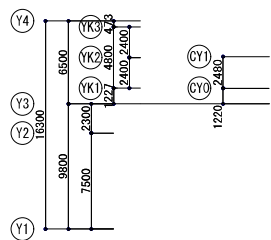
凡 例	
記 号	名 称
■	電灯分電盤
●	埋込スイッチ 1P15A*1 新金フ' レート
●3	埋込スイッチ 3W15A*1 新金フ' レート
○	埋込スイッチ 1P15A*1 PL付 新金フ' レート
●S	センサ切替スイッチ

配線凡例	
電線	電線種類
——	天井隠蔽配線
——	露出配管
-----	躯体打込配管
-----	地中埋設配管
——	EM-EEF2.0-2C
——	EM-EEF1.6-2C
——	EM-EEF1.6-3C
—— ^{1.6}	EM-EEF1.6-3C (1Cアース)
—— ^{1.6}	EM-EEF2.0-3C (1Cアース)
——	EM-EEF1.6-2C*2
——	EM-EEF1.6-3C+1.6-2C
——	EM-EEF1.6-3C*2



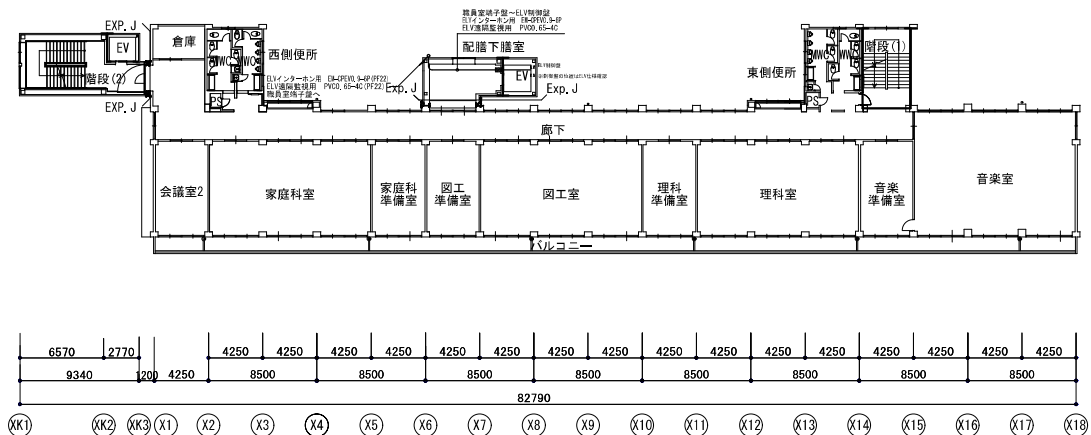
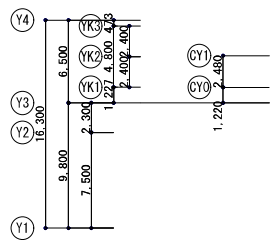


愛知県 高浜市役所	工事名	港小学校長寿命化改良工事	縮 尺	図面番号
	図面名称	校舎弱電設備 1階・2階平面図	A1 : 1/200	EK-20



3 階平面図

クラス構成は令和6年度のものとする。



配線凡例	
電線	電線種類
——	天井隠蔽配線
---	露出配管
- - - -	躯体打込配管
.....	地中埋設配管
——HP1.2	EM-HP1.2-3C
——AF1.2	EM-AF1.2-2C

注：防火区画の貫通処理は、大臣認定工法（防火キットなど）または、前後1m以上鋼管施工とする。

4 階平面図

クラス構成は令和6年度のものとする。

愛知県 高浜市役所

工事名 港小学校長寿命化改良工事
図面名称 給食室弱電設備3階・4階平面図

縮 尺 図面番号
A1 : 1/200 EK-21

放送設備 系統図

放送設備系統図

(屋内運動場)

(特別教室)

(給食室)

(校舎棟)

凡 例

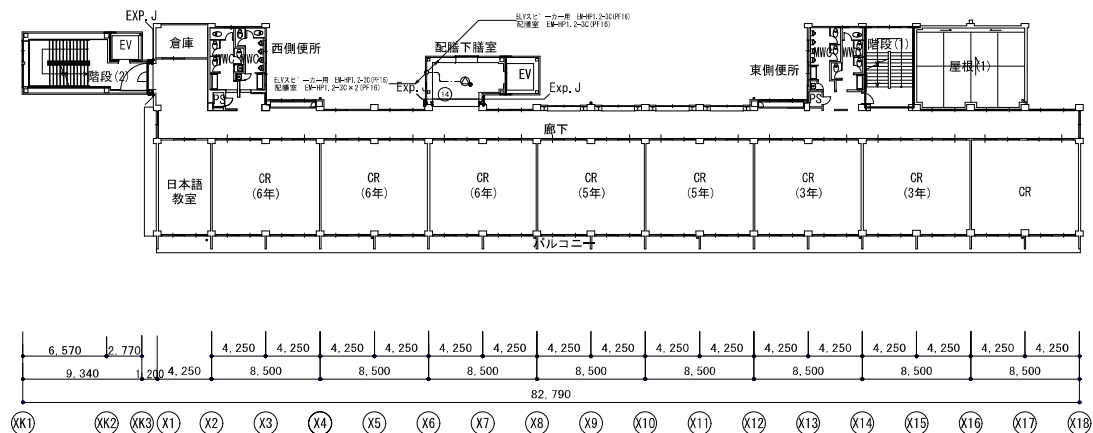
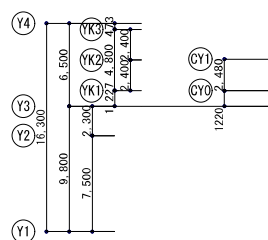
シンボル	品 名
	非常業務放送機
	デスク型アンプ
	非常業務放送機操作器
	天井埋込型スピーカー (ATT兼)
	天井埋込型スピーカー (ATT付)
	防滴型天井スピーカー
	壁掛型スピーカー (ATT兼)
	壁掛型スピーカー (防球ガード付)
	壁掛型スピーカー (ATT付)
	ホーンスピーカー (防球ガード付)
	ホーンスピーカー (15W)
	アッテネータ
	アッテネータ (防球ガード付)
	電源遮断ユニット
	EVカゴ内スピーカー (別添工事)
	ワイヤレスアンテナ (壁取付型)
	屋外用レシーバー兼
	球子機 (既設使用)

配管・配線

※特記なき配管配線は下記とする。

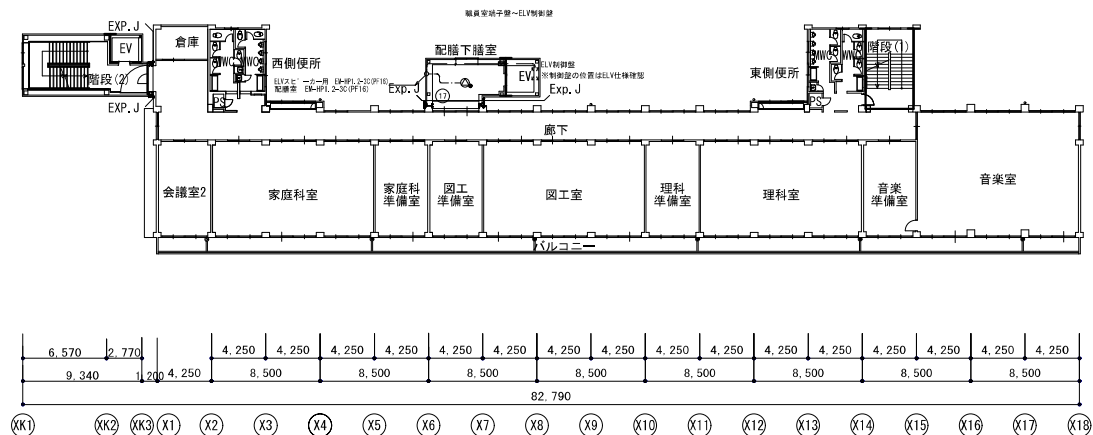
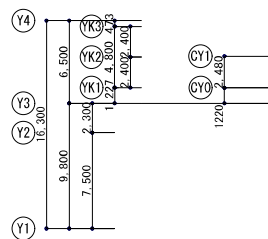
EP-MP1, 2-2C EP-MP1, 2-2C EP-MP1, 2-2P IG EP-50-FB EP-ME50, 75-2C EP-ME50, 9-3P EP-MP1, 2-2OPx2 EP-MP1, 2-1OP EP-ME1, 2-2OPx2 EP-ME1, 2-1OP	保護管 (PF16) 保護管 (PF16) 保護管 (PF22) 保護管 (PF16) 保護管 (PF16) 保護管 (PF36) x2 保護管 (PF28) 保護管 (PF36) x2 保護管 (PF28)
---	---

※二重天井内はコロガシ配線とし、立上げ・引き下げ
 壁・建具直部は上扣保護管により保護のこと。
 ※ケーブルの防火区画及び防火上重要な機材等の直通部は、
 防火区画貫通管を通し、耐火配管を施工すること。
 ※幹線配管は既設配管活用。



3 階平面図

クラス編成は令和6年度のものとする。



配線凡例	
電線	電線種類
——	天井隠蔽配線
- - -	露出配管
- - -	躯体打込配管
- - -	地中埋設配管
——HP1.2	EM-HP1.2-3C
——AE1.2	EM-AE1.2-2C
■	防火区画貫通処理

注：防火区画の貫通処理は、大臣認定工法（防火キットなど）または、前後1m以上鋼管施工とする。

4 階平面図

クラス編成は令和6年度のものとする。

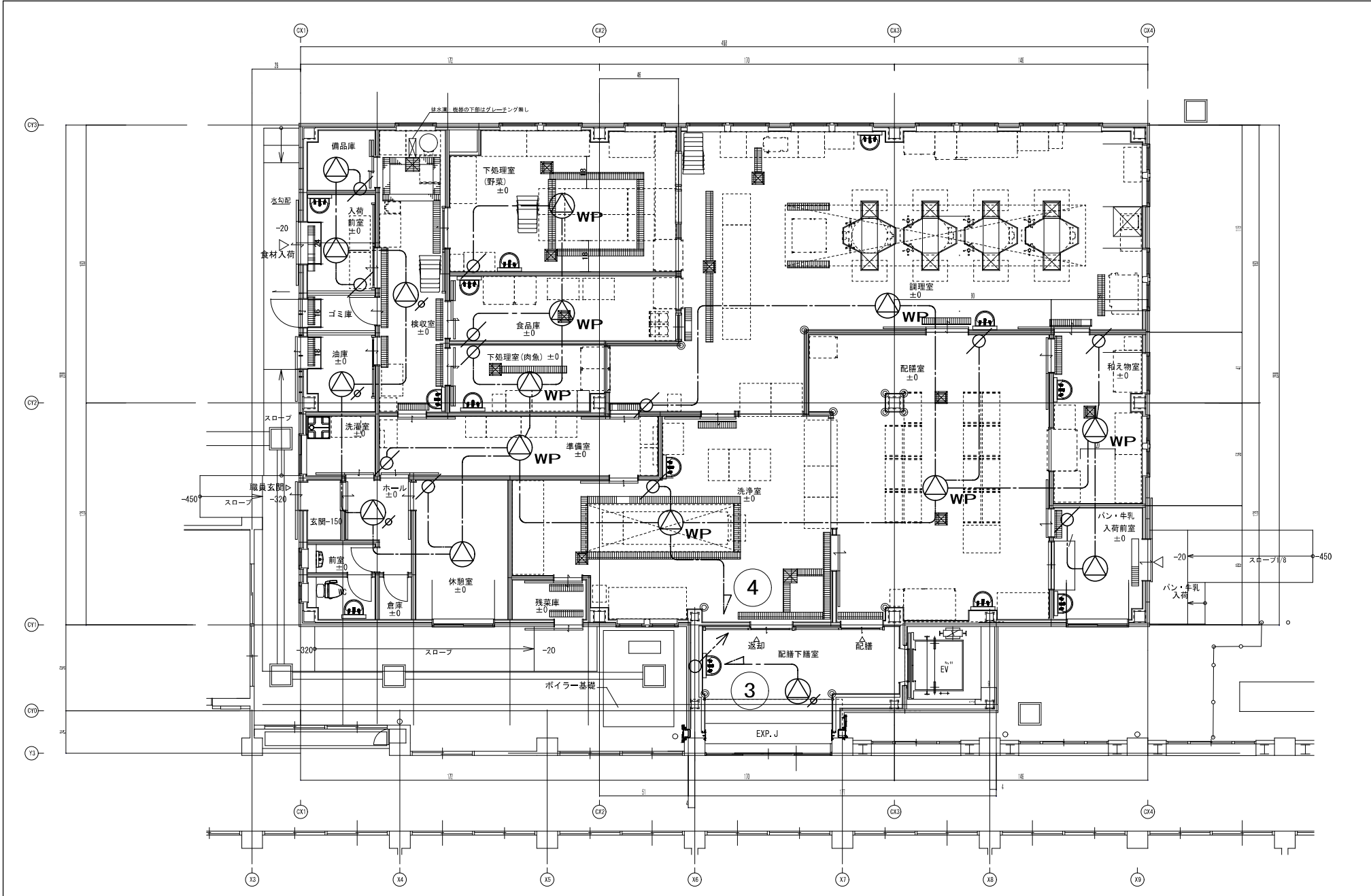
—— 防火区画（面積区画）：令112条第1項 耐火構造の扉壁、特定防火設備で区画
—— 防火区画（壁穴区画）：令112条第13項 耐火構造の扉壁、遮煙性能を有する防火設備で区画

注：防火区画の貫通処理は、大臣認定工法（防火キットなど）または、前後1m以上鋼管施工とする。

愛知県 高浜市役所

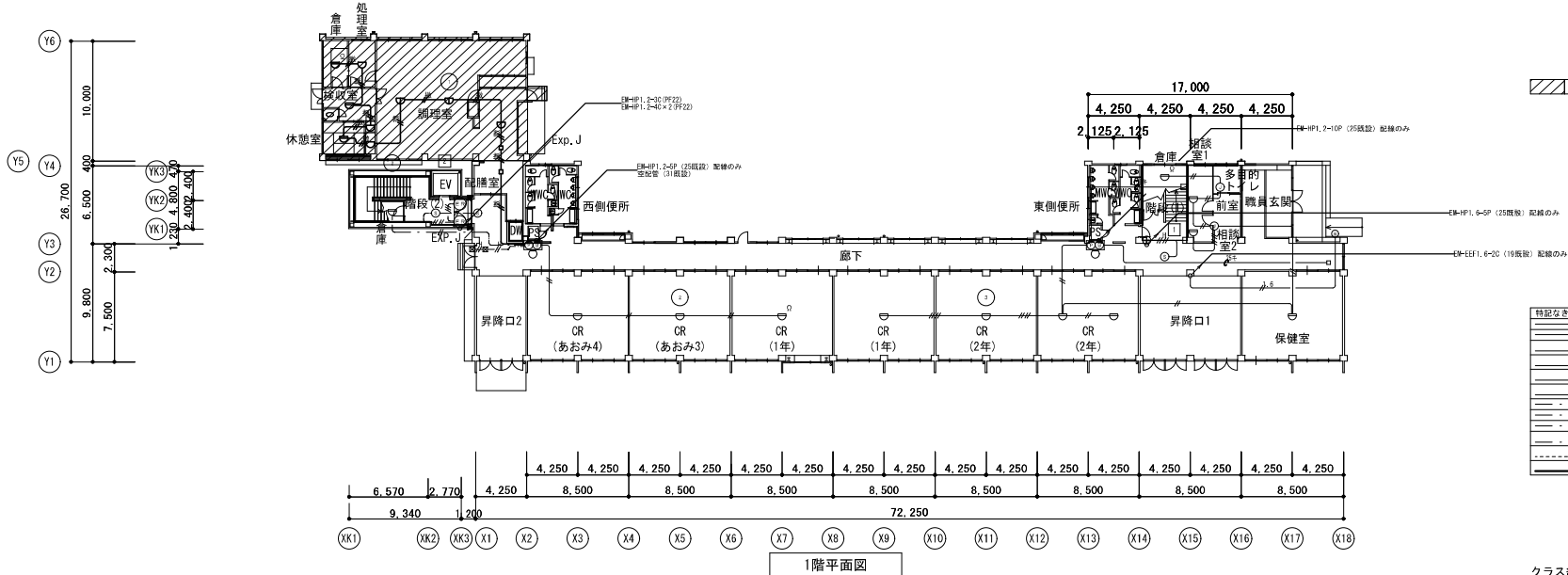
工事名 港小学校長寿命化改良工事
図面名称 給食室拡声設備 3階・4階平面図

縮 尺 A1：1/200
図面番号 EK-25



愛知県 高浜市役所	工事名	港小学校長寿命化改良工事	縮 尺	図面番号
	図面名称	給食室拡声設備 1階平面詳細図	A1:1/50	EK-26

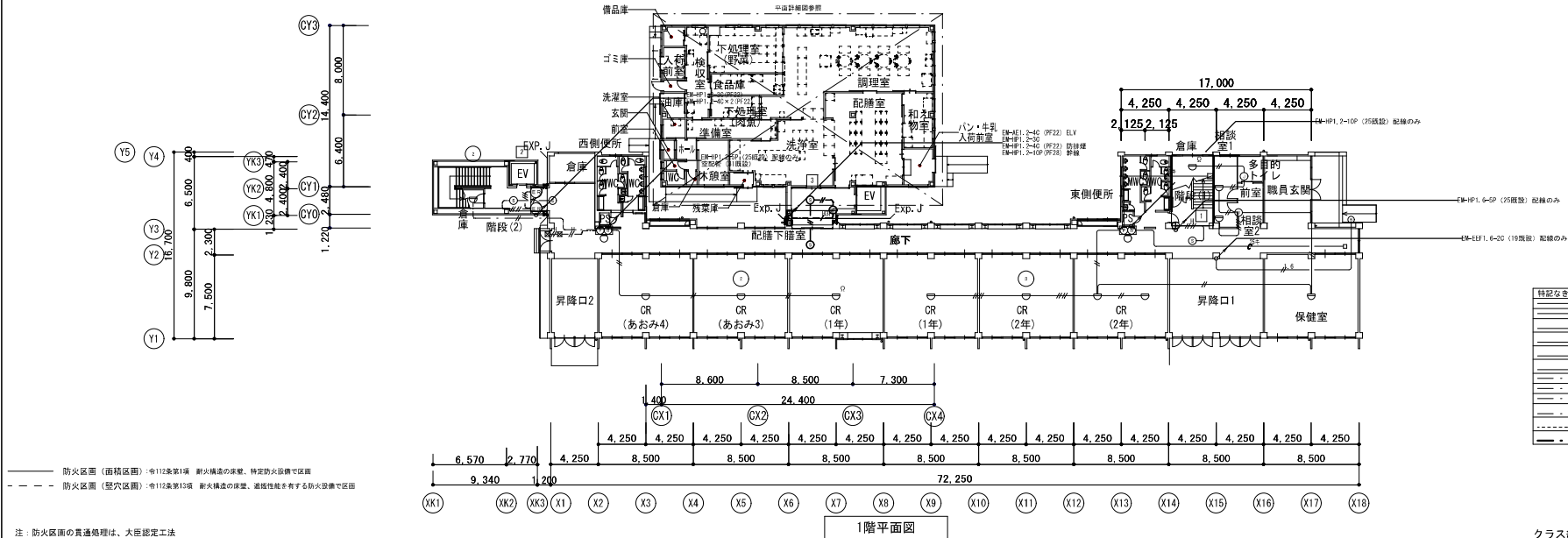
改修前



特記なき配線は下記による	
///	EM-AE1, 2-2C (19股線)
///	EM-AE1, 2-4G (19股線)
///	EM-HP1, 2-4G (19股線)
///	EM-EF1, 6-2C (19股線)
///	空配管 (25股線)
///	空配管 (19股線)
///	EM-AE1, 2-2C
///	EM-HP1, 2-4G
///	EM-HP1, 2-2C
///	EM-HP1, 2-2C (G16) 体育館
///	EM-HP1, 2-2C (G16) 体育館
///	TV1, 2×2 (19) 廊下

クラス編成は令和6年度のものとする。

改修後



特記なき配線は下記による	
///	EM-AE1, 2-2C (19股線)
///	EM-AE1, 2-4G (19股線)
///	EM-HP1, 2-4G (19股線)
///	EM-EF1, 6-2C (19股線)
///	空配管 (25股線)
///	空配管 (19股線)
///	EM-AE1, 2-2C
///	EM-HP1, 2-4G
///	EM-HP1, 2-2C
///	EM-HP1, 2-2C (G16) 体育館
///	EM-HP1, 2-2C (G16) 体育館
///	EM-HP1, 2-2C (G16) 体育館

クラス編成は令和6年度のものとする。

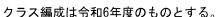
愛知県 高浜市役所

工事名 港小学校長寿命化改良工事

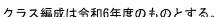
図面名称 給食室自動火災報知設備 1階平面図（改修前・改修後）

縮 尺 図面番号

A1 : 1/200 EK-28

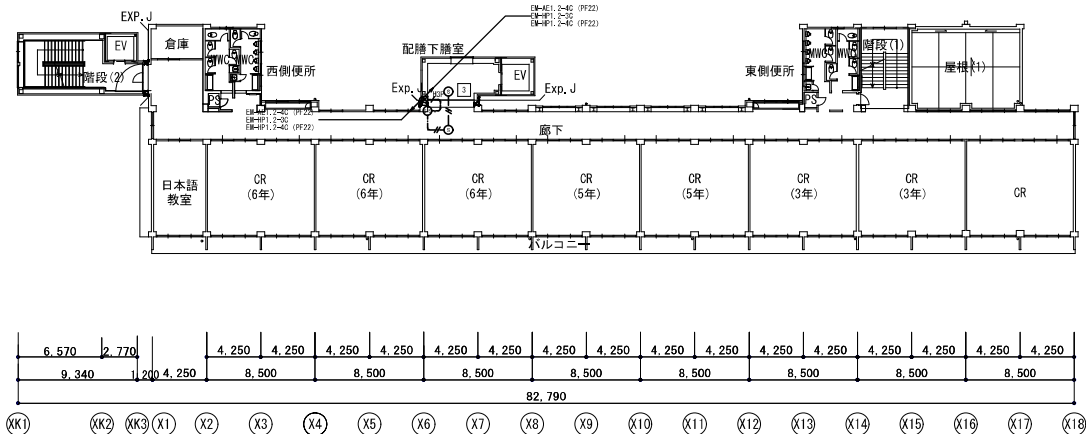
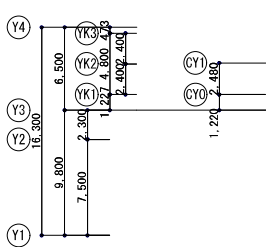


2階平面図



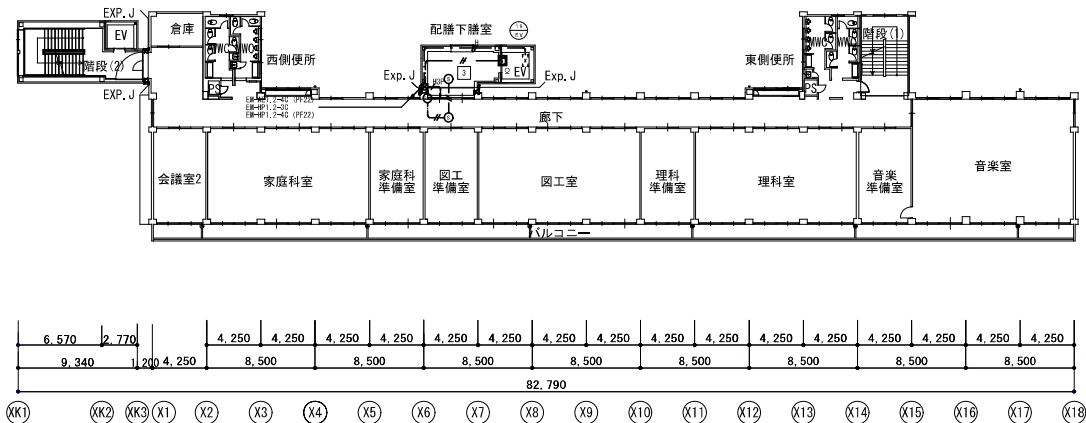
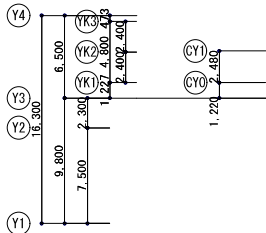
2階平面図

注：防火区画の貫通処理は、大臣認定工法（防火キットなど）または、前後1m以上鋼管施工とする。



3 階平面図

クラス編成は令和6年度のものとする。



4 階平面図

特記なき配線は下記による。	
———	EM-AE1.2-2C (PF22)
———	EM-HP1.2-2C
———	EM-HP1.2-3P (PF22)

配線凡例	
電線	電線種類
———	天井隠蔽配線
———	露出配管
———	躯体打込配管
———	地中埋設配管
———	
———	EM-HP1.2-3C
———	EM-AE1.2-2C
———	
———	防火区画貫通処理

クラス編成は令和6年度のものとする。

——— 防火区画（面貫区域）：令112条第1項 耐火構造の扉、特定防火設備で区画
- - - 防火区画（壁穴区域）：令112条第13項 耐火構造の扉、遮断性能を有する防火設備で区画

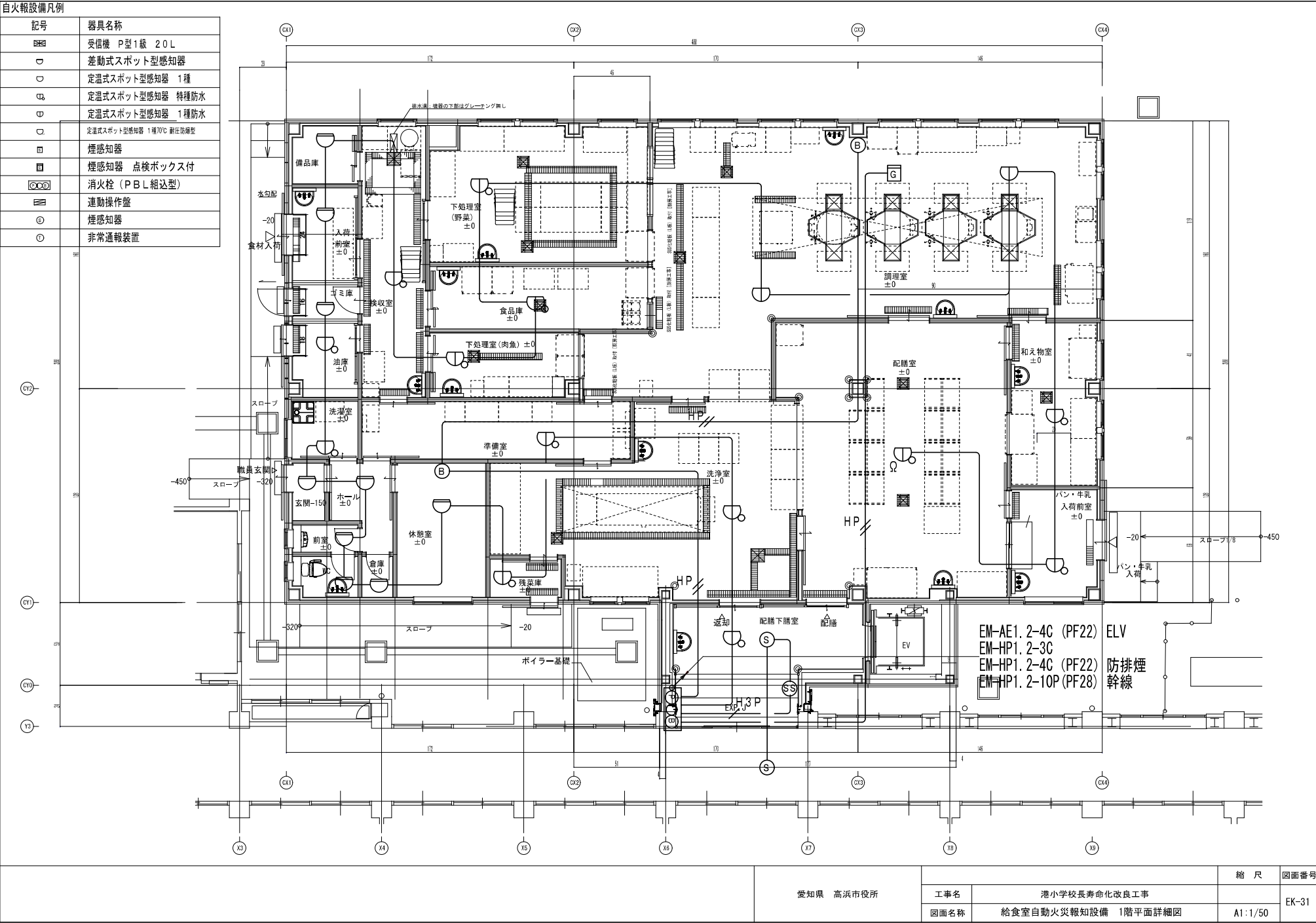
注：防火区画の貫通処理は、大臣認定工法（防火キットなど）または、前後1m以上網智施工とする。

愛知県 高浜市役所

工事名 港小学校長寿命化改良工事
図面名称 給食室自動火災報知設備 3階・4階平面図

縮 尺 図面番号

A1 : 1/200 EK-30



愛知県 高浜市役所

工事名 港小学校長寿命化改良工事

図面名称 給食室自動火災報知設備 1階平面詳細図

縮 尺 図面番号

A1:1/50 EK-31